

清掃事業概要

(令和 6 年度版)

高知市環境部

目次

第1章 市勢

1 沿革	1
2 市民憲章	1
3 都市宣言等	2
4 位置と地勢	2
5 人口と世帯数	2

第2章 事業の沿革と行政計画等

1 事業の沿革	
(1) ごみ処理事業	3
(2) し尿処理事業	8
2 一般廃棄物処理基本計画	
(1) 概要	10
(2) ごみ処理基本計画	11
(3) し尿処理基本計画	14
(4) 第4次一般廃棄物処理基本計画の計画指標の進捗状況	15
3 災害廃棄物処理計画	16
4 その他の行政計画等	
(1) 一般廃棄物処理実施計画	16
(2) 循環型社会形成推進地域計画	16
(3) 容器包装廃棄物分別収集計画	16

第3章 組織・人員

1 機構	17
2 事務分掌	18
3 職員の配置状況	19
4 組織の変遷	20

第4章 予算・決算・原価計算及び処理手数料の推移

1 歳入	22
2 歳出	23
3 一般会計に占める清掃関係費の推移	23
4 ごみ関係原価計算	
(1) ごみ処理原価	24
(2) ごみ関係決算額とごみ処理原価対象額の差額	25
5 一般廃棄物処理実態調査結果に基づくごみ事業経費	
(1) 一般廃棄物処理実態調査 ごみ事業経費関係一歳出 抜粋	26
(2) 1 t 当たりごみ事業経費	26
(3) ごみ関係処理及び維持管理費内訳	27
(4) 一般廃棄物処理実態調査によるごみ関係事業経費の算出について	27
(5) ごみ処理原価計算と一般廃棄物処理実態調査(ごみ事業経費)の差額	28
6 し尿関係原価計算	
(1) し尿処理原価	29
(2) し尿関係決算額とし尿処理原価対象額の差額	29

7 一般廃棄物処理実態調査結果に基づくし尿事業経費	
(1) 一般廃棄物処理実態調査 し尿事業経費関係一歳出 抜粋	30
(2) 1kℓ当たりし尿事業経費	30
8 ごみ処理手数料の推移	31
9 し尿処理手数料の推移	32

第5章 ごみ処理事業

1 概要	33
2 ごみの収集及び処分	
(1) 直営又は委託によるごみ収集	34
(2) 許可業者等によるごみ収集	34
(3) ごみ搬入量の推移等	35
(4) 中間処理・処分	38
(5) 再資源化	38
3 リデュース・リユース・リサイクル(3R:スリーアール)の推進	
(1) 出前講座等ごみ問題を話し合う会	39
(2) 高知市廃棄物減量等推進員制度	40
(3) 生ごみ処理容器購入補助・電動生ごみ処理機購入補助事業	40
(4) 高知クリーン推進会	40
(5) 事業系一般廃棄物減量化等計画書	40
(6) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加	41
(7) 高知市食べきり協力店	41
(8) 量販店等と連携したペットボトルの拠点回収	41
(9) ペットボトルの水平リサイクルの促進(コンビニ店頭でのペットボトル回収)	41
(10) 民間事業者との連携によるリユースの促進	41
(11) PR啓発事業	42
(12) 家庭ごみ有料化の取組	42
4 エネルギー等の有効利用の取組	
(1) 焼却灰再利用研究・再資源化	43
(2) 余熱利用施設	43
(3) 余剰電力の売却	43
5 まちの美化推進	
(1) 環境美化重点地域の指定	43
(2) 歩きたばこ等禁止区域の指定	43
(3) 自動販売機業者への指導・勧告	44
(4) まちを美しくする運動	44
6 処理実績	
(1) ごみの搬入	46
(2) ごみの処分	47
(3) 資源物等収集実績	47
(4) 令和5年度 搬入・処理内訳	49
7 ごみの組成	50
8 産業廃棄物と一般廃棄物	
(1) 廃棄物の定義	51
(2) 産業廃棄物処理業許可件数の推移	54
(3) 産業廃棄物処分業許可者による処理施設の設置許可状況	55

(4) 産業廃棄物収集運搬業	55
(5) 産業廃棄物処分業	55
(6) 一般廃棄物処理業等許認可関係一覧	56
(7) 一般廃棄物処理業許可申請件数	56
(8) 行政処分等の実績	56
(9) 水質調査等の実績	57
(10) 建設リサイクル法届出等の件数	57
(11) 自動車リサイクル法受付等実績	57
(12) PCB廃棄物届出事業場数等	58
(13) 苦情等件数の推移	59
9 エコタウン事業	
(1) 制度創設の趣旨	60
(2) 事業の目的	60
(3) 承認された地域	60
(4) 「エコタウン高知市・事業計画」の概要	60
(5) エコタウン事業への取組	60
10 可燃ごみ(生ごみ)収集日別地区割図	63
11 高知市の家庭ごみの出し方(分別チラシ)	64
12 ごみ関係看板一覧	66

第6章 し尿処理事業等

1 し尿処理事業	
(1) 概要	67
(2) し尿等の収集及び処理	67
(3) 処理実績	69
(4) 処理手数料の助成	69
(5) 特別収集手数料の助成	69
(6) 公益財団法人高知市環境事業公社	70
2 浄化槽	
(1) 高知市の浄化槽行政の概要	72

第7章 施設・機材

1 施設	78
2 機材	93
3 その他	94

第8章 広域連携で進める取組

1 魚腸骨	96
2 医療廃棄物	96

第9章 公社等

1 エコサイクル高知	97
2 高知県魚さい加工公社	97
3 高知市環境事業公社	98

第10章 条例・規則等

1	令和6年度一般廃棄物処理実施計画	99
2	高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	111
3	高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則	120
4	高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	126
5	高知市ふれあい収集事業実施要綱	131
6	高知市一般廃棄物処理指導要綱	134
7	高知市事業系一般廃棄物の減量及び処理等に関する指導要綱	136
8	高知市産業廃棄物処理指導要綱	137
9	高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分の公表に関する要綱	144
10	高知市産業廃棄物処理施設設置審議会条例	146
11	高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員の就業等に関する要綱	147
12	高知市資源物等持ち去り防止パトロール員の就業等に関する要綱	148
13	高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱	149
14	高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度実施要綱	151
15	ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱	153
16	高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱	155
17	高知市食べきり協力店登録制度実施要綱	158
18	高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	160
19	高知市廃棄物処理施設整備基金条例	163
20	高知市次期清掃工場整備基金条例	164
21	高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程	165
22	高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付要綱	168
23	高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	170
24	高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則	176
25	高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例	180
26	高知市歩きタバコ等の防止に関する条例	184
27	高知市歩きタバコ等の防止に関する条例施行規則	186
28	高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	187
29	高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則	189
30	手数料	191

第11章 清掃年表

1	清掃年表	194
---	------	-----

令和6年度 環境標語入選者一覧

	作品	学校名
1	リサイクル 미래のために いまうごけ	横浜新町小学校
2	給食を 残さず食べて エコ100点	初月小学校
3	ごみへらす ぼくのどりよくを なくさない	朝倉小学校
4	とりくもう みんなのもくひょう ゴミ0に	小高坂小学校
5	おわらせる ぼくのじだいで ゴミ間だい	一宮小学校
6	コンビニで すぐ食べるなら 手前取り	泉野小学校
7	埋め立て地 なくなるまえに ゴミへらす	潮江東小学校
8	なくそうよ 食品ロスを わが家から	朝倉第二小学校
9	あにのふく まだつかえるな リユースだ	大津小学校
10	よく食べて 食品ロスと さようなら	秦小学校
11	リサイクル さよならじゃない またくるね	介良小学校
12	リサイクル 地球よろこぶ 愛言葉	旭小学校

第1章 市 勢

1	沿革	1
2	市民憲章	1
3	都市宣言等	2
4	位置と地勢	2
5	人口と世帯数	2

第 1 章 市 勢

1 沿 革

本市は、明治 22 年（1889 年）に市制が施行され、初代市長に一圓正興が就任した。以来、戦災や震災、水害等幾多の試練を市民と行政のたゆまぬ努力によって克服し、本市の発展に取り組んできた。

平成元年には、記念すべき市制 100 周年を迎え、平成 10 年 4 月には 32 万市民の住む中核市として新たな時代への第一歩を踏み出した。

戦後の公選市長は、山本暉（昭和 22 年～26 年）、氏原一郎（昭和 26 年～41 年）、坂本昭（昭和 42 年～53 年）、横山龍雄（昭和 53 年～平成 6 年）、松尾徹人（平成 6 年～15 年）、岡崎誠也（平成 15 年～令和 5 年）、桑名龍吾（令和 5 年～）と続いてきている。

山本市長時代は、地方制度の確立と戦災復興の基礎づくりに努め、氏原市長時代は、戦災復興の仕上げと都市計画に、坂本市長時代は、民主市政を目指したコミュニティの推進と市民の命と暮らしを守るための福祉対策や災害対策に取り組み、地方中核都市としてのまちづくりを進めた。さらに、横山市長時代は、防災対策をはじめ学校建設・福祉行政など市民生活の安定・向上に努め、21 世紀に向けた都市発展の基礎づくりを進めた。

平成 6 年 11 月に就任した松尾市長は、産業の振興、都市基盤の整備とともに、人間性を大切にし、人の心に潤いと安らぎをもたらす優しさを基調としたまちづくりに取り組んだ。また、平成 10 年 3 月には、高知インターチェンジの開通、高知新港の一部供用開始など、高度開放化時代の本格的な到来を迎え、4 月には四国で初めて「中核市」に移行した。その後、同年 9 月に市東部を中心とした未曾有の水害により、市民生活に甚大な被害が生じたことから、防災対策事業へ力を注ぐとともに、社会福祉施策の充実、文化体育施設の建設などプロジェクト事業を推進し、地方分権社会へ向けた取組を進めた。

平成 15 年 11 月に就任した岡崎市長は、南海トラフ地震に備えた防災対策、交通及び社会環境の整備、社会福祉の充実、観光振興・産業の活性化、地域共生社会の実現など市民の暮らしに視点を置き、「次代へとつなぐ共生と安心のまちづくり」を進めた。

平成 17 年 1 月の鏡村・土佐山村に続き、平成 20 年 1 月の春野町との合併による基礎的条件の変化や人口減少社会に対応すべく、平成 23 年 3 月には「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像とする 2011 高知市総合計画を策定し、中山間地域、田園地帯、都市部がバランスよく調和した特色あるまちづくりを目指している。

2 市 民 憲 章

澄みきった空、輝く太陽、広い海、緑の山々

この美しい山河に、わたしたちの先人は、自由民権の思想を開花させました。それは近代日本のこころのふるさとでもあります。

わたしたちは、いま、この貴重な先人の遺産のうえに、さらに豊かで明るい市民生活をきずきあげるため、みんなで手を取りあって前進します。

ここに、わたしたち市民の自治と自律のさだめとして、この高知市民憲章を制定します。

1. 鏡川を清潔なまちのシンボルにしましょう。
1. 世界をむすぶ高い文化と教養のまちにしましょう。
1. たがいに親切にし、あたたかい社会をつくりましょう。
1. 健康で働き、豊かなまちにしましょう。
1. 交通ルールをまもり、事故のない安全なまちにしましょう。 （昭和 44 年 4 月 1 日制定）

3 都市宣言等

宣言年月日	名 称	趣 旨
昭和37. 3. 17	安 全 都 市 宣 言	各種災害撲滅，市民生活安全確保のため市民運動を推進
37. 3. 17	平 和 都 市 宣 言	永久の平和都市であることを決意
37. 12. 19	国土を美しくする都市宣言	『美しい郷土を私たちの手で』つくりあげることを決意
41. 12. 16	明るく，正しい選挙都市宣言	民主政治を守り発展させるために明るく正しい選挙を推進
59. 7. 4	非 核 平 和 都 市 宣 言	世界の核兵器を廃絶し，恒久平和実現を決意
60. 3. 20	健 康 都 市 宣 言	健康で明るい市民都市づくりにまい進を決意
平成元. 3. 27	高 知 市 平 和 の 日	8月6日を「高知市平和の日」と定め平和思想を継承していく
2. 3. 27	ゆ と り 宣 言	充実した自由な時間と潤いのある生活を目指すことを決意

4 位置と地勢

四国南部のほぼ中央に位置し，北部は山林，西部は丘陵地が続き，平野の開けた中央部から南東部にかけて都市，同じく平野の東部には水田地帯が広がっている。また，南部は土佐湾に面し，海岸線からは雄大な太平洋を一望することができる。土地は総体的に低く，東・南部の湿田地帯は－1.0m，市中心部の県庁前が3.0m，西部の旭駅前が6.2m，筆山公園117.9m，正蓮寺330～350m，北方山岳地帯が400～1,200mという現状であり，雨量が多く，夏から秋にかけて台風の襲来がたびたびあるが，北に四国山地，南に黒潮の暖流が巡る南国的な明るい都市である。



東 経	北 緯	東西最長	南北最長	面 積
133 度 31 分 53 秒	33 度 33 分 32 秒	21.49 km	24.83 km	309.00 km ²

(注) 東経および北緯は世界測地系経緯度表示による。

5 人口と世帯数

(単位：人，世帯)

総 数	人 口		世 帯 数
	男	女	
314,116	146,903	167,213	163,985

(注) 人口，世帯数は令和6年4月1日現在の住民基本台帳による。

第2章 事業の沿革と行政計画等

1	事業の沿革	3
2	一般廃棄物処理基本計画	10
3	災害廃棄物処理計画	16
4	その他の行政計画等	16

第2章 事業の沿革と行政計画等

1 事業の沿革

(1) ごみ処理事業

○ 明治～戦中期

本市におけるごみ処理事業は、かなり以前から行われており、汚物掃除法（明治33年法律第31号）の制定時には巡視6名、運搬夫14名を置いていた記録がある。当時のごみは、肥料となるものは浦戸町（現南はりまや町1丁目）、農人町、菜園場、刎橋の移船場で農家に渡し、残りは柳原で焼却処理していた。その後、大正6年には江ノ口に焼却場を設け、昭和5年には下知の丸池町に新様式の焼却場をつくって移転した。

この丸池町の焼却場は、戦中・戦後を通じて本市のごみ処理の基幹的施設として稼動した。

○ 戦後～

ア 収集

(イ) 可燃ごみ

経済の高度成長に伴う都市部への人口集中と生活様式の多様化により増大するごみの排出量に対応するため、昭和43年度を初年度とする「収集方法近代化3か年計画（総額5,248万円）」を策定し、昭和45年度末から市内の一部を対象に、収集方法を戸別収集からダストボックスとポリ容器による週2回ステーション方式に変更し、昭和47年度からはダストボックスを廃止して、全市域を対象にポリ容器によるステーション収集を実施した。

あわせて、昭和46年度からは、一般家庭のごみ収集手数料を無料とし、不燃物の分別収集も一部開始した。

その後、ポリ容器収集は、焼却、水切り、収集効率の面などで種々の問題が生じたため、昭和54年度から丈夫な紙袋またはポリ袋による収集とした。

また、収集日が全市的に整理されていなかったことによる不法投棄等の弊害も出てきたため、昭和59年4月から地区割りを単純化し、収集の効率化及び都市の美化推進を図ることとした。

平成9年11月からは、分別・減量・再資源化の促進を図るため、市内の量販店等に対する協力依頼や町内会等への説明会を開催するなどの啓発活動に加えて、収集作業の安全性確保等を目的として、平成10年4月からごみ袋の「透明・半透明」化を一部試行し、従来の黒色ごみ袋から、中身の見える透明・半透明袋に切り替えた（平成11年4月から完全実施）。

平成19年10月には、分別区分の見直しにより「生ごみ」から「可燃ごみ」と名称変更し、小型のプラスチック製品等も収集することとした。

(ロ) プラスチック製容器包装

プラスチックごみは熱量（カロリー）が高く、焼却処理する場合には、処理能力の低下や環境汚染の原因となる。このことに対応し、また、焼却ごみを減らすために、昭和63年6月1日から三里、大津、上街のモデル地区（全市の8.3%の世帯、8.9%の人口）の協力を得て、週1回プラスチック系ごみの分別収集を行った。

その後、平成元年7月5日から主に市内東部12地区へ収集を拡大し、平成2年1月24日から全市域での分別収集を開始した。

平成13年11月から容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）の施行に対応し、それまでのプラスチックごみの分別区分の見直しを行い、プラスチック製容器包装のみを週1回収集することとした。

平成18年度に、（財）日本容器包装リサイクル協会（平成22年4月1日公益財団法人に移行）へ引き渡しているプラスチック製容器包装の品質が悪かったため（汚れの付着、不適物の混入）、その解決策として、汚れの落ちにくい物、落ちない物は可燃ごみと一緒に排出するよう周知すると

ともに、分別が不適正なごみについては警告文を貼り、ステーションに残し、啓発している。

(ウ) ペットボトル

ペットボトルについては、平成 10 年 9 月から 11 月まで瀬戸地区の量販店でモデル収集を行い、平成 12 年 4 月から市内量販店等における拠点回収方式による分別収集を開始した。収集は従来、直営で行っていたが、平成 24 年 4 月から委託による収集に切り替えた。

(エ) 資源物、可燃粗大ごみ、家電品、水銀含有廃棄物、不燃ごみ、発火器具・ライター類

昭和 46 年度からテストケースとして、一部地区を対象にダストボックス（みどりの箱）による月 2 回の不燃物収集を始めて以降、不燃物収集の対象世帯は増え、昭和 49 年度には約 1 万 9,000 世帯となった。また、ダストボックスの無設置地区に対しては、町内会単位の通報制により 3～4 か月に 1 回の割合で不定期収集を行ってきたが、全市を対象に実施するには至らず、市民から実施を望む声が大きくなった。

そのため、全市を対象に 200 世帯を単位とする登録制にて収集することとし、昭和 51 年 7 月から高知市再生資源処理協同組合（10 業者）の協力を得て、2 か月に 1 回、全市的な資源・不燃物の 5 種類分別収集を開始した（開始当初は 273 団体 4 万 9,470 世帯）。

さらに、昭和 53 年度からは月 1 回収集に移行し、昭和 59 年 1 月から水銀含有廃棄物（乾電池、蛍光灯、鏡、体温計、温度計）の収集を開始した。また、平成 13 年に発火器具・ライター類を分別区分に追加した。

その後、埋立ごみを削減し、三里最終処分場の延命化を図るため、平成 16 年 10 月から、プラスチック製品等、可燃性の素材が大半を占める物を焼却処理することとし、分別区分を変更した。

なお、不燃雑ごみの収集については、従来、直営で行っていたが、平成 17 年 11 月から高知市再生資源処理協同組合への委託に切り替えた。

平成 19 年 10 月から大型のプラスチック製品やタンスなどの大型木製品などを「可燃粗大ごみ」、埋め立てる廃棄物を「不燃ごみ」にそれぞれ名称変更するとともに、飲料用紙パックを資源物に追加及び家電品を分別区分に追加した。

平成 22 年 11 月から、従来不燃ごみとしていたかさを金属類として資源回収を始め、平成 23 年 3 月から雑がみを資源物に追加した。

現在は、資源物、可燃粗大ごみ、家電品、水銀含有廃棄物、不燃ごみ、発火器具・ライター類に区分し収集している。

また高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第 1 号）の一部改正により、平成 24 年 7 月からは、市及び市から委託を受けた者以外の者が、ステーションに置かれた資源物等を収集運搬することを禁止した。

(オ) ふれあい収集

ごみを各集積所に出すことが困難な市民に対する可燃ごみ・プラスチック製容器包装の「ふれあい収集」（戸別収集）の試行収集を、平成 30 年 10 月から長浜・御畳瀬・浦戸地区、平成 31 年 3 月から旭・鏡地区にて、また、令和元年 7 月から五台山・高須・大津・介良・土佐山地区を追加し、計 10 地区にて行った。令和 2 年 4 月からは、市内全域でふれあい収集を実施している。

また、利用者からの要望を受けて、令和 6 年 3 月から対象品目を現行の可燃ごみ・プラスチック製容器包装から一部の資源物（ビン・カン・紙類）にも拡大し試行的に実施している。

(カ) 収集体制

収集体制については、ごみ収集業務の効率化を図るため、昭和 53 年 7 月、北本町 4 丁目に清掃車の車庫と事務所である高知市クリーンセンターを設置し、8 月から旧宇賀清掃工場の収集部門が、続いて昭和 54 年 12 月には大谷清掃工場の収集部門がそれぞれ移転して全車両を集結し、より効率的な収集業務を可能とした。なお、高知市クリーンセンターは平成 27 年 3 月に長浜宮

田へ新築移転した。

イ 処理

(ア) 焼却処理

焼却処理については、昭和 37 年に大谷清掃工場（昭和 54 年 12 月廃止）、昭和 42 年に旧宇賀清掃工場（平成 14 年 4 月休止）を新設したことにより、同年 4 月丸池町の焼却場を閉鎖した。

また、昭和 47 年 3 月には総工費約 7 億円を投じた菖蒲谷清掃工場（昭和 55 年 10 月休止）が完成し、旧宇賀清掃工場を昭和 50 年度に廃止した後は、大谷、菖蒲谷両清掃工場で行ってきた。

その後、昭和 52 年 7 月から旧宇賀清掃工場用地内に新たな清掃工場の建設を進め、昭和 55 年 10 月から本格運転を開始した。この宇賀清掃工場は全連続燃焼式焼却炉で、施設規模は 450 t / 24 h（150 t / 24 h × 3 基）であった。この工場の本格運転に伴い可燃ごみは全量焼却処分が可能となり、平成 14 年度に廃止されるまでの間、本市の基幹的施設として機能した。

ごみの量は依然として増え続ける傾向にあり、ごみ排出量の予測から平成 14 年度で可燃ごみの全量焼却が限界に達すると見込まれたことに加え、生活様式の多様化に伴うごみ質の変化や宇賀清掃工場の老朽化もあり、事態は深刻化していた。

そこで、安定的なごみ処理の継続や、平成 14 年 12 月から適用されるダイオキシン類の排出規制にも対応するため、平成 10～13 年度までの 4 か年計画で新たな清掃工場の建設を進め、平成 13 年 11 月からの性能試験を経て、平成 14 年 3 月に高知市清掃工場として完成した。

同工場は、全連続燃焼式焼却炉で、施設規模は 600 t / 24 h（200 t / 24 h × 3 基）であり、灰溶融炉 80 t / 24 h（40 t / 24 h × 2 基）を備え、焼却灰などを溶融固化し、建設資材等への再利用を図ってきた。平成 15 年 3 月には経済産業省の新エネルギーバイオマス発電工場として認定を受け、ごみ焼却時の熱エネルギーを活用して発電を行い、工場内や併設する余熱利用施設（ヨネッツこうち）で有効利用するとともに、余った電気を電気事業者に売却している。その後、平成 25 年 1 月には「再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法」による設備認定を受け、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」へ移行した。

ごみ焼却後の焼却灰・焼却飛灰については、平成 22 年 3 月に灰溶融設備を休止したため、従来の溶融固化から、焼却灰はセメント資源化、飛灰は平成 25 年度まで山元還元、平成 26 年度以降は、焼却灰・焼却飛灰をセメント資源化している。これらの再資源化等の取組により、平成 19 年度以降、ゼロ・エミッションを達成している。

また、平成 16～18 年度までの 3 か年で宇賀清掃工場工場棟の解体並びに解体後の跡地整備を実施し、既に稼働している高知市清掃工場及びヨネッツこうちを含む清掃工場の敷地全体が緑地公園（エコパーク宇賀）として完成し、平成 19 年 4 月から一般に開放している。

清掃工場は、平成 14 年から本格稼働しており、通常、ごみ処理プラントの寿命は 20 年程度といわれていることから、長寿命化を図るため、平成 30 年度から令和 10 年度までを事業年度とする長期整備計画に基づき、中央監視制御装置の更新等の大規模改修を実施している。

(イ) プラスチックごみの処理

分別収集されたプラスチックごみは、菖蒲谷プラスチック減容工場（昭和 55 年 10 月から休炉していた菖蒲谷工場を改造し平成元年度から稼働開始）にて 1/40 に圧縮・減容固化した後、三里最終処分場で埋立処分を行っていた。

その後、容器包装リサイクル法施行に伴い、同工場の設備を圧縮梱包に変更し、平成 13 年 11 月以降は、（公財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡してプラスチック製容器包装の再商品化を行っている。

(ウ) ペットボトルの処理

ペットボトルについては、平成 2 年度から、プラスチックごみから手選別により回収・売却を

開始したが、汚れや回収量等の問題があり、平成 10 年 9 月から 11 月まで瀬戸地区の量販店でモデル収集を行い、平成 12 年 4 月から市内量販店等における拠点回収方式による分別収集を開始し、本市独自のルートにより再資源化を実施していたが、令和 2 年 4 月から（公財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡して再資源化している。

(エ) 資源物、水銀含有廃棄物、家電品の再資源化

昭和 51 年 7 月から全市的な資源・不燃物の分別収集を開始したことに伴い、資源・不燃物登録団体の集積場所に排出される資源物の再資源化を開始した。高知市再生資源処理協同組合への委託により収集された資源物は、高知市再生資源処理センターで分類・整理し、再生利用のルートに乗せている。また、各資源・不燃物登録団体へは、高知市再生資源処理協同組合から売上金の一部を分別援助金として還元している。

水銀含有廃棄物は、高知市再生資源処理センター内で専用器具により破砕やドラム缶への密封などの中間処理を行った後、水銀再生処理工場へ送り再生利用を行っている。

家電品については独自に再資源化を行っていたが、平成 30 年 10 月から、より高度な再資源化を図るため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく、国の認定事業者への引渡しを開始した。

(オ) 最終処分

昭和 60 年 3 月に完成した三里最終処分場については、浸出する汚水の処理施設を完備した埋め立て容量 23 万 m³ の最終処分地として、同年 4 月 10 日から埋立処分を行ってきた。

その後、処分量が限界に近づいたことから、平成 8 年 10 月に 31 万 8,000 m³ に増量する延命化工事を行うとともに、同年 12 月には隣接地を取得し、拡張整備に取り組んだ。拡張整備分の埋立容量は 38 万 m³ で、拡張前の処分地が平成 10 年 11 月に埋立完了したことを受けて、同月から整備が完了していた南側の 1 区画を部分的に供用開始し、全体工事は平成 11 年 3 月に完了した。現在は埋め立てごみの減量化や再資源化により、延命化が図られている。

ウ 市町村合併に伴う収集・処理体制

(ア) 収集

平成 17 年 1 月 1 日に合併した鏡・土佐山地区のごみ収集について、合併後一定期間は、それぞれの地区において従前の分別区分及び収集体制を継続していたが、平成 20 年 10 月から土佐山地区を、平成 22 年 4 月から鏡地区をそれぞれ直営収集（資源物は一部委託）に変更し、平成 24 年 4 月からは、分別区分についても旧高知市と統一した。

平成 20 年 1 月 1 日に合併した春野地区のごみ収集については、平成 24 年度まで分別区分及び収集体制を一部継続させ、可燃ごみは指定袋による有料収集を行っていた。平成 25 年 4 月から分別区分及び収集体制を旧高知市と統一し、直営収集（資源物は一部委託）を行っている。

(イ) 処理

鏡・土佐山地区のごみ処理について、合併時から、高知市内の処理施設において行っている。春野地区のごみ処理について、平成 24 年度まで、可燃ごみは高知中央西部焼却処理事務組合〔構成団体：土佐市・高知市（旧春野町行政区域内）・いの町・日高村〕で焼却処理を行い、その他のごみは、旧高知市と同じ施設で処理をし、プラスチック製品等は可燃雑ごみとして高知市清掃工場で行った。平成 25 年 3 月末で高知市は高知中央西部焼却処理事務組合を脱退し、平成 25 年 4 月から処理体制を旧高知市と統一した。

エ その他

(ア) 散乱ごみ

地域の自然環境や生活環境の保全、ポイ捨てごみのない清潔で美しいまちづくりを進めるため、

平成8年4月1日に高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を一部改正した。改正した条例には、自動販売機により飲料を販売する事業者に対して、回収容器の設置や適正管理の義務づけや、特に美観の保護を図る必要のある区域を環境美化重点地域として指定し、当該地域内でたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす又は空き缶等（飲料用紙パックを含む）を捨てた者に、5万円以下の罰金を課する規定を盛りこんだ。

そして、平成8年7月31日に市内中心部を重点地域として告示、同年11月1日から指定した。

また、平成14年10月からは「新緊急地域雇用放置廃棄物回収事業」の導入を契機に、ポイ捨て禁止のPR、清掃活動を実施している。

(イ) 特定家庭用機器廃棄物等

平成13年4月から本格施行された特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に対応し、該当する家電製品の収集を取り止めた。また、小売業者が引き取る義務のない家電製品については、高知県電機商業組合と協定することで加盟店での引取りが可能となった。

さらに、平成15年10月1日からはメーカー等による「家庭系パソコン」のリサイクルに対応した。

また、令和4年8月1日から協定を締結し、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への引取を市民に周知できるようになった。

(ウ) 条例等

排出量を抑制し、分別収集、再生利用の徹底などを推進していくことを基本にした廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が平成4年7月改正施行され、本市も、これを受けて平成6年1月1日に高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第28号）及び同条例施行規則を全面改正し、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同条例施行規則として施行した。

ごみ処理手数料については、平成8年の改定から据置きとなっていたが、処理原価に占める収入の比率が年々低下している状況から、平成16年7月1日に急激な値上げに配慮しつつ、原価を考慮した引上げを行い、平成19年4月1日には原価に見合う新料金を適用した。また、平成26年4月1日には消費税法の改正に伴う料金改定、令和元年10月1日には消費税率の改定に伴う料金改定を行った。

(エ) 産業廃棄物及び広域的な取組

本市は、平成10年4月から中核市へ移行したことに伴い、高知県から産業廃棄物についての事務権限が委譲され、一般廃棄物と併せて総合的な廃棄物行政に取り組むこととなったが、産業廃棄物処理については従前から一定の役割を担ってきた。

具体的には、(財)高知県医療廃棄物処理センター（高知県主体に平成4年7月1日設立）及び(財)エコサイクル高知（高知県、県内市町村、建設業界、廃棄物処理業界等、関係団体により平成6年4月19日設立、平成25年4月1日公益財団法人に移行）に出捐を行い、産業廃棄物の適正処理の推進に努めてきた。その後、平成23年1月に、(財)高知県医療廃棄物処理センターは、(財)エコサイクル高知と合併した。

なお、医療系産業廃棄物の処理については、高知市内で発生する医療廃棄物を中心に焼却処理を行っていたが、平成12年11月6日、焼却炉排ガス中のダイオキシン類濃度の調査結果が、排出基準値の約6.4倍の510ng-TEQ/m³Nあることが判明したことから、11月7日に焼却施設の操業を一旦停止し、平成15年7月末に完成したマイクロウェーブ熱処理施設での滅菌処理後、民間処理施設で焼却を行うこととした。その後、平成23年10月に日高村に、産業廃棄物処理施設であるエコサイクルセンターが完成し、医療廃棄物については、引き続きマイクロウェーブ処理による滅菌処理、民間処理施設での焼却を行った後、残渣をエコサイクルセンターにて埋立処分

している。

なお、平成 23 年 10 月から稼働を開始した管理型産業廃棄物最終処分場「エコサイクルセンター」（日高村）について、埋立完了が見込まれていることから、県が佐川町に新たな管理型最終処分場を整備することを決定したことを受け、新たな管理型最終処分場の整備について、関連自治体等と協議を行い、現在建設中である。

また、循環型社会の形成に向けた取組として、（公財）高知県魚さい加工公社の運営に協力を行っている。

（オ）その他

事業所ごみの減量・リサイクルの推進を目的として、平成 4 年 11 月に官公庁、会社、商店などを会員事業所とする「高知クリーン推進会」が結成され、平成 4 年度から資源物の共同回収を開始し、令和 5 年 3 月まで活動を行った。OA 用紙回収事業によって収益が生じた場合は、再生トイレットペーパーなどの形で会員事業所等に還元を行った。

家庭系生ごみの減量を推進するため、平成 7 年度に生ごみ処理容器による堆肥化実験を市民 37 名により実施し、1 年間で 1 世帯当たり約 240 kg の減量に成果があり、かつ、ごみに対する意識が高まることが分かった。

この結果を受け、平成 8 年 8 月から平成 31 年 3 月まで、生ごみ処理容器に対する購入補助を行った（平成 15 年 8 月から 20 年 3 月まで「電動生ごみ処理機」の購入に対しても補助を行った）。

さらに、市民から要望を受けて、地域においてごみの減量、分別収集の徹底等を推進する指導者である高知市廃棄物減量等推進員を平成 12 年 1 月に設置し、町内会や資源・不燃物登録団体の代表者等の中から、523 名（当初設置時）を推進員として委嘱した。

（2） し尿処理事業

○ 収集

し尿については、昭和 20 年代までは農作物の肥料として土壌に還元することが主であったが、都市化の進展と農村における化学肥料の使用増加等により、都市部における処理対策が求められるようになってきた。

本市においても昭和 29 年の清掃法施行に伴い清掃条例を制定し、海洋投棄を終末処理の第一義とし、農家還元についても配慮していく方針を決定した。

このことにより、中継槽 1 か所及び市の周辺地区にし尿槽 4 か所を設置し、市の施設は直営（し尿車 2 台）、一般家庭は民間許可業者（14 台）による収集を行ってきた。

その後、サービスの向上と料金の適正化を図るため、昭和 40 年 1 月から地区割制を実施するとともに、料金については、同年 4 月から従量制を従量制と人頭制の併用方式に改め、1 か月 1 回の計画収集に努めた。

さらに、昭和 43 年の料金改定を機に計画収集の実施状況をチェックするため、各家庭へカードを配布し、昭和 46 年 9 月からは一地区複数業者制、収集困難地域の直営化など収集体制の改善を図った。

しかしながら、計画収集の遅れや料金問題について市民からの苦情を完全に解決することは困難であり、抜本的な解決策として民間の許可業者制を廃止し、公共性の高い公社制を採用することとし、昭和 50 年 2 月に効率的かつ合理的な運営を目指して、（財）高知市清掃公社（平成 3 年 5 月（財）高知市環境事業公社に名称変更、平成 25 年 4 月公益財団法人に移行）を設立、4 月から業務を開始した。

公社設立後は、市の施設及び収集困難世帯については直営により、それ以外はすべて公社が収集にあたってきたが、順次、公社収集へと移行し、昭和 59 年 7 月 1 日全面移管された。

また、し尿の収集運搬手数料については、公社の収支状況を考慮して、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正し、平成 8 年 1 月 1 日から一定の引き上げを行うとともに、収集費用等を勘案し、下水道処理区域（供用開始後約 3 年を経過した区域）内及び臨時収集の場合

の特別収集手数料を新設した。

○ 終末処理

終末処理については、昭和 29 年市有の海洋投棄船にて土佐湾沿岸に投入処分を開始後、48 年海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）の一部改正により、し尿投入地点を土佐沖 105 カイリ（室戸沖 75 カイリ）へ移した。その後、覚え書に基づき室戸沖 85 カイリへ投入処理を海運会社に委託して行ってきた。

また、昭和 49 年度に本市周辺 9 市町村による高知中央地区衛生事務組合を設立し、陸上処理施設の建設に努力を重ねてきたが、諸種の事情により同組合は解散することとなった。

このため、本市独自の陸上処理施設の建設を目指し、昭和 53 年 10 月、清掃部に清掃施設建設事務所を発足させ、立地条件について総合的な分析・検討を行った。

その結果、昭和 54 年 9 月に介良、五台山にまたがる地区を最適地と決定した。以来、約 2 年間にわたり説明会や先進施設の視察等を行い、地権者をはじめ関係住民の理解と協力により昭和 56 年 9 月に用地買収手続を完了、10 月 6 日、国の認証決定を得て、工事に着手した。

そして、昭和 58 年 12 月 12 日に陸上処理施設の試運転調整を開始し、東孕し尿中継場より生し尿の圧送を行う一方、昭和 59 年 1 月 23 日の出港を最後に約 30 年続けたし尿海洋投棄に終止符を打つこととなった。終末施設は、390kℓ/日の処理が可能な陸上処理施設、東部環境センターとして、昭和 59 年 7 月 1 日から本格稼働を開始し、現在に至っている。

なお、東孕し尿中継場は施設の老朽化や収集量の減少等により、平成 18 年度末で廃止し、19 年 7 月に陸上部分を民間へ売却した。

平成 20 年 1 月 1 日に合併した春野地区のし尿処理については、高知市が平成 26 年度末で仁淀川下流衛生事務組合を脱退したことに伴い、平成 27 年 4 月 1 日から東部環境センターにて行っている。

平成 31 年 4 月 1 日からは、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき嶺北広域行政事務組合（大豊町・本山町・土佐町・大川村）のし尿及び浄化槽汚泥の処分に係る事務を高知市が受託し東部環境センターにて処理を開始した。

東部環境センターは、昭和 59 年から処理開始しており、老朽化への対応が課題となっている。また、災害時のし尿処理にも対応できるようにする必要があることから、令和元年度から 4 か年の継続事業にて、第 2 系列生物処理工程・高度処理工程の長寿命化整備を完了した。

2 一般廃棄物処理基本計画

(1) 概要

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、本市が長期的・総合的な視点に立って、一般廃棄物の減量、再生利用及び適正処理を総合的に推進していくための基本的事項を定めており、一般廃棄物行政を進めていく上での基本方針となっている。

平成7年1月に第1次一般廃棄物処理基本計画(計画期間15年)を策定し、その後、平成12年6月の循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の制定とともに、各種廃棄物・リサイクル関連法の整備等を踏まえて、より一層環境への負荷の少ない資源循環型の環境都市の実現を目指していくため、平成15年3月に第2次一般廃棄物処理基本計画を策定した。第2次計画は、第1次計画の内容(減量化、適正処理の確保や処理施設の整備)に加え、循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用等による循環的な利用、環境負荷の少ない適正な処理を基本とした取組を推進する内容となっている。平成17年1月1日の鏡村・土佐山村との合併により変更となる部分について、平成18年2月に一部改訂を行った。

第2次計画期間中には、各種リサイクル法の整備による再生利用制度等、循環型社会構築に向けた取組が社会に浸透してきたことや、環境保全に関する国民的な意識の高まり等から、全国的にごみ排出量が減少した。こうした変化を踏まえ、国は平成20年3月に「第2次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、平成22年3月には「廃棄物処理法に基づく基本方針」も変更され、その中で、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合した「持続可能な社会」の構築をめざすことが提唱されるとともに、廃棄物の減量や再生利用に向けた新たな目標値の設定等が行われた。

本市においても、長期的に進展していくと予想される少子高齢化の影響等による人口減少等に対応しながら、一般廃棄物の市域内処理を基本に安定した廃棄物処理を行っていくため、平成25年3月に第3次一般廃棄物処理基本計画を策定した。

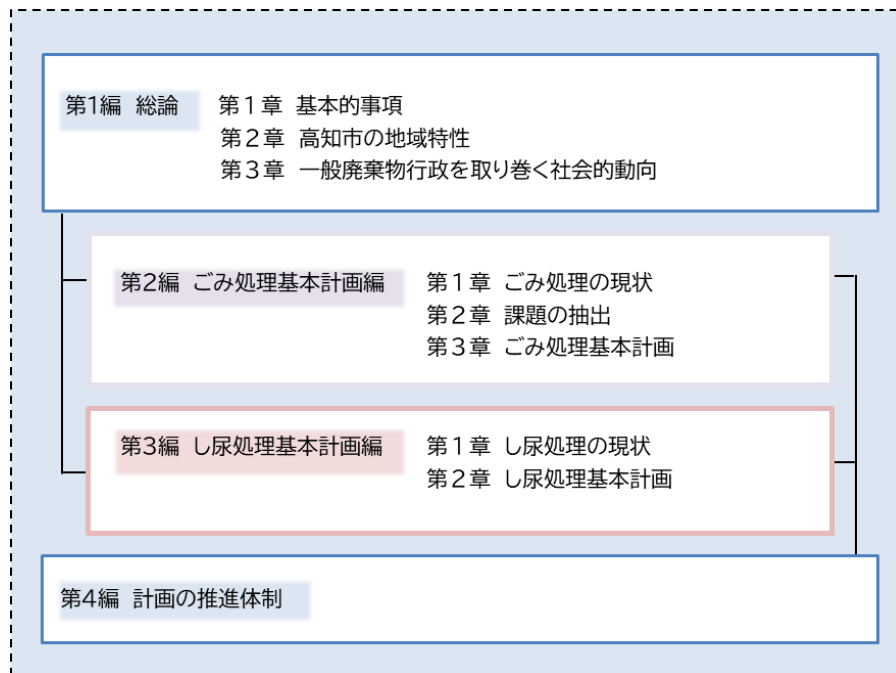
第3次計画期間中、本市では人口減少とともにごみの総量は減少傾向で推移したものの、1人1日当たりごみ排出量(資源となる物を除く)や、資源回収率の目標達成には至らず、取組の見直しや強化が求められた。また、今後増加が見込まれるごみ出し困難者への対応として、粗大ごみの戸別収集の導入検討など、ごみ収集サービスの在り方を検討する必要性が生じた。

一方で、地球規模でも環境問題に対する取組の機運が高まっており、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標(SDGs)が提示されたほか、平成27年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された「パリ協定」では、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量の実質ゼロが目標として掲げられ、世界全体が脱炭素社会の実現に向けて大きく舵を切ることとなった。

こうした本市を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、循環型社会の形成を着実に推進するため、令和5年3月に第4次一般廃棄物処理基本計画を策定した。

同計画は次のような構成となっている。

【 第 4 次高知市一般廃棄物処理基本計画の構成 】



(2) ごみ処理基本計画

① 基本理念と基本方針

ごみ処理基本計画では、「市民・事業者・行政の協働による持続可能な循環型社会の形成」を基本理念とし、その実現に向けて4つの基本方針を定めている。

○基本方針1 協働の基盤を創る取組の推進

市民・事業者の環境に対する意識を高め、一体となって3Rの取組を推進するため、積極的な情報発信や、幼少期からの環境教育の充実など、様々な普及啓発活動と協働の基盤創りに取り組みます。

○基本方針2 2R（リデュース・リユース）の推進

市民・事業者の各主体に求められる具体的な行動を周知・啓発し、ごみ減量や廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。特に食品ロスの削減や、ワンウェイプラスチックの削減など、可燃ごみの削減に向けた取組を推進します。

こうした取組が進むことで、将来的に建て替えが必要となる清掃工場の施設規模の縮小を目指します。

○基本方針3 リサイクルの推進

可燃ごみの中に、紙類や布類などのリサイクル可能な品目や、廃プラスチック類を始めとする産業廃棄物等の不適物が混入している状況にあることから、市民・事業者理解され、行動が実践されるよう普及啓発に努め、家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正排出に向けて取組を進めます。

また、プラスチック類のさらなる再資源化を図るために、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルに向け情報収集に努めるなど、積極的に取り組み、収集方法が決定した際には市民にわかりやすい広報活動に取り組みます。

○基本方針4 安全安心なごみ処理の推進

安全で適正なごみ処理を推進するため、収集・運搬、処理体制及び処理施設の充実を図ります。また、人口減少や高齢化社会の進行などの社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる持続可能なごみ収集体制の構築に取り組みます。

【 計画の施策体系 】

基本理念

市民・事業者・行政の協働による持続可能な循環型社会の形成



基本方針
1

協働の基盤を創る取組の推進

基本施策1 見える・伝わる・参加できる普及啓発の推進

基本施策2 協力・連携のための取組の推進

個別施策

- ・市民ニーズに応じた情報発信の充実
- ・市民への啓発活動の推進
- ・幼少期からの総合的な環境学習の充実
- ・事業者への啓発活動の推進
- ・清掃施設での搬入指導の強化
- ・市民との協力・連携による取組の推進
- ・事業者との協力・連携による取組の推進



基本方針
2

2R(リデュース・リユース)の推進

基本施策3 ごみの発生抑制の取組の促進

基本施策4 再使用の取組の促進

個別施策

- ・食品ロスの削減と生ごみ減量の促進
- ・プラスチックごみの減量の促進
- ・適正な受益者負担の検討
- ・リユースの促進



基本方針
3

リサイクルの推進

基本施策5 適正な分別排出の促進

個別施策

- ・資源物の適正排出の促進
- ・プラスチックごみの適正排出の促進
- ・その他適正排出の促進



基本方針
4

安全安心なごみ処理の推進

基本施策6 市民に寄り添った収集・運搬体制の構築

基本施策7 安全で効率的な中間処理・最終処分体制の構築

基本施策8 その他適正処理の推進

個別施策

- ・市民サービスの向上を目指した収集・運搬体制の構築
- ・収集車両基地等の適切な維持管理, 整備
- ・再資源化処理の推進
- ・焼却施設の適切な維持管理, 整備
- ・減容施設の適切な維持管理, 整備
- ・再資源化施設の適切な維持管理, 整備
- ・最終処分場の適切な維持管理, 整備
- ・一般廃棄物収集・運搬業に関する適正な許可の運用
- ・処理困難物への対応
- ・不法投棄対策の強化
- ・災害廃棄物への対応

② ごみ処理基本計画の目標

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」における、標準的な評価項目のうち、本市における主要課題を設定した3つの視点毎に、抽出した課題の解決に向けた施策や取組の効果を評価するための評価指標を設定し、以下の計画目標を定めている。

また、目標達成に向けた3Rの取組を、高知を代表する「よさこい祭り」のように、市民・事業者・行政の協働で明るく前向きに推進していく思いを込めて、「3R推進 こうち43COI(よさこい)プラン」をスローガンに掲げている。

視点	主要課題	計画の評価指標	計画目標値 (R14)
循環型社会 形成	ごみ排出量の減量と 資源回収率の 向上について	① 1人1日当たりごみ総排出量	976 g/人・日
		② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源となるもの除く)	506 g/人・日 (※うち可燃系ごみは 493 g/人・日)
		③ 事業系ごみ排出量	39,594 t
		④ 資源回収率	20.1%
		⑤ 最終処分場の残余年数	残余年数 20 年以上の維持
地球温暖化 防止	一般廃棄物の 焼却処理に伴う 温室効果ガス排出量の 削減について	⑥ 本市の一般廃棄物の焼却処理に 伴う温室効果ガス排出量	28,066 t-CO ₂
公共 サービス	市民満足度・ 市民サービスの 向上について	⑦ ごみ収集に関する市民満足度	満足している市民の割合 85%以上
		⑧ 3Rへの市民の参加度・協力度	取組の割合 80%以上



4 家庭からの可燃系ごみを1人1日 490g に減量

3 事業所からのごみを 39,000t に減量

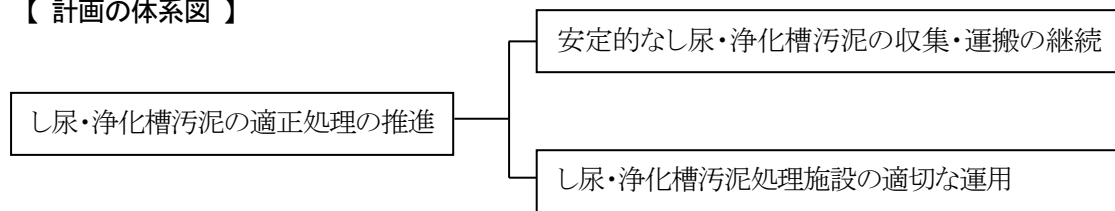
C カーボンニュートラルへの貢献

O 環(協働で取り組む 市民・事業者・行政の環(わ))

I “I=私” 1人ひとりの行動で未来に繋ごう

(3) し尿処理基本計画

【 計画の体系図 】



(1) 安定的なし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の継続実施に関する施策について

① 安定的かつ効率的なし尿・浄化槽汚泥の収集の実施と検討

(2) し尿・浄化槽汚泥処理施設の適切な運用に関する施策について

① 処理施設の適切な維持管理の実施

② 処理後の汚泥，放流水の有効利用

(4) 第4次一般廃棄物処理基本計画の計画指標の進捗状況

第4次一般廃棄物処理基本計画における8つの計画目標(①～⑧)のうち、毎年度の進捗管理を行うこととしている5つの評価指標(①～④、⑥)の令和5年度の実績は以下のとおり。

ごみの排出量(①～③)は、家庭・事業所ともに順調に削減できているが、④資源回収率は前年度よりも低下し、⑥本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量も目標値を超過している。

① 1人1日当たりごみ総排出量

基準値 (令和3年度)	目標値		直近の実績 (令和5年度)
	令和14年度	令和5年度	
1,006 g	976 g	1,012 g	949 g

② 1人1日当たり家庭ごみ排出量(資源となる物除く)

基準値 (令和3年度)	目標値		直近の実績 (令和5年度)
	令和14年度	令和5年度	
572 g (560 g)	506 g (493 g)	565 g (552 g)	545 g (533 g)

※下段()の数值は、上段のうち可燃系ごみの排出量を示す。

③ 事業系ごみ排出量

基準値 (令和元年度)	目標値		直近の実績 (令和5年度)
	令和14年度	令和5年度	
43,152 t	39,594 t	42,093 t	37,803 t

④ 資源回収率

基準値 (令和3年度)	目標値		直近の実績 (令和5年度)
	令和14年度	令和5年度	
17.6%	20.1%	17.7%	17.0%

⑥ 本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量

基準値 (令和3年度)	目標値		直近の実績 (令和5年度)
	令和14年度	令和5年度	
35,849 t-CO ₂	28,066 t-CO ₂	34,592 t-CO ₂	41,157 t-CO ₂

3 災害廃棄物処理計画

本市では、重点課題である南海トラフ地震対策として、市民の命を守る対策を最優先に位置付け、「揺れから命を守る対策」「津波から命を守る対策」「守った命を繋ぐ対策」「地域の防災力向上対策」を4本柱として取り組んでいる。

また、復旧・復興体制の強化として、環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「高知県地域防災計画」及び「高知市地域防災計画」、さらには「高知県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）」との整合性を図った「高知市災害廃棄物処理計画（以下「市計画」という。）」を平成27年3月に策定した。その後、「災害廃棄物対策指針」の改定や、「高知県第3期南海トラフ地震対策行動計画」に基づいて対策を進めたことによる減災効果を考慮して被害想定が見直され県計画が改定されたことを踏まえ、令和3年3月に市計画を改定した。

「市計画」策定後、環境部内の「災害廃棄物処理計画推進委員会」で、迅速な災害廃棄物の処理のための検討を継続し、関係団体との災害時協力協定の締結や、一般廃棄物処理施設のBCP対策、仮置場候補地の選定等、災害廃棄物処理体制の構築や事前対策を推進している。また、国や県とも研修参加や連携をとりながら、二次仮置場及び仮設中間処理施設（破碎・選別施設、焼却施設）等を確保する手段を検討している。

その他、発災後給排水設備等の応急点検が済むまでは、トイレの通常使用ができないため、その代替手段として、環境部では、津波避難ビル（防災対策部が配備）を除く指定避難所へ発災後3日分の携帯トイレ等を順次配備するとともに、仮設トイレ等の優先供給協定を4社と締結した。しかしながら、発災4日目以降仮設トイレが供給されるまでの間のトイレ確保については十分ではないため、平成29年度から、環境部を事務局とし防災対策部、上下水道局、教育委員会、都市建設部等の職員で構成する「高知市災害時トイレ対策検討プロジェクトチーム」において指定避難所等におけるトイレ環境確保に向けた課題を検討し、平成31年3月に提出した報告書において、貯留型マンホールトイレの設置の方向性を示し、令和2年度以降、関係部署において貯留型マンホールトイレの設置に向けた取り組みを進めている。

4 その他の行政計画等

(1) 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、毎年度策定している。

(2) 循環型社会形成推進地域計画

循環型社会形成を推進していくために策定している。直近では、令和元年度に見直しを行った。

(3) 容器包装廃棄物分別収集計画

容器包装リサイクル法に基づき策定し、3年に一度見直している。

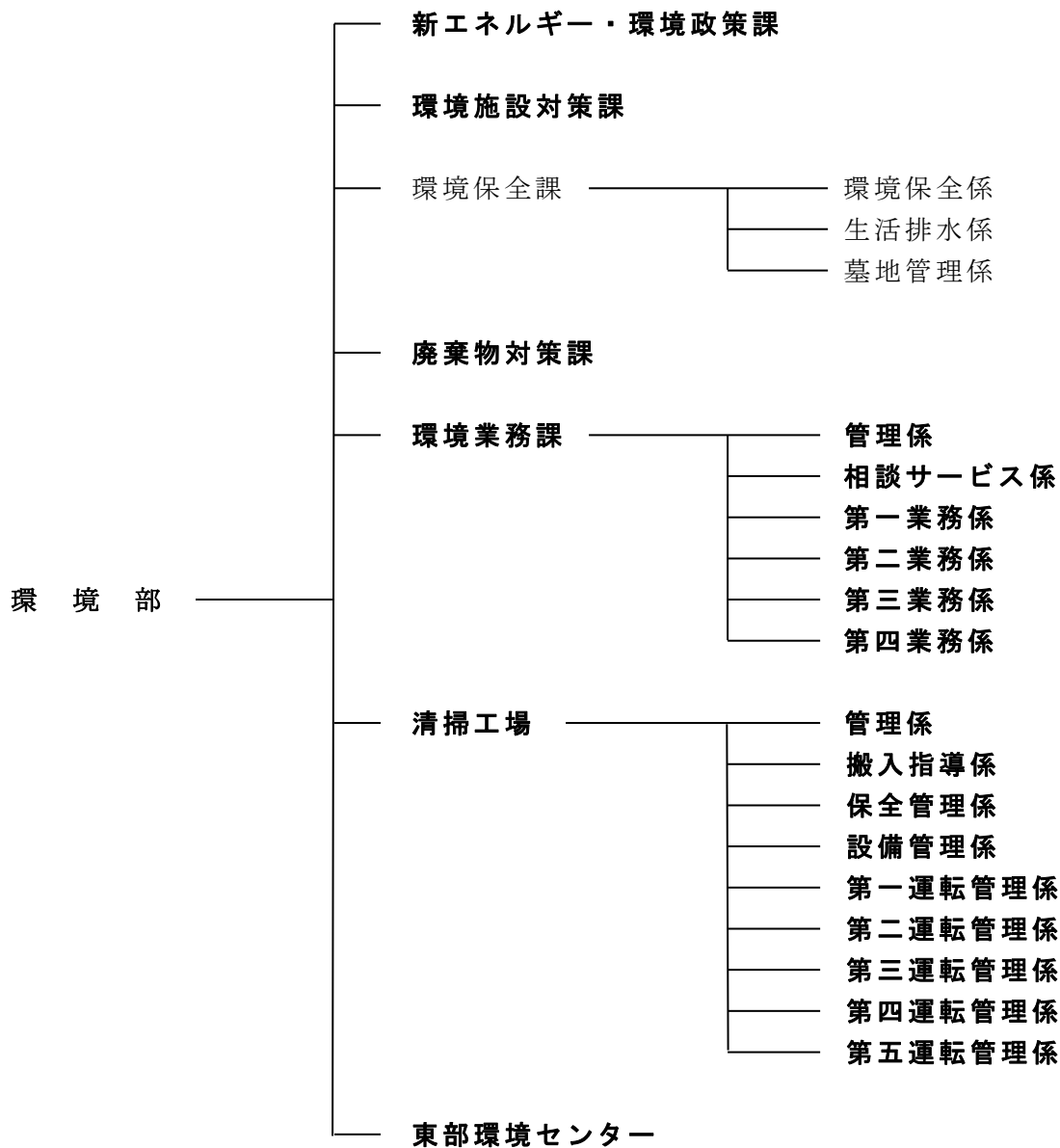
- 第1期 高知市容器包装廃棄物分別収集計画（平成8年11月策定）
- 第2期 高知市容器包装廃棄物分別収集計画（平成11年7月策定）
- 第3期 高知市容器包装廃棄物分別収集計画（平成14年6月策定）
- 第4期 高知市容器包装廃棄物分別収集計画（平成17年6月策定）
- 第5期 高知市容器包装廃棄物分別収集計画（平成19年6月策定）
- 第6期 高知市容器包装廃棄物分別収集計画（平成22年6月策定）
- 第7期 高知市容器包装廃棄物分別収集計画（平成25年6月策定）
- 第8期 高知市容器包装廃棄物分別収集計画（平成28年6月策定）
- 第9期 高知市容器包装廃棄物分別収集計画（令和元年6月策定）
- 第10期 高知市容器包装廃棄物分別収集計画（令和4年7月策定）

第3章 組織・人員

1	機構	17
2	事務分掌	18
3	職員の配置状況	19
4	組織の変遷	20

第3章 組織・人員

1 機 構（令和6年4月1日現在）



※ 太字の課が清掃関係を担当

2 事務分掌（清掃関係課）

（令和6年4月1日現在）

新エネルギー・環境政策課	(1) 環境の保全に係る施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 温室効果ガス排出削減に係る施策の企画及び総合調整に関すること。 (3) 新エネルギーの推進に係る施策の企画及び総合調整に関すること。 (4) 省エネルギーの推進に関すること。 (5) 一般廃棄物の処理に係る施策の企画及び総合調整に関すること。 (6) 環境美化及びごみの減量化の促進に関すること。 (7) 自然環境及び野生鳥獣の保護に関すること。 (8) 保存樹木等に関すること。 (9) みどりの募金に関すること。 (10) 部内事務の統括に関すること。 (11) 部の庶務に関すること。 (12) 部内の調整及び部内他課の所管に属さない事項に関すること。
環境施設対策課	(1) 一般廃棄物（再資源化に係るものに限る。）の処理に関すること。 (2) 高知市菖蒲谷プラスチック減容工場、高知市再生資源処理センター及び高知市三里最終処分場（以下この項において「センター等」という。）並びにセンター等に関連する施設の管理及び技術的研究に関すること。 (3) センター等の整備に係る工事の設計施工及び監督に関すること。 (4) センター等及びセンター等に関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。 (5) 地元対策に係る諸調整に関すること。 (6) 高知市春野一般廃棄物最終処分場及び高知市春野清掃センター並びにこれらに関連する施設の管理及び財産の維持管理に関すること。
廃棄物対策課	(1) 廃棄物の不法投棄等の防止に関すること。 (2) 産業廃棄物の排出事業者に対する指導に関すること。 (3) 産業廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。 (4) 一般廃棄物の排出事業者に対する指導に関すること。 (5) 一般廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。 (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。 (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。 (8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関すること。
環境業務課	(1) 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）の収集及び運搬に関すること。 (2) 一般廃棄物の減量及び適正処理等の啓発及び情報提供等に関すること。 (3) 一般廃棄物の排出の指導啓発並びに一般廃棄物の不適正な排出の防止及び処理に関すること。 (4) 町内美化活動の支援に関すること。 (5) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収に関すること。 (6) 高知市クリーンセンター及び同センターに関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。 (7) 環境業務課所管の自動車等の維持管理に関すること。
清掃工場	(1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）の焼却処理及び搬入指導に関すること。 (2) 一般廃棄物の処分に係る手数料の徴収に関すること。 (3) 高知市清掃工場（以下この項において「工場」という。）及び工場に関連する施設の管理及び技術的研究に関すること。 (4) 工場に係る排気、排水等の検査及び測定分析並びに公表に関すること。 (5) 工場の整備に係る工事の設計施工及び監督に関すること。 (6) エコ・パーク宇賀及びヨネッツこうちに関すること。 (7) 地元対策に係る諸調整に関すること。 (8) 工場及び工場に関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。
東部環境センター	(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理及び搬入指導に関すること。 (2) 高知市東部環境センター（以下この項において「センター」という。）及びセンターに関連する施設の管理及び技術的研究に関すること。 (3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画並びに委託業者の指導・監督に関すること。 (4) センターに係る排気、排水等の検査、分析、測定等に関すること。 (5) センターの整備に係る工事の設計施工及び監督に関すること。 (6) 地元対策に係る諸調整に関すること。 (7) 東部環境センター所管のスポーツ施設の受付に関すること。 (8) センター及びセンターに関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。 (9) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者の許可及び指導・監督に関すること。 (10) 高知市三里最終処分場における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）の埋立処分及び搬入指導に関すること。 (11) 高知市三里最終処分場における一般廃棄物の処分に係る手数料の徴収に関すること。 (12) 団地下水道に関すること。

3 職員の配置状況

(令和6年4月1日現在)

職名等 所属係名等		部長	副部長	課長	課長補佐	係長	事務職				技術職				技能職・労務職								小計	課等計
		職	職	職	職	職	主	主	主	主	主	技	技	技	自動車整備士	清掃整備技師	清掃整備技師	電気工員	機械操作員	運転手	清掃員	作業員		
							任	査	補	事	土	電	機	化	建									
環境部		1	1																				2	2
新エネルギー・環境政策課				2	2	2		3	2	4													15	15
環境施設対策課				1	1	1	1						1	(1)									5	5
廃棄物対策課				1	2	2		1		1				1	1								9	9
環境業務課	管理職			1	3																		4	109
	管理係					1	1																2	
	相談サービス係					4	1													2			7	
	第一業務係					5														9	12		26	
	第二業務係					5														9	12		26	
	第三業務係					5														9	12		26	
	第四業務係					5														7	6		18	
清掃工場	管理職		1	(1)	3																		4	58
	管理係					(1)	1		1														2	
	搬入指導係					2																5	7	
	保全管理係					2						3	3	1									9	
	設備管理係					(1)						2	4										6	
	第一運転係					2						2	1						1				6	
	第二運転係					2						1	2					1					6	
	第三運転係					2						2	1								1		6	
	第四運転係					2						1	2					1					6	
	第五運転係					2							3					1					6	
東部環境センター				1	1	3						1	2	3						1		3	15	15
合計		1	2	6	12	47	4	4	3	5	0	12	19	5	1	0	0	0	0	4	37	42	9	213
											37													

(注) 1 (公財) 高知市環境事業公社へ1名、本市職員を派遣している。

2 () は兼務のある職

4 組織の変遷(清掃関係)

年	内 容	
昭和23年9月	教 育 民 生 部	衛生課
27年	民 生 部	衛生課
31年	民 生 部	清掃事務所
36年	市 民 部	清掃課
38年	市 民 部	環境衛生課
42年	市 民 部	清掃管理課 清掃業務課
48年	市 民 部	清 掃 事 務 所 清掃管理課 清掃第一課 清掃第二課
50年	市 民 部	清 掃 事 務 所 清掃管理課 清掃業務課
51年	市 民 部	清 掃 工 場 建 設 事 務 所 清 掃 事 務 所 清掃総務課 清掃業務課 大谷清掃工場 宇賀清掃工場 菖蒲谷清掃工場 清 掃 工 場 建 設 事 務 所
52年	清 掃 部	清 掃 工 場 建 設 事 務 所 清掃総務課 清掃業務課 大谷清掃工場 宇賀清掃工場 菖蒲谷清掃工場
53年	清 掃 部	清 掃 工 場 建 設 事 務 所 清 掃 施 設 建 設 事 務 所 清掃総務課 第一業務課 第二業務課 大谷清掃工場 菖蒲谷清掃工場 総務課 建設課
55年	清 掃 部	清 掃 施 設 建 設 事 務 所 清掃総務課 第一業務課 第二業務課 宇賀清掃工場 菖蒲谷清掃工場 総務課 建設課
57年	清 掃 部	清 掃 施 設 建 設 事 務 所 清掃総務課 第一業務課 第二業務課 宇賀清掃工場 総務課 建設課
58年	清 掃 部	清掃総務課 第一業務課 第二業務課 宇賀清掃工場 施設建設課
59年	清 掃 部	清掃総務課 清掃業務課 宇賀清掃工場 清掃施設課
60年	保 健 環 境 部	清掃企画課 清掃業務課 宇賀清掃工場
62年	市 民 環 境 部	清 掃 対 策 室 清掃企画課 清掃業務課 宇賀清掃工場
平成6年	市 民 環 境 部	清 掃 対 策 室 清掃企画課 清掃業務課 宇賀清掃工場
8年	市 民 環 境 部	清 掃 対 策 室 清掃企画課 清掃業務課 宇賀清掃工場 東部環境センター 清 掃 施 設 建 設 室
10年	環 境 下 水 道 部	清 掃 施 設 建 設 室 環境下水道総務課 環境対策課 環境業務課 宇賀清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課

年	内 容
12年	環境部 環境政策課 エコタウン推進室 廃棄物対策課 環境業務課 宇賀清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課 清掃施設建設事務所
14年	環境部 環境政策課 エコタウン推進室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課 清掃施設建設事務所
16年	環境部 環境政策課 エコタウン推進室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課
17年	環境部 環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課
18年	環境部 環境政策課 ごみ減量推進課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター
20年	環境部 環境政策課 ごみ減量推進課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター
21年	環境部 環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター
22年	環境部 環境政策課 低炭素都市推進室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター
24年	環境部 環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター
26年	環境部 環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター
29年	環境部 環境政策課 環境施設対策室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター
令和3年	環境部 新エネルギー・環境政策課 環境施設対策課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター

第4章 予算・決算・原価計算及び 処理手数料の推移

1	歳入	22
2	歳出	23
3	一般会計に占める清掃関係費の推移	23
4	ごみ関係原価計算	24
5	一般廃棄物処理実態調査結果に基づくごみ事業経費	26
6	し尿関係原価計算	29
7	一般廃棄物処理実態調査結果に基づくし尿事業経費	30
8	ごみ処理手数料の推移	31
9	し尿処理手数料の推移	32

第4章 予算・決算・原価計算及び 処理手数料の推移

1 歳 入（清掃関係） ※1

（単位：千円）

科 目 名 称	元 年 度 決 算 額	2 年 度 決 算 額	3 年 度 決 算 額	4 年 度 決 算 額	5 年 度 決 算 額	6 年 度 当初予算額
使用料及び手数料 ※2	492,143	438,350	436,816	430,409	370,202	458,761
国 庫 支 出 金	-	2,858	56	8,155	-	-
県 支 出 金	22,313	4,786	2,091	796	534	593
財 産 収 入 ※3	12,475	12,542	12,508	12,508	12,530	12,646
寄 付 金	252,935	262,707	433,516	512,296	705,026	-
繰 入 金	50,000	50,000	50,000	50,000	68,741	89,000
繰 越 金	537	1,646	3,424	28,185	29,589	-
諸 収 入	617,624	603,186	587,949	628,887	574,937	499,718
市 債	982,204	566,500	563,300	968,262	947,069	968,600
計	2,430,231	1,942,575	2,089,660	2,639,498	2,708,628	2,029,318

※1 清掃関係の特定財源額を抜粋して算出

※2 使用料及び手数料には、産業廃棄物許可手数料を含む。
なお、直近の手数料改定経過は以下のとおり

平成8年1月1日	手数料改正	（し尿）
9年4月1日	消費税法の改正等	（ごみ）
16年7月1日	手数料改正	（ごみ）
19年4月1日	手数料改正	（ごみ）
26年4月1日	消費税法の改正等	（ごみ・し尿）
令和元年10月1日	消費税率の改定等	（ごみ・し尿）
2年4月1日	産業廃棄物であるペットボトルの受入廃止	（ごみ）
	※同ペットボトルの処分手数料に関する規定削除	

※3 財産収入はエコ産業団地の土地貸付収入等を指す。

2 歳 出 (清掃関係)

(単位:千円)

科目名称	元 年 度 決算額	2 年 度 決算額	3 年 度 決算額	4 年 度 決算額	5 年 度 決算額	6 年 度 当初予算額
ご み	3,819,059	3,431,399	3,538,683	3,731,486	4,014,514	4,461,217
環 境 総 務 費	185,771	163,857	148,951	144,671	133,629	89,067
廃 棄 物 対 策 費	115,423	88,389	97,799	87,912	85,934	86,851
ご み 減 量 推 進 費	43,961	38,093	26,895	25,147	24,531	23,141
環 境 施 設 対 策 費	—	—	46,393	168,987	346,866	606,217
塵 芥 収 集 費	1,271,107	1,347,982	1,302,542	1,331,136	1,357,170	1,468,320
焼 却 処 理 費	1,803,939	1,527,829	1,652,010	1,664,208	1,752,905	1,825,770
プラスチックごみ処理費	109,329	113,554	109,225	115,774	113,599	124,978
再 生 資 源 処 理 費	—	—	56,684	58,734	76,886	105,268
最 終 処 分 費	101,841	114,104	66,204	80,901	72,616	83,658
余 熱 利 用 施 設 費	187,688	37,591	31,980	54,016	50,378	47,947
災 害 復 旧 費	—	—	—	—	—	—
し 尿	488,979	488,407	498,007	589,452	412,086	443,627
し 尿 収 集 費	30,357	14,355	19,523	19,531	19,421	19,950
し 尿 処 理 費	458,622	474,052	478,484	569,921	392,665	423,677
災 害 復 旧 費	—	—	—	—	—	—
合 計	4,308,038	3,919,806	4,036,690	4,320,938	4,426,600	4,904,844

3 一般会計に占める清掃関係費の推移



4 ごみ関係原価計算（令和5年度）

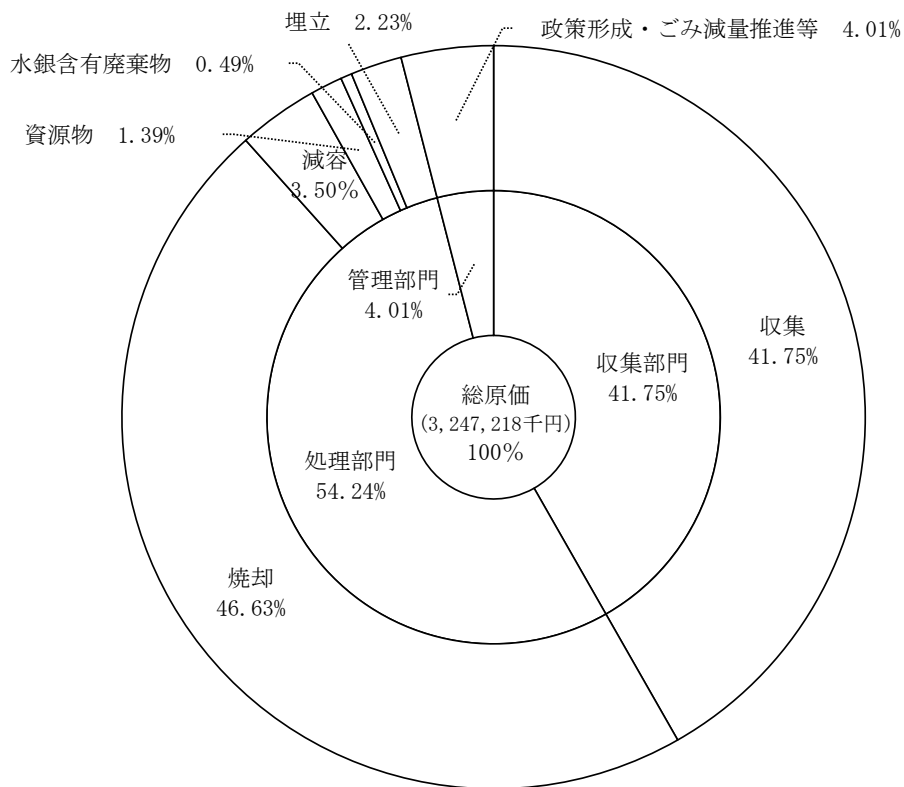
(1) ごみ処理原価

（単位：千円）

原価部門 原価費	管 理 部 門	収 集 部 門	処 理 部 門					計
			中間処理部門（焼却，資源化）				最終処分部門	
	政策形成 ごみ減量推進等	収集	焼 却	プラ減容 （圧縮梱包・ ペットボトル）	資源物 及び 家電品	水銀含有 廃棄物	埋 立	
部門直接原価 （1）	130,140	1,355,798	1,514,205	113,599	44,994	15,866	72,616	1,761,280
管理部門 配賦額（2）	部門直接 原価按分	56,605	63,219	4,743	1,879	662	3,032	73,535
部門原価 （1）+（2）=（3）		1,412,403	1,577,424	118,342	46,873	16,528	75,648	1,834,815
処理量（t） （4）		70,239 （持込を除く）	101,276	2,071	6,458	100	1,405	111,310
1t当りの原価 （円/t）	（3）÷（4）	20,109	15,575	57,142	7,258	165,280	53,842	16,484
	（1）÷（総搬入量）	3,247,218 千円 ÷ 110,132 t = 29,485 円 / t						

- （注） 1 施設建設費，用地費等及びそれらの償却費を除く。
 2 車輛については購入費を含む。
 3 「2 歳出（清掃関係）」からごみ処理原価対象額を抜粋して算出。なお，ごみ関係決算額との差額については「(2) ごみ関係決算額とごみ処理原価対象額の差額」参照
 4 各施設における管理費・事務費等は各施設が行う原価部門に含める。
 5 焼却灰のセメント資源化にかかる費用は焼却に含める。

< 部門直接原価（3,247,218 千円）の内訳 >



(2) ごみ関係決算額とごみ処理原価対象額の差額

(ごみ関係決算額のうち、ごみ処理原価対象額から除外されている経費)

(単位：千円)

事業名称等	金額
環境審議会委員報酬	58
職員給与費除外分（※自然保護、し尿及び産業廃棄物担当職員分給与等）	95,008
廃棄物処理施設整備基金積立金	50,032
産業廃棄物対策事業費	1,678
PCB廃棄物適正処理事業費	677
○エコ産業団地用地取得事業費	12,498
産業廃棄物適正処理施設整備事業費負担金	300,132
○再生資源処理センター用地取得事業費	1,194
○再生資源処理センター整備事業費	15,341
○清掃工場長寿命化整備事業費（※人件費除く）	238,700
ヨネッツこうち施設管理費等	50,378
その他	1,600
合計	767,296

5 一般廃棄物処理実態調査結果に基づくごみ事業経費（令和5年度）

(1) 一般廃棄物処理実態調査 ごみ事業経費関係一歳出 抜粋（単位：千円）

令和5年度決算						ごみ
建設・改良費	工事費	収 集 運 搬 施 設				—
		中 間 処 理 施 設				576,424
		最 終 処 分 場				10,933
		そ の 他				—
	調 査 費				—	
	組 合 分 担 金				—	
	小 計				587,357	
処理及び維持管理費	人件費	一 般 職				452,590
		技能職	収 集 運 搬			913,970
			中 間 処 理			144,846
			最 終 処 分			29,783
	処理費	収 集 運 搬 費				76,580
		中 間 処 理 費				233,089
		最 終 処 分 費				19,356
	車 両 等 購 入 費				63,442	
	委託費	収 集 運 搬 費				231,697
		中 間 処 理 費				701,482
		最 終 処 分 費				11,918
		そ の 他				—
	組 合 分 担 金				—	
	調 査 研 究 費				1,223	
小 計				2,879,976		
そ の 他					115,359	
合 計					3,582,692	

※（ア）

(注) 1 一般廃棄物処理実態調査においては、一般廃棄物処理に係る経費のみが調査対象経費となっており、産業廃棄物処理に係る経費等（PCB廃棄物適正処理事業費など）は除外されているため、「2 歳出（清掃関係）」のごみ合計額とは一致しない。

2 ※（ア）の部門別内訳については次頁参照

(2) 1 t 当たりごみ事業経費

1t当たりごみ事業経費	$3,582,692 \text{ 千円} \div 110,132 \text{ t} = 32,531 \text{ 円/t}$
1t当たりごみ処理及び維持管理費	$2,879,976 \text{ 千円} \div 110,132 \text{ t} = 26,150 \text{ 円/t}$

(注) 1 「4 ごみ関係原価計算（1）ごみ処理原価」（以下「ごみ処理原価計算」という。）は、ごみ処理原価対象額を抜粋して算出しているが、一般廃棄物処理実態調査では、処理施設等の大規模改修経費なども一般廃棄物処理に係る経費として全て調査対象経費に含まれるため、ごみ処理原価計算とは1 t 当たりの事業経費が異なる。なお、ごみ処理原価計算との差額については、「(5) ごみ処理原価計算と一般廃棄物処理実態調査（ごみ事業経費）の差額」参照

2 1 t 当たりごみ処理及び維持管理費は、処理及び維持管理費から算出している。なお、ごみ処理原価計算で算入されている経費の一部が、一般廃棄物処理実態調査では「建設改良費」や「その他」に分類されていること等により、ごみ処理原価計算とは1 t 当たりの事業経費が異なる。

(3) ごみ関係処理及び維持管理費（2,879,976千円）内訳

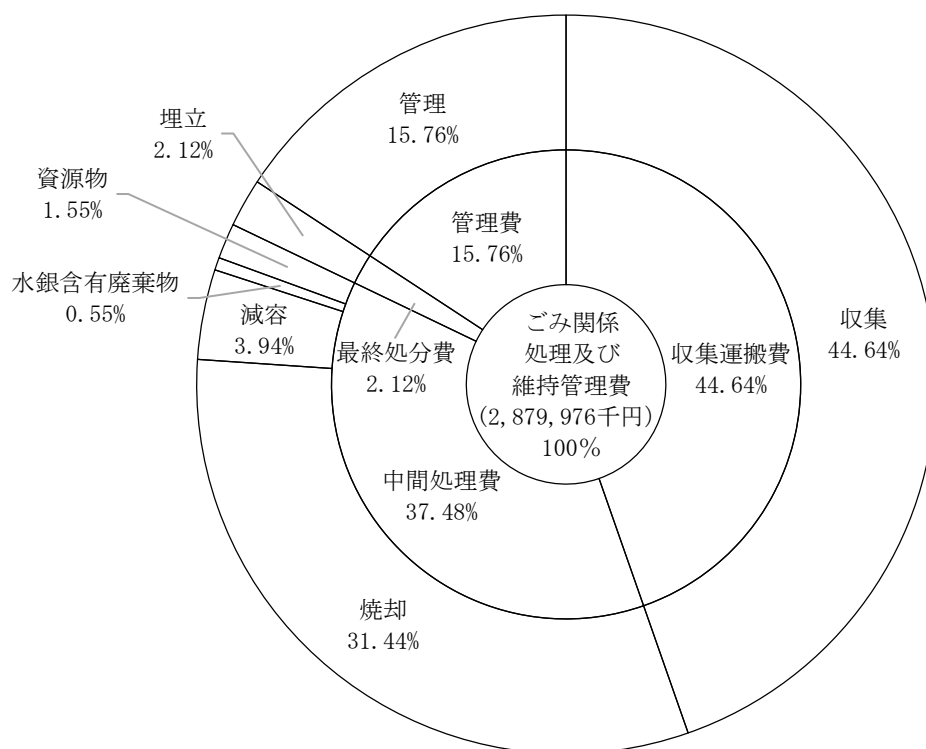
単位:千円

「5 一般廃棄物処理実態調査結果に基づくごみ事業経費（1）一般廃棄物処理実態調査 ごみ事業経費関係一歳出 抜粋」の※（ア）処理及び維持管理費小計 2,879,976千円を部門別に表したものが下記のグラフになる。

区分	5年度決算額
収集運搬費	1,285,689
中間処理費	1,079,417
焼却	905,472
減容	113,594
水銀含有廃棄物	15,866
資源物	44,485
最終処分費	61,057
管理費	453,813
合計	2,879,976

※車両等購入費は収集運搬費に含む。

※管理費は人件費（一般職分）と調査研究費の合計



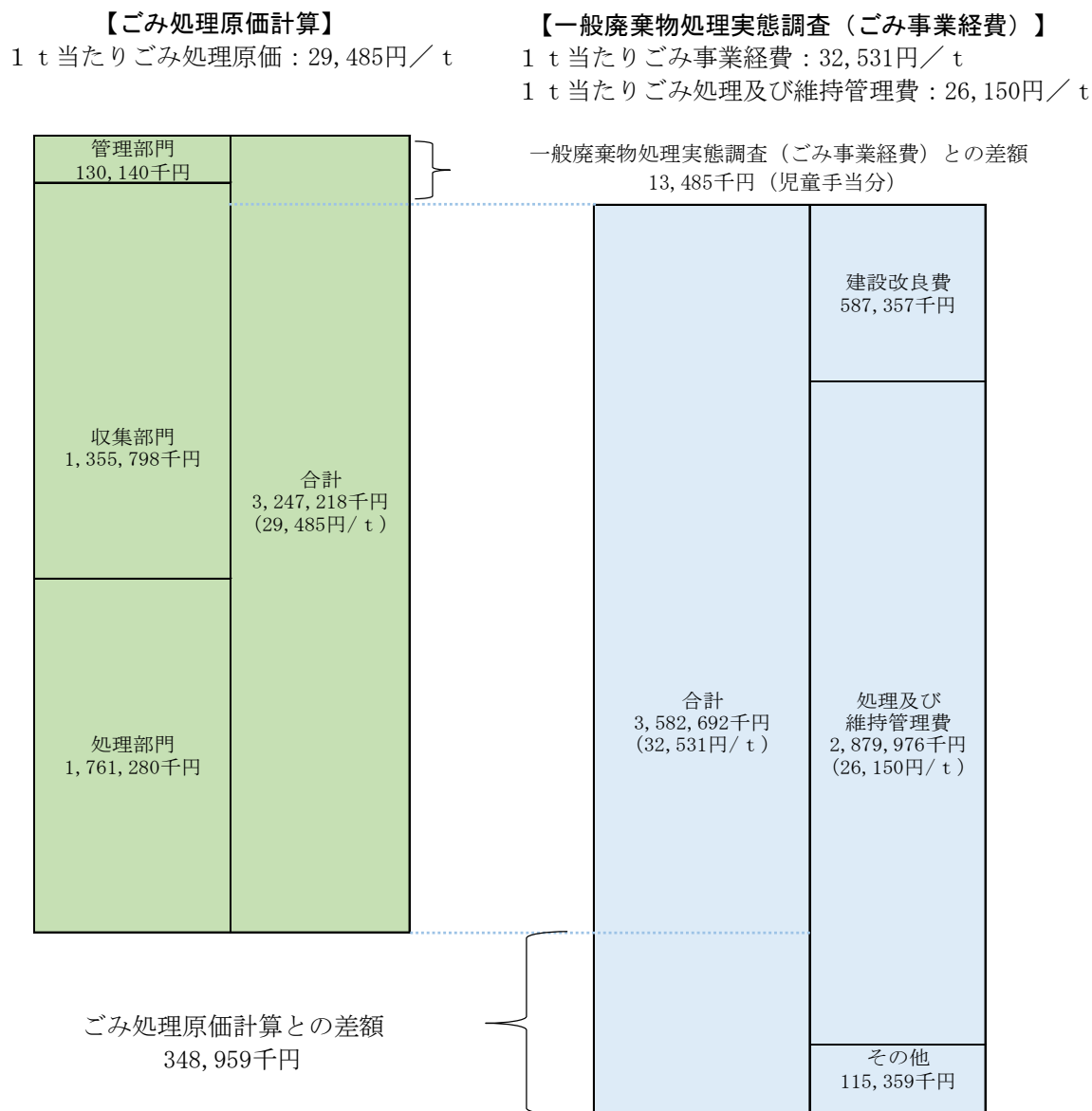
(4) 一般廃棄物処理実態調査によるごみ関係事業経費の算出について

一般廃棄物処理実態調査では、全国一律の基準で経費を算出しており、他都市との経費比較においては、一般的に、一般廃棄物処理実態調査結果が用いられる。

なお、原価計算との相違点は下表のとおり。

区分	原価計算	一般廃棄物処理実態調査
位置づけ	本市による独自算出	環境省による全国一律の算出
算入経費の違い	処理施設等の大規模改修や、ヨネツこちらの管理費などの経費は含まない。	左欄の経費含む。 ※ただし、処理施設等の大規模改修の経費は「建設改良費」に、ヨネツこちらの管理費などは「その他」に含まれており、処理及び維持管理費には含まれていない。
経費の分類	・ 管理部門 ・ 収集部門 ・ 処理部門	・ 建設改良費 ・ 処理及び維持管理費 ・ その他

(5) ごみ処理原価計算と一般廃棄物処理実態調査（ごみ事業経費）の差額



◆ごみ処理原価計算との差額

（単位：千円）

事業名称等	金額
○清掃工場長寿命化整備事業費（※人件費除く）	238,700
○再生資源処理センター用地取得事業費	1,194
○再生資源処理センター整備事業費	15,341
その他（ヨネッツこうち施設管理費、廃棄物処理施設整備基金積立金等）	93,724
合計	348,959

6 し尿関係原価計算（令和5年度）

(1) し尿処理原価

（単位：千円）

原価費	原価部門	管 理 部 門	処 理 部 門	処 理 部 門 (嶺北広域行政事務組合分除く)
部 門 直 接 原 価	(1)	4,114	392,665	344,294
管 理 部 門 配 賦 額	(2)	—	4,114	4,114
部 門 原 価 (1) + (2)	(3)	—	396,779	348,408
処 理 量 (kℓ)	(4)	—	102,576	94,847
1 kℓ 当りの原価 (3) ÷ (4)		—	3,868 円/kℓ	3,673 円/kℓ

（注）1 貸付金，補助金，施設建設費，用地費等及びそれらの償却費は除く。

2 「2 歳出（清掃関係）」からし尿処理原価対象額を抜粋して算出。なお，し尿関係決算額との差額については「(2) し尿関係決算額とし尿処理原価対象額の差額」参照

3 施設における管理費・事務費等は処理部門に含める。

(2) し尿関係決算額とし尿処理原価対象額の差額

（し尿関係決算額のうち，し尿処理原価対象額から除外されている経費）

（単位：千円）

事 業 名 称 等	金 額
し尿収集手数料助成金	421
環境事業公社運営費補助金	19,000
合 計	19,421

7 一般廃棄物処理実態調査結果に基づくし尿事業経費（令和5年度）

(1) 一般廃棄物処理実態調査 し尿事業経費関係一歳出 抜粋（単位：千円）

令和5年度決算					し 尿
建設・改良費	工事費	収 集 運 搬 施 設			—
		中 間 処 理 施 設			75,336
		最 終 処 分 場			—
		そ の 他			—
	調 査 費			—	
	組 合 分 担 金			—	
	小 計			75,336	
処理及び維持管理費	人件費	一 般 職			55,864
		技能職	収 集 運 搬		—
			中 間 処 理		12,938
			最 終 処 分		—
	処理費	収 集 運 搬 費		—	
		中 間 処 理 費		134,864	
		最 終 処 分 費		—	
	車 両 等 購 入 費			—	
	委託費	収 集 運 搬 費		—	
		中 間 処 理 費		117,485	
		最 終 処 分 費		—	
		そ の 他		—	
	組 合 分 担 金			—	
	調 査 研 究 費			172	
	小 計			321,323	
そ の 他			19,421		
合 計			416,080		

(注) 一般廃棄物処理実態調査においては、児童手当を除外し、かつ、環境総務費のうち（公財）環境事業公社派遣職員分給与費をし尿事業経費として合算しているため、「2 歳出（清掃関係）」のし尿合計額とは一致しない。

(2) 1kℓ当たりし尿事業経費

1kℓ当たりし尿事業経費	$416,080 \text{ 千円} \div 102,576 \text{ kℓ} = 4,056 \text{ 円/kℓ}$
1kℓ当たりし尿処理及び維持管理費	$321,323 \text{ 千円} \div 102,576 \text{ kℓ} = 3,133 \text{ 円/kℓ}$

- (注) 1 「6 し尿関係原価計算（1）し尿処理原価」（以下「し尿処理原価計算」という。）は、し尿処理原価対象額を抜粋して算出しているが、一般廃棄物処理実態調査では、処理施設等の大規模改修経費なども一般廃棄物処理に係る経費として全て調査対象経費に含まれているため、し尿処理原価計算とは1kℓ当たりの事業経費が異なる。
- 2 1kℓ当たりし尿処理及び維持管理費は、処理及び維持管理費から算出している。なお、し尿処理原価計算で算入されている経費の一部が、一般廃棄物処理実態調査では「建設改良費」に分類されていること等により、し尿処理原価計算とは1kℓ当たりの事業経費が異なる。
- 3 1kℓ当たりし尿処理事業経費及び1kℓ当たりし尿処理及び維持管理費には、嶺北広域行政事務組合分含む。

8 ごみ処理手数料の推移

年別	収集(運搬)及び処分 (占有者から徴収)				処 分	の み			
	ごみ, 燃えがら, 汚泥	大・ねこ等の死体							
昭和29年	12立方尺までごとに1カ月15円				1頭につき50円				
34年	0.3m³までごとに "				"				
35年	0.3m³までごとに 1カ月30円				"				
44年5月1日	ア 常時多量排出 (1日平均10kg以上)	イ 一時多量排出 (30kg以上)	ウ その他		"				
		1kgまでごとに1円40銭以内	30kgまでごとに42円以内	1カ月30円					
46年4月1日	"	"	"	削除(無料)	"	多量廃棄物 1トンまでごとに200円	水銀含有 廃棄物 1トンまでごとに300円	産業廃棄物 (発泡スチロール・ ペットボトル)	産業廃棄物 (水銀含有 廃棄物)
47年4月1日	"	"	"	—	"	0.4トンまで 0.4トン超え1トンまで 1トン超える場合 1トンまでごとに500円加算	200円 500円 1,000円		
49年4月1日	1kgまでごとに2円50銭以内	30kgまでごとに75円以内	—	—	1頭につき200円	1頭につき100円	1トンまでごとに1,000円		
51年4月1日	削除	削除	—	—	1体につき400円	1体につき100円	1トンまでごとに2,000円		
59年4月1日	—				1体につき800円	1体につき200円	1トンまでごとに4,000円		
平成4年4月1日 (消費税法の改正等)					1体につき820円	1体につき200円 1体につき200円 ×103/100	1トンまでごとに4,120円		
8年4月1日	—				1体につき900円	100kgまでごとに250円 10kgまでごとに140円 5kgまでごとに370円	据え置き 4,120円	10kgまでごとに140円	5kgまでごとに370円
9年4月1日 (消費税法の改正等)					1体につき910円	"	"	"	"
16年7月1日	—				1体につき1,000円	10kgまでごとに50円 10kgまでごとに280円 5kgまでごとに690円	100kgまでごとに1,300円	10kgまでごとに320円	5kgまでごとに690円
17年7月1日	—				"	"	"	"	削除
19年4月1日	—				"	10kgまでごとに120円	"	削除	10kgまでごとに280円
26年4月1日 (消費税法の改正等)	—				1体につき1,030円	"	1体につき410円	10kgまでごとに290円	10kgまでごとに290円
令和元年10月1日 (消費税率の改正等)	—				1体につき1,040円	"	"	5kgまでごとに720円	"
令和2年4月1日 (産業廃棄物であるペット ボトルの受入廃止)	—				1体につき1,040円	"	"	5kgまでごとに720円	削除

※産業廃棄物である発泡スチロールは
平成13年5月1日に受入廃止

9 し尿処理手数料の推移

年 別	従 量 制		定 額 制		備 考
	従量割	回数割	人 頭 割	回 数 割	
昭和29年	1斗 10円				
35年	100 7円				
36年	100 8.5円				
40年4月1日	100 11円		1ヵ月1人 40円		
43年8月1日	100 14円		1ヵ月1人 50円		
49年1月1日	100 40円		1ヵ月1人 50円	一世帯1回 50円	
51年4月1日	180 80円		1ヵ月1人 100円	一世帯1回 100円 但し、改良便槽の場合 300円	昭和50年(財)高知市清掃公社設立 公社による収集開始
53年10月1日	180 120円		1ヵ月1人 150円	一世帯 150円 但し、改良便槽の場合 450円	
54年11月1日	180 150円		1ヵ月1人 200円	一世帯1回 200円 但し、改良便槽の場合 550円	
56年4月1日	180 200円	収集1回につき250円	1ヵ月1人 250円	一世帯1回 250円 但し、改良便槽の場合 600円	
59年1月1日	180 220円	収集1回につき300円	1ヵ月1人 300円	一世帯1回 300円 但し、改良便槽の場合 700円	
平成4年4月1日 (消費税法の改正等)	180 225円	収集1回につき310円	1ヵ月1人 310円	一世帯1回 310円 但し、改良便槽の場合 720円	平成3年(財)高知市清掃公社を(財)高知市 環境事業公社に名称変更
8年1月1日	180 230円	収集1回につき400円	1ヵ月1人 400円	一世帯1回 400円 但し、改良便槽の場合 800円	特別収集手数料の新設 定期収集以外の収集 収集1回につき 600円 下水道処理区域 収集1回につき 300円 ※下水道処理区域は、供用を開始した日から3年を経過した地域
26年4月1日 (消費税法の改正等)	180 240円	収集1回につき410円	1ヵ月1人 410円	一世帯1回 410円 但し、改良便槽の場合 820円	定期収集以外の収集 収集1回につき 620円 下水道処理区域 収集1回につき 310円 ※下水道処理区域は、供用を開始した日から3年を経過した地域
令和元年10月1日 (消費税率の改定等)	180 240円	収集1回につき420円	1ヵ月1人 420円	一世帯1回 420円 但し、改良便槽の場合 840円	定期収集以外の収集 収集1回につき 630円 下水道処理区域 収集1回につき 320円 ※下水道処理区域は、供用を開始した日から3年を経過した地域

第5章 ごみ処理事業

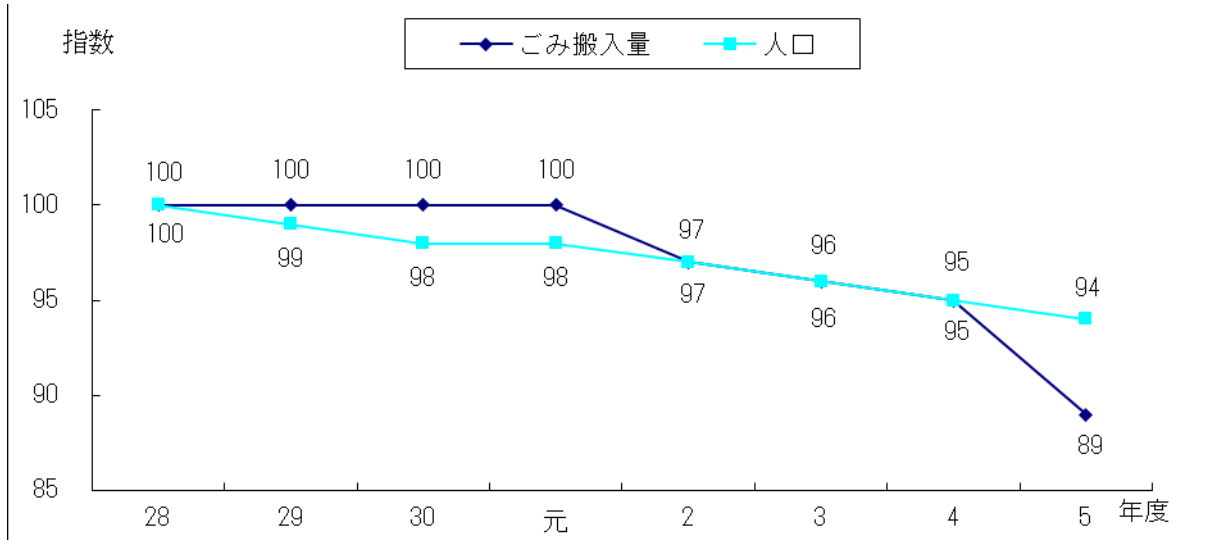
1	概要	33
2	ごみの収集及び処分	34
3	リデュース・リユース・リサイクル（3R：スリーアール）の推進	39
4	エネルギー等の有効利用の取組	43
5	まちの美化推進	43
6	処理実績	46
7	ごみの組成	50
8	産業廃棄物と一般廃棄物	51
9	エコタウン事業	60
10	可燃ごみ（生ごみ）収集日別地区割図	63
11	高知市の家庭ごみの出し方（分別チラシ）	64
12	ごみ関係看板一覧	66

第5章 ごみ処理事業

1 概要

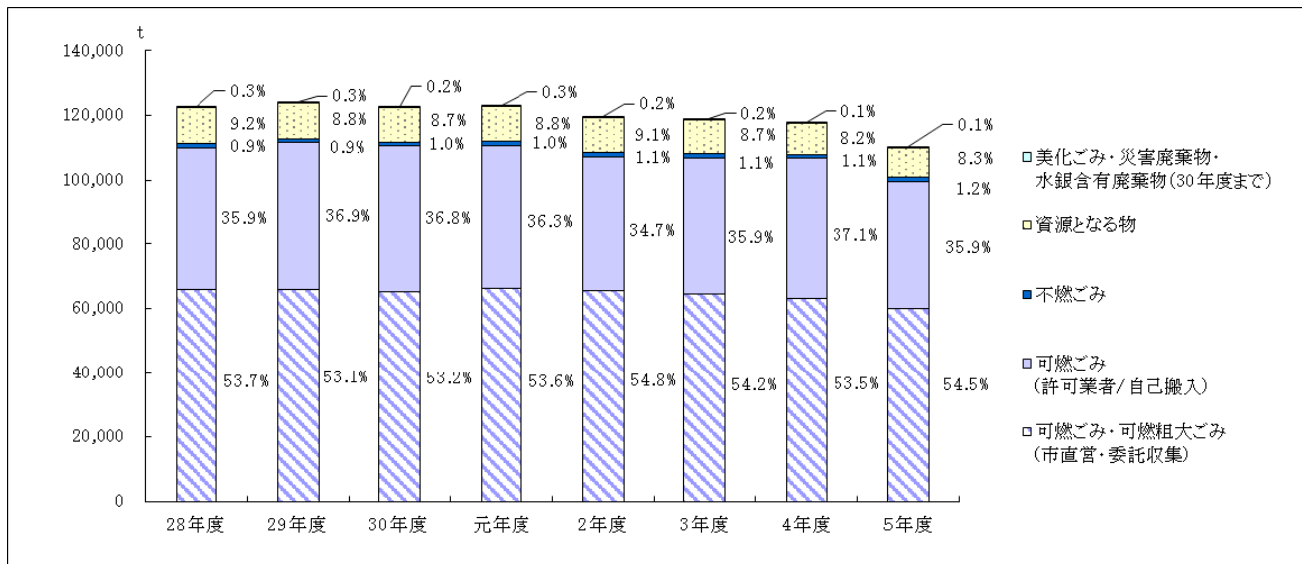
現在、ごみ量は減少傾向にあるが、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル関連法への対応、最終処分場の更なる延命化及び環境の保全等を進めていくため、今後、一層の廃棄物の発生抑制、分別徹底等によるごみの減量・リサイクルを推進していくことが必要となっている。

【ごみ搬入量と人口の推移】



(注) 平成 28 年度のごみ搬入量(122, 836t)と人口(334, 334 人)を 100 とした。

【ごみ搬入量構成比の推移】



(注) 水銀含有廃棄物は令和元年度分から資源となる物に含む。

2 ごみの収集及び処分

(1) 直営又は委託によるごみ収集

一般家庭のごみは下表の区分毎に分別して排出することとしており、可燃ごみ、プラスチック製容器包装及び可燃粗大ごみは直営で収集している。

また、資源物、不燃ごみ、水銀含有廃棄物及びペットボトルについては委託して収集している。

一般家庭ごみの収集運搬及び処分は、直営・委託とも無料で行っており（市処理施設への自己搬入分は除く）、令和6年4月現在のステーション（ごみ集積所）数は、可燃ごみ・プラスチック製容器包装のステーションが6,906か所、資源物・不燃ごみのステーションが1,308か所となっている。

令和2年4月から全市域を対象にふれあい収集を実施しており、令和6年4月1日現在282世帯を対象に収集を実施している。

【ごみの分別区分】

	分別区分	収集方法	収集主体	収集料金
ア	可燃ごみ	週2回ステーション収集	直営	無料
イ	プラスチック製容器包装	週1回ステーション収集	直営	無料
ウ	ペットボトル	拠点回収	委託	無料
エ	資源物	月1回ステーション収集	委託	無料
オ	家電品	月1回ステーション収集	委託	無料
カ	可燃粗大ごみ	月1回ステーション収集	直営	無料
キ	不燃ごみ	月1回ステーション収集	委託	無料
ク	水銀含有廃棄物	月1回ステーション収集	委託	無料

(2) 許可業者等によるごみ収集

会社、商店などの事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は事業者自らが適正に処理しなければならないこととなっており、事業者自ら清掃工場や民間の処理施設へ持ち込むか、当事者間の契約等により許可業者に委託することとしている。

また、家庭から排出される一般廃棄物（家庭系一般廃棄物）についても、ごみステーションに排出できないものや、引っ越し等の一時多量ごみは市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に委託することとしている。

【一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧表】

令和6年4月1日現在

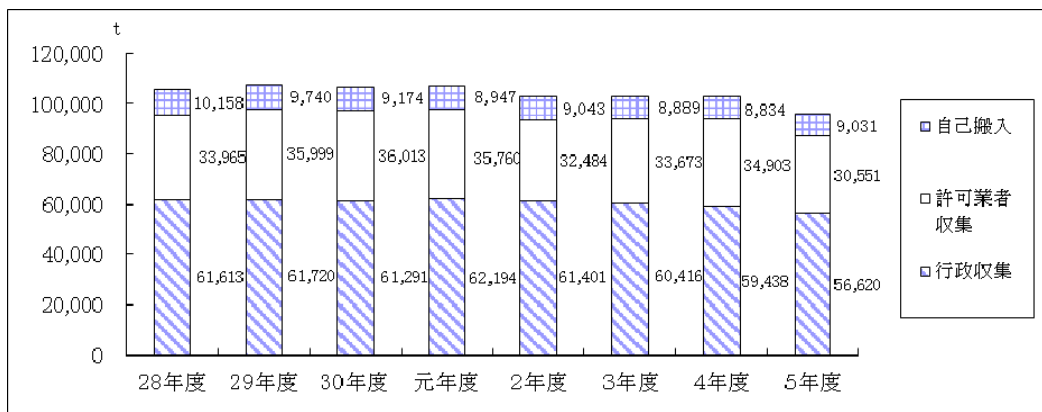
許可業者名	所在地	電話	収集機材台数	
			パッカー車	トラック等
(有) 高知清光社	南河ノ瀬町 111-1	831-7791	6	4
(株) 高知清掃センター	南ノ丸町 12-8	832-2188	9	2
(有) 高知街清掃	福井町 1683-5	823-4055	3	—
(有) セイム	神田 1876	833-1413	8	4
(株) ダイセイ	南川添 9-5	884-3811	9	8
(有) 中央環境企画	池 2351-4	847-7701	9	3
(株) 都市美粧建設	神田 972-1	833-8330	16	13
(有) 西村興業	東城山町 48-2	831-8329	6	4
(株) 春野清掃	春野町弘岡下 82-2	894-2417	2	2
合 計	9 業 者		68	40

(注) 他に限定許可業者あり（区域限定1業者）

(3) ごみ搬入量の推移等

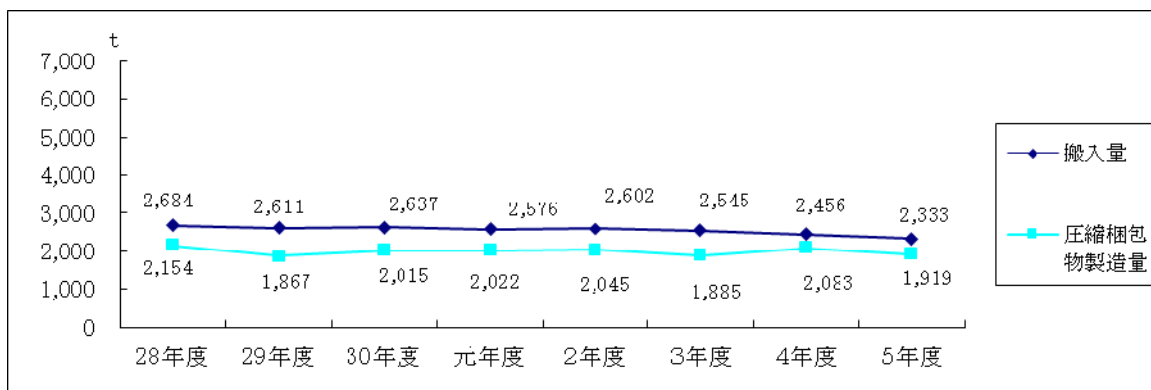
ア 可燃ごみ

平成 11 年 4 月から、ごみの分別徹底と減量・再資源化の促進、収集作業の安全性の確保等を目的として、中身の見える透明・半透明袋によるごみの排出を義務づけ、収集している。



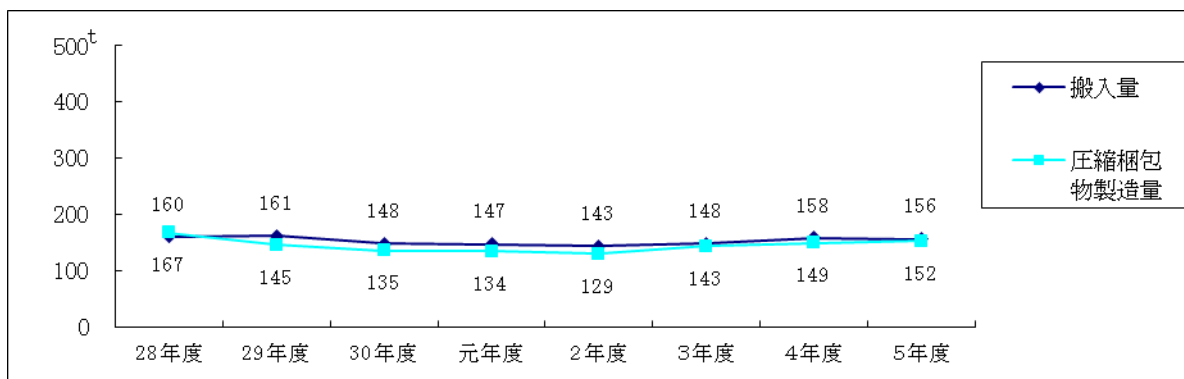
イ プラスチック製容器包装

平成 13 年 11 月から容器包装リサイクル法の趣旨に沿い、プラスチック製容器包装を収集している。平成 19 年度に分別の徹底等啓発を強化したことや、小売店等による独自の店頭回収が進んでいること等により、市施設への搬入量は減少している。



ウ ペットボトル

平成 12 年 4 月から容器包装リサイクル法の趣旨により分別を開始した。市内量販店等（令和 6 年 3 月末現在 109 か所）にある収集拠点から、随時、菖蒲谷プラスチック減容工場へ運搬し、令和元年度までは、独自ルートにより再資源化处理を行っていたが、令和 2 年度から、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートでの再資源化に変更した。平成 19 年度のプラスチック製容器包装の啓発強化後に搬入量は急増したが、小売店等による独自の店頭回収も進んでおり、市施設への搬入量は減少傾向に転じた。近年は僅かに増加傾向となっている。



(注) 平成 28 年度の製造量は、取引上の都合により未出荷となった前年度分を含んでいるため搬入量より多くなった。

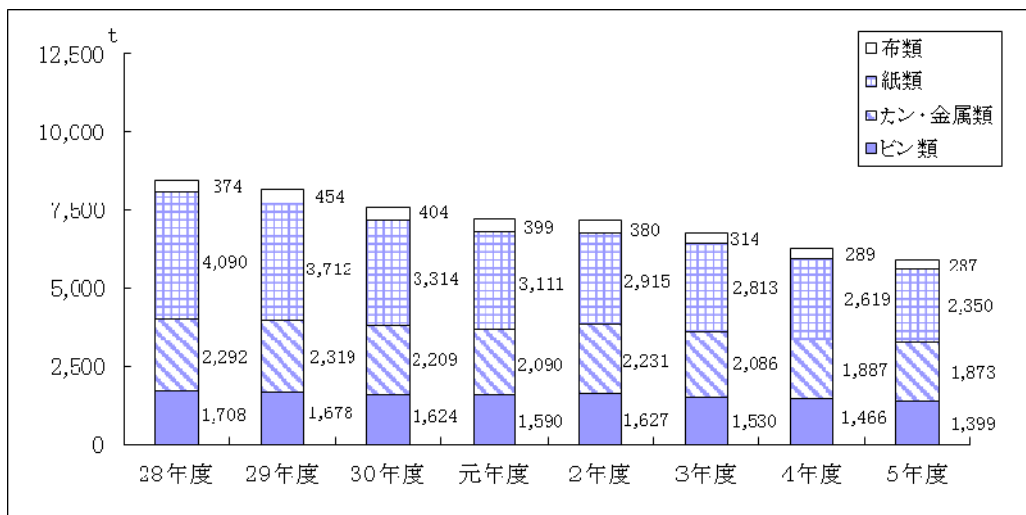
(注) 圧縮梱包物製造量については令和元年末までは粉碎ペレット製造量を示している。

エ 資源物

資源物は4種類（ビン類、カン・金属類、紙類、布類）に分けて排出することとしており、さらにビン類は容器包装リサイクル法による処理を行うため、透明、茶色及びその他の色の3分別としている。（平成27年4月の一部分別区分の変更により、金属キャップ・針・画鋸含む）

高知市再生資源処理協同組合に委託し、登録団体が管理するステーションから収集している。この制度は高知方式と呼ばれ、市民の協力のもと、ごみの減量・資源化に大きな成果を収めている（令和6年4月現在1,167団体）。

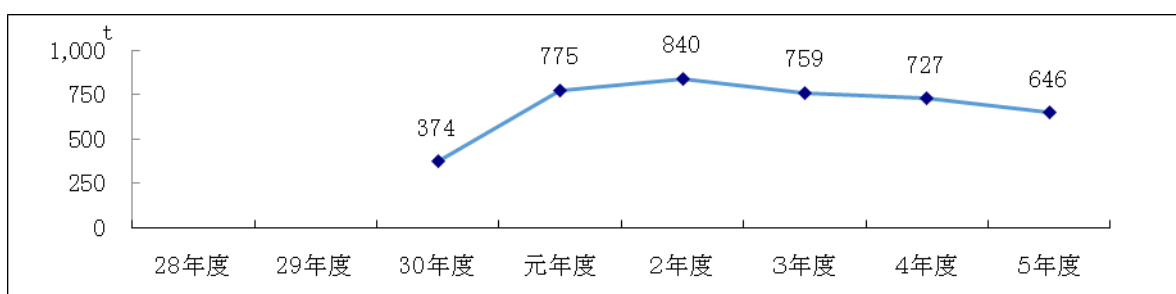
また、各登録団体へはこの組合の売上金の一部が分別援助金として還元されている。



（注）平成29年度までは家電品が「カン・金属類」に含まれていたが、平成30年10月から小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への引渡しを開始したため、平成30年度分から家電品として集計している。

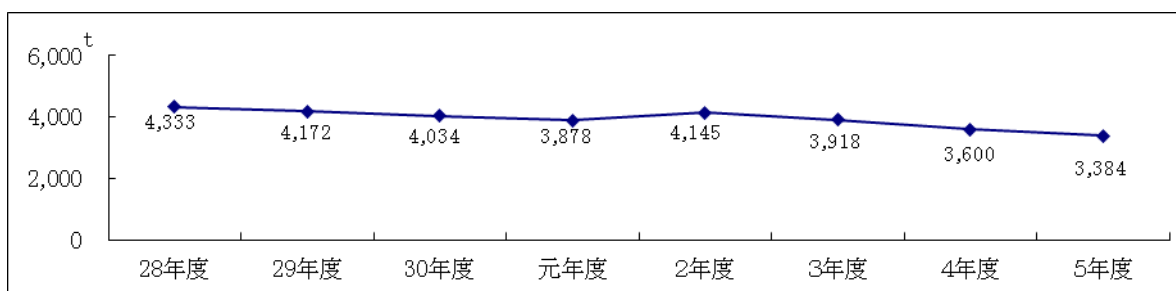
オ 家電品

収集方法は資源物と同様である。平成30年10月から、これまで資源物「カン・金属類」として再資源化を行っていた家電品について、より高度な再資源化を図るため、小型家電リサイクル法に基づく、国の認定事業者への引渡しを開始している。



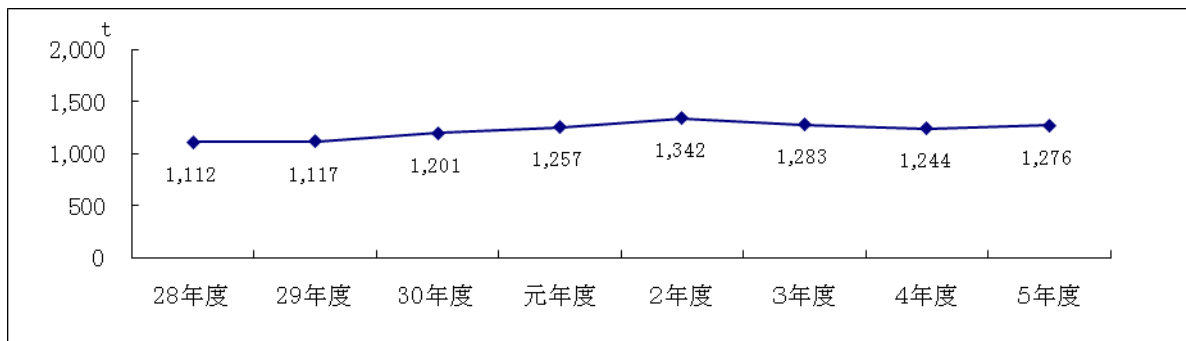
カ 可燃粗大ごみ

木製家具及びふとん等であり、直営で資源物・不燃ごみステーションから収集している。平成16年10月、平成19年10月に分別区分の変更を行った。



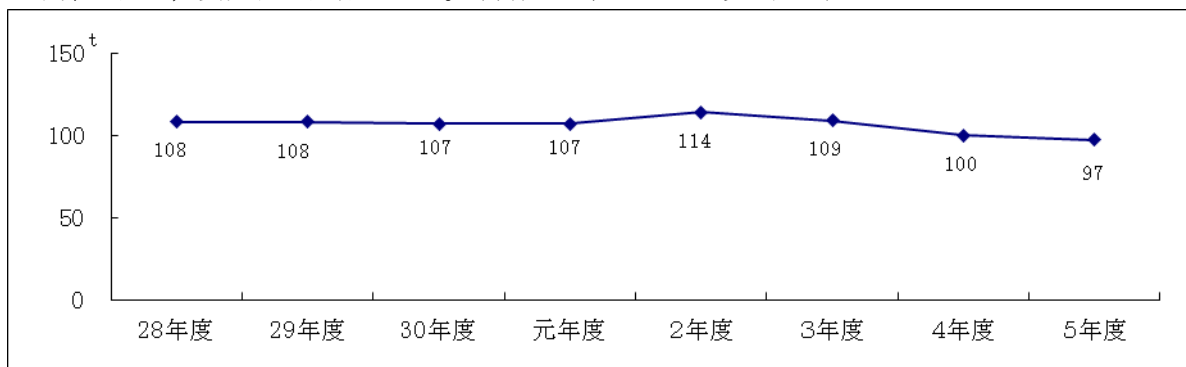
キ 不燃ごみ

収集方法は、資源物と同様である。平成 16 年 10 月から、埋立ごみの見直し削減を行い、プラスチック製品等、可燃性の素材が大半を占める物を焼却処理することとし、分別区分を変更したため搬入量は大きく減少した。近年は、1,200 t 前後で推移している。(平成 27 年 4 月から鏡を含み、金属キャップ・針・画鋸は除く)



ク 水銀含有廃棄物

収集方法は、資源物と同様である。(平成 27 年 4 月から鏡を除く)



ケ その他

・ 美化ごみ

市内の町内会及び衛生組合等が、町内の美化清掃活動を行うことにより発生した廃棄物は、登録制で直営等により収集している。

・ 犬、ねこ等の死体

家庭で飼われているペットの死体について、要請があれば直営により有料で収集している。

・ 特定家庭用機器廃棄物等

平成 13 年 4 月の家電リサイクル法施行により、エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機(平成 16 年 4 月 1 日から電気冷凍庫、平成 21 年 4 月 1 日から液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加指定)が、さらに平成 15 年 10 月からはメーカー等による家庭系パソコンの回収リサイクルが始まったため、ステーションでの収集を取り止めた。

また、家電リサイクル法で小売業者に引取義務のない製品の取扱いについては、高知県電機商業組合と協定することにより、同組合の加盟店がすべての対象製品を回収できるようにし、排出ルートの一元化を図っているものの、ごみステーションに排出されるものも後を絶たない。

【ごみステーションへ排出された特定家庭用機器廃棄物】

(単位：台)

区分	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
テレビ	78	71	103	93	82	89
エアコン	6	7	3	5	2	2
洗濯機・衣類乾燥機	24	24	21	13	18	17
冷蔵・冷凍庫	11	17	18	7	26	17

(4) 中間処理・処分

可燃ごみ及び可燃粗大ごみは、平成 14 年 3 月に完成した清掃工場で全量焼却している。排出される焼却灰については、平成 22 年度から灰溶融による再資源化を休止し、全量をセメント原料化している。飛灰については、平成 18 年度から山元還元による再資源化を行い、平成 26 年度以降はセメント資源化している。なお、本工場は、一般廃棄物を焼却して発電を行うバイオマス発電施設として平成 15 年 3 月に経済産業大臣から新エネルギー等発電施設に認定されている。

【清掃工場でのバイオマス発電効率】

(単位：kWh/t)

年度	30	元	2	3	4	5
焼却ごみ 1 トン当たりの発電量	505.5	512.9	525.2	527.0	514.1	524.4

また、水銀含有廃棄物については、高知市再生資源処理センターで蛍光灯破碎機による無害破碎やドラム缶への密封など中間処理を行った後、水銀処理業者に委託している。

不燃ごみについては、三里地区にある最終処分場に埋立し、安定した処分を行っている。

(単位：m³)

年度	30	元	2	3	4	5
三里最終処分場 残余容量	125,940	123,369	121,857	120,561	119,188	116,206

(5) 再資源化

プラスチック製容器包装は、菖蒲谷プラスチック減容工場で不適物を除去し、圧縮梱包した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡している。

また、ペットボトルについて、不適物を除去した後、粉碎し再生業者へ売却していたが、令和 2 年度からは、容器包装リサイクル法に基づき、圧縮梱包した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡している。

そして、委託により収集された資源物は下表のとおり処理されており、清掃工場、プラスチック減容工場に混入していた資源物を加え、再資源化している。

区分	選別等	保管	引取先	再利用
ビン類 透明 茶色 その他の色	栓等付属物を除去	透明、茶色、その他の色の色別に保管	(財)日本容器包装リサイクル協会	
カン・金属類	材質により鉄・アルミ等に分類	種類毎にプレス	金属回収業者	製鋼原料
紙類 段ボール 新聞紙・チラシ 雑誌類 飲料用紙パック 雑がみ			古紙業者	紙原料
布類			古繊維業者	古衣(一部は紙製品の原料)

3 リデュース・リユース・リサイクル（3R：スリーアール）の推進

(1) 出前講座等ごみ問題を話し合う会

ア ごみ懇談会

昭和 55 年 11 月から 56 年 11 月までの間、市内 26 か所で町内会、衛生組合などの各種組織を中心とした「ごみを話し合う会」を開催し、引き続き昭和 58 年度には 11 月と 12 月に市内 16 か所で不燃物登録団体代表者との懇談会を開催し、新聞、テレビ等で報道されていたダイオキシンや水銀含有廃棄物の問題とともに、ごみ処理全般にわたって話し合った。

昭和 62 年度は、収集方法を検討するため市民の意識調査を行うとともに、市内を 25 地区に分け、資源・不燃物登録団体との「ごみ懇談会」を開催し、特に紙・プラスチックの分別の徹底を依頼した。同時に、ごみの収集、運搬、処理等、清掃行政全般にわたる意見交換を行い、市民のごみに対する知識と意識の向上を図った。以後、ごみ懇談会として説明会や意見交換等を行っている。

年度	月	主要テーマ	会場数	備考
15	10 月	高知市第 2 次一般廃棄物処理基本計画の概要ほか	27	推進員委嘱のお願い
16	7 月～8 月	分別区分の変更（可燃雑ごみ・不燃雑ごみ）	26	
17	2 月	ごみの減量、処理困難物追加（自動車用タイヤ）	29	
18	1 月～2 月	プラスチック製容器包装の分別他	29	汚れが落ちにくい物は生ごみへ
19	7 月	分別区分及び名称の変更、プラスチック製容器包装の分別	29	
20	11 月～12 月	ごみの分別（現状報告とお願い）、家庭ごみの有料化、レジ袋の削減	29	
22	7 月～8 月	雑がみの資源回収の検討	31	
	2 月	雑がみの資源回収実施	31	
23	11 月	廃棄物の減量と適正処理等に関する条例の一部改正	31	持ち去り禁止条項の追加等
24	6 月	資源・不燃物ステーションからの持ち去り等、雑がみの資源回収状況	31	持ち去り禁止条項の施行
25	11 月	第 3 次高知市一般廃棄物処理基本計画の概要	32	
26	10 月	高知市の現状とごみ減量に向けて	32	金属キャップ、鏡等の分別区分変更
27	10 月	高知市のごみの現状、資源・不燃物ステーション現況調査アンケートの概要	32	
28	10 月	高知市のごみの現状等について	32	
29	10 月～11 月	高知市のごみの現状等について	32	
30	10 月～11 月	プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別・リサイクルについて	32	
元	10 月～11 月	ふれあい収集（試行収集）の実施状況について 他	32	
4	10 月	ふれあい収集の実施状況について、自然災害ごみ他	32	
5	10 月	ふれあい収集の品目拡充 他	32	

（注）平成 21 年度は、家庭ごみ有料化に関する地域説明会（74 会場、参加 1,990 人）を実施したため開催していない。

（注）令和 2 年度・令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、開催していない。

イ 出前講座

町内会や自治会からのごみについて詳しい説明をしてほしいとの要望に応えるため、地元の要望に沿ったテーマで環境業務課の職員を派遣し説明会を行っている。また、平成 19 年度から子どもの頃からごみに興味を持ってもらうことを目的に、環境選隊クリーンレンジャーを結成し保育園や地域に出向き「親子で楽しく体験して学べる」寸劇（分別劇）や分別ゲーム、また、ごみ収集の実

演、パッカー車の体験乗車などを取り入れた啓発活動（親子環境学習会）を行っている。このほか、学校などからの要望により、小学校の授業や大学の実習等に協力している。

令和5年度は41回の出前講座を行い、延べ2,856人の参加があった。

(2) 高知市廃棄物減量等推進員制度

平成12年1月から設置した廃棄物減量等推進員は、高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱に基づき市長が委嘱するもので、市との密接な連携のもと、地域に密着してごみの減量化・再生利用を促進していくためのボランティアリーダーである。主な活動としては、地域における廃棄物の減量及び適正処理の普及・啓発、分別収集の指導・啓発、地域における美化活動の促進、不法投棄に関する市への通報、その他市の施策への協力などがあげられ、また、市と地域住民との重要なパイプ役も担っている。（令和6年4月現在888名）

(3) 生ごみ処理容器購入補助・電動生ごみ処理機購入補助事業

平成8年8月から平成31年3月まで、生ごみ処理容器の購入について、1世帯あたり5年間で2基を限度として1基あたり購入金額の半額（好気性処理容器2,000円、嫌気性処理容器1,500円を上限とする）の補助を行った。

また、電動生ごみ処理機は、平成15年8月から20年3月まで、1基当たり購入金額の半額（上限20,000円）の補助を行った。

（単位：基）

年 度		8～24	25	26	27	28	29	30
生ごみ 処理容器	好気性	1,742	39	26	15	21	35	35
	嫌気性	2,300	45	8	4	17	28	28
合 計		4,042	84	34	19	38	63	63
電動生ごみ 処理機	乾燥式	1,227						
	バイオ式	1,118						
合 計		2,345						

(4) 高知クリーン推進会

紙ごみを中心に急増する事業系ごみについては、ごみ問題への関心を高めてもらうため、平成3年度に「高知市事業所ごみ減量化対策懇談会」を設置して各業界との意見交換を行い、また1,000事業所を対象にアンケート調査を実施した。

その後、平成4年11月には、事業所ごみの減量・リサイクルの推進を目的として、本市など14事業所を発起人とする「高知クリーン推進会」が発足、令和5年3月の事業終了までの間、紙ごみ対策を中心にモデル事業の実施や分別処理などの啓発パンフレットの配布、研修会、OA用紙共同回収などの取組を行った。（※令和5年3月末解散時：103事業所）

高知クリーン推進会（事務局：高知市新エネルギー・環境政策課）の役割及び実績

事業所ごみの減量・リサイクル推進のための事業の実施

- 紙資源ごみ共同回収（中央商店街 約3,691t：平成4年度～令和4年度）
- OA用紙共同回収（約1,869t：平成5年度～令和3年度）
- 福祉施設への再生トイレットペーパーの寄贈 ほか

(5) 事業系一般廃棄物減量化等計画書

令和4年度から、事業所から出るごみの減量や再資源化に向けた意識喚起を目的として、業種ごとに一定規模以上の面積を超える多量排出事業者を対象に、事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出を依頼している。

(6) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加

広く全国で食べきり運動等を推進し、3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設置された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（平成28年10月設立）」へ参加し、本協議会を通じて、他の自治体と食品ロス削減に向けた施策についての情報交換や共同キャンペーン等の実施により、食品ロス削減に向けて取り組んでいる。

(7) 高知市食べきり協力店

平成30年度からは、食品ロス（まだ食べることが出来るにも関わらず廃棄されている食品）削減運動の一環として、市内の飲食店・宿泊施設などを「高知市食べきり協力店」として登録し、これを広く周知することにより、食べ残しの削減に対する市民の意識の高揚を図るとともに、市民、事業所及び行政が一体となった食べきり運動の推進を図ることを目的とした、高知市食べきり協力店登録制度実施要綱を制定し、協力店の募集を行っている。

「高知市食べきり協力店」では、外出時の食べ残しの削減に向けて、小盛り・小分けメニューの設定や宴会時の3010運動の呼びかけなどの取組を実施している。

【高知市食べきり協力店 令和7年3月31日現在】

拉麺一方 やすきや番地	居酒屋駱駝	駱駝別邸	高知プリンスホテル
高知サンライズホテル	活・いけす料理 居酒屋 まことや	オリエントホテル高知	せんだんの木
グレイスガーデンナチュレ イオンモール高知店	牛角次男坊 イオンモール高知店	ルピシア イオンモール高知店	TeaWay イオンモール高知店
かかし イオンモール高知店	居酒屋赤たぬき	居酒屋三国志	VICTORIA LAND
Bar Peridot	kitchen&cafe kaho	城西館	

(8) 量販店等と連携したペットボトルの拠点回収

本市におけるペットボトルの回収は拠点回収方式で実施しており、各地域のふれあいセンターをはじめとした市有施設の他に、民間事業者にご協力いただき量販店等にも回収BOXを設置することで、ペットボトルの資源回収に取り組んでいる。

(9) ペットボトルの水平リサイクルの促進（コンビニ店頭でのペットボトル回収）

使用済みのペットボトルを回収・洗浄し、再び新しいペットボトルに加工する「水平リサイクル」に取り組む(株)セブン-イレブン・ジャパンと連携協定を締結し、令和5年10月から市内店舗の店頭で設置された回収機でのペットボトル回収を開始した。

(10) 民間事業者との連携によるリユースの促進

令和5年12月に(株)マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、協定によりごみの捨て方を調べる市民に対し、インターネットから利用可能な買取型のリユースシステム「おいくら」の紹介を行うことで、ごみとして捨てずリユースするきっかけを作る取組を実施している。

(11) PR啓発事業

清掃事業は、市民の日常生活と最も密接な関係を持ち、「まちを美しくする」うえでの基盤行政であり、市民の関心はきわめて高い。今後の清掃事業を円滑に推進し、清潔で快適な生活環境をつくるためには、市民・事業者・行政の一体となった取組が必要である。

このために、毎年6月の環境月間中の行事や市民との会合・対話、広報紙などあらゆる機会を通じて啓発を行っている。

① 環境標語の募集（令和5年度 昭和60年度から実施）

市内の小・義務教育学校4年生を対象

応募総数：1,738点

② 環境啓発ポスターの募集（令和5年度 平成29年度から実施）

市内の中・義務教育学校（後期課程）生徒（全学年）を対象

応募総数：53点

③ 広報紙、パンフレット等によるPR・清掃施設見学及び指導

- 小・義務教育学校4年生社会科副読本「ごみゼロたんけんたい」（3,057部/年 平成元年から実施）
- 広報紙「あかるいまち」（特集のほか随時）
- テレビ「Kochi on TV!」（随時）
- 一般市民向けパンフレット及び事業所向けパンフレット発行
- 家庭ごみの出し方、マナーのチラシ配布（随時）
- 清掃施設見学（随時）
- 資源物の収集現場での分別指導（随時）
- 清掃パトロール車によるごみの排出指導
- ごみの出し方に問題のある地域での夜間を含む現地指導
- 町内会等へ出かけていく「ごみ出前講座」（随時）
- 事業所ごみの出し方、集積所での夜間・早朝指導（随時）
- 許可業者等への協力要請や指導
- 外出時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの実施

④ イベント等での啓発活動

- 大型ショッピングモール（イオンモール高知）での啓発イベントの実施
（実施日：令和4年6月18日、令和5年6月17日、令和6年6月15日）
- 日本たばこ産業株式会社との共催による「よさこい祭り」での啓発活動
（実施日：令和5年8月10～11日、令和6年8月10～11日）

(12) 家庭ごみ有料化の取組

平成19年 2月	高知市の家庭ごみ処理に関する市民意識調査実施
平成20年 10月	家庭ごみ処理手数料有料化検討資料（中間報告案）作成，議会等報告
平成20年 11月～12月	平成20年度廃棄物行政地区説明会実施（29会場，参加900人）
平成21年 3月	市長が家庭ごみ有料化導入について表明
平成21年 7月～12月	家庭ごみ有料化に関する地域説明会実施（74会場，参加1,990人）
平成22年 3月	市議会3月定例会にごみ有料化等条例議案を提案，否決

ごみの有料化については、ごみ減量への有効な手段の一つである一方、市民の経済的負担増という側面があるため、導入にあたっては十分な検討が必要である。今後も引き続き他都市の動向等、導入により期待される効果の調査・研究を行っていく。

4 エネルギー等の有効利用の取組

(1) 焼却灰再利用研究・再資源化

平成 14, 15 年度に土木資材としてスラグを試験施工し、基礎的なデータを収集した。平成 16 年度からは、高知県土木部により策定された「ゴミ焼却灰溶融スラグ舗装利用技術指針」と相まって、高知市の発注する公共工事への利用拡大を図った。

灰溶融に代わる焼却灰資源化策として、平成 19 年度から焼却灰の一部セメント資源化を試行しており、22 年度からは灰溶融炉を全面休止し、現在、焼却灰は全てセメント資源化している。

(2) 余熱利用施設

ごみ焼却時の熱エネルギーを有効利用した余熱利用施設（ヨネッツこうち）は、平成 14 年 6 月の開館以来、市民の健康保持と生涯スポーツ活動の振興に役立てられている。

【プール、温浴施設、浴室、トレーニング室、環境学習室の利用実績】

年度	30	元	2	3	4	5
利用者数（人）	131,577	34,634	93,358	113,310	114,791	128,426

（注）令和元年度は、4月1日から10月31日まで改修工事、3月4日から3月22日までは新型コロナウイルス感染防止対策のため休館した。

（注）令和2年度は、4月10日から5月19日まで新型コロナウイルス感染防止対策のため休館した。

（注）令和4年度は、6月22日及び6月23日に給湯設備故障のため休館した。

(3) 余剰電力の売却

清掃工場では、ごみの焼却時の熱エネルギーを有効利用するために発電を行い、工場内や併設するヨネッツこうちで使い、余った電気を電気事業者に売却している。

また、平成 27 年に長浜宮田に移転したクリーンセンターでは、太陽光による自然エネルギーを利用して発電を行い、施設内で使い、余った電気を電気事業者に売却している。

【売却電力量】

年度	30	元	2	3	4	5
清掃工場（MWh）	34,946	37,741	36,570	37,204	34,653	33,002
クリーンセンター（kWh）	56,690	51,960	50,243	48,071	44,808	39,689

※ 1MWh=1,000 kWh

5 まちの美化推進

(1) 環境美化重点地域の指定

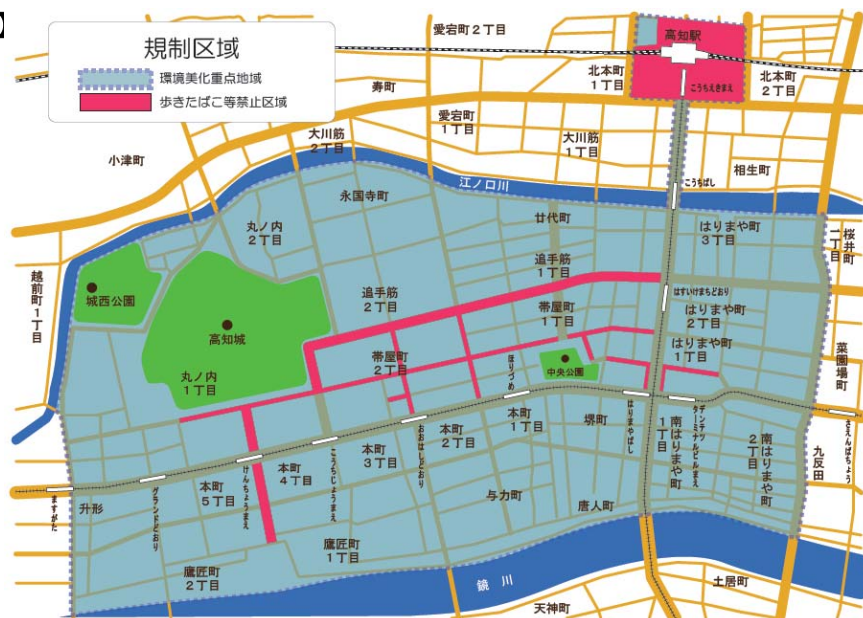
平成 8 年 4 月 1 日に一部改正した高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により、下図の地域（環境美化重点地域）で、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす又は空き缶等（飲料用紙パックを含む）を捨てた者に、5 万円以下の罰金を課することとし、地域内には、周知看板、空き缶等の回収容器を設置し収集していたが、老朽化等により平成 20 年 2 月に回収容器を撤去した。

(2) 歩きたばこ等禁止区域の指定

平成 23 年 2 月 1 日に施行された高知市歩きたばこ等の防止に関する条例（平成 22 年条例第 52 号）に基づき、同年 4 月 1 日から指定された歩きたばこ等禁止区域で歩きたばこ等が禁止された。

条例施行後は、啓発用看板の設置や路面シールの貼付、よさこい祭り等の集客力の高いイベントに合わせ啓発用品を配布するキャンペーン等、たばこを吸う人と吸わない人が快適な生活環境を共有できるよう啓発に努めている。

【 区域図 】



(3) 自動販売機業者への指導・勧告

高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により、自動販売機業者に対して回収容器の設置を義務づけるとともに、設置していない業者には指導・勧告を行っている。

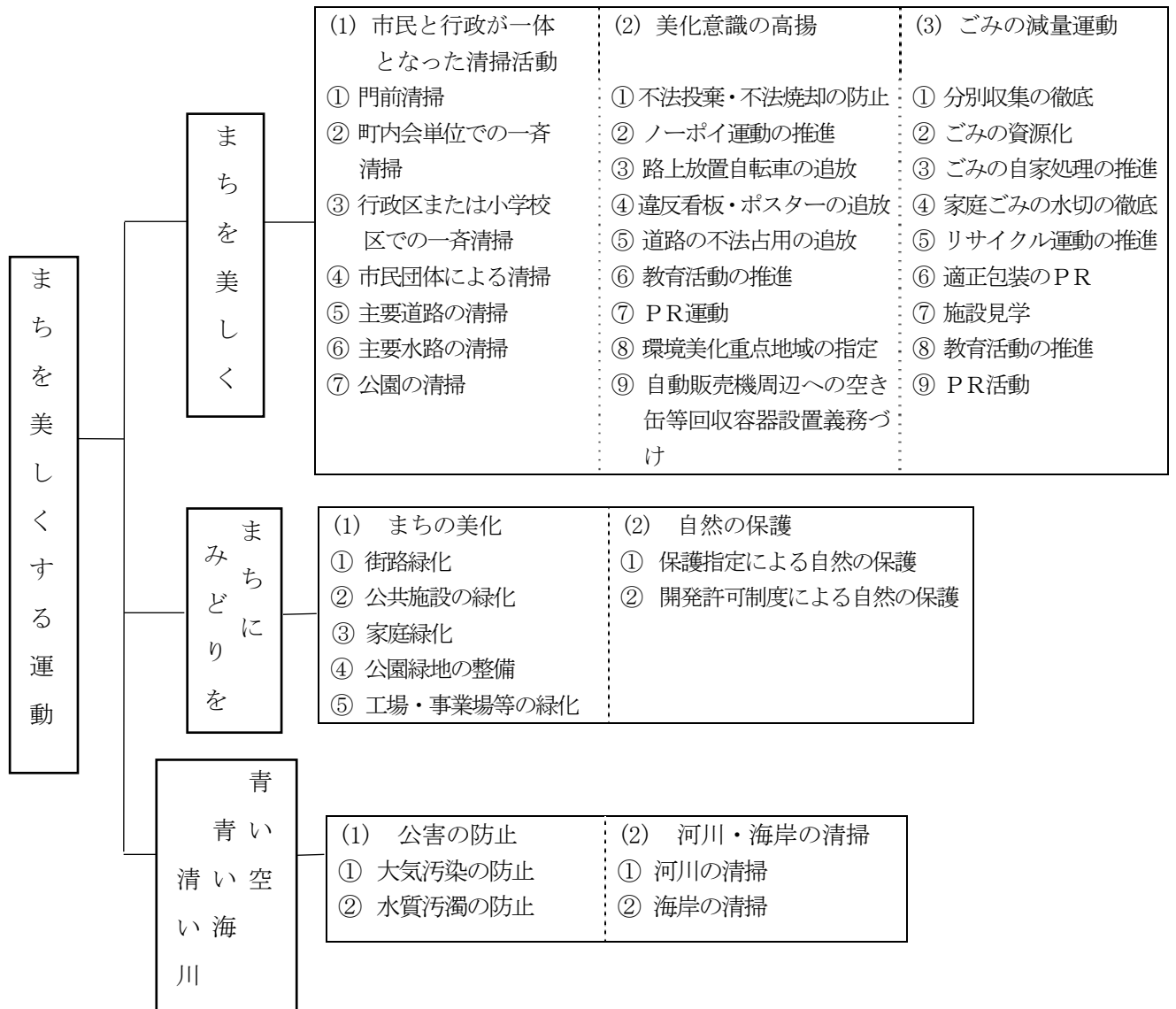
(4) まちを美しくする運動

昭和 54 年 11 月から、清潔な生活環境をつくり、健康で安全かつ快適な市民生活を確保するため、「まちを美しくする運動」を展開している。これは、市民、事業者、行政が一体となり、「まちを美しく」、「まちにみどりを」、「青い空、青い海、清い川」を基本方針とし、全庁体制で取り組んでおり、昭和 59 年度からは、6 月 5 日の環境の日を含む「環境週間行事」を中心とした総合的な取組を行っている。

現在は、毎年 6 月 5 日から 6 月 14 日までの間を「初夏のまちを美しくする運動」旬間と位置づけ、期間中、本市と高知市民憲章推進協議会の主催による、環境美化重点地域早朝一斉清掃を行っている。

このほか、関連する取組として、環境標語の募集（昭和 60 年度から）、5 月 30 日に市長及び環境部幹部職員が実際に市内のごみ収集を体験し、今後の廃棄物処理計画等の参考にするるとともに、市民に対し家庭ごみの減量についての啓発を行う「ごみゼロの日」体験塵芥収集（平成 9 年度から）を行っている。

体 系 図



6 処理実績

(1) ごみの搬入

①搬入実績

項 目		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
行政区域内人口 人		330, 471	328, 040	325, 664	323, 218	320, 334	316, 984
総搬入量 t		122, 836	123, 106	119, 469	118, 638	117, 906	110, 132
内 <							

（注）1 行政区域内人口は、各年度10月1日時点

2 1日当たり排出量は、総搬入量÷365日（令和元年度・令和5年度は366日）

3 1人1日当たり排出量は、総搬入量÷365日÷人口（令和元年度・令和5年度は366日）

4 [家庭系] 1人1日当たり排出量は、（総搬入量－事業系ごみ）÷365日÷人口（令和元年度・令和5年度は366日）

5 資源となる物とは、資源物、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電及び水銀含有廃棄物をいう。

（水銀含有廃棄物は令和元年度分から追加）

6 端数処理により、内訳と合計が一致していない場合がある。

(2) ごみの処分

項 目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
焼 却 t	112,320	113,231	109,818	110,480	108,357	101,276
埋 立 t	1,507	1,532	1,544	1,438	1,429	1,405
再 資 源 化 t	10,060	21,766	21,758	20,938	20,695	18,669
水 銀 処 理 t	107	-	-	-	-	-

- (注) 1 再資源化には、市関連資源化すべて含む。
- 2 焼却処分量は、し尿処理汚泥の焼却及び繰越分を含んでいるため、収集量と一致しない。
- 3 埋立処分量には、不燃物の他、美化ごみ・土砂類を含む。
- 4 再資源化量には、令和元年度分から、清掃工場における焼却灰、飛灰、金属の有効利用量及び水銀処理量を含む。
- 5 水銀処理量は、令和元年度分から再資源化量に算入している。

(3) 資源物収集実績

① 分別収集実績（計画収集）

項 目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総 収 集 量 t	7,551	7,190	7,153	6,743	6,261	5,909
内						
ビン類 t	1,624	1,590	1,627	1,530	1,466	1,399
カン・金属類 t	2,209	2,090	2,231	2,086	1,887	1,873
紙類 t	3,314	3,111	2,915	2,813	2,619	2,350
布類 t	404	399	380	314	289	287
登 録 団 体 数	1,159	1,160	1,163	1,167	1,168	1,168
委 託 料 千円	168,460	220,993	229,705	220,959	246,221	253,929

(注) 登録団体数・世帯数は、各年度末現在（鏡，土佐山，春野地区含む）。

② 他の回収実績

項 目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総回収量 t	11,227	11,559	11,498	11,319	11,396	9,946
プラスチック減容工場(イ)						
ビン／カン金属等 t	4	3	3	3	3	3
清掃工場(ロ)						
ダンボール t	1	0	0	0	0	0
清掃工場(ハ)						
金属類 t	727	595	627	543	516	373
スラグ t	-	-	-	-	-	-
飛灰 t	3,078	3,213	2,996	2,948	2,605	2,417
搬出灰 t	7,417	7,748	7,872	7,825	8,272	7,153

- (注) 1 (イ)・(ロ) は中間処理過程から抽出・収集した資源
(ハ)は溶融飛灰を含む。
- 2 スラグは23年度から灰溶融を休止したため実績なし。

③ 再資源化量とリサイクル率（基本計画ベース）

項 目		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 再資源化量		21,282	21,769	21,758	20,938	20,695	18,669
内 訳	a 資源物引渡量	7,543	7,174	7,122	6,715	6,250	5,872
	b ペットボトル再商品化量	135	134	129	143	149	152
	c プラスチック製容器包装再商品化量	1,995	2,001	2,024	1,865	2,062	1,919
	d 中間処理施設からの資源回収量	11,227	11,559	11,495	11,316	11,393	9,943
	e 小型家電引渡量	382	794	874	790	741	686
	f 水銀含有物引渡量	—	107	114	109	100	97
(2) ごみ総処理量		122,836	123,106	119,469	118,638	117,906	110,132
リサイクル率 (1) ÷ (2)		17.3 (7.9)	17.7 (8.2)	18.2 (8.6)	17.6 (8.1)	17.6 (7.9)	17.0 (7.9)

(注)1 リサイクル率については、一般廃棄物処理実態調査における算出方法に準じて算出。

- 2 「a 資源物引渡量」について、平成29年度以前は資源物分別収集量、平成30年度分は資源物分別収集量から収集後に再分別した小型家電の量を減算した数量となっている。
※処理量ベースで資源物の再資源化量を確認できるよう、令和元年度分から引渡量で表記するよう変更した。
- 3 「d 中間処理施設からの資源回収量」は清掃工場における金属類、飛灰、搬出灰の有効利用量（②表（ハ））
なお、平成30年度以前まではこれに加えて、プラスチック減容工場や清掃工場から抽出・回収した資源物（②表（イ）＋（ロ））が含まれているが、令和元年度分からは、同資源物については、「a 資源物引渡量」に含まれるため、「d 中間処理施設からの資源回収量」には含まない。
- 4 （ ）内の数値は、清掃工場における金属類、飛灰、搬出灰（②表（ハ））の有効利用量を除いたリサイクル率
- 5 令和元年度分から「f 水銀含有物引渡量」を再資源化量に算入している。

④ 高知クリーン推進会共同回収実績（令和4年度末で活動終了）

項 目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
総 回 収 量	t	116	118	103	72	73	40
	古紙共同回収	83	80	70	43	43	40
	O A 用 紙 共 同 回 収	33	37	33	29	30	0

⑤ 犬・ねこ等の死体

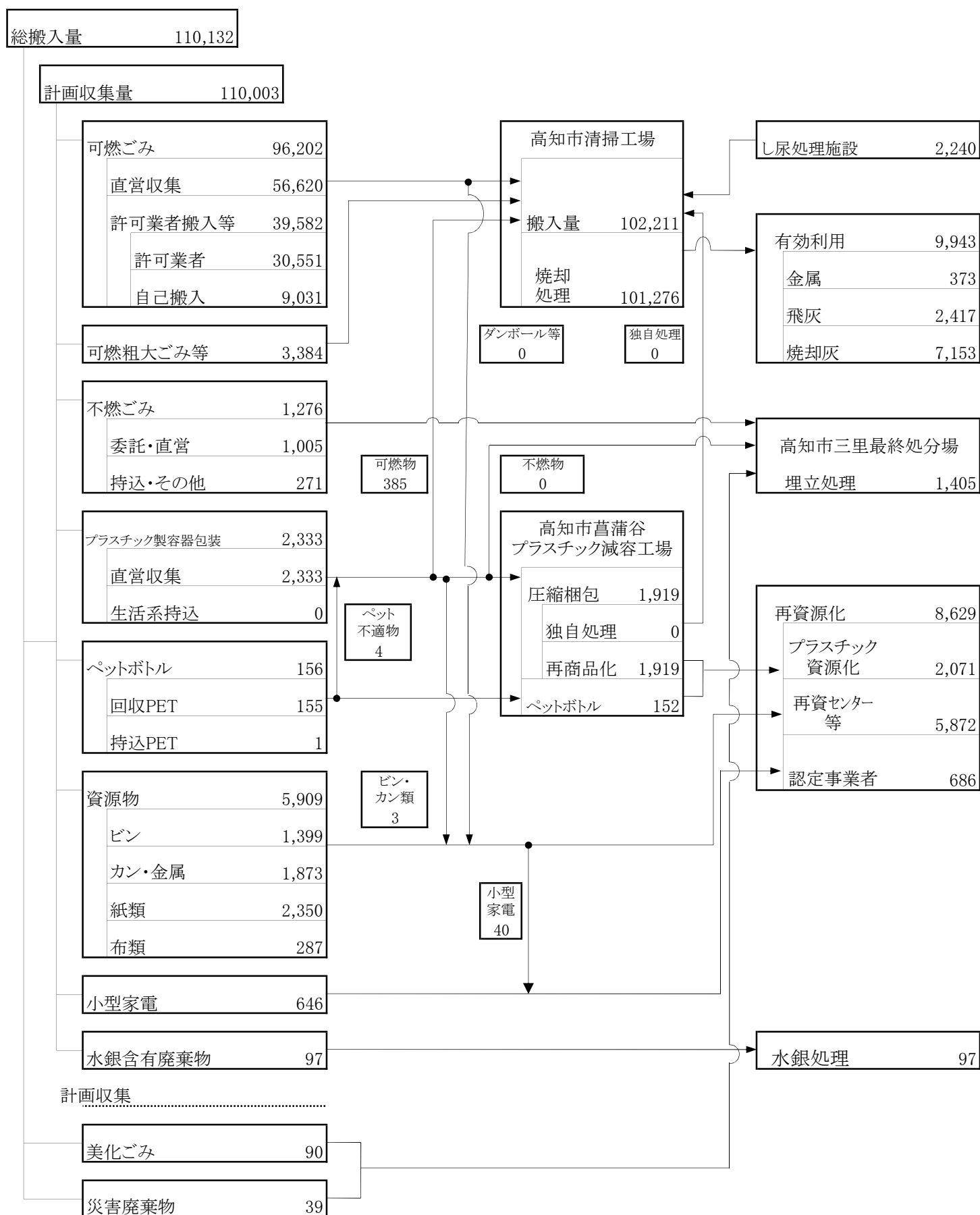
区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
収 集 運 搬 ・ 処 分 体		1,479	1,586	1,631	1,582	1,661	1,663
処 分 の み (清 掃 工 場 等 持 込) 体		545	478	464	518	585	505

(4) 令和5年度 搬入・処理内訳(単位:t)

(搬 入)

(中間処理)

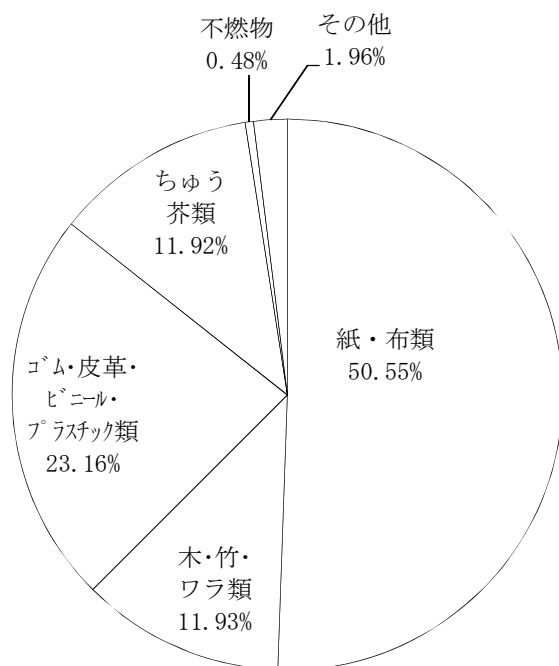
(最終処分／再資源化)



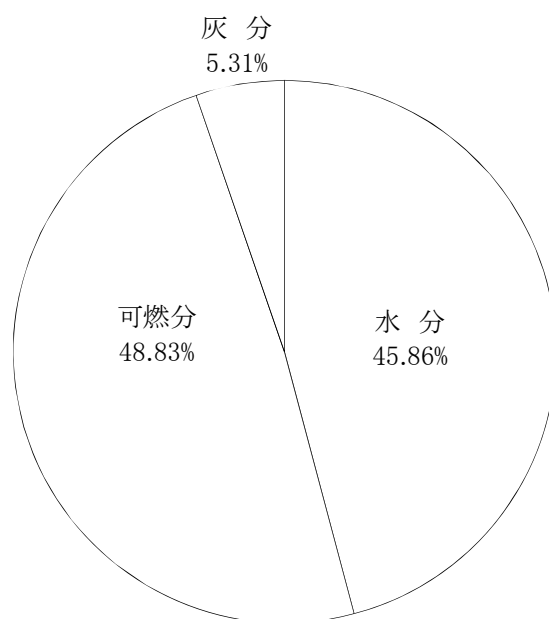
(注) 端数処理により、内訳と合計が一致していない場合があります。

7 ごみの組成（令和5年度）

① 物質的組成



② 成分



見掛比重 : 0.08kg/ℓ
低位発熱量 : 11,010 kJ/kg

- (注) 1 資料は清掃工場より採取
2 「① 物質的組成」のグラフはドライ（乾燥ごみ）ベースで、割合（%）は重量比
3 数値は令和5年度のごみ質分析4回の平均値

③ ごみ質分析の月別結果

物質的組成 (%)							成分 (%)			
項目 月	紙・布類	木・竹・ワラ類	ゴム・皮革・ビニール・プラスチック類	ちゅう芥類	不燃物	その他	項目 月	水分	可燃分	灰分
4							4			
5	54.91	15.90	21.97	6.65	0.00	0.57	5	41.06	53.01	5.93
6							6			
7							7			
8							8			
9	53.41	1.76	24.84	15.16	0.88	3.95	9	46.64	47.91	5.45
10							10			
11	54.01	17.80	14.84	12.76	0.00	0.59	11	46.08	47.75	6.17
12							12			
1							1			
2	39.86	12.27	31.01	13.12	1.02	2.72	2	49.66	46.65	3.69
3							3			
平均	50.55	11.93	23.16	11.92	0.48	1.96	平均	45.86	48.83	5.31

(注) 端数処理により、内容と平均が一致していない場合がある。

8 産業廃棄物と一般廃棄物

(1) 廃棄物の定義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下、「廃棄物処理法」または「法」という。）で「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）と定義されている。

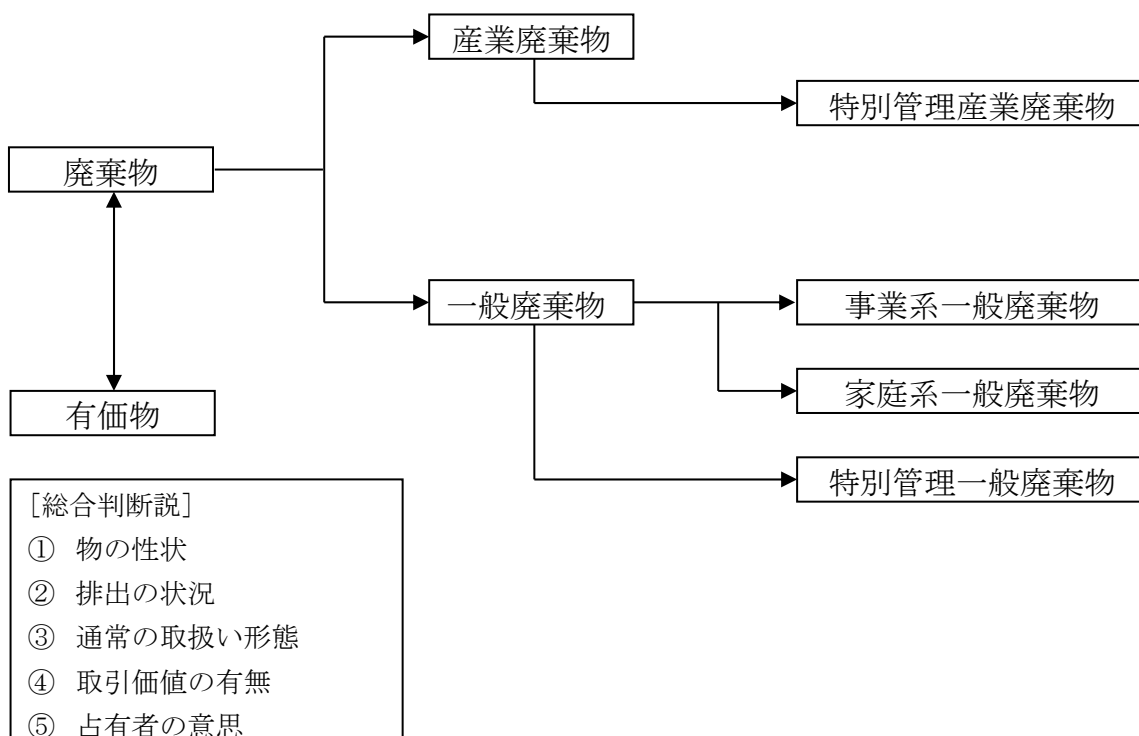
法は廃棄物を対象としており、有価物を保管・運搬・加工する場合には適用されない。このため、取扱い物が廃棄物であるにもかかわらず、有価物と主張したり、有償譲渡を装って法の適用を免れようとする者が存在することから、国は「行政処分の指針」の中で「廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。」と解説し、不適正処理の防止を呼びかけている。

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分類され、法では、産業廃棄物を定義し、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としている。一般廃棄物は市町村内で処理することを原則とし、最終的に市町村に処理責任があるのに対し、産業廃棄物は、排出事業者自らが処理することを原則とし、県境を越えた広域移動も認められている。

なお、産業廃棄物には、あらゆる事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものがあり、燃え殻、汚泥等、[表 1] に示す 20 種類に分類されるが、事業活動に伴って排出される廃棄物であっても一般廃棄物に該当するものは、一般的に「事業系一般廃棄物」と呼ばれている。例えば、製紙工場から排出される紙くずや食品製造業から排出される動植物性残さは産業廃棄物になるが、商店や病院等から排出される紙くずや、飲食店等から排出される残飯類は、事業系一般廃棄物となる。

また、産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの（廃 PCB、廃石綿等）を、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として区分し、処理方法等が別に定められている。

【(参考) 廃棄物の分類】



【産業廃棄物の種類と具体例】

[表1]

種 類		具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら，焼却炉の残灰，炉清掃掃出物，その他の焼却残さ
	(2) 汚 泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの，活性汚泥法による余剰汚泥，ビルピット汚泥，カーバイトかす，ベントナイト汚泥，洗車場汚泥，建設汚泥等
	(3) 廃 油	鉱物性油，動植物性油，潤滑油，絶縁油，洗浄油，切削油，溶剤，タールピッチ等
	(4) 廃 酸	写真定着廃液，廃硫酸，廃塩酸，各種の有機廃酸類等，すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液，廃ソーダ液，金属せっけん廃液等，すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず，合成繊維くず，合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等，固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム，天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片，研磨くず，切削くず等
	(9) ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等），製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず，インターロッキングブロックくず，レンガくず，セメントくず，モルタルくず，スレートくず，陶磁器くず，廃石膏ボード等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂，電気炉等溶解炉かす，ボタ，不良石炭，粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築，改築又は除去により生じたコンクリート破片，アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設，D X N対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築，改築又は除去により生じたもの），パルプ製造業，製紙業，紙加工品製造業，新聞業，出版業，製本業，印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ），木材・木製品製造業（家具製造業を含む），パルプ製造業，輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片，おがくず，パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等（業種による限定はなく，あらゆる事業活動に伴うものが該当）
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ），衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず，羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品製造業，医薬品製造業及び香料製造業から生ずるあめかす，のりかす，醸造かす，発酵かす，魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜，食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛，馬，豚，めん羊，にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛，馬，豚，めん羊，にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので，上記の産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物と呼ばれている。例えばコンクリート固型化物）		

【特別管理産業廃棄物の種類】

種 類		説 明
廃 油		引火点 70℃未満の燃えやすい揮発油類，灯油類，軽油類
廃 酸		pH2.0 以下の酸性廃液
廃アルカリ		pH12.5 以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物		感染のおそれのある産業廃棄物
特定有害産業 廃棄物	廃 P C B 等	廃 P C B，P C B 含有廃油
	P C B 汚染物	事業活動に伴って生じたもの及び輸入された廃棄物で日常生活に伴って生じたもの
	P C B 処理物	P C B 汚染物の処理物で，P C B が基準不適合のもの
	廃水銀等	廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物）
	廃水銀等処理物	廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合するものに限る）
	廃石綿等	石綿建材除去事業により除去された吹き付け石綿等
	その他	特定施設で生じた産業廃棄物等
輸入廃棄物〔ばいじん・燃え殻・汚泥・これらの処理物〕		輸入廃棄物を廃棄物焼却施設で焼却して生じたばいじん等

（注）法 16 条の 3 では、「指定有害廃棄物」として硫酸ピッチが指定されており，処理をするためには，特別管理産業廃棄物としての廃酸，廃油等の許可品目が必要である。

(2) 産業廃棄物処理業許可件数の推移

高知市における産業廃棄物処理業許可件数の推移をみると、収集運搬業は、明らかに減少傾向にあり、特に新規許可件数が減少している。(注) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分業とも、更新期間は5年ごととなっているが、平成22年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)が改正され優良産業廃棄物処理業者については、更新期間を7年とする特例が設けられた。

【産業廃棄物処理業許可件数】

年 度 区 分			23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
産業廃棄物	収集運搬業	新規	5	3	0	2	3	1	4	0	2	0	0	1	1
		更新	13	8	12	12	8	12	9	11	12	9	11	11	8
		変更	5	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	1	1
		計	23	11	12	14	11	13	15	12	15	10	11	13	10
	処分業	新規	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		更新	4	10	6	4	6	4	9	6	4	6	10	5	5
		変更	3	1	2	1	0	2	0	0	1	0	1	1	2
		計	9	11	8	5	6	6	9	6	5	6	11	6	7
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	新規	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
		更新	1	1	4	1	1	1	1	3	1	2	0	1	3
		変更	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0
		計	1	1	4	1	2	2	1	4	1	3	0	1	3
	処分業	新規	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		更新	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
		変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
施設設置	最終・焼却	新規	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
		変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	その他	新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		変更	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		認可	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
合計			36	23	24	20	19	23	26	22	22	20	21	23	21
変更届			142	143	117	112	141	136	108	176	155	123	129	140	134

(注) 法改正(平成23年4月1日施行)により収集運搬業の許可の合理化が図られ、積替え又は保管を伴わない場合で、一つの政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合は、当該政令市を管轄する都道府県知事が許可を行うこととなった。

(3) 産業廃棄物処分業許可者による処理施設の設置許可状況

(令和6年3月31日現在)

中間処理施設			最終処分場
焼却施設 (焼却能力 200 kg/h 以上の処分業)	焼却施設 (焼却能力 200 kg/h 未 満の処分業)	その他の中間処理施設	安定型最終処分場
4	3	87	2

(4) 産業廃棄物収集運搬業 (許可業者数)

(令和6年3月31日現在)

区 分	許可業者数			
	市内	県内	県外	計
産業廃棄物のみ	37	5	7	49
産業廃棄物 + 特別管理産業廃棄物	6	—	2	8
特別管理産業廃棄物のみ	1	—	—	1
合計	44	5	9	58

(5) 産業廃棄物処分業 (許可業者数)

(令和6年3月31日現在)

種 類	区 分	許可業者数及び許可件数			
		市内	県内	県外	計
産業廃棄物	中間処理	23	3	3	29
	中間処理 + 最終処分	2	—	—	2
	最終処分	—	—	—	—
	合計	25	3	3	31
特別管理 産業廃棄物	中間処理	2	—	—	2
	中間処理 + 最終処分	—	—	—	—
	最終処分	—	—	—	—
	合計	2	—	—	2

(6) 一般廃棄物処理業等許認可関係一覧

一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物処理法第7条第5項及び第10項により市町村による一般廃棄物の処理が困難であり、一般廃棄物処理計画に適合することなどの要件が定められており、産業廃棄物処理業の許可とは違い、市町村に処理責任があるため、許可に対しても一定の裁量権を有するものとして制限している。

合併協議による一市二制度のごみ処理の終了に伴い、一般廃棄物収集運搬業の許可業者9社のうち、これまで収集区域を春野地区として許可していた1社については、平成25年度から収集区域を高知市区域内に変更した。その他、区域等が限定された許可を受けている収集運搬業者は1社であり、魚あらの再生利用業指定業者は16社（者）である。

(令和6年3月31日現在)

種類	法令	区分	事業者数	備考
収集運搬業	法第7条第1項		9	
		区域限定	1	
処分業	法第7条第6項		4	
処理施設設置	法第8条第1項		4	
	法第15条2の5	特例施設	4	
再生輸送業	規則第2条第2号		16	法人9, 個人7業者
再生活用業	規則第2条の3第2号		5	法人3, 個人2業者

(7) 一般廃棄物処理業許可申請件数

(令和5年度)

種類		区分	件数
一般廃棄物処理業	収集運搬業	新規許可	—
		更新許可	6
	処分業	新規許可	—
		更新許可	1
一般廃棄物処理施設設置		新規許可	—
		変更許可	—
計			7

(8) 行政処分等の実績

廃棄物処理法に係る行政処分には、法第14条の3による産業廃棄物処理業に対する事業の停止処分、法第14条の6による特別管理産業廃棄物処理業に対する事業の停止処分、法第14条の3の2による産業廃棄物処理業に対する事業の許可の取消処分、法第15条の3による産業廃棄物処理施設に対する施設設置許可取消処分、法第19条の3による改善命令、法第19条の5及び6による措置命令などがある。

(令和5年度)

指導 警告	報告 徴収 法18条	告発	行政処分					
			事業停止 (全部) 法14条の3	事業停止 (一部) 法14条の3	処理業 許可取消 法14条3の2	施設設置 許可取消 法15条の3	改善命令 法19条の3	措置命令 法19条の5 法19条の6
0	2	—	2	—	—	—	—	—

(9) 水質調査等の実績

平成9年の廃棄物処理法の改正により、設置許可が必要な廃棄物処理施設の許可申請にあたって、申請者はその施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について生活環境影響調査を実施することとなり、他方、同年6月に一定規模以上の最終処分場等を対象とする「環境影響評価法」が公布された。

本市における生活環境への影響が懸念される市内各所の定点において、生活環境影響調査として、重金属等水質分析を実施し、産業廃棄物処理施設周辺影響調査として、ダイオキシン類・重金属水質分析を10箇所15項目の調査を行い、このうちアジロ川の上・下流2箇所については、20項目を追加し実施している。

(令和5年度)

調査項目	分析内容	調査地点数
産業廃棄物処理施設周辺影響調査	ダイオキシン類・重金属水質分析	10箇所
生活環境影響調査	重金属河川水水質分析	4箇所

(10) 建設リサイクル法届出等の件数

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）は、平成14年5月30日から施行され、届出書等の受付事務、現場等のパトロール等を実施しており、令和5年度は199件の現場確認・立入検査により分別解体の指導を行った。

(令和5年度)

区分	届出書（民間工事）	通知書（公共工事）	計
建築物の解体	504	10	514
建築物の新築	23	1	24
建築物の改築（リフォーム）	2	7	9
その他土木工事等	77	251	328
合計	606	269	875

(11) 自動車リサイクル法受付等実績

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）は、平成14年7月に成立した後、平成16年7月から解体業及び破砕業の許可制度が段階的に開始され、平成17年1月1日には全面的に施行された。

自動車リサイクル法は、使用済自動車のリサイクルと適正な処理を図るため、自動車製造業者にリサイクルの責任を果たすことを義務づけるものであり、関連事業者である引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者のそれぞれの役割が定められている。

(令和5年度)

区分	新規	更新	変更許可	年度末 登録事業者数	実事業者 件数	変更・廃業 届件数
引取業	0	1	—	70	72	19
フロン回収業	1	2	—	18		
解体業	0	1	—	8		
破砕業	—	—	—	5		
計	1	4	—	101		

(12) P C B廃棄物届出事業場数等

ポリ塩化ビフェニル（P C B）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサーといった電気機器等幅広い用途に使用されていたが、昭和 43 年にカネミ油症事件が発生して社会問題化し、昭和 47 年以降その製造が中止され、その後の P C B 廃棄物の適正処理の推進のため、平成 13 年 7 月「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（P C B 特措法）が施行された。これにより、P C B 廃棄物の保管・処分について各事業者に届出が義務付けられた。

また、同年 12 月からは、北九州市にある広域処理施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O））で高濃度 P C B 廃棄物の処理が開始された。

高濃度 P C B 廃棄物に該当するトランス、コンデンサーは平成 30 年 3 月 31 日に処分期間が終了し、保管事業者不存在となっていた高濃度 P C B 廃棄物についても、行政代執行による処分が完了した。

その後、令和 3 年 3 月末に高濃度 P C B に該当する安定器・汚染物等の処分期間が終了し、令和 3 年度は未処理事業者や新たに保有が確認された事業者に対し、P C B 廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限（令和 4 年 3 月末）までに処分を行うよう指導した。

なお、処分期間終了後に発見され、継続保管となった高濃度 P C B 廃棄物については、令和 4 年 5 月 31 日付にて P C B 廃棄物処理基本計画が改定され、処分期間が令和 4 年度から 2 年延長された。

このため、環境省及び J E S C O の協力を得ながら、継続保管事業者に対し処分を指導し、令和 5 年 3 月末に完了した。

一方、低濃度 P C B 廃棄物については、高濃度 P C B と異なり、使用機器は多岐にわたりかつ広く使用されていたことから、商工関係団体など関係団体を通じて積極的な広報・啓発を図るとともに、電気保安事業者と連携して該当機器の発見及び適正処理の指導に努め、令和 9 年 3 月 31 日までの処分完了を目指す。

また、全国的にも不適切な管理状態による漏えい事故等が頻発していることから、令和 5 年度に保管事業者に対し、保管状況の確認（立入検査）を行った。

なお、P C B 廃棄物を保管する事業者は、毎年、その状況を都道府県知事等に届出する義務があることから、届出書の提出を通じて、事業者の P C B 廃棄物の保管及び処分状況の把握に努めている。

（令和 5 年度）

届出事業場数	立入調査件数	備考
78	33	

(13) 苦情等件数の推移（平成 18 年度～令和 5 年度）

平成 10 年度から産業廃棄物行政に関する事務権限が委譲され、不法投棄防止のための監視体制を強化する必要性があり、平成 11 年度から県警より現職警察官 1 名が高知市へ派遣されている。あわせて警察官 O B 1 名を廃棄物不法投棄防止パトロール員として採用し、不法投棄の監視及び苦情処理にあたってきた。平成 17 年 1 月に鏡村・土佐山村との合併により、平成 18 年度からはパトロール員 2 名を増員するとともに、巡回車両を 1 台増車した。

また、平成 20 年 1 月の春野町との合併に伴い、平成 20 年度からパトロール員をさらに 1 名増員し、現職警察官 1 名・パトロール員 4 名体制とした。

年度	苦情等の種類				県警派遣職員等		
	不法投棄	野焼き	その他	計	現職	パトロール員	計
18	50	73	21	144	1	3	4
19	99	69	27	195	1	3	4
20	201	173	75	449	1	4	5
21	219	170	82	471	1	4	5
22	252	134	51	437	1	4	5
23	257	93	59	409	1	4	5
24	436	79	45	560	1	4	5
25	492	185	39	716	1	4	5
26	376	95	33	504	1	4	5
27	319	95	13	427	1	4	5
28	153	56	18	227	1	4	5
29	158	52	32	242	1	4	5
30	113	37	20	170	1	4	5
元	67	36	18	121	1	4	5
2	84	27	9	120	1	4	5
3	61	35	14	110	1	4	5
4	81	10	8	99	1	4	5
5	68	22	9	99	1	4	5

9 エコタウン事業

(1) 制度創設の趣旨

経済産業省（旧通商産業省）が、ゼロ・エミッション構想を推進すべく、平成9年に21世紀に向けた新たな環境まちづくり計画「エコタウン事業」を創設。平成10年度からリサイクル政策でのパートナーである環境省（旧厚生省所管）との共同事業となる。

(2) 事業の目的

- ① 個々の地域におけるこれまでの産業蓄積を生かした環境産業の振興及びこれを通じた地域振興
- ② 地域における資源循環型社会の構築を目指した、産業、公共部門、消費者を包含した総合的な環境調和型システムの構築

(3) 承認された地域

平成9年度・・・長野県飯田市、神奈川県川崎市、福岡県北九州市、岐阜県

10年度・・・福岡県大牟田市、北海道札幌市、千葉市

11年度・・・秋田県、宮城県鶯沢町（現栗原市）

12年度・・・北海道、広島県、**高知市**、熊本県水俣市

13年度・・・山口県、香川県直島町

14年度・・・富山県富山市、青森県

15年度・・・兵庫県、東京都、岡山県

16年度・・・岩手県釜石市、愛知県、三重県鈴鹿市

17年度・・・大阪府、三重県四日市市、愛媛県

(4) 「エコタウン高知市・事業計画」の概要

浦戸湾沿岸地域をエコタウン計画区域として設定し、区域内に環境と調和し、計画のシンボルとなる循環産業の拠点として「エコ産業団地」を形成する。

また、団地内には、発砲スチロールをはじめプラスチック類や廃木材等のリサイクル施設を集約的かつ計画的に整備するとともに、湾岸地域の地場産業との連携や分別収集等の徹底によって市域全体の大幅なりサイクル率向上を図っていく。

そして、太平洋に面するという地域特性を生かした広域循環を図り、次代に向けて「人」「産業」「自然」が共生する環境調和型まちづくりを推進する。

なお、平成14年11月、エコタウン事業分散化（案）を発表し、エコ産業団地は木質系リサイクル事業に限定した。また、神田地区（治国谷）においては、平成17年4月から財団法人高知県魚さい加工公社（平成25年4月1日に公益財団法人に移行）が魚腸骨処理施設の操業を開始した。

(5) エコタウン事業への取組

平成9年度 四国通産局より「エコタウン事業」への承認申請の打診があり、「エコタウン事業調査票」を同通産局に提出する。

10年度 エコタウン事業に関する調査を通産省の「環境と調和したまちづくり可能性調査」の補助事業として実施する。

11年度 前年度の調査を基に学識経験者、市民、事業者、関係団体等により「高知

市エコタウン事業推進委員会」を設立（７月）し、同委員会で事業推進の検討を行うとともに、継続して通産省の補助を受け、より具体的な分野別の可能性調査を実施する。

分野別事業化研究会の参加企業募集を行い（11月）、いくつかの事業化提案を受け、市及び県で８研究会を組織する。

12年度

環境部を創設、環境政策課にエコタウン推進室を設置する。

三里町内会連合会、新築町内会及び近接の24町内会、仁井田の木材工業団地連盟などに順次説明。９月議会において、民有林材協同組合の所有地をエコ産業団地として確保していく旨を表明する。

「エコタウン高知市・事業計画」が国の承認を受ける（12月）。

エコタウン事業第１号として発泡スチロールのリサイクル施設（株）エコライフ土佐が完成する（12月着工、３月末完成）。

三里町内会連合会理事会、38町内会長（１月）及び全地区を対象に説明会を実施（２月）。この中でエコタウンの窓口を閉ざす旨が表明される。

「高知市エコタウン事業推進委員会」から「高知市資源循環行動計画（原案）」が提言される（３月）。

13年度

操業を延期していた（株）エコライフ土佐と高知市の間で「環境保全に関する協定書」を締結、操業を開始する（11月）。

12月議会で「エコタウン事業の執行に関する決議」が採択される。

連合会の役員会で窓口再開が決議される（２月）。

廃木材チップ化事業の説明会を行う（３月、４月）。

14年度

（財）高知県魚さい加工公社理事長と日高村長との間で魚腸骨処理施設の16年12月末までの日高村からの撤退等を内容とする、確約書が締結される。（６月）

第２回廃木材チップ化事業の説明会を行う。（８月）

エコタウン事業の分散化について「高知市における資源循環型社会構築に向けての基本的な考え方（案）」として厚生委員会に報告する。（11月）

エコタウン事業の分散化について三里地区への周知を図るための説明会の開催（11月）及びあかるいまちへの折り込みを行う。（12月）

エコ産業団地（仁井田木材団地）の用地取得及びエコタウン関係事業者等と賃貸借契約を締結する。（２月）

エコタウン事業第２号として廃木材チップ化施設（株）リサイクル高知が完成する。（１月着工、３月末完成）

魚腸骨処理施設の移転候補地を神田の福祉牧場おおなる園内市有地として厚生委員会に説明する。（２月）

同施設計画について鴨田地区住民への説明会を行う一方、日高村議員運営協議会で（財）高知県魚さい加工公社の方針を説明する。（３月）

15年度

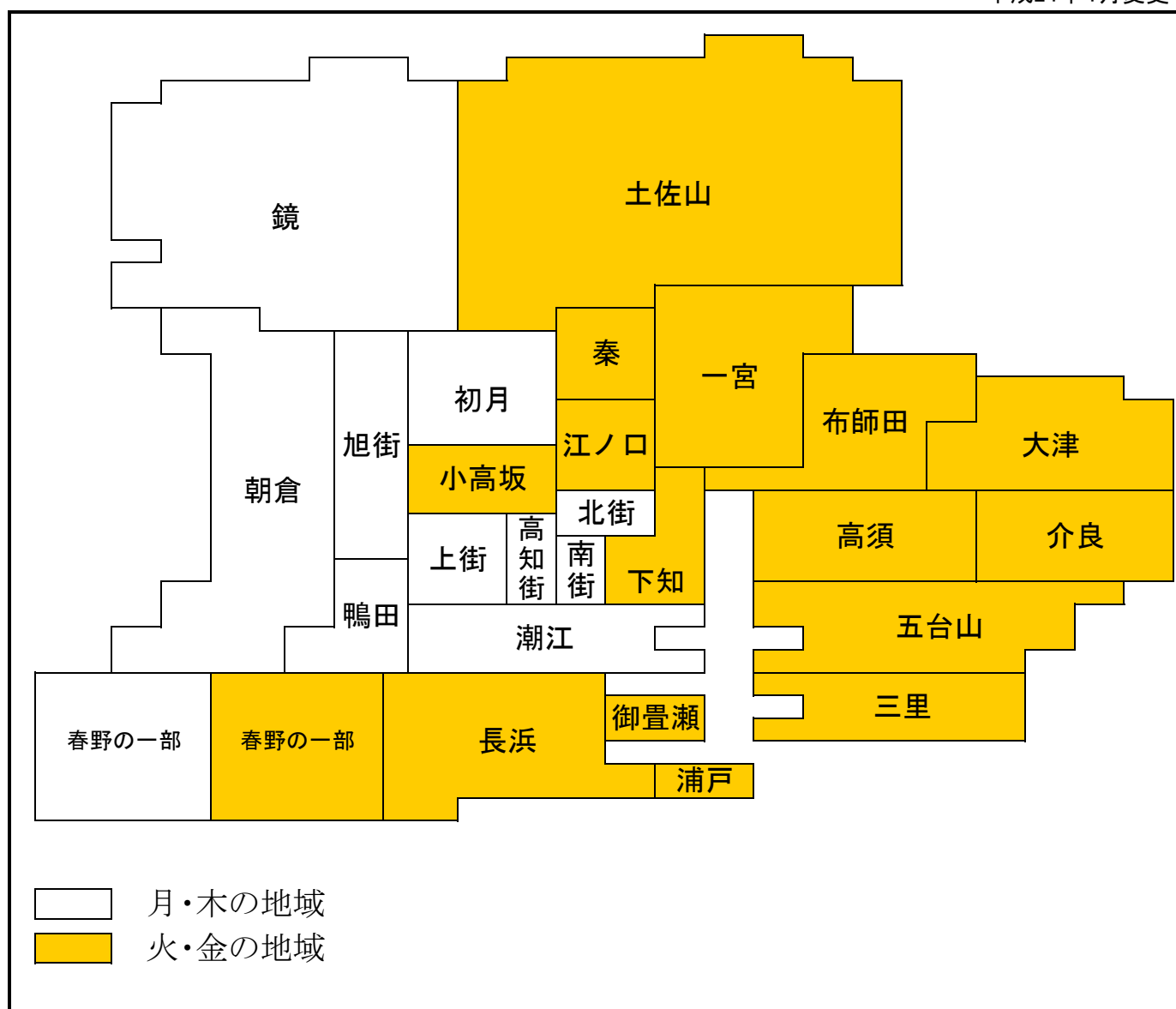
魚腸骨処理施設建設計画について引き続き鴨田地区（神田を含む）住民への説明を行う。（４月、７月、10月の計３回）

この間、住民を対象とした先進地視察（日高村の現施設、市東部環境センター、岸和田市）を行う。（５月～７月）

- 市都計審で魚腸骨処理施設の都市計画決定がなされる。(11月)
- おおなろ園の管理法人である(社福)昭和会と県・市・(財)高知県魚さい加工公社が確認書を締結し、連絡協議会を設置する。また、神田・鴨田両町内会連合会長あてに、(社福)昭和会に対するものと同様の確約書を提出する。
- (12月)
- (財)高知県魚さい加工公社と三菱レイヨン・エンジニアリング(株)・轟組特定建設工事協同企業体が魚腸骨処理施設の移転新築工事の契約を締結する。
- (1月)
- 魚腸骨処理施設の工事に着工する。(2月)
- 16年度 魚腸骨処理施設に関して「地域の環境保全に関する協定書」を(社福)昭和会及び神田地区町内会連合会と締結する。(11月)
- 鴨田校区町内会連合会と「地域の環境保全に関する協定書」を締結する。
- (1月)
- 魚腸骨処理施設の竣工とともに試運転を開始し、日高村から事務所を移転する。(2月)
- 17年度 魚腸骨処理施設の操業が始まる。(4月)
- 施設の排水から基準値以上のアンモニアが流れ、処理水の再利用や放流ができなくなる。(7月)
- その後、設備の改善や運転管理の体制を整え、地域住民から放流再開への了解を得る。(10月)
- 21年度 (株)エコライフ土佐 解散(9月)

10 可燃ごみ（生ごみ）収集日別地区割図

平成24年4月変更



高知市の家庭ごみの出し方

(令和6年2月)



高知市のLINE公式アカウントで
ごみ分別
が簡単
できます！

ごみ出し 5原則

- 1 台所ごみの水切りを忘れず！
- 2 分別ルールを守る！
- 3 透明・半透明の袋で出す！
- 4 収集日の朝8時までに決められた場所へ！
- 5 集積場所（ステーション）を清潔に！

** お問い合わせは **

● 高知市コールセンター ☎822-8111
8時～19時 年中無休

** 詳しいことは **

● 環境業務課 ☎856-5374
長浜宮田2000-10



市が収集するごみ

可燃ごみ・プラスチック製容器包装のステーションへ （週2回）【月・水・金曜日】	可燃ごみ	台所のごみ 十分に水切りをして出す	庭のごみ 草・庭木 ● 80cm程度に切って来る	その他燃える素材のもの（おおむね45lのごみ袋に入る大きさのもの） 紙くず、かばん、ざぶとん、歯ブラシ、ボールペン、ビデオテープ（ケース含む）、CD・DVD（ケース含む）、タッパー、ポリバケツ・洗面器、ポリタンク（プラスチック製）（中身を抜いて）、プランター（プラスチック製）（中身を抜いて）、● ②マーク、③マークがついていないプラスチック製のもの	可燃ごみ収集日 地元の決められたステーションに出してください ■ 月・木曜日の地域 朝倉、鴨田、旭街、初月、上街、高知市、北街、南河（弘化台を除く）、瀬江（中東町一部を除く）、鏡、春野（弘明上、弘明中、弘明下、西山、新川、西郷、仁ノ、西分） ■ 火・金曜日の地域 小高坂、江ノ口、幸一宮、下知、布師田、高須、大津、介良、五台山、三里、御堂瀬、浦戸、弘化台、長浜、瀬江（中東町のみの）、土佐山、春野（甲斐、秋山、芳原、内ノ谷、東津木、戸原、西津木、平和、南ヶ丘）
		プラスチック製容器包装 ②のマークがついた容器や包装が対象です。 ※ 分別収集したプラスチック製容器包装は、リサイクルしています ボトル類、パック類、カップ類、キャップ、ラベル、お菓子やスーパーの袋など	出し方の注意 ● 中身を使い切って水洗いをする。 ● 水洗いで汚れが落ちないものは、湯2回程度に洗い出してください。 ● ステーションでは風で飛ばされやすいように、先に封をされている袋と結ぶ。 ● 水洗いできないものは、湯2回程度に洗い出してください。 ● ごみ袋を二重にしないでください。	プラスチック製容器包装ではありません!! ペットボトルの出し方については、裏面をご覧ください。 プラスチック製品（歯ブラシやカミソリ、ライターは出さず捨ててください）。	

資源物・不燃ごみステーションへ （月1回）【第1・3・5曜日】	資源物	紙類 紙は5種類に分別してそれぞれ紐でしばる（紐がみは紙袋に入れてしまっても良い）。雨の日はめぬようにポリ袋等に入れる。 新聞・チラシ、ダンボール、雑誌、飲料用紙パック、雑がみ ● 新聞紙と、折り込みチラシを分ける必要はありません ● ガムテープ等は取り除く ● 雑誌・書籍、カタログ、パンフレット、コピー用紙 ● 紙以外部分（金具・ビニール部分等）は取り除く 内側がアルミコーティングされているものは、可燃ごみへ	布類 タオル・ハンカチ、スポンジ・シャツ、カーテン ● 中身の見えるポリ袋等に入れる 下着、靴下、ぼろ布、汚れたものは可燃ごみへ
		ビン類 透明、茶、その他（黄・赤・青など） ● キャップや栓をとり、中身を出して水洗いをする ● プラスチック製のキャップの根元部分は、無理にとる必要はなし ● ラベルははがす必要はなし 以下のものは不燃ごみへ 割れビン、ガラス食器、板ガラス、薬品ビンや化粧ビン等の飲料用ビン以外のビン	金属 自転車、鍋・フライパン、カシメ、針・クギ・ナット等 ● バイクや石臼ストーブは燃料を抜く（バイクは廃車手続きを） ● 刃物は、新聞紙等で包むなど、危険のないようにする ● 小さな金属（針・クギ、ナット等）は金属の容器等へ入れる
		その他 家具、家電品 収納ケース、カーペット・じゅうたん、ふとん 分解するなどしておおむね45lのごみ袋に入る大きさにしたものは可燃ごみへ	不燃ごみ 家電リサイクル法対象機器とパソコンは、ステーションに出せません プリンター、ビデオデッキ、アイロン、ラジオ、石油ファンヒーター、ドライヤー、電子レンジ、掃除機 ● 分解せずにそのまま出してください 電池や充電電池は取りはずして水銀を含むごみへ

市が収集しないごみ（これらのものは、ステーションに出すと不法投棄になります）

家電リサイクル法対象機器 エアコン（室外機含む）、テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ式）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 処分の仕方は裏面をご覧ください。	パソコン パソコン（デスクトップ・ノート）、ディスプレイ（ブラウン管・液晶） 処分の仕方は裏面をご覧ください。	処理困難物 プロパンガスボンベ、消火器、ピアノ、農薬・薬品、自動車専用タイヤ 販売店で引き取ってもらうようにしてください。
---	--	--

①資源・不燃物分別札

●紙類		(A)	ダンボール	(B)	新聞・雑誌	(C)	雑誌	(D)	飲料用紙パック	(E)	雑がみ (新聞・雑誌・図書雑誌等)
●布類		(F)	布類	(G)	ビン (透明)	(H)	ビン (茶)	(I)	ビン (その他)		
●カン・金属類		(J)	カン	(K)	金属						
●可燃物ごみ		(L)	可燃 粗大ごみ	(M)	不燃ごみ						
●家電品		(N)	家電品 (洗濯機・冷蔵庫・炊飯器等)								
●水銀を含む物		(O)	水銀を含む 容器								
●発火器具・ライター類		(P)	発火器具 ライター類								
●16枚セット		(Q)	16枚セット								

②可燃ごみ(月・木)

可燃ごみステーション
収集日は(月・木)曜日です。
 ●収集日の朝8時までに出して下さい。
 ●前日や収集した後に出さないで下さい。
 ●残日の収集の有無については広報等でお知らせします。
 ●事業所から出る「ごみ」は収集しません。
 ●資源・不燃物や燃本ごみは収集しません。
収集場所は、お互いにきれいにしましょう。
 高知市 町内会

③可燃ごみ(火・金)

可燃ごみステーション
収集日は(火・金)曜日です。
 ●収集日の朝8時までに出して下さい。
 ●前日や収集した後に出さないで下さい。
 ●残日の収集の有無については広報等でお知らせします。
 ●事業所から出る「ごみ」は収集しません。
 ●資源・不燃物や燃本ごみは収集しません。
収集場所は、お互いにきれいにしましょう。
 高知市 町内会

④プラスチック製容器包装



⑤廃家電



⑥不法投棄禁止

**ごみの不法投棄は
犯罪です!**
 法律により5年以下の懲役・1000万円以下の罰金が科せられます(法人は3億円以下です)。
高知市長・警察署長

⑦持ち込み禁止

持ち込み禁止
 可燃ごみ、プラスチック製容器包装、資源・不燃物などの他区域(他登録団体)からの持ち込みを禁止します。
ルールを守ろう
 町内会 高知市

⑧時間厳守

排出時間厳守
 ●収集日当日の朝8:00までに。
 ●収集日以外や夜間出しは厳禁。
分別の徹底
 ●各品目ごとにきちんと分別して所定の場所に出してください。(特にビン・缶などは注意してください。)
 町内会 高知市

⑨持ち去り禁止(白)

ここに分別集積される各種の品物は、高知市の清掃事業の一環として資源化を目的に集められ、高知市再生資源処理協同組合が集荷するものです。
無断で持ち去ることを禁じます。
 高知市 町内会

第 6 章 し尿処理事業等

1 し尿処理事業	67
2 浄化槽	72

第6章 し尿処理事業等

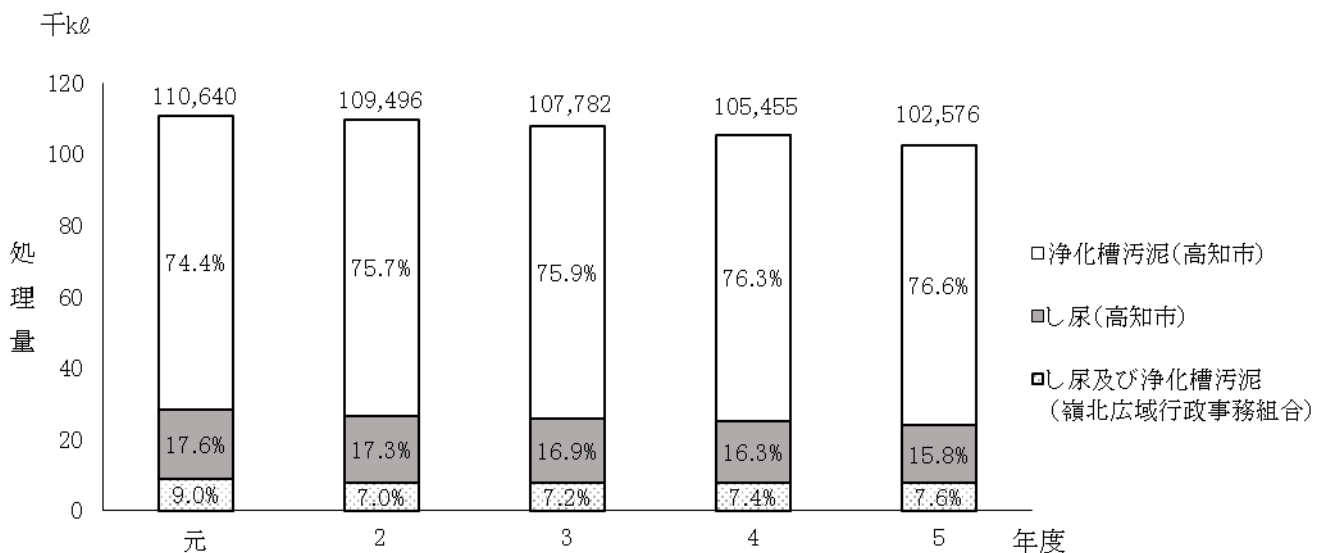
1 し尿処理事業

(1) 概要

平成20年1月に合併した春野地区のし尿処理は、平成27年3月末までは、合併前からの体制を続けてきたが、平成27年4月からは東部環境センターにて処理を行っている。平成31年4月からは、嶺北広域行政事務組合（大豊町・本山町・土佐町・大川村）のし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る事務を高知市が受託し、処理を開始した。

令和5年度の高知市のし尿収集量は16,251 kℓ、収集運搬許可業者による浄化槽汚泥の収集量は78,596 kℓ、嶺北広域行政事務組合から運搬されたし尿及び浄化槽汚泥量は7,729 kℓであり、合計102,576 kℓの終末処理を行った。

【し尿等処理量構成比の推移】



(2) し尿等の収集及び処理

① 収 集

旧高知市地区では、許可業者である（公財）高知市環境事業公社（昭和50年2月設立）がし尿の収集を行い、民間許可業者が浄化槽汚泥の収集を行っている。鏡・土佐山・春野地区では、民間許可業者がし尿及び浄化槽汚泥の収集を行っている。嶺北広域行政事務組合構成市町村（大豊町・本山町・土佐町・大川村）のし尿及び浄化槽汚泥は、民間許可業者が収集を行い、嶺北広域行政事務組合から東部環境センターへ搬入している。

② 処 理

市内全域及び嶺北広域行政事務組合構成市町村（大豊町・本山町・土佐町・大川村）全域で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、東部環境センターの沈砂槽へ投入され、そこで、砂、金属類は沈降

分離し、取り出される。

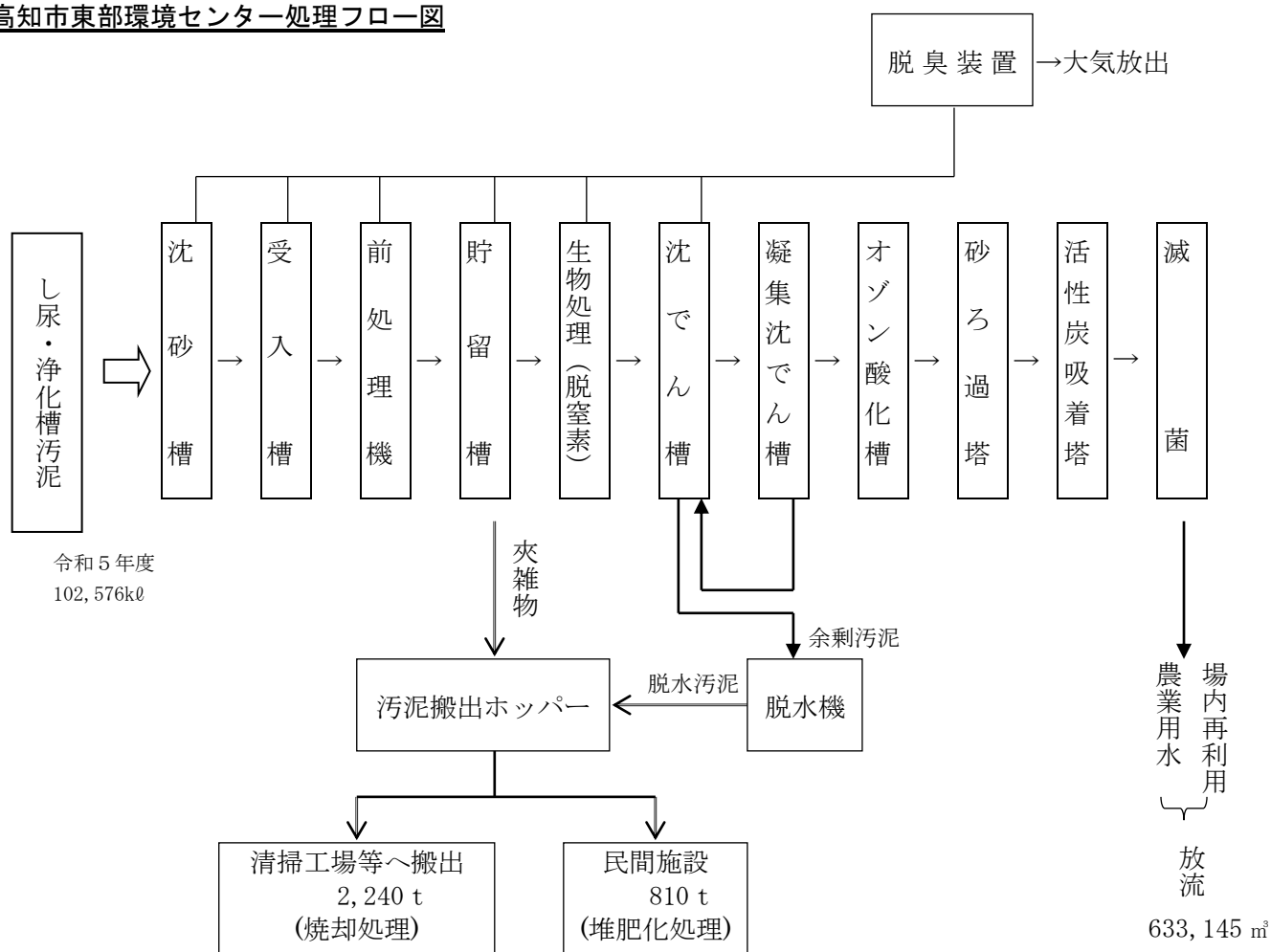
次に、オーバーフローした液は受入槽へ入り、受入槽から破砕機で前処理装置へ送られ、紙、ビニール等が除去されて一旦貯留されることとなる。その後、除渣し尿は定量的にポンプで生物処理槽へ送られる。

処理方式は生物処理である低希釈二段活性汚泥法（10 倍希釈以下）と高度処理であり、特に富栄養化の原因となる窒素やリンが取り除かれ、し尿は最終的には清澄な処理水となり、農業用水や場内で再利用され、必要のない場合は河川へ放流される。

また、その過程で発生した汚泥はポンプで取り出して脱水し、前処理で除去した夾雑物と一緒に清掃工場に搬出し、一部は民間堆肥化施設に処理委託を行っている。

臭気については、高濃度臭気は生物脱臭、また中・低濃度臭気等は酸やアルカリの薬品による処理を行い、大気中に放出している。

高知市東部環境センター処理フロー図



(3) 処理実績

(単位：kℓ)

年度	総処理量	生し尿 (高知市)	浄化槽汚泥 (高知市)	し尿及び浄化槽汚泥 (嶺北広域行政事務組合構成市町村)
元	110,640	19,497	82,320	8,823
2	109,496	18,948	82,872	7,676
3	107,782	18,171	81,814	7,797
4	105,455	17,215	80,469	7,771
5	102,576	16,251	78,596	7,729

(4) 処理手数料の助成

昭和 42 年から、広範な地域に降雨があった場合等で、床下以上の浸水があり便槽が満水となった世帯について、市長が認めたときは、従量制によるくみ取り手数料のうち 1800 以内の手数料を助成しており、昭和 51 年度からは 3600 以内の手数料を助成している。

また、集中豪雨を契機として、平成 10 年 9 月 25 日から集会施設（町内会・自治会・公民館等の団体がその維持管理に係る費用を負担するものに限る。）にも特例として同様の助成を行っている。令和 5 年度の助成実績は 0 円（0 件）となっている。

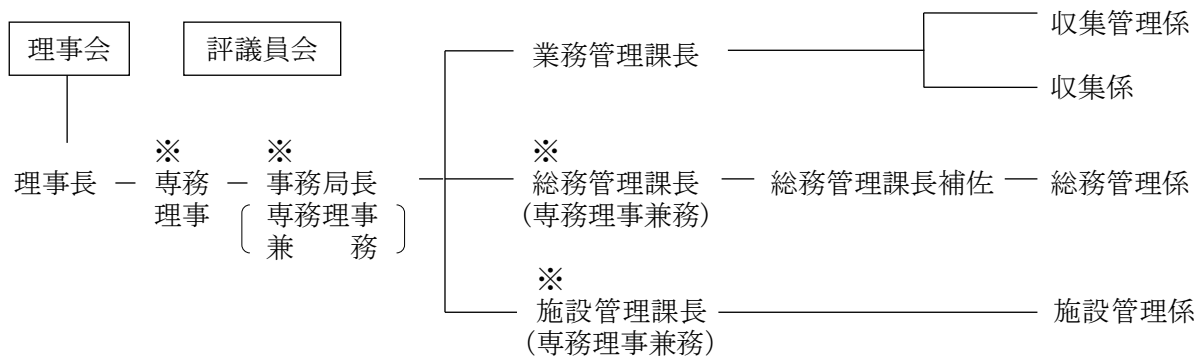
(5) 特別収集手数料の助成

下水道の供用開始後 3 年を経過した区域の収集については、平成 8 年 1 月 1 日から収集 1 回につき特別収集手数料 300 円（平成 26 年 4 月 1 日から消費税法の改正に伴い 310 円に改定、令和元年 10 月 1 日から消費税率の改定により 320 円に改定）を加算することとしている。ただし、生活保護法による生活扶助を受けている世帯及び申請により条件を満たす世帯（第 10 章 条例・規則等「高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程」参照）については、当該特別収集手数料を助成している。令和 5 年度の助成実績は 421,120 円（1,316 件）となっている。

(6) 公益財団法人高知市環境事業公社

- 所在地 高知市仁井田 3 6 3 6
- 設立認可 昭和 50 年 2 月 24 日 名称変更 平成 3 年 5 月 10 日
平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
- 資本金 基本財産 500 万円
運用財産 500 万円
計 1,000 万円
- 事業目的 高知市の清掃事業の公共性を確保し、廃棄物等の適正な処理と関連する事業を推進することにより、住民の生活環境を清潔に保ち、もって公衆衛生の向上に寄与する。
- 事業 ① し尿の収集運搬事業
② プラスチック製容器包装等リサイクル事業
③ その他、公社の目的達成に必要な事業
- 営業開始 昭和 50 年 4 月 3 日
- 組織

(令和 6 年 4 月 1 日現在)



(注) ※印は、高知市派遣職員で下表には含まず。

● 職員、車両

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

職 員 数				し 尿 収 集 車 両			
管理職	事務職	業務職	計	2 t 車	4 t 車		計
				1.8 kℓ車	3.6 kℓ車	3.7 kℓ車	
2 名 (0 名)	3 名 (0 名)	38 名 (24 名)	43 名 (24 名)	15 台	10 台	0 台	25 台

(注) 括弧内は、嘱託や臨時職員の人数 (内数)

【し尿収集運搬許可業者一覧】

業者名	所在地
(公財) 高知市環境事業公社	高知市仁井田3636
(有) 浄研高知	高知市福井町2269番地189
(有) 西部企業	高知市大谷公園町6番22号
(有) 高坂設備清掃	高知市朝倉己1097番地1
マルナカ興業 (有)	高知市葛島4丁目7-35
(有) 高北衛生	土佐市蓮池2447-4
(有) 高岡サービス	土佐市高岡町甲2133番地1
(株) 宇佐公益社	高岡郡日高村下分1084番23
(有) いのえいせい	吾川郡いの町大内3112
おち衛生	吾川郡いの町枝川5490番地 1
(有) 春野衛生	高知市春野町西分2693-1
西分衛生 (有)	高知市春野町西分140
日高衛生	高岡郡日高村下分3071-4
(有) 高坂設備清掃土佐支店	土佐市塚地550
(有) 高岡設備清掃工業	土佐市蓮池859

2 浄化槽

(1) 高知市の浄化槽行政の概要

浄化槽は、一般家庭等における水洗便所への需要が高まるにつれて、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を主体に昭和 40 年代頃から全国的に普及していった。当時、これらの処理性能は極めて悪いものがあり、周辺環境にも大きな障害を与えるなど問題が多かったことから、設置や維持管理に関し法による規制の強化が望まれ、昭和 58 年 5 月に浄化槽法が制定され、昭和 60 年 10 月から全面施行された。

その後、浄化槽法の改正により、平成 13 年 4 月からは単独処理浄化槽の新設が実質的に禁止され、以後、設置される浄化槽はし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽となった。さらに、平成 18 年 2 月には浄化槽からの放流水の技術上の基準が同法で規定され、令和 2 年 4 月には単独処理浄化槽の転換と浄化槽管理の向上のために、行政による浄化槽台帳整備の義務化や浄化槽管理士の研修の機会の確保を要件化するなど、浄化槽に関する法制度の充実強化が図られている。

本市における浄化槽行政については、平成 10 年 4 月の中核市への移行に伴い浄化槽法における保健所設置市に係る事務が県から移譲されたことにより、それまで行っていた清掃業の許可業務に加え、保守点検業の登録業務や設置・維持管理等に関する種々の指導・監督等を行うこととなり、当該保健所設置市に係る事務は市保健所（生活食品課）の所管となった。

一方、本市における公共下水道の普及率は平成 18 年度末時点で 49.05%と、整備には相当長期の期間が見込まれる中で、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るための生活排水対策をより一層推進していくためには、水環境行政及び浄化槽行政に係る施策を総合的に実施していくとの観点から、平成 19 年 4 月に浄化槽関係事務を環境保全課に一元化した。

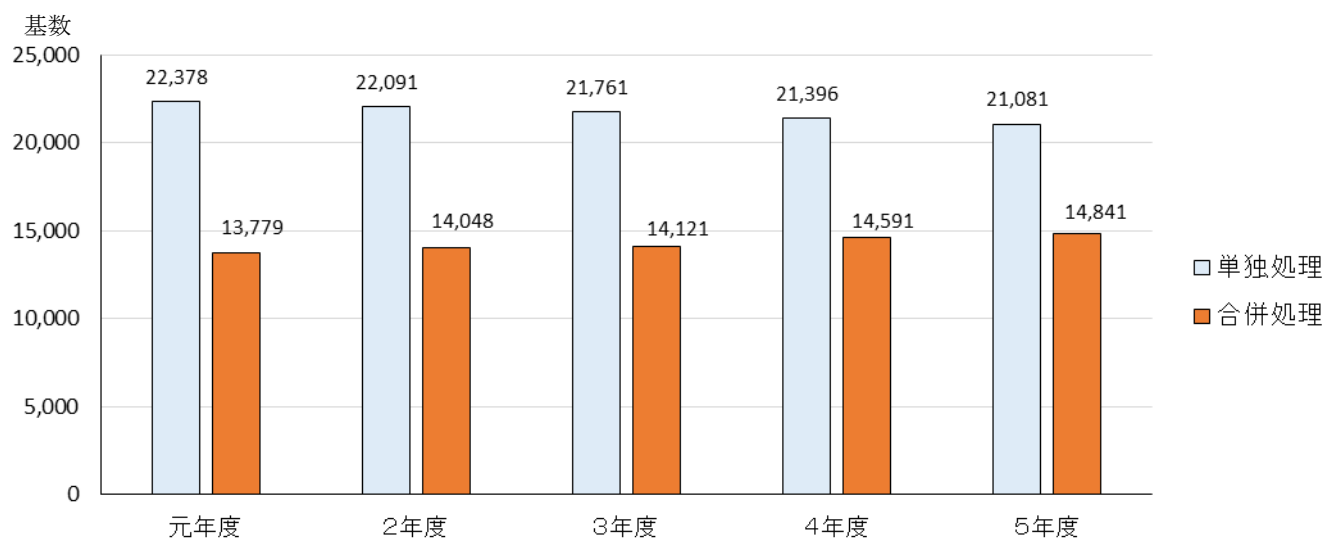
こうした浄化槽行政を進める上での大きな課題として、浄化槽の設置から維持管理等の全般にわたる適正な実施が挙げられる。このため、平成 21 年度から電子地理情報システム（GIS）を活用した「浄化槽管理システム」の構築に着手し、平成 23 年度から運用を開始した。このシステムでは、既設浄化槽の設置状況等の全体把握を進めるとともに、施工から使用状況、保守点検・清掃及び法定検査の実施状況等に関するデータの蓄積を行っている。

法定検査を受けていない浄化槽等、生活排水の処理状況が把握できていない家屋も多いため、平成 23 年度から平成 25 年度に、県の緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用し実地調査を行い、システムの補完を行った。平成 26 年度以降は、関係機関と受検率向上に向けて検討を行い取組を進めている。

また、合併処理浄化槽の普及促進を図るため、平成元年度から合併処理浄化槽設置補助事業を行い、公共用水域の水質保全に寄与している。

今後の生活排水対策については、令和 4 年度に策定した、第 3 次高知市生活排水対策推進計画（計画期間：令和 5 年度～令和 19 年度までの 15 年間）に基づき、施策の展開を図っていく。

【浄化槽設置基数（稼働数（住宅以外含む）、各年度末現在、推計値）】



※ 資料：環境保全課

【浄化槽補助実績（各年度）】

		R1	R2	R3	R4	R5
補助 基数	5人槽	41	41	26	21	26
	7人槽	8	12	6	9	6
	10人槽	1	0	0	2	1
	計	50	53	32	32	33
補助金額(千円)		22,327	23,950	14,476	14,856	14,590

※ 資料：環境保全課

（注） 補助対象は、高度処理型合併処理浄化槽への転換補助に加え単独処理浄化槽の撤去費（国費補助）及びくみ取り便槽撤去費・配管工事費(市単)

【污水处理人口普及状況】

	令和元年度末		令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末	
	普及人口	普及率	普及人口	普及率	普及人口	普及率	普及人口	普及率	普及人口	普及率
住民基本台帳人口 ①	325,545	100%	323,400	100%	320,578	100%	317,650	100%	313,943	100%
污水处理人口(小計) ②	255,855	78.59%	257,449	79.61%	257,705	80.39%	257,025	80.91%	255,034	81.24%
公共下水道	207,333	63.69%	209,869	64.90%	209,547	65.37%	209,250	65.87%	208,444	66.40%
農業集落排水施設	3,754	1.15%	3,700	1.14%	3,675	1.14%	3,606	1.14%	3,520	1.12%
コミュニティ・プラント	1,485	0.46%	1,471	0.46%	1,471	0.46%	1,461	0.46%	1,438	0.46%
合併処理浄化槽	43,283	13.29%	42,409	13.11%	43,012	13.42%	42,708	13.44%	41,632	13.26%
未普及人口 ①-②	69,690	21.41%	65,951	20.39%	62,873	19.61%	60,625	19.09%	58,909	18.76%

（注） 農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントは旧春野町との合併によるもの

【法定検査の実施状況】

① 受検率（令和５年度）

検査区分	浄化槽区分	検査対象 基数 ①	検査受検 基数 ②	受検率 ②/①
7条検査	合併処理	373	364	97.6%
11条検査	合併処理	14,468	8,995	62.2%
	単独処理	21,081	3,501	16.6%
合計		35,922	12,860	35.8%

（検査対象基数の合計は、11条対象基数に7条検査対象基数が算入されているため、11条検査の合計基数とする。）

② 検査結果（令和５年度）

検査区分	浄化槽区分	受検基数	判定		
			適正	概ね適正	不適正
7 条検査	合併処理	364	223	95	46
			61.3%	26.1%	12.6%
11 条検査	合併処理	8,995	5,556	3,266	173
			61.8%	36.3%	1.9%
	単独処理	3,501	1,823	1,553	125
			52.1%	44.4%	3.6%
	小計	12,496	7,379	4,819	298
			59.1%	38.6%	2.4%
合計		12,860	7,602	4,914	344
			59.1%	38.2%	2.7%

※ 資料：一般財団法人高知県環境検査センター（浄化槽法による知事の指定検査機関）

【浄化槽清掃業者一覧】

① 高知市域（春野地域を除く）清掃業許可業者

（令和6年4月1日現在）

営業区域	業者名	所在地
春野町区域を除く市全域	(有) クリーン社	高知市福井町2187番地31
	(株) コトブキ	高知市万々473番地7
	(株) 寿サービス工業	高知市万々486番地
	(有) シー・エス高知	高知市南ノ丸町12番地9
	(有) 四国浄管	高知市南御座19番地31
	(株) 四国清掃工業	高知市南ノ丸町12番地7
	(有) 浄研高知	高知市福井町2269番地189
	(有) 西部企業	高知市大谷公園町6番22号
	(株) タイヘイ	高知市棧橋通6丁目8番39号
	(有) 高坂設備清掃	高知市朝倉己1097番地1
	マルナカ興業 (有)	高知市葛島4丁目7番35
	(株) 大和	高知市長浜4413番地13
	(株) 環境高知	高知市塚ノ原108番地64
	(株) 浄化槽サービス	高知市朝倉丙1209番地5

② 春野地域の浄化槽清掃業許可業者

営業区域	業者名	所在地
春野町区域	(有) 高北衛生	土佐市蓮池2447番地4
	(有) 高岡サービス	土佐市高岡町甲2133番地1
	(有) いのえいせい	吾川郡いの町大内3112番地
	(有) 春野衛生	高知市春野町西分2693番地1
	西分衛生 (有)	高知市春野町西分140番地
	日高衛生	高岡郡日高村下分3071番地4
	(有) 高坂設備清掃土佐支店	土佐市塚地550番地
	(株) 宇佐公益社	高岡郡日高村下分1084番23

【浄化槽保守点検業者一覧】

(令和6年5月27日現在)

業者名	所在地
(有) クリーン社	高知市福井町 2187 番地 31
(株) コトブキ	高知市万々473 番地 7
(株) 寿サービス工業	高知市万々486 番地
(有) シー・エス高知	高知市南ノ丸町 12 番地 9
(有) 四国浄管	高知市南御座 19 番地 31
(株) 四国清掃工業	高知市南ノ丸町 12 番地 7
(有) 浄研高知	高知市福井町 2269 番地 189
(有) 西部企業	高知市大谷公園町 6 番 22 号
(株) タイヘイ	高知市栈橋通 6 丁目 8 番 39 号
(有) 高坂設備清掃	高知市朝倉己 1097 番地 1
マルナカ興業 (有)	高知市葛島 4 丁目 7 番 35 号
(株) 大和	高知市長浜 4413 番地 13
(有) 高北衛生	高知市針木北町 1 丁目 12-30-1
(有) 高岡サービス	高知市針木南 12 番 12 号
(有) いのえいせい	吾川郡いの町大内 3112
(有) 春野衛生	高知市春野町西分 2693-1
西分衛生 (有)	高知市春野町西分 140
日高衛生	高岡郡日高村下分 3071-4
高東環境技術 (株)	高知市槇山町 12 番 3 号
西日本高速道路エンジニアリング四国 (株)	高知市一宮 4192-1
エンバイロ	高知市西塚ノ原 70-31
紀和工業 (株)	高知市南ノ丸町 12 番地 16
(有) 南国清掃	南国市岡豊町中島 1422 番地
(有) アクアシステム	高知市針木南 5 番 17 号
日本環境メンテナンス (株)	高知市福井扇町 8 番 21 号
四国管財 (株)	高知市南はりまや町 2 丁目 4 番 15 号
(株) 四国環境管理センター	高知市追手筋 2 丁目 7 番 8 号
(株) 東洋技研	高知市大津乙 1902 番地 4

日本化工（株）	高知市神田 703 番地
高知産業	高知市神田 174 番地 4
シコク環境ビジネス（株）高知営業所	高知市一宮南町一丁目 11 番 50 号
（株）四電工高知支店	高知市棧橋通 2 丁目 2 番 25 号
四国三研工業（株）	高知市長浜 3101 番地 4
（株）ビル環境衛生管理	高知市棧橋通 3 丁目 23-10
（株）ダイキアクシス高知営業所	高知市大津乙 1856 番地 1
（有）山本メンテナンス	高知市春野町秋山 1110 番地 4
（株）環境高知	高知市塚ノ原 108 番地 64
四国パイプ工業（株）	高知市塩田町 20 番 26 号
（株）西原ネオ	高知市布師田 3961 番 4 若松工業（株）内
（株）浄化槽サービス	高知市朝倉丙 1209 番地 5
s m i l e	高知市鴨部 3 丁目 27-4
（有）永尾建設	高知市長浜 4492-1
入交高販（株）	高知市仁井田 4563 番地 1

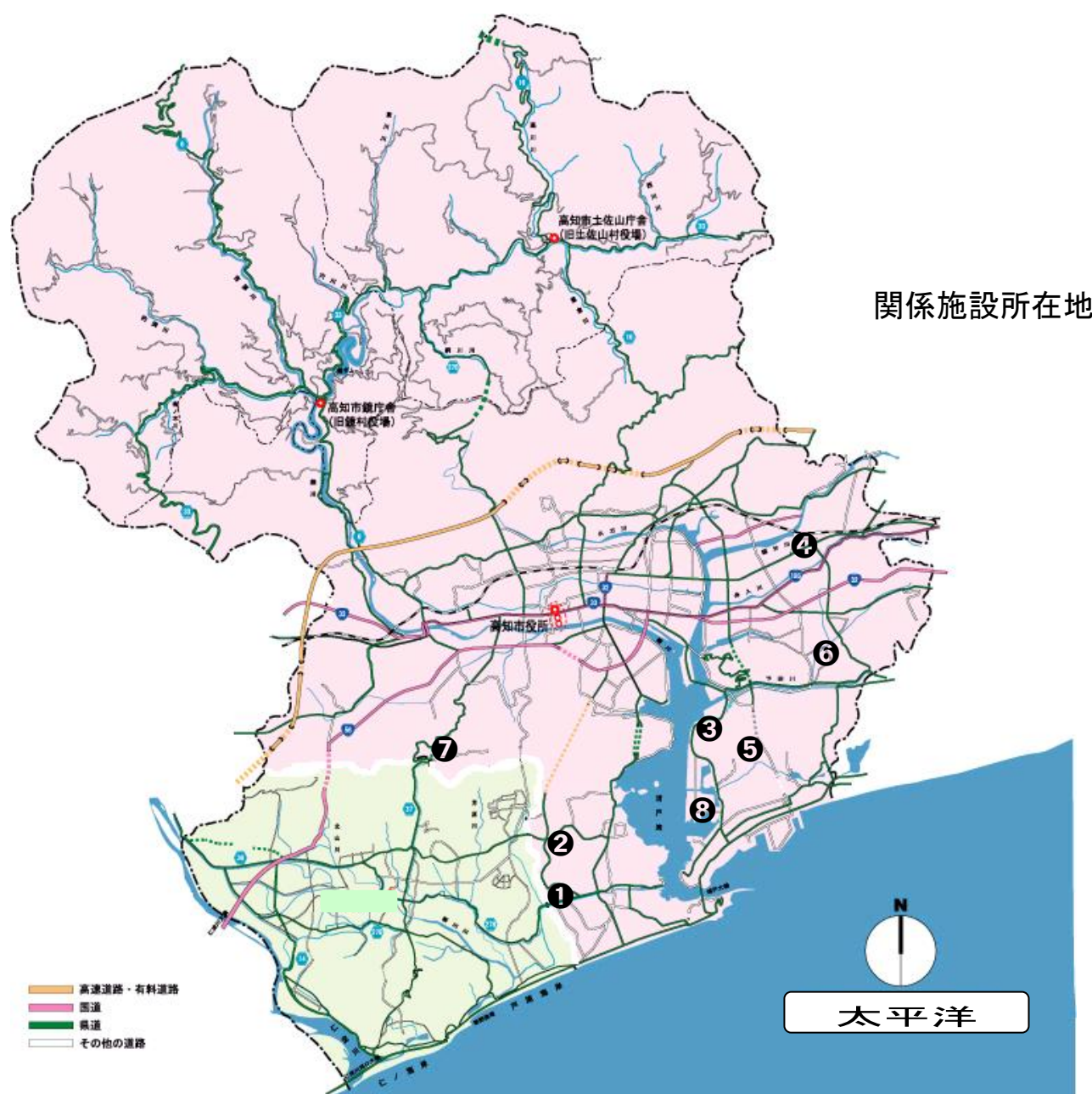
第 7 章 施設・機材

1	施設	78
2	機材	93
3	その他	94

第7章 施設・機材

1 施設

廃棄物を円滑に収集・処理して公衆衛生の向上を図るため次の施設を設けている。



高知市役所 (代)	822-8111	③ 菖蒲谷プラスチック減容工場	
新エネルギー・		高知市環境事業公社	884-4424 (内 3888)
環境政策課	823-9209 (内 9509)		
環境施設対策課	855-7004 (内 9534)	④ 再生資源処理センター	866-5613
廃棄物対策課	823-9427 (内 9512)	⑤ 三里最終処分場	847-2337
① クリーンセンター (環境業務課)	856-5374 (内 52209)	⑥ 東部環境センター	883-1155 (内 3303)
② 清掃工場	842-1171 (内 3390)	⑦ 高知県魚さい加工公社	805-1660
ヨネッツこうち	841-2311	⑧ エコ産業団地	

※ () 内は内線電話

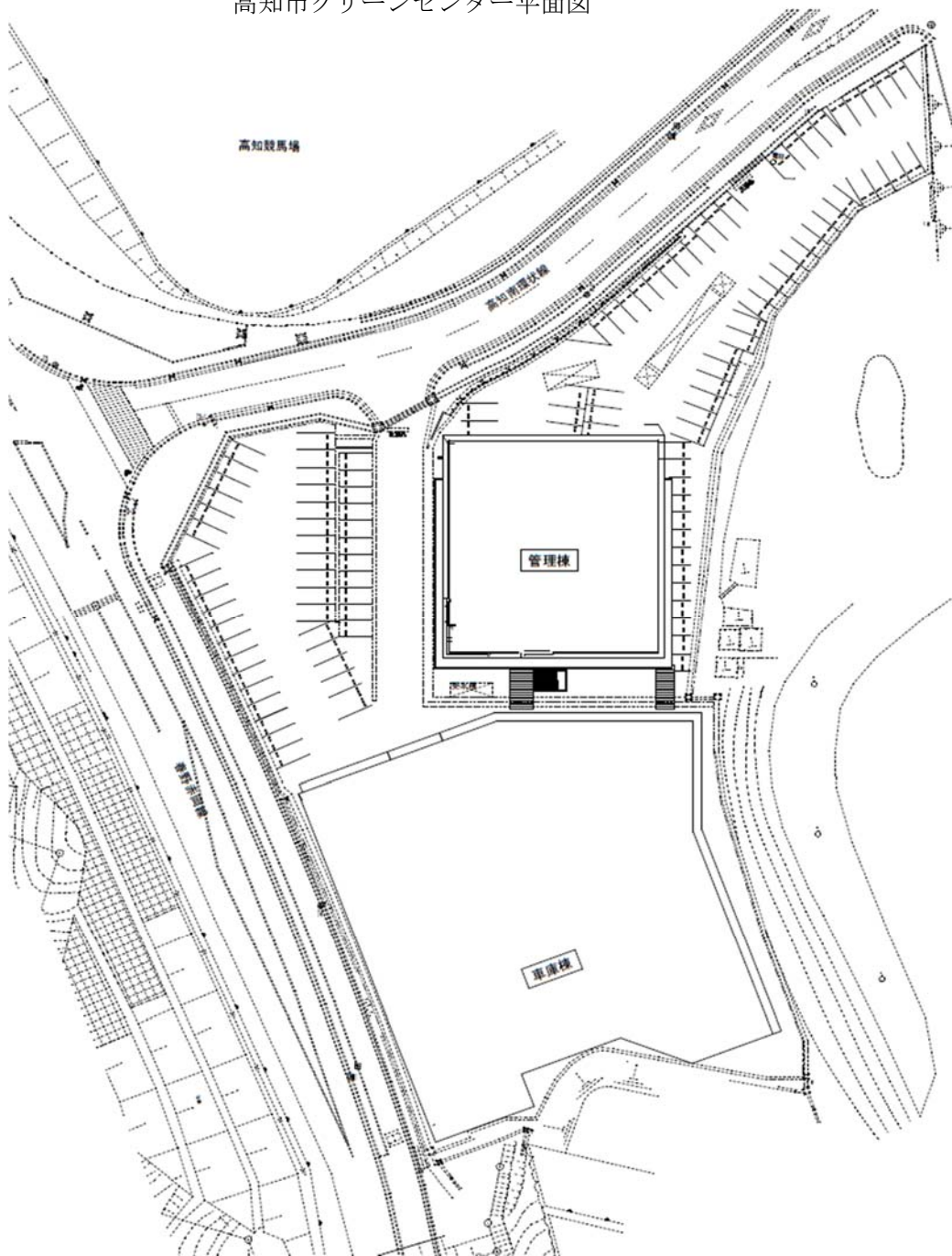
収集・処理施設一覧

No	名称	所在地	業務の内容
①	高知市クリーンセンター	高知市長浜宮田 2000 番地 10 TEL 088-856-5374	可燃ごみ，プラスチック製容器包装，可燃粗大ごみ及び美化ごみの収集
②	高知市清掃工場	高知市長浜 6459 番地 TEL 088-842-1171	可燃ごみ，可燃粗大ごみ等の焼却処理
③	高知市菖蒲谷 プラスチック減容工場	高知市仁井田 3636 番地 TEL 088-884-4424	プラスチック製容器包装の圧縮・梱包，ペットボトルの中間処理
④	高知市再生資源 処理センター	高知市大津乙 1786 番地 1 TEL 088-866-5613	紙類，布類，ビン類，カン・金属類の再資源化，水銀含有廃棄物の中間処理
⑤	高知市三里最終処分場	高知市池 2571 番地 TEL 088-847-2337	美化ごみ，不燃ごみ等の埋立処分
⑥	高知市東部環境センター	高知市介良丙 1200 番地 TEL 088-883-1155	し尿及び浄化槽汚泥の処理

① 収集車両基地

名 称	高知市クリーンセンター				
所 在 地	高知市長浜宮田 2000 番地 10				
着 工	平成 25 年 11 月 19 日				
竣 工	平成 27 年 3 月 13 日				
敷 地 面 積	8,541.48 m ²				
建 物 面 積	管理棟	2,984.59 m ²			
	車庫棟	2,474.47 m ²			
収 容 可 能 台 数	72 台				
洗 車 設 備	8 台				
排 水 処 理	合併処理浄化槽による浄化処理後放流				
付 帯 施 設	地区集会室				
付 帯 設 備	燃料備蓄設備（軽油 40 kℓ）※高知市清掃工場に設置 太陽光発電設備（100 kW） 非常用自家発電装置（135 kW） 受水槽（12t）				
建 設 費		本体工事費	1,261,989 千円		
		付帯工事費	45,238 千円	国庫補助金	1,512 千円
	1,496,056	用地費	82,298 千円	起 債	1,460,100 千円
	千円	調査費	40,320 千円	一 般 財 源	34,444 千円
		事務費	66,211 千円		

高知市クリーンセンター平面図

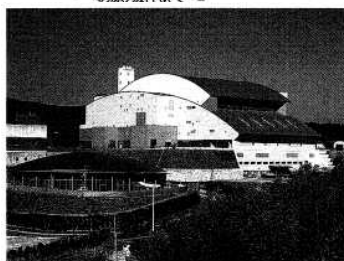
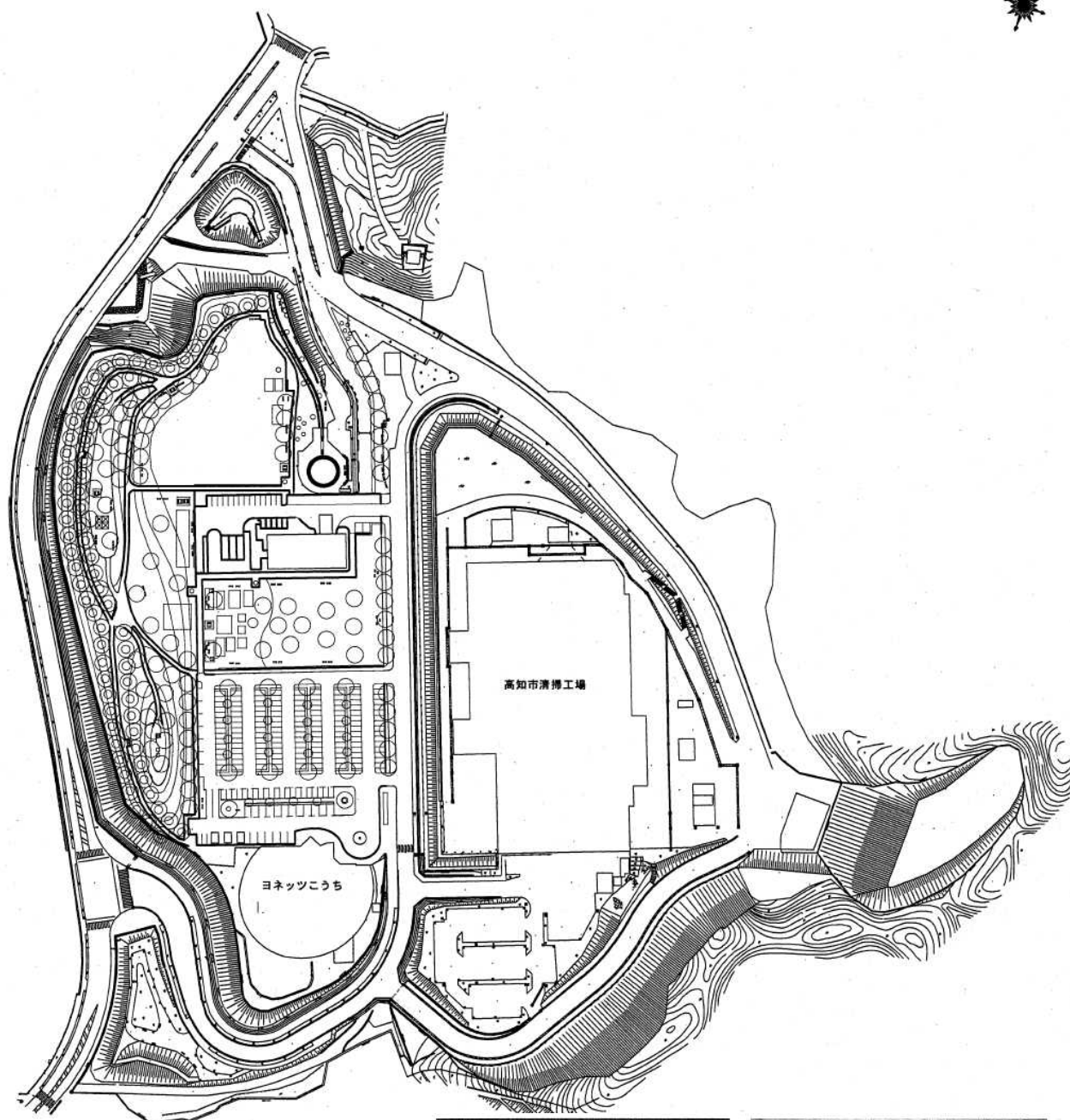


② 焼却施設

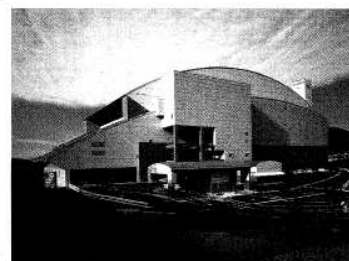
名 称	高知市清掃工場		
所 在 地	高知市長浜 6459 番地		
着 工	平成 10 年 12 月 19 日		
竣 工	平成 14 年 3 月 29 日		
敷 地 面 積	112,451 m ²		
建 物 面 積	建築面積 11,126 m ² 延べ面積 28,843 m ²		
施 工 業 者	三菱・大林・大旺・ミタニ建設工事共同企業体 代表者：三菱重工業		
炉 型 式	全連続燃焼方式 (ストーカ式焼却炉)		
処 理 能 力			
ごみ焼却炉	600 t／24 h (200 t／24 h × 3 炉)		
灰溶融炉	80 t／24 h (40 t／24 h × 2 系列)		
灰 溶 融 方 式	プラズマ方式		
最大発電容量	9,000 kw		
受 入 供 給 設 備	ピットアンドクレーン方式 ピット容量 10,600 m ³		
通 風 設 備	平衡通風式		
灰 出 し 設 備	灰溶融方式 (焼却灰, 飛灰) ※休止中		
ガ ス 冷 却 設 備	廃熱ボイラー		
排ガス処理設備	ろ過式集塵装置, 有害ガス除去装置		
建 設 費	本体工事費 30,180,323 千円 付帯工事費 2,655,319 千円 国庫補助金 6,217,029 千円 33,325,486 千円 用地費 45,744 千円 起 債 25,754,300 千円 調 査 費 191,496 千円 一 般 財 源 1,354,157 千円 事 務 費 252,604 千円		
排 ガ ス 基 準 (O ₂ 12%換算値)	ば い じ ん 量 0.01g／Nm ³ 以下		
	硫 黄 酸 化 物 1.55Nm ³ ／h (30ppm) 以下		
	塩 化 水 素 49mg／Nm ³ (30ppm) 以下		
	窒 素 酸 化 物 55ppm 以下		
	ダイオキシン類 0.1ng－TEQ／Nm ³ 以下		
	水 銀 0.05mg／Nm ³ 以下		

エコ・パーク宇賀敷地平面図

S=1:1000

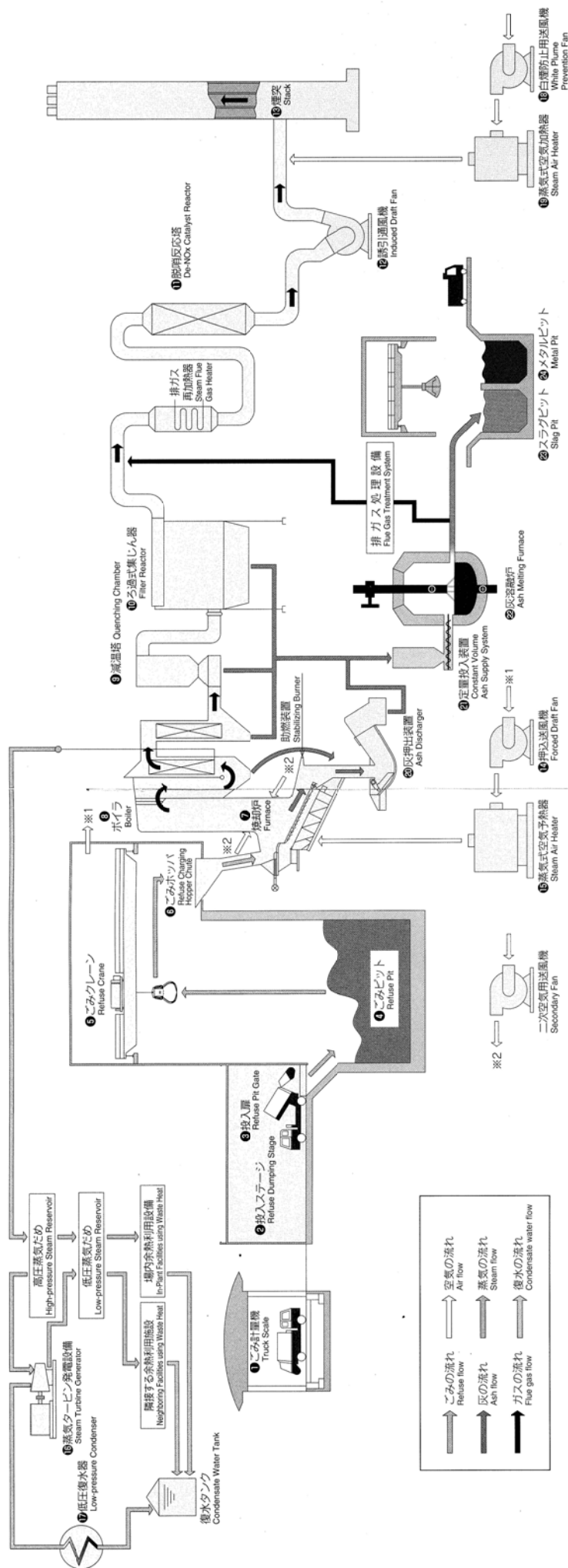


工場棟 (南西より)



工場棟 (南東より)

■ごみ処理施設系統図 REFUSE TREATMENT FACILITY FLOW CHART



①ごみ計量機 Truck Scale (Refuse Scale)	3基 3 units	⑩脱硝反応塔 De-NOx Catalyst Reactor	3基 3 units	⑲蒸気式空気加熱器 Steam Air Heater	1基 1 unit
②投入ステージ Refuse Dumping Stage	3基 3 units	⑪誘引通風機 Induced Draft Fan	3基 3 units	⑳白煙防止用送風機 White Plume Prevention Fan	3基 3 units
③投入扉 Refuse Pit Gate (2 units open vertically)	9基 9 units	⑫脱硝反応塔 De-NOx Catalyst Reactor	3基 3 units	㉑蒸気式空気加熱器 Steam Air Heater	1基 1 unit
④ごみピット Refuse Pit (Pit capacity: 10,600m³)	1基 1 unit	⑬煙灰 (RC製外筒 + 鋼製内筒 3筒集合型 Stack (RC outer shell + steel plate inner; 3 centralized stacks; height: 59 m)	1式 1 unit	㉒灰溶融炉 Ash Melting Furnace (三菱黒鉛電極式プラズマアーク炉 40t/日・型) Ash Melting Furnace (Mitsubishi Graphite Electrode Type Plasma Arc Furnace; 40 tons/day per furnace)	2基 2 units
⑤ごみクレーン Refuse Crane (Grab/Bucket付天井走行クレーン) Refuse Crane (Overhead traveling crane with grab bucket)	2基 2 units	⑭焼却炉 Furnace (三菱マルチン逆送式ストーカ 200t/日・型) Furnace (Mitsubishi-Martin Fully Continuous Combustion Stoker; 200 tons/day/furnace)	3基 3 units	㉓スラグピット Slag Pit (228m³)	1基 1 unit
⑥ごみホッパ Refuse Chuting Hopper Chute (Capacity of hopper: 33.5 m³)	3基 3 units	⑮ボイラ Boiler (自然循環型水管ボイラ 最大蒸気量30.62t/h) Boiler (Natural circulation water pipe boiler with super heater; Max. evaporation: 30.62 tons/hr.)	3基 3 units	㉔メタルピット Metal Pit (4m³)	1基 1 unit
⑦焼却炉 Furnace (三菱マルチン逆送式ストーカ 200t/日・型) Furnace (Mitsubishi-Martin Fully Continuous Combustion Stoker; 200 tons/day/furnace)	3基 3 units				
⑧ボイラ Boiler (自然循環型水管ボイラ 最大蒸気量30.62t/h) Boiler (Natural circulation water pipe boiler with super heater; Max. evaporation: 30.62 tons/hr.)	3基 3 units				
⑨低圧復水器 Low-pressure Condenser	3基 3 units				
⑪蒸気タービン発電設備 Steam Turbine Generator	3基 3 units				
⑫高圧蒸気ため High-pressure Steam Reservoir	3基 3 units				
⑬低圧蒸気ため Low-pressure Steam Reservoir	3基 3 units				
⑭隣接する熱利用施設 Neighboring Facilities using Waste Heat	3基 3 units				
⑮脱硝反応塔 De-NOx Catalyst Reactor	3基 3 units				
⑯誘引通風機 Induced Draft Fan	3基 3 units				
⑰蒸気式空気加熱器 Steam Air Heater	1基 1 unit				
⑱白煙防止用送風機 White Plume Prevention Fan	3基 3 units				
⑲蒸気式空気加熱器 Steam Air Heater	1基 1 unit				
⑳白煙防止用送風機 White Plume Prevention Fan	3基 3 units				
㉑蒸気式空気加熱器 Steam Air Heater	1基 1 unit				
㉒灰溶融炉 Ash Melting Furnace (三菱黒鉛電極式プラズマアーク炉 40t/日・型) Ash Melting Furnace (Mitsubishi Graphite Electrode Type Plasma Arc Furnace; 40 tons/day per furnace)	2基 2 units				
㉓スラグピット Slag Pit (228m³)	1基 1 unit				
㉔メタルピット Metal Pit (4m³)	1基 1 unit				

③ 減容施設

名 称	高知市菖蒲谷プラスチック減容工場
所 在 地	高知市仁井田 3636 番地
処 理 設 備	圧縮梱包
着 工	平成 13 年 6 月 30 日（圧縮梱包化工事）
竣 工	平成 14 年 3 月 15 日（圧縮梱包化工事）
敷 地 面 積	9,098 m ²
建 物 延 面 積	3,058 m ²
施 工 業 者	三菱レイヨン・エンジニアリング（株） 大竹事業所
処 理 方 法	圧縮梱包方式（油圧一方締め方式）
処 理 能 力	2.5 t / h × 5 h / 日 × 2 系列 = 25 t / 日
貯留及び投入方式	ピットアンドクレーン方式 ピット容量 1,812 m ³
処 理 物 貯 留 方 法	ストックヤード 107 m ²
建 設 費	圧縮梱包設備工事 222,600 千円

④ 再資源化施設

名 称	高知市再生資源処理センター										
所 在 地	高知市大津乙 1786 番地 1										
敷 地 面 積	6,722 m ²										
建 物 施 設	<table> <tr> <td>工 場（鉄骨スレート平屋建）</td><td>462.75 m²</td></tr> <tr> <td>事 務 所（軽量鉄骨 2 階建）</td><td>158.22 m²</td></tr> <tr> <td>倉 庫（鉄骨スレート平屋建）</td><td>1,629.34 m²</td></tr> <tr> <td>計 量 室（鉄骨鋼板平屋建）</td><td>24 m²</td></tr> <tr> <td>機 械 室（鉄骨スレート 2 階建）</td><td>84 m²</td></tr> </table>	工 場（鉄骨スレート平屋建）	462.75 m ²	事 務 所（軽量鉄骨 2 階建）	158.22 m ²	倉 庫（鉄骨スレート平屋建）	1,629.34 m ²	計 量 室（鉄骨鋼板平屋建）	24 m ²	機 械 室（鉄骨スレート 2 階建）	84 m ²
工 場（鉄骨スレート平屋建）	462.75 m ²										
事 務 所（軽量鉄骨 2 階建）	158.22 m ²										
倉 庫（鉄骨スレート平屋建）	1,629.34 m ²										
計 量 室（鉄骨鋼板平屋建）	24 m ²										
機 械 室（鉄骨スレート 2 階建）	84 m ²										
設 備	自動計量 30 t 秤 1 基 35PAL 型スクラッププレス機 1 基 主押能力 270 t 仕上製品重量 約 350 kg リサイクル型蛍光管破碎機 1 基 処理能力 直管型 1,500 本 / h 環形 1,000 本 / h										

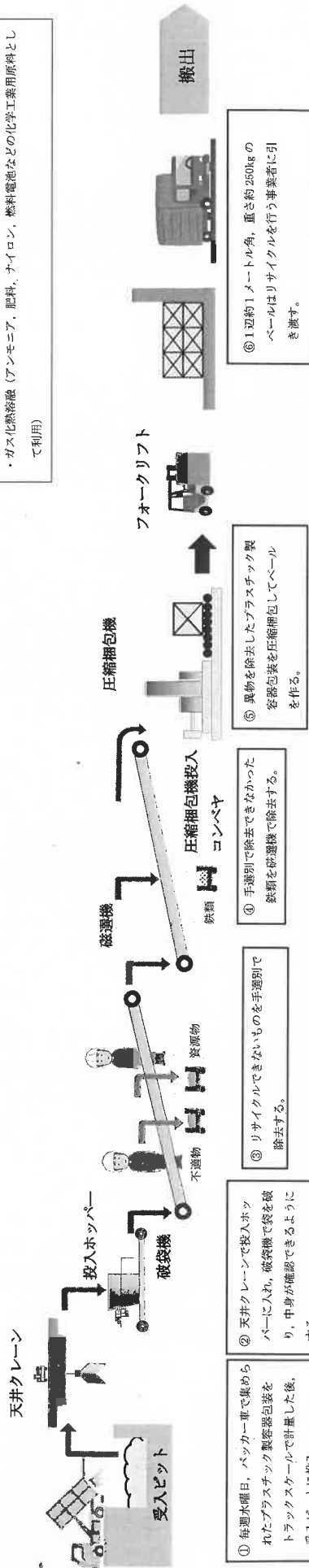
葛蒲谷プラスチック減容工場処理系統図

処理能力

25 t / 日 (2.5 t / 時間 × 5 時間 / 日 × 2 系列)

プラスチック製容器包装のリサイクル

- ・パレット等のプラスチック製品としてリサイクル
- ・油化 (熱分解して油に戻す方法)
- ・高炉原料化 (製鉄所で鉄を作る時に原料として利用)
- ・コークス化学原料化 (製鉄所のコークス炉で油やガス、コークスとして利用)
- ・ガス化熱熔融 (アンモニア、肥料、ナイロン、燃料電池などの化学工業用原料として利用)



ペットボトル処理の流れ

受入れ・手選別ヤード

圧縮梱包機

フォークリフト



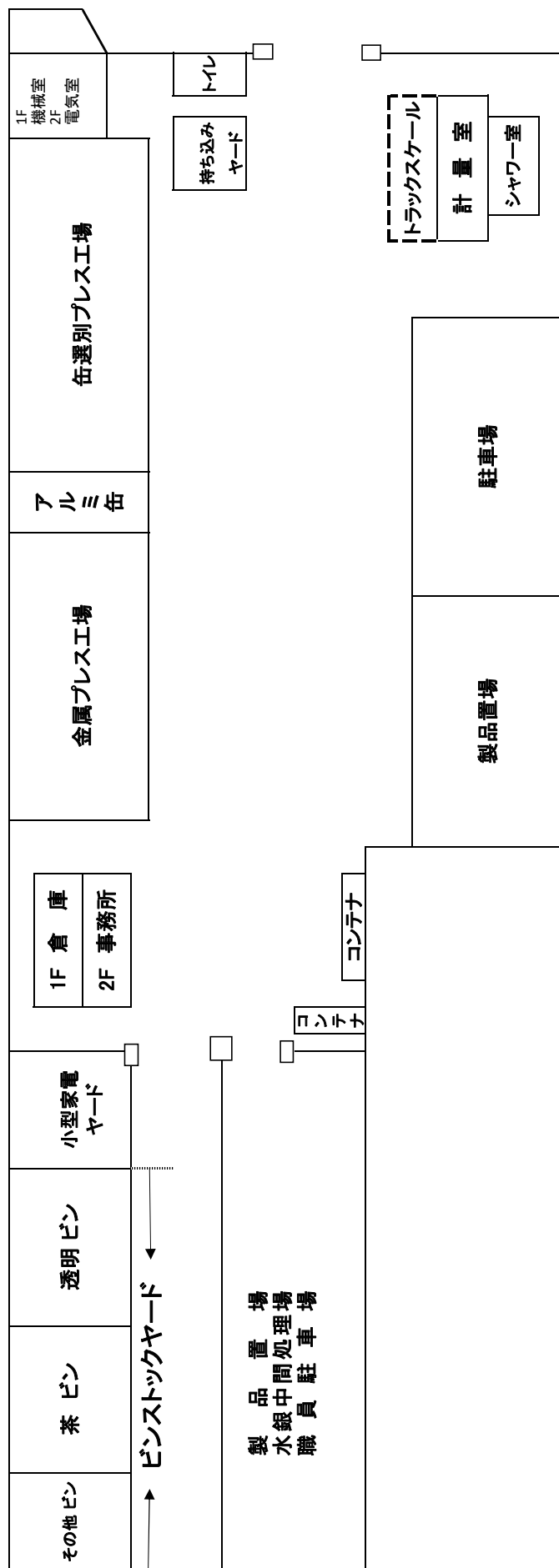
処理能力<圧縮梱包機>

2.0 t / 日 (0.4 t / 時間 × 5 時間 / 日)

ペットボトルのリサイクル

- ・衣料品 (作業服、ワイシャツ、フリースなど)
- ・日用雑貨 (ダストボックス、ハンガー、ファールなど)
- ・じゅうたん、カーペット
- ・洗剤用ボトル
- ・化学ぞうきん、水切り袋、土木資材 (マンホールふたなど)

高知市再生資源処理センター平面図

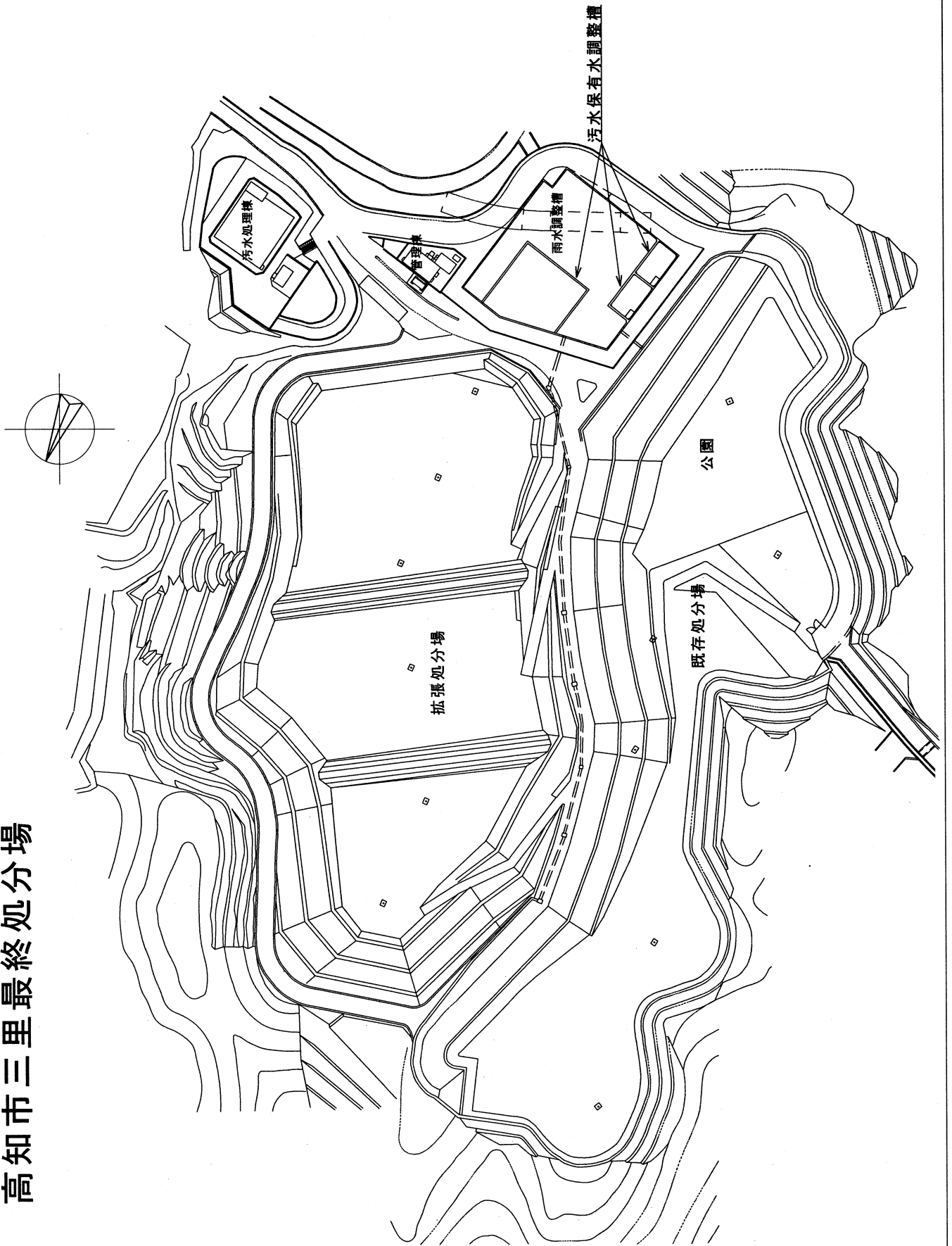


⑤ 埋立処分地

名 称	高知市三里最終処分場			
所 在 地	高知市池 2571 番地			
着 工	昭和 56 年 6 月 25 日	(増量処分地整地) 平成 8 年 5 月 24 日	(拡張処分場整備) 平成 9 年 1 月 27 日	
竣 工	昭和 60 年 3 月 31 日	平成 8 年 9 月 28 日	平成 11 年 3 月 14 日	
総 面 積	155,841.63 m ²			
埋 立 面 積	63,300 m ²	(拡張処分場整備前 30,300 m ²)		
埋 立 容 量	698,000 m ³	(拡張処分場整備前 318,000 m ³)		
埋 立 残 余 容 量	116,206 m ³ (令和 6 年 3 月末)			
施設整備施工業者	大旺建設㈱ (拡張整備は大旺・大山・近藤建設工事共同企業体〔代表：大旺〕)			
埋立廃棄物の種類	不燃ごみ等			
埋 立 方 法	準好気性埋立 (セル方式)			
埋 立 期 間	35 年以上を計画 (拡張処分場整備前 13 年 6 か月)			
浸出汚水処理施設				
処理施設施工業者	三菱化工機㈱			
建 物 延 面 積	1 F 処理棟 579 m ² , 動力棟 40 m ² , 2 F 管理棟 200 m ²			
処 理 能 力	290m ³ ／日			
処 理 方 法	前処理＋回転円板法＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭＋滅菌			
汚 泥 処 理	濃縮→埋立処分			
建 設 費	(既存処分場整備分)			
	2,745,000 千円	調整槽築造工事費	282,532 千円	国庫補助金 247,975 千円 起 債 2,242,100 千円 一 般 財 源 254,925 千円
		処理施設建設工事	380,000 千円	
		施設整備工事	479,576 千円	
付帯工事費		467,941 千円		
用地費		1,110,292 千円		
事務費	24,659 千円			
(拡張整備分)				
2,746,403 千円	用地造成工事費	513,446 千円	国庫補助金 246,013 千円 起 債 2,441,900 千円 一 般 財 源 58,490 千円	
	施設整備工事費	988,709 千円		
	用地費	1,201,074 千円		
	設計委託料	14,972 千円		
	事務費	28,202 千円		

規 制 基 準 値	PH	5.8～8.6
	BOD	60 mg／ℓ以下
	SS	60 mg／ℓ以下
	COD	—
	T—N	日間平均：60 mg／ℓ 以下，日最大：120 mg／ℓ 以下
	T—P	日間平均：8 mg／ℓ 以下，日最大：16 mg／ℓ 以下
	大腸菌群数	日間平均：3,000 個／mℓ 以下
	その他の項目	水質汚濁防止法排水基準のとおり

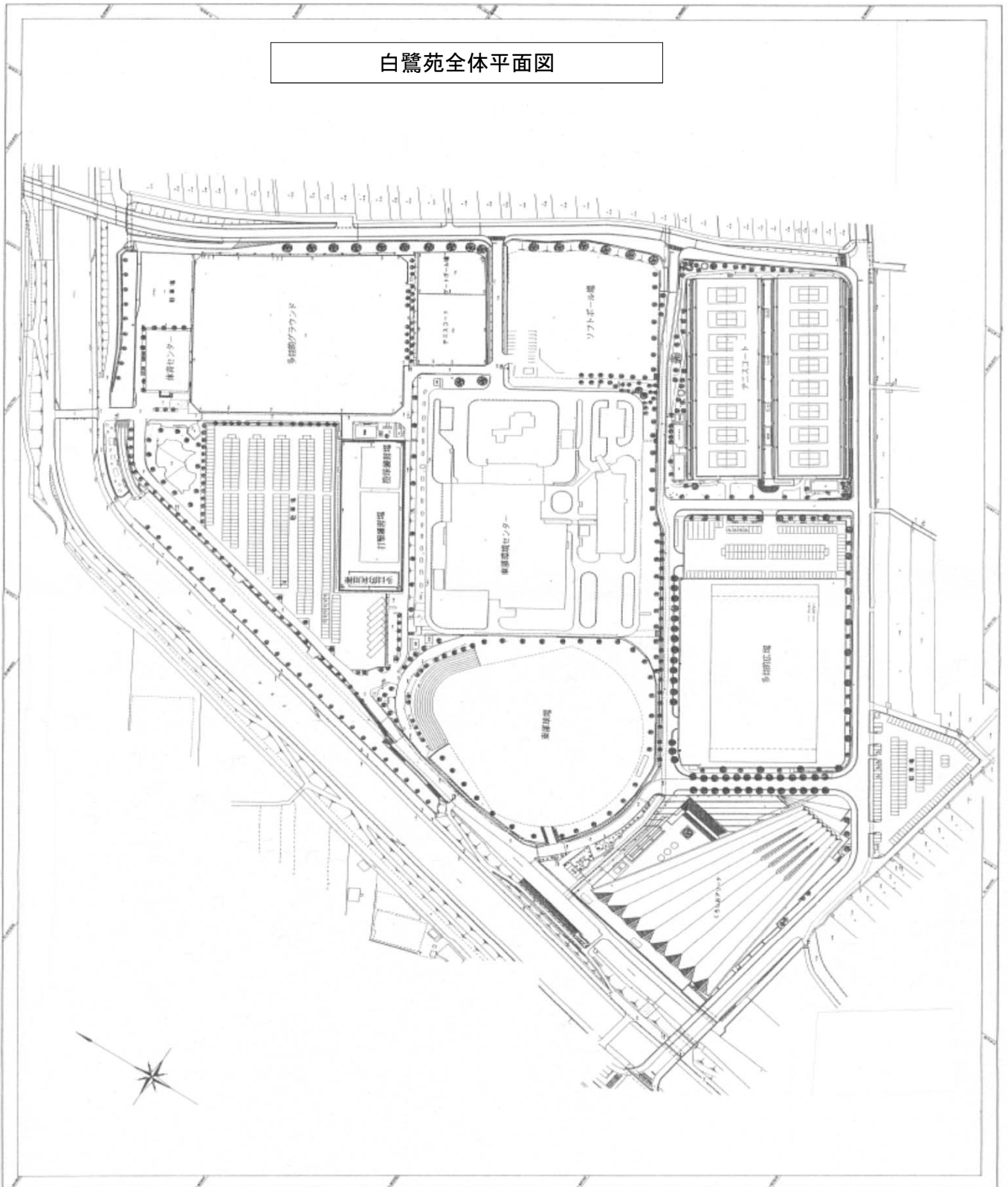
高知市三里最終処分場



名 称	高知市東部環境センター		
所在地	高知市介良丙 1200 番地		
着 工	昭和 56 年 10 月 7 日		
竣 工	昭和 59 年 6 月 27 日		
本 格 運 転	昭和 59 年 7 月 1 日		
敷 地 面 積	43,000 m ²		
施 設 構 造	R C 造 全建屋方式		
建 物 延 面 積	処理棟 8,314 m ² （地上 2 F，地下 1 F） 管理棟 1,950 m ² （2 F）		
施 工 業 者	(株)荏原製作所		
処 理 方 式	低希釈二段活性汚泥法＋凝集沈殿＋オゾン＋砂ろ過＋活性炭吸着		
処 理 能 力	390 kℓ／日 （195 kℓ／日×2 系列）		
希 釈 用 水	10 倍希釈 3,510 m ³ ／日以下 （地下水及び工業用水）		
汚 泥 処 理	遠心脱水 →高知市清掃工場等へ搬出		
臭 気 処 理	生物脱臭＋薬液脱臭		
建 設 費	8,213,000 千円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{本体工事費} \quad 4,788,000 \text{ 千円} \\ \text{付帯工事費} \quad 1,561,685 \text{ 千円} \\ \text{用地費} \quad 1,440,652 \text{ 千円} \\ \text{調査費} \quad 57,921 \text{ 千円} \\ \text{事務費} \quad 364,742 \text{ 千円} \end{array} \right\}$ 国庫補助金 1,676,307 千円 県補助金 37,438 千円 起債 4,856,000 千円 一般財源 1,643,255 千円		
性 能 保 証 値 日間平均	PH	5.8～8.6	(5.8～8.6)
	BOD	10 mg／ℓ 以下	(20 mg／ℓ)
	SS	10 mg／ℓ 以下	(50 mg／ℓ)
	COD	15 mg／ℓ 以下	(該当なし)
	T-N	10 mg／ℓ 以下	(日間平均 60 mg／ℓ ， 日最大 120mg／ℓ)
	T-P	1 mg／ℓ 以下	(日間平均 8 mg／ℓ ， 日最大 16mg／ℓ)
	色度	15 度以下	(該当なし)
	大腸菌群数	0 個／mℓ	(3,000 個／mℓ)

※ () 内は規制基準値

白鷺苑全体平面図



処理工程1 (前処理)	処理工程2 (一次・二次処理 デニバック・プロセス)	処理工程3 (高度処理)
-------------	-------------------------------	--------------



2 機材

車両（収集関係のみ）

（令和6年4月1日現在）

収集区分	車種	環境業務課所管台数	
		正規車	予備車
可燃ごみ	2 t パッカー車	0	0
	3 t パッカー車（標準キャブ）	19	6
	3 t パッカー車（ワイドキャブ）	18	4
	4 t パッカー車	0	0
	軽四ダンプ（デッキバン含む）	4	4
可燃粗大ごみ	2 t プレスパッカー車	1	1
	3 t プレスパッカー車（ワイドキャブ）	5	0
	4 t プレスパッカー車	1	2
美化ごみ等	2 t ダンプ	1	0
合計		49 台	17 台

3 その他

① 余熱利用施設

ヨネッツこうちは、高知市清掃工場のごみ焼却時の熱エネルギーを有効利用した施設であり、温水プール等でのスポーツ活動の振興や環境に関する情報発信や啓発を行っている。

名 称	ヨネッツこうち			
所 在 地	高知市長浜 6459 番地 （高知市清掃工場隣接地）			
着 工	平成 12 年 9 月 29 日			
竣 工	平成 14 年 2 月 28 日			
施 設 面 積	敷地：約 5,800 m ² ，延床：4,440.41 m ²			
施 設 内 容	1 階 ○エントランスゾーン 〔 ロビー，フロント，余熱利用展示コーナー 飲食スペース・休憩コーナー等 〕 ○プール・温浴ゾーン 〔 エクササイズプール，子どもプール，ジャグジー ウォータースライダー，流水プール等 〕 ○その他 浴室，サウナ，脱衣室，シャワー室，更衣室，化粧室等 2 階 ○環境学習室，トレーニング室，機械室等 地 下 ○ 機械室等 屋 外 ○駐車場 209 台，駐輪場 4 棟			
施 工 業 者	〔建築工事〕 ミタニ・中勝・須工ときわ建設工事共同企業体 代表者：ミタニ建設工業(株) 〔電気設備工事〕 (株)斉藤電工 〔給排水衛生設備工事〕 四国パイプ・マエカワ建設工事共同企業体 代表者：四国パイプ工業(株) 〔空調設備工事〕 大一・日東建設工事共同企業体 代表者：大一設備(株)			
建 設 費	1,949,797 千円 施設整備工事費 1,815,164 千円 基本構想・設計費 59,797 千円 事 務 費 74,836 千円 起 債 1,833,100 千円 一般財源 116,697 千円			

② 緑地公園等

清掃工場の敷地全体を、環境をテーマとした学習の場、市民の憩いとふれあいの場として利用できるよう、宇賀清掃工場の工場棟を解体撤去し同跡地を緑地公園等として整備するとともに、旧管理棟の一部をリニューアルした。平成19年4月から広く一般に開放した。

名 称	エコ・パーク宇賀
所 在 地	高知市長浜 6459 番地（高知市清掃工場敷地）
整 備 期 間	平成16～18年度
整 備 面 積	32,400 m ²
利 用 時 間	8:00～17:00 (ただし、4～6月及び9月は18:00まで、7、8月は19:00まで)
休 園 日	12月29日～1月3日
施 設 内 容	○多目的広場 ○芝生広場 ○いこいの森 ○来場者用駐車場 ○トイレ（障害者用含む） ○公園内各所に遊具、休養所、ベンチを設置 主な遊具 ・ 幼児向け シーソー、ブランコ、コンビネーション ・ 高学年向け スカイロープ、ザイルクライミング ・ 高齢者向け 背伸ばしベンチ、足踏み歩行板
整 備 費	工事費 740,800 千円（旧工場解体費を含む）

第8章 広域連携で進める取組

1	魚腸骨	96
2	医療廃棄物	96

第8章 広域連携で進める取組

1 魚腸骨

（公財）高知県魚さい加工公社は、県内の鮮魚店等から排出された魚腸骨から魚粉等を製造し、飼料として販売している。

平成16年度まで日高村で操業していたが、高知市神田へ新施設を建設し、平成17年4月から操業を開始した。

令和5年度に同公社が受け入れた魚腸骨は2,573トンであり、前年より1.3%の減少となった。また、契約している排出事業者数は176件（令和6年3月31日現在）となっている。

処理（受入）量		（単位：t）
年 度	合 計	うち高知市発生量
30	2,958	(1,617)
元	3,064	(1,607)
2	3,057	(1,529)
3	3,038	(1,593)
4	2,608	(1,364)
5	2,573	(1,269)

2 医療廃棄物

（財）高知県医療廃棄物処理センターは、県内で排出された医療廃棄物を高知市仁井田の営業所で受け入れていたが、平成23年1月に（公財）エコサイクル高知と合併し、平成23年10月1日から日高村に新たに建設された施設で処理を行っている。

令和5年度に同施設が処理した医療廃棄物は感染性・非感染性を合わせると6,054kℓであり、前年度より9.20%の減少となった。

また、契約している排出事業者数は414件（令和6年3月31日現在）となっている。

年 度	処 理	実 績		対前年
		感染性	非感染性	
30	5,894	5,009	885	－6.69%
元	5,696	4,857	839	－3.36%
2	5,494	4,827	667	－3.55%
3	5,851	5,147	703	＋6.50%
4	6,667	5,984	683	＋13.95%
5	6,054	5,413	641	－9.20%

第9章 公社等

1	エコサイクル高知	97
2	高知県魚さい加工公社	97
3	高知市環境事業公社	98

第9章 公 社 等

令和6年4月における公社等の内容は以下のとおりである。

1 エコサイクル高知

名 称	公益財団法人 エコサイクル高知 Tel 0889-24-6210
設 立	平成6年4月19日（平成25年4月1日 財団法人から公益財団法人へ移行）
目 的	産業廃棄物および医療廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与する。
業 務 内 容	① 産業廃棄物の処理及び市町村の委託を受けた一般廃棄物の処理に関する最終処分場の管理運営 ② 医療廃棄物の中間処理に関する事業 ③ 新処分場の整備
役 員	代表理事 1（副知事） 副理事長 2（高知市長，高知県農業協同組合中央会会長） 専務理事 2 理事 7（高知県林業振興・環境部長，高知県町村会会長，高知県医師会会長，高知市医師会会長，市環境部部長ほか民間2） 監 事 2（県町村会事務局長，民間）
資 産	高知県 2,200万円，高知県建設業協会 1,750万円 出捐金 6,100万円 高知市 719万円，高知県医師会 300万円 高知県産業廃棄物協会 250万円，他市町村等 881万円
所 在 地	事務局 高岡郡日高村本村字焼坂659-1

2 高知県魚さい加工公社

名 称	公益財団法人 高知県魚さい加工公社 Tel 088-805-1660
設 立	平成9年3月26日（平成25年4月1日 財団法人から公益財団法人へ移行）
目 的	魚腸骨の適正な再生利用等に関する各種事業を行うことにより，生活環境の保全及び公衆衛生の向上ならびに県内の水産食料品流通の安定化の確保を図る。
業 務 内 容	魚腸骨の再生利用等，これらに関する各種事業
役 員	代表理事 1（高知市新エネルギー・環境政策課長） 専務理事 1（高知県魚さい加工公社事務局長） 理 事 7（高知県環境対策課長，南国市環境課長，土佐市北原クリーンセンター所長，須崎市環境未来課長，香南市環境対策課長，民間2） 監 事 2（民間2）
資 産	出捐金 1,000万円（高知県 450万円，高知市 331万円，他市町村等 219万円）
所 在 地	高知市神田1646-1

3 高知市環境事業公社（第6章の内容を再掲）

名 称	公益財団法人 高知市環境事業公社 Tel 088-884-4424
設 立	昭和50年2月24日（平成25年4月1日 財団法人から公益財団法人へ移行）
目 的	高知市の清掃事業の公共性を確保し、廃棄物等の適正な処理と関連する事業を推進することにより、住民の生活環境を清潔に保ち、もって公衆衛生の向上に寄与する。
業 務 内 容	① し尿の収集運搬事業 ② プラスチック製容器包装等リサイクル事業 ③ その他、公社の目的達成に必要な事業
役 員	理 事 長 1 専務理事 1（高知市派遣職員） 理 事 4（高知市環境部副部長，民間3） 監 事 2（高知市副会計管理者，税理士）
資 産	出資金 1,000万円（高知市全額出資 [基本財産500万円 運用財産500万円] ）
所 在 地	高知市仁井田3636

第10章 条例・規則等

1 令和6年度一般廃棄物処理実施計画	99
2 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	111
3 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則	120
4 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	126
5 高知市ふれあい収集事業実施要綱	131
6 高知市一般廃棄物処理指導要綱	134
7 高知市事業系一般廃棄物の減量及び処理等に関する指導要綱	136
8 高知市産業廃棄物処理指導要綱	137
9 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分の公表に関する要綱	144
10 高知市産業廃棄物処理施設設置審議会条例	146
11 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員の就業等に関する要綱	147
12 高知市資源物等持ち去り防止パトロール員の就業等に関する要綱	148
13 高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱	149
14 高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度実施要綱	151
15 ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱	153
16 高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱	155
17 高知市食べきり協力店登録制度実施要綱	158
18 高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	160
19 高知市廃棄物処理施設整備基金条例	163
20 高知市次期清掃工場整備基金条例	164
21 高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程	165
22 高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付要綱	168
23 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	170
24 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則	176
25 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例	180
26 高知市歩きタバコ等の防止に関する条例	184
27 高知市歩きタバコ等の防止に関する条例施行規則	186
28 高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	187
29 高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則	189
30 手数料	191

1 令和6年度一般廃棄物処理実施計画

高知市告示第62号

令和6年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第6条第1項の規定により、令和6年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

第1 一般廃棄物処理の基本的事項

1 用語の定義

(1) 家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系ごみ」という。）

ア 可燃ごみ

以下に掲げる家庭系ごみで、おおむね容量45リットルのポリ袋（650mm×800mm）に収納できる大きさのもの

(ア) 廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却処理することがふさわしいもの

(イ) プラスチック製容器包装及びペットボトルを除くプラスチック製のもの

(ウ) 廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却した後に資源を回収することがふさわしいもの又は複数の材料を使用している廃棄物のうち、その材料の半分以上のものについて焼却処理することがふさわしいもので、かつ、焼却処理に支障を生じないもの

イ プラスチック製容器包装

家庭系ごみのうち、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容リ法」という。）に基づき収集するプラスチック製の容器包装廃棄物（ペットボトルを除く。）

ウ ペットボトル

家庭系ごみのうち、容リ法に基づき収集するペットボトル

エ 資源物

家庭系ごみのうち、容リ法に基づき収集するビン（透明、茶色及びその他の色）、専ら再生利用の目的となるカン、金属類、紙類及び布類

オ 可燃粗大ごみ

可燃ごみのうち、おおむね容量45リットルのポリ袋（650mm×800mm）に収納できない大きさのもので、かつ、焼却処理に支障を生じないもの

カ 家電品

家庭生活の用に供する電気機械器具であって特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に規定する特定家庭用機器に該当しないもの

キ 水銀含有廃棄物

家庭系ごみのうち、蛍光灯、乾電池、体温計等水銀含有物

ク 発火器具・ライター類

家庭系ごみのうち、未使用の花火、マッチ、ライター等

ケ 不燃ごみ

上記に該当しない家庭系ごみ（火災ごみを除く。）で、廃棄物の適正な処理をする上で、埋立処分することがふさわしいもの

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）

ア 可燃ごみ

事業系ごみのうち、廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却処理することがふさわしいもの

イ 食品循環資源

事業系ごみのうち、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する廃棄物

ウ 再生利用されることが確実である魚さい

食品循環資源のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第2条第2号に規定する指定を受けた再生利用業（再生輸送）を行う業者（以下「再生輸送業者」という。）が収集・運搬し、公益財団法人高知県魚さい加工公社で処分する魚腸骨

エ 木くず

事業系ごみのうち、素材が木質素材（竹を含む。）で構成されている製品又は木材（竹を含む。）若しくは木（竹を含む。）の根の部分（土砂を取り除いたものに限る。）が廃棄物となったもの

オ 再生利用されることが確実である木くず又は食品循環資源

再生輸送業者、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）又は排出者が収集・運搬し、かつ、廃掃法第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）又は規則第2条の3第2号に規定する指定を受けた再生利用業（再生活用）を行う業者（以下「再生活用業者」という。）が処分する木くず又は食品循環資源

カ 堆肥化されることが確実である汚泥等

事業系ごみのうち、再生輸送業者、市町村が委託した者又は排出者が収集・運搬し、かつ、処分業者が処分する有機性汚泥（無害のものに限る。）、刈草又は動物のふん尿

(3) 火災ごみ

現に自らが居住する居宅等が火災に遭ったため発生した廃棄物で、灰や燃焼物が付着したもの又は分別区分を遵守することが困難なもの。ただし、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、軽量鉄骨造若しくは補強コンクリート造等の耐火性能を有する建築物又は土台、基礎若しくはフーチング等の定着物若しくは浄化槽若しくは配管設備等の工作物を除く。

(4) 災害廃棄物

地震・津波災害、風水害その他自然災害及び大規模な事故等により発生する廃棄物

(5) 美化ごみ

ア 散乱ごみ

所定のごみ集積所（以下「ステーション」という。）以外の場所に投棄された一般廃棄物で、景観向上や生活環境の保全上、速やかに処理することが好ましいもの。ただし、多量ごみは除く。

イ 町内清掃ごみ等

町内会及び自治会等が主催する地域住民の自発的な地域行事及び環境美化活動により収集又は排出された廃棄物

(6) 市が収集しないごみ

以下に掲げる家庭系ごみ

ア 家電リサイクル法対象機器

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具

イ パーソナルコンピュータ等

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6に掲げる指定再資源化製品として、指定再資源化事業者が自主回収を実施するパーソナルコンピュータ及び密閉形蓄電池

ウ 処理困難物

消火器、LPGボンベ（カセットボンベを除く。）、フロンガス充てん機器、農薬、薬品、発火性・引火性のある危険物、ピアノ、自動車用タイヤ及び廃FRP船

- 2 処理区域
高知市全域

- 3 計画期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- 4 基本理念及び基本方針

基本理念	市民・事業者・行政の協働による持続可能な循環型社会の形成
基本方針	・協働の基盤を創る取組の推進 ・2R（リデュース・リユース）の推進 ・リサイクルの推進 ・安全安心なごみ処理の推進 ・し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

- 5 計画目標

1人1日当たりごみ総排出量	1,006 g / 人・日
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源となるもの除く。)	558 g / 人・日
事業系ごみ排出量	41,689 t
資源回収率	17.9%
本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う 温室効果ガス排出量	34,096 t - CO ₂

第2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

- 1 ごみ（別表1）

令和6年度処理計画量	117,750 t
------------	-----------

- 2 し尿及び浄化槽汚泥（別表2）

令和6年度処理計画量	一般し尿	浄化槽汚泥
95,400kl	16,200kl	79,200kl

- 3 高知市が処分に係る事務を受託するし尿及び浄化槽汚泥（別表2）

嶺北広域行政事務組合		
令和6年度処理計画量	一般し尿	浄化槽汚泥
7,140kl	4,078kl	3,062kl

第3 基本方針に基づく施策に関する事項

- 1 ごみ

- (1) 協働の基盤を創る取組の推進

ごみの発生抑制やリサイクルを進めるためには、ごみの排出者である市民・事業者が環境負荷低減のためにできることを理解し、相互に連携・協働しながら、自らの役割を果たすことが重要である。

市民・事業者の環境に対する意識を高め、一体となって3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を推進するため、積極的な情報発信や、幼少期からの環境教育の充実など、様々な普及啓発活動と協働の基盤創りに取り組む。

ア 見える・伝わる・参加できる普及啓発の推進

個別施策	取組内容
市民ニーズに応じた情報発信の充実	3Rの促進やごみ排出マナーの向上を目的に、様々な情報発信に取り組みます。

市民への啓発活動の推進	3 Rについて啓発を行う各種取組を展開し、市民意識の高揚を図ります。
幼少期からの総合的な環境学習の充実	幼少期から環境問題に触れ、3 Rについての教育を充実するために学習資料の整備や学習機会の拡充を図ります。
事業者への啓発活動の推進	事業者に対して、適切な排出に関する啓発指導を行うとともに、自主的なごみの減量と再資源化を促進します。
清掃施設での搬入指導の強化	各清掃施設への搬入時に、不適切な搬入物に対する指導、展開検査を実施するなど、排出者・搬入者の意識高揚を図ります。

イ 協力・連携のための取組の推進

個別施策	取組内容
市民との協力・連携による取組の推進	市民との協力・連携による取組を推進するとともに、協働の基盤となる仕組みを検討します。
事業者との協力・連携による取組の推進	事業者と協力・連携し、3 Rの推進に向けた取組を展開します。

(2) 2 R（リデュース・リユース）の推進

持続可能な循環型社会の形成に向けては、3 Rの中でも優先順位の高い、2 R（リデュース・リユース）の取組が重要である。

市民・事業者の各主体に求められる具体的な行動を周知・啓発し、ごみ減量や廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減に取り組み、特に食品ロスの削減や、ワンウェイプラスチックの削減など、可燃ごみの削減に向けた取組を推進する。

ア ごみの発生抑制の取組の促進

個別施策	取組内容
食品ロスの削減と生ごみ減量の促進	家庭や事業所における食品ロスの削減に向けて普及啓発を図ります。また、可燃ごみの約40%を占めると言われる生ごみの減量を図るため、排出時の水切り等の取組を促進します。
プラスチックごみの減量の促進	プラスチックごみの削減に向けて、提供者である事業所への普及啓発や、消費者である市民への普及啓発など、リデュースの取組を促進します。
適正な受益者負担の検討	国が推進する一般廃棄物処理の有料化について、家庭ごみ有料化の導入により期待できる効果を研究するなど、引き続き慎重な検討を実施するとともに、事業系一般廃棄物のごみ処理手数料について、適正な受益者負担の在り方を検討します。

イ 再使用の取組の促進

個別施策	取組内容
リユースの促進	ごみの減量を図るために、リユースの取組を促進します。

(3) リサイクルの推進

ごみの排出時には、循環資源としてリサイクルできるよう、分別して排出することが重要である。現在、可燃ごみの中には、紙類や布類などのリサイクル可能な品目や、廃プラスチック類を始めとする産業廃棄物等の不適物が混入している状況にあることから、市民・事業者理解され、行動が実践されるよう普及啓発に努め、家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正排出に向けて取組を進める。

ア 適正な分別排出の促進

個別施策	取組内容
------	------

資源物の適正排出の促進	適正な再資源化処理と市民によるステーション管理の負担軽減を図るため、本市の分別区分や排出ルールに沿った排出を促進します。
プラスチックごみの適正排出の促進	プラスチックごみの再資源化を図るため、水曜日に回収しているプラスチック製容器包装の適正な排出を促進します。
その他適正排出の促進	市が収集していないごみの排出方法や、可燃ごみ等への混入により、車両火災・作業員の怪我等の危険がある品目について、適正排出に向けたさらなる普及啓発を図ります。

(4) 安全安心なごみ処理の推進

安全で適正なごみ処理を推進するため、収集・運搬、処理体制及び処理施設の充実を図る。また、人口減少や高齢化社会の進行などの社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる持続可能なごみ収集体制の構築に取り組む。

ア 市民に寄り添った収集・運搬体制の構築

個別施策	取組内容
市民サービスの向上を目指した収集・運搬体制の構築	市民によるステーション管理に対する支援や、排出の利便性及び収集・運搬の効率性の向上等に向け、より良い収集方法等を検討します。
収集車両基地等の適切な維持管理・整備	安定的な一般廃棄物収集体制を維持するため、計画的なごみ収集車の更新や災害時の収集体制の確保に努めます。

イ 安全で効率的な中間処理・最終処分体制の構築

個別施策	取組内容
再資源化処理の推進	容リ法や使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく再資源化を継続するなど、各種リサイクル法の目的に沿った処理を推進します。
焼却施設の適切な維持管理・整備	長寿命化工事を実施し、2046（令和28）年度までの稼働を目指すとともに、今後も安全に安定した処理を実施するために、適切な維持管理・整備を行います。 また、ごみ焼却時に発生する熱を利用した発電や余熱利用施設「ヨネッツこうち」での利用を継続するとともに、焼却後の焼却灰・飛灰のセメント資源化を行い、最終処分量の低減に努めます。
減容施設の適切な維持管理・整備	プラスチック製容器包装等の安定的・効率的な適正処理を継続するため、適切な維持管理に努めるほか、施設の老朽化対策やBCP対策等、今後の施設の整備方針等を検討します。
再資源化施設の適切な維持管理・整備	資源物等の安定的・効率的な適正処理を継続するため、適切な維持管理に努めるほか、施設の老朽化対策やBCP対策等、今後の施設の整備方針等を検討します。
最終処分場の適切な維持管理・整備	臭気や発生ガス対策を行うなど、適切な維持管理に努めます。

ウ その他適正処理の推進

個別施策	取組内容
------	------

一般廃棄物収集・運搬業に関する適正な許可の運用	関係法令や許可基準に基づき実施するとともに、ごみ排出量の見込みに対応した適正規模の収集・運搬体制を確保するため、現在の規模を維持することを基本とします。
処理困難物への対応	自動車廃タイヤやプロパンガス、薬品等、市による適正な処理が困難なごみについて、事業者による回収が確立されるよう関係機関等を通じて要請します。
不法投棄対策の強化	定期的なパトロールや啓発及び指導、不法投棄が多発する場所への防犯カメラの設置を行うとともに、警察等関係機関と連携して、不法投棄の根絶を目指します。
災害廃棄物への対応	災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、高知市災害廃棄物処理計画に基づき、適正な対策・処理を進めます。

2 し尿・浄化槽汚泥

(1) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

個別施策	取組内容
安定的なし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の継続実施	現在の収集運搬許可業者数と許可台数をもって、適正かつ十分に収集運搬できる能力があることと、し尿・浄化槽汚泥処理量は年々減少することが想定されるため、許可業者数が増えるような新規許可は行わず、許可台数の増車も行いません。また、公益財団法人高知市環境事業公社に対して、収集効率が低い地区の安定したし尿収集を確保するための補助を継続し、し尿収集量の推移に合わせた効率的な収集体制や業務形態等の構築に向けた支援を行います。
し尿・浄化槽汚泥処理施設の適切な運用	高知市東部環境センターの長期活用を図るため、処理量・処理水質に合わせた設備の更新を行います。処理後の汚泥は、一部堆肥の原料として有効利用を図ります。また、放流水については、引き続き農業用水等に利用します。

第4 一般廃棄物の分別区分及び収集・運搬に関する事項

1 ごみ

(1) 家庭系ごみ

ア 可燃ごみ等

可燃ごみ等の分別区分及び収集・運搬に関する事項は下表のとおりとし、ごみの分別及び減量の意識を高めるために、ポリ袋に入れる場合は、透明・半透明袋の使用を指導する。

また、ステーションに、指定日の夜明けから午前8時までに排出するように指導する。

家庭系ごみを自らごみをステーションまで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯（高知市ふれあい収集事業実施要綱（平成30年告示第167号）第4条の対象世帯に限る。）を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行う「ふれあい収集」を市全域で実施する。

なお、ふれあい収集の対象は可燃ごみ及びプラスチック製容器包装とし、令和6年3月から開始している資源物のうちビン、カン及び紙類についても試行的な実施を継続する。

分別区分	収集方法	収集・運搬主体
可燃ごみ	週2回ステーション収集	市（直営）
可燃粗大ごみ	月1回ステーション収集	
不燃ごみ		市（委託）
家電品		市（直営・委託）
プラスチック製容器包装	週1回ステーション収集	市（直営）

ペットボトル		拠点収集	市（委託）
資源物	紙類（ダンボール）	月1回ステーション収集	
	紙類（新聞紙・チラシ）		
	紙類（雑誌）		
	紙類（飲料用紙パック）		
	紙類（雑がみ）		
	布類		
	カン		
	金属類		
	びん（透明）		
	びん（茶色）		
	びん（その他の色）		
水銀含有廃棄物			
発火器具・ライター類		市（直営）	

イ 多量ごみ

多量ごみについては、排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、許可業者に委託する。

自ら市の処理施設へごみを持ち込もうとする者は、事前に当該処理施設の管理者と協議するものとする。

	市全域
搬入先	高知市清掃工場，高知市菖蒲谷プラスチック減容工場，高知市再生資源処理センター 又は高知市三里最終処分場

ウ 犬・ねこ等の死体

飼い主が自ら市の処理施設へ搬入する。ただし、申込みがあった場合は、市が収集・運搬を行う。

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、自ら処理できない場合は、排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は許可業者若しくは再生輸送業者に収集を依頼する。

分別区分	収集・運搬主体
可燃ごみ	排出者及び許可業者
再生利用されることが確実である魚さい	排出者及び再生輸送業者
再生利用されることが確実である木くず又は食品循環資源	排出者及び再生輸送業者
堆肥化されることが確実である汚泥等	排出者，市が委託した者及び再生輸送業者

(3) 火災ごみ

排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は市の許可業者に委託する。ただし、市長が特に必要と認めたときは、市が収集・運搬を行う。この場合においては、市の指導に従いごみを排出するものとする。

また、消防署等公的機関の発行する被災証明書等の提示があり、かつ、市の処理施設が定める搬入計画書の提出があったときは、一般廃棄物処理手数料を免除する。

(4) 災害廃棄物

市が生活環境保全上等の理由により特に必要性を認めたものについては、基本的に市が処理主体となる。さらに、災害関係法令の適用や通知を踏まえ、市が処理主体となって処理する範囲と、事業者等の排出者責任となる範囲等を明確にした上で、統括的処理責任を果たすよう取り組む。

(5) 生活環境に著しく悪影響を及ぼすごみ

保健福祉部門等の要請を受けたものについては当該部門と協議し、必要なものについては市が収集・運搬を行う。

(6) 美化ごみ

ア 散乱ごみ

当該地の所有者又は管理者が行うものとする。

イ 町内清掃ごみ等

排出者等と協議の上、必要なものについては、市が収集・運搬を行う。

(7) 市が収集しないごみ

ア 家電リサイクル法対象機器

小売店又は家電リサイクル推進事業協力店等に引取りを依頼するか、又は排出者が自ら再商品化料金を支払い、指定引取場所へ持ち込む。

イ パーソナルコンピュータ等

指定再資源化事業者、一般社団法人パソコン3R推進協会又は小型家電リサイクル法に基づく認定業者に引取りを依頼する。

ウ 処理困難物

販売店等に引取りを依頼する。

2 し尿・浄化槽汚泥

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬に関する事項は下表のとおりとし、収集運搬許可業者・許可車両台数については別表3のとおりとする。

	収集方法	鏡地区、土佐山地区及び春野地区を除く地域	鏡地区	土佐山地区	春野地区
し尿	戸別収集	公益財団法人高知市環境事業公社	許可業者		
浄化槽汚泥	戸別収集	許可業者			

第5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する事項

1 ごみ

(1) 家庭系ごみ

	市全域			
	中間処理		最終処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（直営）	焼却・資源化	市（委託）	資源化 （セメント原料、 土木資材） ・埋立て
可燃粗大ごみ				
発火器具・ライター類				
家電品	市（委託）	資源化	市（直営）	埋立て
不燃ごみ		選別		
プラスチック製容器包装		資源化	市（委託）	水銀処理
ペットボトル				
資源物		選別・破碎	市（委託）	水銀処理
水銀含有廃棄物				
犬・ねこ等の死体	市（直営）	焼却		

(2) 事業系ごみ

	市全域	
	中間処理	最終処理

	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（直営）	焼却・資源化	市（委託）	資源化 （セメント原料，土木 資材）・埋立て
再生利用されることが 確実である魚さい	公益財団法人高知 県魚さい加工公社	資源化		
再生利用されることが 確実である木くず 又は食品循環資源	処分業者及び再生 活用業者			
堆肥化されることが 確実である汚泥等	処分業者			

2 し尿・浄化槽汚泥

	市全域及び嶺北広域行政事務組合構成町村 （大豊町，本山町，土佐町，大川村）全域			
	終末処理		汚泥処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿・浄化槽汚泥 （高知市）	市（直営）	低希釈二段活性 汚泥法処理方式 ＋高度処理	市（委託）	資源化（堆肥化）
			市（直営）	焼却処理
し尿・浄化槽汚泥 （嶺北広域行政事務 組合からの受託分）			市（委託）	資源化（堆肥化）

第6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

安全で適正な一般廃棄物処理を推進するため，各施設の適切な維持管理に努める。

1 収集車両基地

高知市クリーンセンター

所在地 高知市長浜宮田2000番地10

敷地面積 8,541m²

収容可能台数 72台

2 中間処理施設

(1) 高知市清掃工場

所在地 高知市長浜6459番地

敷地面積 112,451m²

炉型式 全連続燃焼方式（ストーカ焼却炉）

処理能力 ごみ焼却炉 200 t／24h 3基

(2) 高知市菖蒲谷プラスチック減容工場

所在地 高知市仁井田3636番地

敷地面積 9,098m²

処理能力 圧縮梱包設備（プラスチック製容器包装） 12.5 t／5 h 2系列

粉砕設備（ペットボトル） 0.5 t／5 h 2系列

圧縮梱包設備（ペットボトル） 2.0 t／5 h 1系列

3 再資源化施設

高知市再生資源処理センター

所在地 高知市大津乙1786番地1

敷地面積 6,722m²

主な設備 自動計量30 t はかり 1 基

押蓋式スクラッププレス機 2 基

(主押能力 150 t 及び200 t)

4 最終処分施設

高知市三里最終処分場

所在地 高知市池2571番地

埋立地面積 63,300m²

全体容量 698,000m³

残余容量 116,640m³ (令和6年2月末)

埋立方式 セル方式

5 し尿処理施設

高知市東部環境センター

所在地 高知市介良丙1200番地

敷地面積 43,000m²

処理方式 低希釈二段活性汚泥法処理方式+高度処理

処理能力 390kl/日 (195kl/日 2系列)

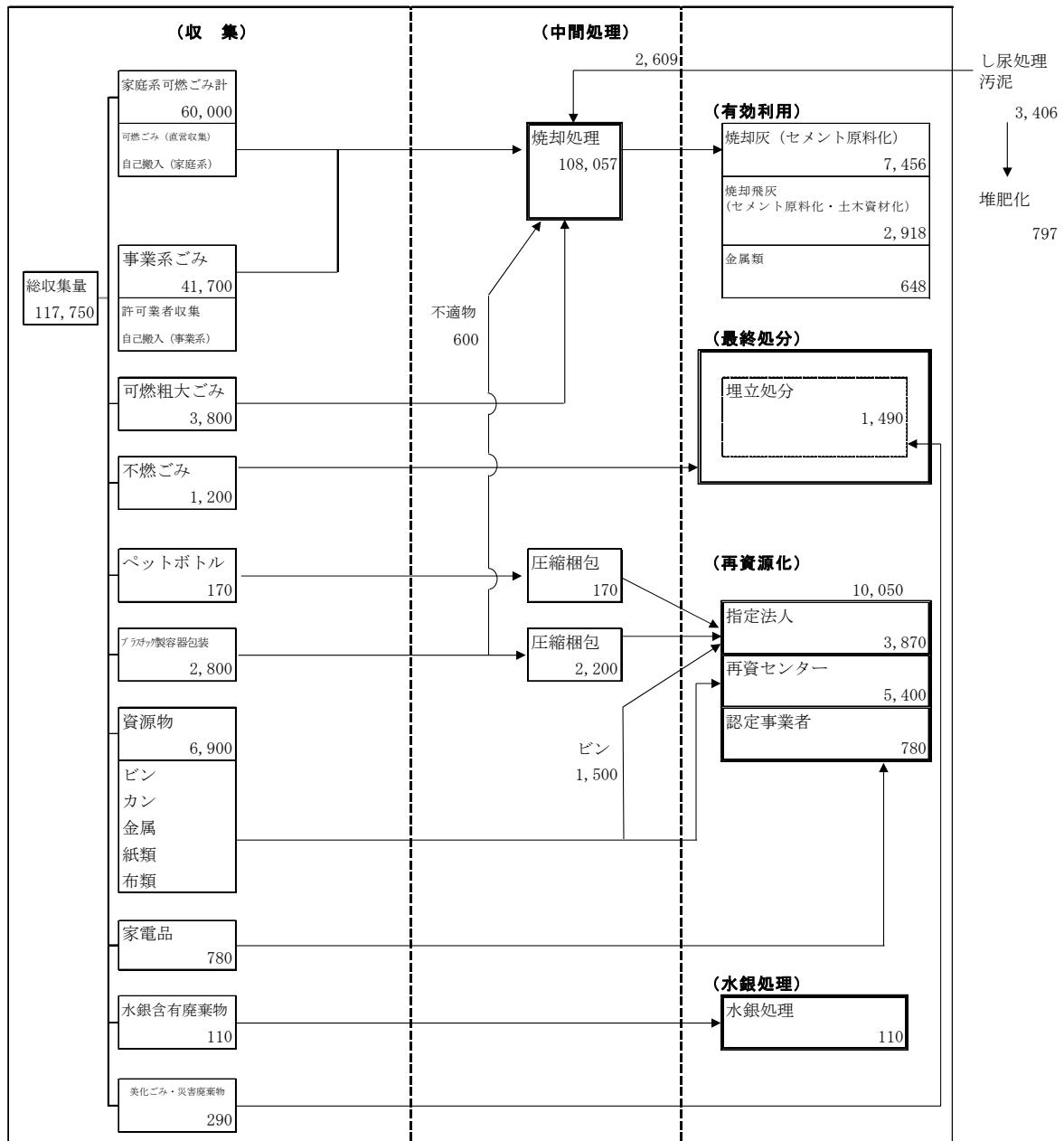
第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

一般廃棄物のうち、次の廃棄物において再生利用されることが確実であると判断した場合は、再生輸送業者及び再生活用業者の指定を行い、再生利用の促進を図る。

木くず、がれき類、食品循環資源及び刈草

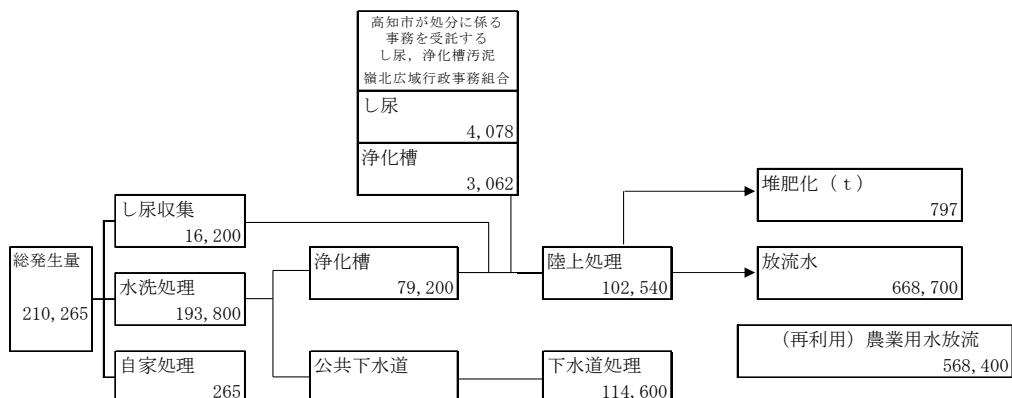
別表1 ごみ処理実施計画量 (単位: t)

計画処理人口 315,662 人



別表2 し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画量 (単位: kl)

計画処理人口 315,662 人



別表3 し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者・許可車両台数一覧

許可業者	許可車両台数
公益財団法人高知市環境事業公社	25台
有限会社クリーン社	3台
有限会社シー・エス高知	2台
株式会社コトブキ	2台
有限会社四国浄管	5台
株式会社四国清掃工業	4台
有限会社浄研高知	3台
有限会社西部企業	4台
株式会社タイヘイ	2台
有限会社高坂設備清掃	5台
株式会社寿サービス工業	1台
マルナカ興業有限会社	7台
株式会社大和	3台
有限会社高北衛生	3台
有限会社高岡サービス	3台
株式会社宇佐公益社	3台
有限会社いのえいせい	3台
おち衛生	2台
有限会社春野衛生	4台
西分衛生有限会社	4台
日高衛生	4台
有限会社高坂設備清掃土佐支店	4台
有限会社高岡設備清掃工業	2台

注 収集区域については、別途許可条件にて定める。

2 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(平成6年1月1日条例第1号)

改正 平成7年10月1日条例第45号 平成8年4月1日条例第21号
平成9年4月1日条例第11号 平成10年4月1日条例第22号
平成11年4月1日条例第12号 平成12年4月1日条例第2号
平成12年12月26日条例第64号 平成13年4月1日条例第12号
平成16年1月1日条例第11号 平成17年4月1日条例第83号
平成18年10月1日条例第56号 平成19年10月1日条例第45号
平成24年4月1日条例第45号 平成25年1月1日条例第28号
平成26年1月1日条例第1号 平成31年4月1日条例第21号
令和2年4月1日条例第40号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第28号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制、分別及び再生利用の促進等による減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、環境美化の促進並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (2) 多量排出事業者 事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物の占有者若しくは占有者がいない場合はその管理者をいう。
- (3) 適正処理困難物 法第6条の3第1項の規定により、一般廃棄物のうちその適正な処理が困難であると環境大臣が指定したものをいう。
- (4) 施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて一般廃棄物の減量推進及び適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理並びに再生品の使用等による再生利用に関し、事業者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する技術の開発、情報の収集及び調査研究に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物を分別し、資源の回収等を行う市民の自主的な活動を支援するものとする。
- 5 市は、廃棄物を排出する事業所相互間の再生利用の活動に関し、情報提供等の支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物の減量及び適正な処理等のため、次に掲げる事項について、その推進に努めなければならない。

(1) 長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保を図ること。

(2) 製品の包装、容器等の適正化を図り、再び使用することが可能な包装、容器等の普及や、使用後の回収策を講ずること。

(3) 再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、その適正な処理が困難となることのないようにすること。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、その生じた廃棄物となるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理等のため、次に掲げる事項について、その促進に努めるものとする。

(1) 廃棄物を分別して排出し、資源の回収等を行う団体及び事業者の活動に参加、協力すること。

(2) 商品の内容、包装及び容器等について、再生品その他廃棄物の減量に配慮した製品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には管理者とする。以下同じ。)は、当該土地又は建物及びそれに面する歩道などの清掃を行いその清潔の保持に努めるとともに、境界に堀、その他の囲いを設ける等みだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

2 遺棄された犬、ねこ等の死体を発見した者は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚し、又はこれらの場所においてみだりに紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等(飲料を収納し、又は収納していた缶その他の容器をいう。以下同じ。)その他の廃棄物を捨ててはならない。

4 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

5 第3項に規定する公共の場所で物品を販売し、又はビラ、チラシその他物品を配布した者は、当該行為に伴いその付近に散乱した物品等を速やかに収集し、それらの場所を清掃するよう努めなければならない。(空き缶等回収容器の設置及び管理)

第6条の2 缶その他の容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者(以下「自動販売業者」という。)は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に空き缶等を回収するための回収容器(以下「回収容器」という。)を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

2 市長は、自動販売業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(環境美化重点地域)

第6条の3 市長は、特に環境美化の促進及び美観の保護を図る必要があると認められる地域を環境美化重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定し、又は指定した重点地域を変更し、若しくは廃止するとき、規則で定めるところによりその3か月前までに告示しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第7条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に規定する実施計画(以下「一般廃棄物処理実施計画」という。)を毎年度当初告示するものとする。

(一般廃棄物の排出方法)

第7条の2 市民は、市が収集する一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に定めるところにより分別し、指定の収集日時に所定のごみ集積所に排出しなければならない。

(収集又は運搬の禁止)

第7条の3 市及び市から一般廃棄物の収集又は運搬(以下「収集運搬」という。)の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、再生利用の対象として規則で定めるもの(以下「資源ごみ」という。)については、これを収集運搬してはならない。

(指導及び勧告)

第7条の4 市長は、前条の規定に違反して、資源ごみの収集運搬をしようとする者又は収集運搬をした者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第7条の5 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告に従わない者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(市長の指示)

第8条 市長は、多量排出事業者で規則で定めるものに対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の作成を指示することができる。

2 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で別表1に定めるものに対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

(適正処理困難物の処理等)

第9条 市長は、法第6条の3第2項の規定に基づき、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理について必要な協力を求めるものとする。

(占有者の義務)

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、容易に処分することができるものについては、生活環境の保全上支障のない方法によりなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に従い、適正に処理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長に届け出る等により、その指示に従わなければならない。

(1) 有害性のある物

(2) 爆発性のある物

(3) 著しく悪臭を発する物

(4) 特別管理一般廃棄物

(5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物処理手数料)

第11条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表2に定めるとおりとする。

第12条 削除

(手数料の減免等)

第13条 市長は、天災その他特別の理由があると認めたときは、第11条の手数料を減免することができる。

2 第11条及び前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業等の許可等)

第 14 条 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可は、2 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第 7 条の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項は、規則で定める。

第 15 条 削除

(審議会)

第 16 条 一般廃棄物の減量推進及び適正な処理等の円滑な事業運営を図るため、高知市廃棄物処理運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進員)

第 17 条 市長は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を置くことができる。

2 推進員は、地域において、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。

(許可の取消し等)

第 18 条 この条例又はこの条例に基づく規則で定めた許可に関する事項並びに許可条件に違反した場合には、市長はその許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(技術管理者の資格)

第 19 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課

程を修了した場合を含む。) 後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第20条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第7条の5の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第23条 重点地域内において、第6条第3項の規定に違反してたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす又は空き缶等を捨てた者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

3 春野町の編入(以下「編入」という。)の日から平成25年3月31日までの間、旧春野町の区域において市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料(次項の手数料を除く。)の徴収については、この条例の規定にかかわらず、春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年春野町条例第14号。以下「春野町条例」という。)の例による。

4 前項に規定する期間、旧春野町の区域において市が行う犬、ねこ等の死体の収集及び運搬に係る手数料は、1体につき1,000円とする。

5 前2項の手数料の減免については、第13条第1項の規定を準用する。

6 編入の日前に春野町条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。

7 編入の際現に春野町条例第25条の規定により許可を受け旧春野町の区域内において一般廃棄物処理業及び処分業を行っている者は、平成20年3月31日までの間、引き続き当該区域内において当該許可に係る一般廃棄物処理業及び処分業を行うことができる。

附 則(平成7年10月1日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2の(1)イの項及び(2)の改正規定並びに別表3の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表2の(1)(イの項を除く。)の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表2の(1)イの項及び(2)並びに別表3の規定は、平成8年4月1日以後の処理又は処分に係る手数料から適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例の一部改正)

- 2 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例(昭和49年条例第63号)の一部を次のように改正する。
第47条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則(平成9年4月1日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

- 3 第21条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定については、施行日以後に処理又は処分されたものに係る手数料から適用し、施行日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月1日条例第12号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第2号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前において第6条の規定による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第15条の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月26日条例第64号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年4月1日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成13年5月1日以後に処分されたものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年1月1日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成16年7月1日以後に処理又は処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月1日条例第83号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月1日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月1日条例第45号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日条例第45号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年1月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年1月1日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

- 4 第40条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定は、平成26年4月1日以後に処理又は処分するものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月1日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例中第19条の改正規定は公布の日から、別表2の改正規定は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表2の規定は、平成31年10月1日以後に処理又は処分するものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月1日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 12 条の規定により市が処分に着手した産業廃棄物については、この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1

市長が指示することができる多量の一般廃棄物

区分	排出量
(1) ごみ	常時多量排出量 1 日平均 10 キログラム以上
	一時多量排出量 30 キログラム以上
(2) その他一般廃棄物	市長が必要と認める量以上

別表 2

一般廃棄物処理手数料

(1) 市が収集、運搬及び処分する場合

種別	取扱区分		単位	処理手数料
ア し尿	定額制	回数割	普通便槽 改良便槽 1 世帯当たり収集 1 回につき	420 円
				840 円
	従量制	人頭割	世帯人員 1 人につき 1 か月	420 円
		回数割	収集 1 回につき	420 円
		従量割	18 リットルにつき	240 円
イ 犬、猫等の死体			1 体につき	1,040 円

備考

- 1 定額制は、規則で定める一般世帯で、規則で定める定期収集(以下「定期収集」という。)のうち月 1 回の収集を行うものに適用し、世帯人員には同居者を含む。
- 2 改良便槽とは、強化プラスチック製無臭トイレ等で構造上水を使用するものをいう。
- 3 し尿処理手数料は、回数割の額に人頭割又は従量割の額を加算した額とする。
- 4 人頭割の基礎となる世帯人員には、1 歳未満の乳児は含まない。
- 5 従量制は、定額制を適用しない全ての場合を対象とする。
- 6 定額制の規定にかかわらず、規則で定める場合については、従量制を適用する。
- 7 し尿に係る収集は、定期収集を原則とし、定期収集以外の収集については、収集 1 回につき、特別収集手数料 630 円を加算する。
- 8 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 11 条の 3 第 1 項の規定による水洗便所に改造しなければならない期間を経過した区域におけるし尿に係る収集は、規則で定めるところにより、収集 1 回につき、特別収集手数料 320 円を加算する。ただし、前項の特別収集手数料が加算される場合は、これを加算しない。

(2) 市が処分のみをする場合

種別	単位	処分手数料
ア 多量の一般廃棄物(し尿を除く。)	10 キログラムまでごとに	120 円
イ プラスチック製容器包装・ペットボトル	10 キログラムまでごとに	290 円
ウ 水銀含有廃棄物	5 キログラムまでごとに	720 円
エ 犬、猫等の死体	1 体につき	410 円

備考 一般家庭の廃棄物で、アの項にあつては 30 キログラム未満、イの項にあつては 10 キログラム未満、ウの項にあつては 5 キログラム未満のものについては、それぞれの項の規定にかかわらず、処分手数料を徴収しない。

3 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

(平成6年1月1日規則第1号)

改正 平成7年10月1日規則第73号 平成8年4月1日規則第23号
平成10年4月1日規則第75号 平成12年4月1日規則第16号
平成12年4月1日規則第52号 平成13年6月1日規則第59号
平成13年7月1日規則第68号 平成14年4月1日規則第48号
平成18年10月1日規則第111号 平成20年1月1日規則第43号
平成24年4月1日規則第50号 平成28年4月1日規則第89号
令和2年4月1日規則第50号 令和3年12月6日規則第164号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第35号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第1号。以下「条例」という。)の施行については、この規則の定めるところによる。
(環境美化重点地域の告示)

第1条の2 条例第6条の3第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
(1) 指定日、変更日又は廃止日
(2) 指定、変更又は廃止に係る区域
(再生利用の対象として規則で定めるもの)

第1条の3 条例第7条の3に規定する再生利用の対象として規則で定めるものは、紙類、布類、瓶類、缶・金属類及び家電品(家庭生活の用に供する電気機械器具であって特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器に該当しないものをいう。以下同じ。)とする。
(指導及び勧告)

第1条の4 条例第7の4規定による指導は口頭により、同条の規定による勧告は勧告書(第1号様式)により行うものとする。
(措置命令)

第1条の5 条例第7条の5の規定による措置命令は、命令書(第1号様式の2)により行うものとする。
(多量排出事業者)

第2条 条例第8条第1項の規定により市長が一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示することができる事業者は、次に掲げる者とする。
(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもの
(2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの
(3) その他市長が必要と認める者
(一般世帯)

第3条 条例別表2の(1)備考1に規定する規則で定める一般世帯とは、次に掲げるものを除く一般家庭とする。
(1) 共同便所を使用する世帯。ただし、市長が認定するものを除く。
(2) 便槽が小さく1月に1回を超えて収集する必要のある世帯
(3) 構造不良便槽で世帯の人数に比して常に多くの排出量がある世帯

(4) 自家営業世帯及びこれに類する世帯並びに集会等で世帯の人数に比して常に多くの排出量がある世帯

(5) 便槽で洗浄水を使用するため多くの排出量がある世帯
(定期収集)

第3条の2 条例別表2の(1)備考1に規定する規則で定める定期収集とは、週、月その他あらかじめ設定した一定の期間でもって定期的に収集することをいう。

(手数料の特例)

第4条 条例別表2の(1)備考6に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 新たにし尿の処理を開始し、又は廃止したとき。

(2) 広範な地域に降雨があった場合等で、床下以上の浸水があり、便槽が満水し、市長が当該地区を指定したとき。

2 前項第2号に規定する浸水があると認められるときは、収集しようとする者は、当該設備の占有者と協議して、浸水の事実を確認のうえ計量しなければならない。

3 第1項第2号の場合における手数料のうち、360リットル以内の手数料並びに条例別表2の(1)備考7及び8に規定する特別収集手数料は、条例第13条の規定により免除する。

(特別収集手数料の加算)

第4条の2 条例別表2の(1)備考8に規定する特別収集手数料の加算については、水洗便所に改造しなければならない期間の満了する日の属する月の翌月以後の収集から行うものとする。

(手数料の徴収方法)

第5条 条例別表2の(1)の手数料のうち、し尿に係るものの徴収については、別に定める。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けた者に係る条例別表2の(2)に定める手数料については、各月ごとに、前月に処理したものについて徴収する。

3 前項に規定する手数料の徴収は、納入通知書によることとし、その納期限は各月の末日とする。

4 第1項及び第2項に規定する手数料以外の手数料については、その都度徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(手数料の減免手続)

第6条 条例第13条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、市長に減免申請書(第1号様式の3)を提出しなければならない。ただし、次に定める者については、この限りでない。

(1) 生活保護法による生活扶助を受けている者

(2) 第4条第3項の適用を受けようとする者

(3) その他市長が特別の事由があると認めた場合

(一般廃棄物処理業等の許可等の申請)

第7条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条の規定による許可若しくは許可の更新(以下「許可等」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を提出しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業 一般廃棄物処理業 許可・許可更新 申請書(第2号様式)

(2) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業 許可・許可更新 申請書(第3号様式)

(許可等)

第8条 市長は、許可等の決定をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可証を交付する。

(1) 一般廃棄物処理業 一般廃棄物処理業許可証(第4号様式)

(2) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業許可証(第5号様式)

- 2 市長は、許可等に当たっては、許可条件を付するものとする。
- 3 第1項の規定により許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、前条の申請書に記載した内容を変更しようとするときは、あらかじめその事由を付して市長に協議し、承認を受けなければならない。
- 4 許可業者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその事由を記載し、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可条件の変更)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前条第2項の許可条件を変更することができる。この場合、事前に書面をもって許可業者に通知する。

(営業の休止及び廃止)

第10条 許可業者は、その営業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに市長に届け出て承認を受けなければならない。

(組合等の届出)

第11条 許可業者が組合等を設立したときは、その規約等及び構成員名簿を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項に変更を生じたとき又は解散したときは、速やかに届け出なければならない。

(施設、器材の検査)

第12条 許可業者は、積換場、処理場、車庫、車両、器材等(以下「施設等」という。)について2年ごとに市長の検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査に合格したものについて、検査証(第6号様式)を交付する。

- 3 前項の検査証は、適当な箇所に表示しなければならない。ただし、車両については、検査証を備え付けるとともに許可車である旨の表示をしなければならない。

(従業員証)

第13条 許可業者は、従業員が業務に従事するときは、従業員証(第7号様式)を携帯させなければならない。

(検査証の再交付)

第14条 許可業者は、第12条第2項の検査証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその事由を記載し、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証等の返納)

第15条 許可業者は、許可等の期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、許可証をその日から7日以内に市長に返納しなければならない。

- 2 許可業者は、許可を取り消されたとき又は第12条第1項の検査の期間が満了したとき若しくは検査が不合格となった施設等があるときは、既に交付を受けた検査証の全部若しくは一部をその日から7日以内に市長に返納しなければならない。
- 3 許可業者が廃業し、死亡し、合併し、分割し、又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人、分割により許可に係る営業を承継する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証及び検査証を返納しなければならない。

(審議会の委員)

第16条 高知市廃棄物処理運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公益を代表する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 廃棄物再生事業者を代表する者

- (5) 許可業者を代表する者
 - (6) 知識、経験を有する者
- (審議会の職務)

第 17 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量及び再生利用等の推進に関する事項
 - (2) 一般廃棄物の適正な処理の推進に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- (任期)

第 18 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が委嘱されたときにおける当該職を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長)

第 19 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(審議会)

第 20 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の幹事等)

第 21 条 審議会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会において意見を述べることができる。

(庶務)

第 22 条 審議会の庶務は、新エネルギー・環境政策課において行う。

(委任)

第 23 条 第 16 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(その他)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

3 春野町の編入の日前に春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 13 年春野町規則第 3 号）の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

附 則(平成 7 年 10 月 1 日規則第 73 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第75号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成12年4月1日規則第16号)抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 9 第29条、第36条、第43条、第44条、第48条及び第50条の規定による改正前の規則の規定による様式は、第29条、第36条、第43条、第44条、第48条及び第50条の規定による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成12年4月1日規則第52号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月1日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則(平成13年7月1日規則第68号)抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年4月1日規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付された浄化槽清掃業許可証の様式については、この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第5号様式にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定による様式は、新規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成18年10月1日規則第111号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年1月1日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日規則第 50 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 89 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日規則第 50 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に処理されるものに係る手数料から適用し、同日前に処理されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 12 月 6 日規則第 164 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

4 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

〔 平成16年2月1日
規 則 第 10 号 〕

改正 平成20年1月1日 規則第42号
平成24年9月1日 規則第83号

平成26年3月15日 規則第17号
令和4年3月31日 規則第43号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成10年規則第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第2条 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（第1号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置等の許可）

第3条 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設（設置・変更）許可証（第2号様式）を交付するものとする。

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請）

第4条 省令第4条の4第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（第3号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査等）

第5条 市長は、法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により使用前の検査をし、法第8条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

第6条 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（第4号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出）

第7条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第5号様式）によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第8条 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項に規定する届出書は、一般廃棄物の最終処分場埋立処分終了届出書（第6号様式）によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第9条 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（第7号様式）によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認）

第10条 市長は、法第9条第5項又は法第9条の2の3第2項の規定により一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第3項に規定する技術上の基準に適合していることについて確認したときは、その旨を一般廃棄物最終処分場廃止確認通知書（第7号の2様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第11条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（第8号様式）により行うものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第12条 第10条の規定は、市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場について準用する。この場合において、同条中「法第9条第5項又は法第9条の2の3第2項」とあるのは「法第9条の3第11項において読み替えて準用する法第9条第5項」と読み替えるものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第13条 省令第5条の8第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書（第9号様式）によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第14条 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（第10号様式）によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可)

第15条 市長は、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けを許可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第16条 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、合併・分割認可申請書（第11号様式）によるものとする。

(合併又は分割の認可)

第17条 市長は、法第9条の6第1項の規定により許可施設設置者である法人の合併又は分割を認可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(相続の届出)

第18条 省令第6条第1項に規定する届出書は、相続届出書（第12号様式）によるものとする。

(再生利用業の指定申請等)

第19条 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は省令第9条第2号若しくは第10条の3第2号に規定する指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、再生利用業指定申請書（第13号様式）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第20条 指定を受けた者（以下「再生利用指定業者」という。）は、指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書（第14号様式）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(指定の期限等)

第21条 指定及び前条第1項の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(指定証の交付)

第22条 市長は、指定をし、又は第20条第1項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証（第15号様式。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

(再生利用業に係る変更の届出)

第23条 再生利用指定業者は、第19条の規定による申請の内容（事業の範囲を除く。）に変更が生じたときは、速やかに再生利用業変更届出書（第16号様式）により市長に届け出なければならない。

(再生利用業の廃止の届出)

第24条 再生利用指定業者は、その廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、速やかに再生利用業廃止届出書（第17号様式）により市長に届け出なければならない。

(産業廃棄物処理施設に係る準用規定)

第25条 第5条、第10条及び第15条の規定は、産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に定める字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第5条	第8条の2第5項	第15条の2第5項
	第9条第2項	第15条の2の6第2項
	第8条第2項	第15条第2項
第10条	第9条第5項	第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項
	第9条の2の3第2項	第15条の3の2第2項
	第1条第3項	第2条第3項
	一般廃棄物最終処分場廃止確認通知書 (第7号の2様式)	産業廃棄物最終処分場廃止確認通知書 (第7号の3様式)
第15条	第9条の5第1項	第15条の4において読み替えて準用する 法第9条の5第1項

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等)

第26条 法第19条の11第1項に規定する最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(第18号様式)によるものとする。

2 法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(第19号様式)により行うものとする。

(許可証等の書換えによる交付等)

第27条 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証、指定証、産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第7号及び様式第7号の2)、産業廃棄物処分業許可証(省令様式第9号及び様式第9号の2)、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第13号及び様式第13号の2)、特別管理産業廃棄物処分業許可証(省令様式第15号及び様式第15号の2)又は産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証(省令様式第20号)(以下「許可証等」という。)の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該許可証等の記載事項に変更が生じたときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

(1) 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による届出(事業の全部の廃止に係るものを除く。)をしたとき。

(2) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により氏名又は住所(法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更に係る届出をしたとき。

(3) 第23条の規定による届出をしたとき。

(4) 第24条の規定により事業の一部の廃止に係る届出をしたとき。

2 市長は、前項の規定による返納を受けたときは、当該変更に係る記載事項を書き換えた許可証等を当該返納した者に交付するものとする。

(許可証等の返納)

第28条 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

(1) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出をしたとき。

(2) 法第9条の2の2第1項又は法第15条の3の規定による許可の取消しがあったとき。

(3) 法第14条第2項若しくは第7項又は法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可が効力を失ったとき。

(4) 法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による事業の全部の廃止の届出をしたとき。

(5) 法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しがあったとき。

(6) 第21条に規定する期限の到来により指定の効力を失ったとき。

2 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、変更前の許可証等を市長に返納しなければならない。

(1) 法第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による変更の許可を受け、かつ、第3条の規定による一般廃棄物処理施設の設置（変更）許可証の交付を受け、又は省令第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18若しくは第12条の5の規定による許可証の交付を受けたとき。

(2) 第20条第1項の規定による認定に係る指定証の交付を受けたとき。

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等）

第29条 法第15条の2の5の規定により産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を行うとする者は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（第20号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書（第21号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

3 第1項の届出事項に変更等があったときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書（第22号様式）により市長に届け出なければならない。

（身分証明書の有効期間）

第30条 法第19条第3項の規定による証明書の有効期間は、交付の日から起算して2年とする。

（提出書類等の部数）

第31条 法、省令及びこの規則により市長に提出する書類及び図面の部数は、正副2通とする。

（その他）

第32条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請、指定その他の手続は、この規則の相当する規定によってなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日前に高知市再生利用個別指定業者に関する要綱を廃止する要綱（平成16年2月1日制定）による廃止前の高知市再生利用個別指定業者に関する要綱の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、同日以後においては、この規則の相当規定により行ったものとみなす。

（春野町の編入に伴う経過措置）

4 春野町の編入（以下「編入」という。）の際現に効力を有する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和54年高知県規則第53号）の規定に基づきされた処分、手続その他の行為のうち、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、別に定めのあるものを除き、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

5 編入の際現に春野町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱（平成13年5月1日春野町制定。

以下「春野町要綱」という。）の規定に基づき一般廃棄物再生利用業の指定を受けている者は、当該指定の期間は、旧春野町の区域に限り、市長の指定を受けたものとみなす。

6 前項に定めるもののほか、編入の日前に春野町要綱の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

附 則（平成20年1月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月1日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月15日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第43号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

5 高知市ふれあい収集事業実施要綱

平成30年7月17日
告示第167号

改正	平成30年12月1日	告示第221号
	平成31年4月1日	告示第50号
	令和元年7月1日	告示第61号
	令和2年1月13日	告示第14号
	令和3年10月19日	告示第188号
	令和5年4月1日	告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、単身世帯等の高齢者及び障害者が安心して暮らすことができる環境を整備するため、高知市ふれあい収集事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物処理実施計画 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する実施計画で、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）第7条の規定により高知市（以下「市」という。）が毎年度告示を行っているものをいう。
- (2) 家庭系ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物であって、一般廃棄物処理実施計画に基づき家庭から排出されるものをいう。
- (3) ごみ集積所 家庭系ごみを一時的に集積し、収集を行う場所であって、ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱（平成28年告示第193号）第3条第1項の規定による届出をして設置されたものをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

(対象世帯)

第4条 事業の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、本市に居住する次の各号のいずれかに該当する者のみの世帯で、家庭系ごみを自らごみ集積所へ排出することが困難なものその他市長が必要と認める世帯とする。

- (1) 70歳以上の高齢者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けているもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、対象世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の対象としない。

- (1) 親族、近隣の住民等の協力により家庭系ごみを排出することができる場合
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設等に入所し、又は病院、診療所等に入院している場合

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象世帯を戸別に訪問し、家庭系ごみ（可燃ごみ及びプラスチック製容器包装に限る。以下同じ。）を収集すること。

(2) 前号の訪問の際に、当該対象世帯に声掛けをし、安否の確認をすること。

（収集日）

第6条 家庭系ごみの収集日は、対象世帯が居住する地区の可燃ごみの収集日（以下「可燃ごみ収集日」という。）のうち、木曜日又は金曜日とする。ただし、市がその日に可燃ごみの収集を行わないときは、その日後において、その日に最も近い可燃ごみ収集日とする。

（収集場所）

第7条 家庭系ごみの収集場所は、対象世帯の居宅の玄関前とする。ただし、収集に支障がある場合は、対象世帯と協議の上、収集場所を決定するものとする。

（利用の申請）

第8条 対象世帯は、事業を利用しようとするときは、高知市ふれあい収集事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（利用の決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請をした対象世帯と面談を行い、第5条第2号に規定する事業内容の利用の有無を確認した上で、次条第1項に規定する高知市ふれあい収集事業対象世帯認定審査委員会（同項を除き、以下「委員会」という。）の審査を経て、速やかに事業の利用の可否を決定し、高知市ふれあい収集事業利用可否決定通知書（様式第2号）により当該対象世帯に通知するものとする。

（高知市ふれあい収集事業対象世帯認定審査委員会）

第10条 第8条の申請に係る審査を適正に行うため、環境部環境業務課（以下「環境業務課」という。）内に高知市ふれあい収集事業対象世帯認定審査委員会を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、環境業務課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、環境業務課の職員のうちから、委員長が指名する。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

（排出方法）

第11条 第9条の規定により事業の利用の決定を受けた対象世帯（以下「利用世帯」という。）は、家庭系ごみを一般廃棄物処理実施計画に定めるところにより分別し、おおむね45リットル以内の透明又は半透明のポリ袋に入れた上で、散乱等を防止するため蓋付きの容器に入れ排出しなければならない。

（安否確認等）

第12条 市は、収集日に利用世帯の家庭系ごみの排出がなく、かつ、声掛けに対し応答がない場合は、申請書に記載された緊急連絡先に速やかに連絡するとともに、必要に応じて関係機関に情報の提供を行うものとする。

（変更届）

第13条 利用世帯は、第8条の申請の内容に変更が生じたときは、高知市ふれあい収集事業変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（利用の休止及び再開）

第14条 利用世帯は、入院、旅行その他の理由で事業の利用を休止しようとするとき、又は休止していた事業の利用を再開しようとするときは、あらかじめ環境業務課に連絡しなければならない。

（収集の中止）

第15条 市長は、利用世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、必要に応じて利用世帯の調査をし、事業の中止を決定するものとする。

- (1) 事業の利用中止の申出があったとき。
- (2) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 連絡がないまま、長期不在の状況であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業を行うことが著しく困難な事情があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定による中止を決定したときは、高知市ふれあい収集事業中止決定通知書（様式第4号）により利用世帯に通知するものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業に従事する職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって個人情報を取り扱うものとする。

2 市長は、事業の実施に当たって、個人情報の保護を図るため、職員研修を実施する等適切な措置を講ずるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

附 則（平成30年12月1日告示第221号）

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第50号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日告示第61号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年1月13日告示第14号）

この要綱は、令和2年1月13日から施行する。

附 則（令和3年10月19日告示第188号）

この要綱は、令和3年10月19日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第58号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

6 高知市一般廃棄物処理指導要綱

〔平成17年4月1日〕
〔告示第98号〕

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物処理に係る事業者及び一般廃棄物処理業者並びに他市町村（以下「事業者等」という。）の責任を明確にするとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、一般廃棄物の適正な処理のために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業経済活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 事業者 事業活動に伴い一般廃棄物を排出する事業者で、高知市の一般廃棄物処理業者に当該一般廃棄物の処理（再生することを含み、積卸しを伴わない運搬を除く。以下同じ。）を委託する者をいう。
- (3) 一般廃棄物処理業者 法第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けようとする者及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号又は第2条の3第2号の規定による指定を受けようとする者並びにこれらの規定により既に指定を受けている者（以下「処理業者」という。）をいう。
- (4) 他市町村 その区域内における一般廃棄物を処理するに当たって、高知市の処理業者に当該一般廃棄物の処理を委託する高知市以外の市町村をいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者等は、法の規定を遵守し、一般廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

- 2 事業者等は、一般廃棄物の処理施設等その他関連施設の故障、破損等により事故が生じたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかにその状況を市長に報告するものとする。
- 3 事業者等は、前項に規定する場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

(市域外一般廃棄物処理（受託）の協議)

第4条 高知市域外で排出された一般廃棄物（以下「市域外一般廃棄物」という。）は、高知市域内においてこれを処理することはできない。ただし、事業者等が市域外一般廃棄物処理（受託）協議（通知）書（第1号様式。以下「協議書」という。）を市長に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する場合において、事業者等が他市町村のときは、協議書を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号イの規定に基づく通知に代えるものとする。
- 3 第1項ただし書に規定する市長の承認期間は、1年を限度とする。

(市域外一般廃棄物に係る通知及び勧告)

第5条 市長は、前条第1項ただし書の規定による協議があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を市域外一般廃棄物処理（受託）協議通知書（第2号様式）により、当該事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、この要綱の目的を達成する上で支障があると認められる場合には、前条第1項ただし書の規定による協議に係る事業者等に対し、市域外一般廃棄物処理（受託）変更・廃止勧告書（第3号様式）により、市域外一般廃棄物の搬入量、搬入期間、種類その他の事項についての変更又は市域外一般廃棄物の搬入の禁止の勧告を行うことができる。
- 3 事業者等は、前項の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、その結果を市域外一般廃棄物処理改善報告書（第4号様式）により、市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認めるときは、第4条第1項ただし書の規定に基づく協議に係る計画（以下「協議に係る計画」という。）の廃止の勧告を行うものとする。

5 市長は、第2項又は前項の規定により市域外一般廃棄物の搬入の禁止の勧告又は協議に係る計画の廃止の勧告を行った場合は、協議書を事業者等に返却するものとする。

（市域外一般廃棄物処理（受託）協議内容の変更）

第6条 事業者等は、第4条第1項ただし書による協議内容に変更があったときは、新たに協議書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、変更前の協議書は廃止することとする。

（他市町村との連携）

第7条 市長は、市域外一般廃棄物の高知市域内での適正な処理を推進するため、他市町村と密接な連携を図るものとする。

（一般廃棄物の処理に関する試験についての申請）

第8条 一般廃棄物を排出する者から一般廃棄物を受け取り当該一般廃棄物の処理に関する試験（以下「試験」という。）を行おうとする者は、事前に試験に係る計画を一般廃棄物の処理に関する試験承認申請書（第5号様式）により市長に提出し、その承認を得るものとする。

（試験に係る承認等）

第9条 市長は、前条の承認申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、その結果を試験を行おうとする者に通知するものとする。

2 市長は、試験が生活環境の保全上支障を生じさせる内容のものである場合は、当該試験に係る計画を中止させなければならない。

3 市長は、この要綱の目的を達成する上で必要があると認められる場合は、試験実施施設その他関連施設に立入検査をすることができる。

（試験における禁止事項）

第10条 処理業者は、試験に際し、処理料金を受領してはならない。

2 試験に使用する一般廃棄物は、試験を実施する上で必要最小限の量としなければならない。

（国等に関する特例）

第11条 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公益法人が試験を行う場合は、この要綱の規定にかかわらず、事前に市長と協議しなければならない。

（指導に従わない者に対する措置）

第12条 市長は、この要綱に基づく勧告及び指示に従わない事業者等については、必要に応じてその内容を公表するものとする。

（書類の提出）

第13条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ3部とする。

（その他）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

7 高知市事業系一般廃棄物の減量及び処理等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第5項、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）第8条第1項及び高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成6年規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）を多量に排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）に対して行う事業系ごみの減量化、資源化及び適正処理（以下「減量化等」という。）の指導及び助言に関し必要な事項を定めることにより、事業系ごみの適正な処理を推進することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 この要綱の対象となる多量排出事業者（以下「対象事業者」という。）は、規則第2条各号に掲げる者とする。

(対象事業者の責務)

第3条 対象事業者は、事業系ごみの処理に関し、法、条例、規則及びこの要綱を遵守し、事業系ごみの減量化等に努めるとともに、本市が実施する事業系ごみの減量化等の施策に協力するものとする。

2 対象事業者は、事業の用に供する土地又は建物から排出される事業系ごみの管理又は排出に関わる者（以下「関係者」という。）に対し、事業系ごみの減量化等を確保するよう働きかけを行うとともに、関係者の行う取組に対して協力するように努めるものとする。

(廃棄物管理責任者の選任)

第4条 対象事業者は、事業系ごみの減量化等に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任するものとする。

2 対象事業者は、前項の規定により廃棄物管理責任者を選任又は変更したときは、廃棄物管理責任者選任（変更）届（様式第1号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

(廃棄物減量化等計画書)

第5条 対象事業者は、前年度における事業系ごみの排出及び減量化等の実績等を踏まえ、当該年度に排出する事業系ごみの減量化等の計画について、事業系一般廃棄物減量化等計画書（様式第2号）により毎年6月末日までに市長に提出するものとする。

(指導及び助言)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し指導及び助言を行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

8 高知市産業廃棄物処理指導要綱

平成10年4月1日
告示第67号

改正 平成11年3月1日 告示第28号
平成16年7月1日 告示第135号
平成17年1月1日 告示第11号
平成31年4月1日 告示第48号

平成20年1月1日 告示第18号
平成28年3月15日 告示第42号
平成29年4月1日 告示第43号
令和4年3月3日 告示第47号

(目的)

第1条 この要綱は、事業者及び産業廃棄物処理業者(以下「事業者等」という。)が産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業経済活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項及び第5項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者及びこれらの規定による既に許可を受けている者(以下「処理業者」という。)をいう。
- (4) 産業廃棄物の処理 産業廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分をいう。
- (5) 中間処理 産業廃棄物を減量化、安定化又は無害化させるために、産業廃棄物を焼却、破碎又は中和させるなどの処理をいう。
- (6) 中間処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設
 - イ 処理業者が業の用に供するために設置する政令第7条第1号から第13号の2までに定める規模に満たない施設その他破碎、圧縮、選別等の施設
- (7) 最終処分場 政令第7条第14号に掲げる施設をいう。
- (8) 事前協議書 第7条第1項に規定する協議書をいう。
- (9) 関係市町村 第6条第1項各号に規定する区域を管轄する市町村をいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者等は、産業廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

- 2 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場の設置等に関する事前協議書の策定に当たっては、事前に関係市町村及び地域住民への説明を行うとともに、他法令等の規制がある場合はその解除等の手続をとらなければならない。
- 3 事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合は、マニフェストシステムによる適正な処理を図らなければならない。
- 4 高知市が実施する公共事業にあつては、仕様書にマニフェストシステムによる産業廃棄物の処理を明記しなければならない。

(高知県及び関係市町村との連携)

第4条 高知市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、高知県及び関係市町村と密接な連携を図るものとする。

(立地基準)

第5条 事業者等は、次の各号に掲げる地域又は地区には、原則として最終処分場を設置してはならない。

- (1) 自然公園特別地域(高知県立自然公園条例(昭和33年高知県条例第5号)第13条第1項の規定による自然

公園特別地域をいう。)

(2) 自然環境保全地域(高知県自然環境保全条例(昭和48年高知県条例第27号)第18条第1項の規定による自然環境保全地域をいう。)

(3) 地すべり防止区域(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定による地すべり防止区域をいう。)

(4) 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域をいう。)

(5) 保安林(森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定による保安林をいう。)

(6) 水道の取水地点から上流1,000メートル以内の区域

(7) 鏡川清流保全条例(平成元年条例第37号)第8条第1項の規定による水質管理区域及び同条例第15条第1項の規定による自然環境保全区域

2 事業者等は、前項第6号の規定にかかわらず、同号の区域以外の区域であっても水道水源を汚染することが明らかな場合は、最終処分場を設置してはならない。

(地域住民等の同意)

第6条 事業者等は、中間処理施設又は最終処分場を設置する場合は、次の各号に掲げる者の同意を得なければならない。

(1) 隣接地の土地所有者及び土地の使用権原を有する者

(2) 設置しようとする施設の敷地境界から中間処理施設にあっては300メートル以内、最終処分場にあっては500メートル以内に居住する地域住民の世帯主の3分の2以上の者

(3) 最終処分場からの排水を公共用水域に放流する場合は、放流地点から下流500メートル以内の水利権者

2 前項の同意は、次の各号のいずれかに該当する中間処理施設については、これを要しない。

(1) 移動可能な施設であって、次のいずれかに該当する特定建設作業を行う場所に設置するもの(焼却施設を除く。)

ア 騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第2に規定する作業

イ 振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)別表第2に規定する作業

ウ 高知市公害防止条例施行規則(昭和50年規則第75号)別表第5に規定する作業

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定による工業専用地域に設置するもの

(事前協議)

第7条 事業者等は、中間処理施設若しくは最終処分場を設置し、又はその構造若しくは規模の変更を行う場合は、事前に、第1号様式による事前協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 事業者等は、前項の協議内容に変更があった場合は、新たに事前協議書を作成し、市長に提出しなければならない。

(産業廃棄物の最終処分場の災害防止計画)

第8条 事業者等は、最終処分場の設置に際しては、次に掲げる災害防止のための計画を定めて、事前協議書に添付するものとする。

(1) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項

(2) 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

(3) 火災の発生の防止に関する事項

(4) その他最終処分場に係る災害防止に関する事項

(関係市町村長等に対する照会)

第9条 市長は、事業者等から事前協議書が提出された場合は、当該協議書の内容を第2号様式により高知県知事及び関係市町村の長に照会し、関係法令との整合性等について意見を求めるものとする。

2 市長は、事前協議書の内容について、他法令等の規制の有無等を関係部局に照会するものとする。

(事前協議内容の変更等の勧告)

第10条 市長は、事前協議の内容に変更を要する場合又は計画の廃止が相当と認める場合は、第3号様式により事業者等に協議内容の変更又は計画の廃止の勧告を行うものとする。

2 事業者等は、協議内容の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、第4号様式によりその結果を市長に報告するものとする。

- 3 市長は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、当該計画の廃止の勧告を行うものとする。
- 4 市長は、第1項又は前項の規定により計画の廃止の勧告を行った場合は、事前協議書を事業者等に返却するものとする。

(事前協議書の取下げ)

第11条 事業者等は、次に掲げる場合には、第5号様式により事前協議書を取り下げるものとする。

- (1) 前条第1項の変更の勧告に対し、必要な措置を講ずることができない場合
- (2) 第7条第1項の規定により提出した事前協議書の内容を変更又は廃止する場合

(事前協議の完了)

第12条 市長は、事前協議の内容に支障がないと認める場合又は勧告により事前協議内容の変更の勧告が改善されたと認めた場合は、第6号様式による事前協議完了通知書を事業者等に送付し、併せてその写しを高知県及び関係市町村の長に送付するものとする。

(県外産業廃棄物処理(受託)協議)

第13条 高知県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」、市長の承認を受けた場合を除き、高知市の区域内においてはこれを処理(積卸しを行わない運搬を除く。以下同じ。)することができない。

- 2 運搬及び再生以外の処理に係る前項の承認は、災害その他やむを得ない理由があると市長が認める場合に限り、するものとする。
- 3 第1項の承認の有効期間は、5年(災害又は建設工事等により発生した県外産業廃棄物を処理する場合にあっては、5年以内)とする。
- 4 事業者等は、第1項の承認を受けようとする場合は、第7号様式による県外産業廃棄物処理(受託)協議書(以下「協議書」という。)を市長に提出し、協議しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定に基づく協議があった場合で、緊急の必要があると認めるときは、仮に事業者等が県外産業廃棄物を高知市の区域内において処理することを承認すること(以下「仮承認」という。)ができる。
- 6 仮承認の有効期間は、市長が必要と認める期間とする。

(県外産業廃棄物の搬入に係る通知及び勧告)

第14条 市長は、前条第4項の規定に基づく協議があった場合には、審査後その結果を第8号様式により当該事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、この要綱の目的を達成する上で支障があると認められる場合には、前条第4項の規定に基づく協議に係る事業者等に対し、第9号様式により、県外産業廃棄物の搬入量、搬入期間、種類その他の事項についての変更若しくは県外産業廃棄物の搬入の禁止の勧告を行うものとする。
- 3 事業者等は、前項の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、その結果を第10号様式により市長に報告するものとする。
- 4 市長は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、当該計画の廃止の勧告を行うものとする。
- 5 市長は、第2項又は前項の規定により県外産業廃棄物の搬入の禁止の勧告又は当該計画の廃止の勧告を行った場合は、協議書を事業者等に返却するものとする。

(県外産業廃棄物処理(受託)協議内容の変更)

第15条 事業者等は、第13条第4項の規定に基づく協議内容のうち、次に掲げる事項を変更しようとする場合は、新たに協議書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の事業場の所在地
- (2) 県外産業廃棄物の処理を行う場所の所在地
- (3) 県外産業廃棄物の種類
- (4) 県外産業廃棄物の年間処理量の上限(10パーセント以上増加する場合に限る。)
- (5) 県外産業廃棄物の処理の方法

(分析試験結果の報告)

第16条 県外産業廃棄物を再生利用以外の目的のために処理する事業者等は、当該廃棄物の分析試験を年2回以上行い、その試験結果の報告書を市長に提出するものとする。

(環境調査)

第17条 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場を設置しようとする場合は、事前に別表1に掲げる項目について環境調査を行い、周辺の環境に与える影響の予測・検討を行うものとする。

(排水基準等の遵守)

第18条 事業者等は、最終処分場の設置及び維持管理について、次の各号に定める基準等を遵守しなければならない。

- (1) 地下水の監視のため、水質監視用井戸を設置し、別表2に掲げる項目について、低水位・高水位時の年2回以上水質検査を行うこと。
- (2) 最終処分場からの排水を公共用水域に放流する場合は、別表2の一般項目の29から32までは毎月、その他の項目については年2回以上水質検査を行うこと。
- (3) 水質検査の結果、排水基準を超えた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を停止し、その原因を調査し、必要な措置を講じるとともに、市長に報告すること。
- (4) 水質検査の結果を記載した書類は、当該最終処分場の廃止までの間これを保存すること。

2 前項の規定により行った水質検査の結果については、毎年1月31日までに前年行った水質検査結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の報告があったときは、その内容を地域住民に公開できるものとする。

(工事完了検査等)

第19条 事業者等は、第2条第6号及び第7号に定める産業廃棄物の処理施設の設置工事等が完了したときは、第11号様式による工事完了報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、必要に応じて前項の産業廃棄物の処理施設の設置工事等に関して中間検査を行い、前項の報告書の提出があったときは、速やかに工事完了の検査を行うものとする。

3 市長は、工事完了の検査を行った結果、事業者等に指示事項がないと認められるときは、検査済証を交付するものとする。

(許可申請等の時期)

第20条 政令第7条に定める産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、第12条の事前協議の完了後に行うものとする。

2 法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項に規定する許可申請は、前条第3項の工事完了の検査済証の交付を受けた後に行うものとする。

(事故の措置)

第21条 事業者等は、産業廃棄物の処理施設等その他関連施設の故障、破損等により事故が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかにその状況を市長に報告するものとする。

2 事業者等は、前項に規定する場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

(廃止又は休止)

第22条 事業者等は、中間処理施設の一部若しくは全部を廃止し、又は休止したときは、遅滞なく第12号様式による産業廃棄物の処理施設廃止(休止)届出書を市長に提出しなければならない。

(指導に従わない者に対する措置)

第23条 市長は、この要綱に基づく勧告に従わない事業者等については、必要に応じて内容を公表するものとする。

(書類の提出)

第24条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、各2部とする。

(国等に関する特例)

第25条 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公益法人が産業廃棄物の処理施設を設置しようとするときは、この要綱の規定にかかわらず、市長との協議により行うものとする。

(その他)

第26条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に効力を有する高知県産業廃棄物処理指導要綱(平成3年3月15日制定。以下「県要綱」という。)の規定に基づいて行った高知県知事若しくは高知県の保健所長(以下「知事等」という。)の行為又はこの要綱の施行の際現に知事等に対して行っている行為でこの要綱に相当する規定の存するものは、この要綱の施行の日以後において、高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。
(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)
- 3 鏡村及び土佐山村の編入(以下この項において「編入」という。)の際現に効力を有する県要綱の規定に基づいて行った知事等の行為又は編入の際現に知事等に対して行っている行為でこの要綱に相当する規定の存するものは、編入の日以後において、高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。
(春野町の編入に伴う経過措置)
- 4 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に効力を有する県要綱の規定に基づいて行った知事等の行為又は編入の際現に知事等に対して行っている行為でこの要綱に相当する規定の存するものは、編入の日以後において、高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。

附 則(平成11年3月1日告示第28号)

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日告示第135号)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年1月1日告示第14号)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成20年1月1日告示第18号)

この要綱は、平成20年1月1日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月15日告示第42号)

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則(平成29年4月1日告示第43号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第48号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の高知市産業廃棄物処理指導要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市産業廃棄物処理指導要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(令和4年3月3日告示第47号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月3日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の高知市産業廃棄物処理指導要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市産業廃棄物処理指導要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

別表1(第17条関係)

環境調査書

地形、地質等の事前調査の結果 その1

調査項目	結果
(1) 地形調査	(谷口形状) (谷の開口幅, 奥行, 比高差)
(2) 地質調査	(在来地盤の成層状況)

	(断層の有無)
(3) 地下水調査	(地下水の水位及び水質)
(4) 表流水等調査	(計画地内に流入する表流量) (放流先河川名及び水質汚濁に係る環境基準の類型) (放流先河川の低水量及び現況水質) (放流先河川の利水状況)
(5) 降水	(平均降雨量及び最大月間降雨量)
(6) 文化財	(文化財の有無)
(7) 搬入道路	(搬入道路の種類) (道路幅員及び舗装状況)
(8) 土地利用	(土地利用の状況) (他法令の規制解除条件)
(9) 騒音	(騒音レベル)
(10) 既往災害	(目安として過去 20 年の地滑り、崩壊等の災害の発生の有無)

別表 2 (第 18 条関係)

排水基準

	項目	許容限度
有害物質	1 カドミウム及びその化合物	0.03mg/l
	2 シアン化合物	1mg/l
	3 有機リン化合物	1mg/l
	4 鉛及びその化合物	0.1mg/l
	5 六価クロム化合物	0.5mg/l
	6 ひ素及びその化合物	0.1mg/l
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l
	8 アルキル水銀化合物	検出されないこと
	9 ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l
	10 トリクロロエチレン	0.1mg/l
	11 テトラクロロエチレン	0.1mg/l
	12 ジクロロメタン	0.2mg/l
	13 四塩化炭素	0.02mg/l
	14 1・2—ジクロロエタン	0.04mg/l
	15 1・1—ジクロロエチレン	1mg/l
	16 シス—1・2—ジクロロエチレン	0.4mg/l
	17 1・1・1—トリクロロエタン	3mg/l
	18 1・1・2—トリクロロエタン	0.06mg/l
	19 1・3—ジクロロプロペン	0.02mg/l
	20 チウラム	0.06mg/l
	21 シマジン	0.03mg/l
	22 チオベンカルブ	0.2mg/l
	23 ベンゼン	0.1mg/l
	24 セレン及びその化合物	0.1mg/l

	25 1・4―ジオキサン	0.5mg/1
	26 ほう素及びその化合物	10mg/1(海域以外) 230mg/1(海域)
	27 ふっ素及びその化合物	8mg/1(海域以外) 15mg/1(海域)
	28 アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/1 注
一般項目	29 水素イオン濃度	5.8～8.6
	30 生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/1
	31 化学的酸素要求量(COD)	20mg/1
	32 浮遊物質	60mg/1
	33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/1
	34 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	20mg/1
	35 フェノール類含有量	1mg/1
	36 銅含有量	3mg/1
	37 亜鉛含有量	5mg/1
	38 溶解性鉄含有量	10mg/1
	39 溶解性マンガン含有量	10mg/1
	40 クロム含有量	2mg/1
	41 大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
	42 窒素含有量	日間平均 60mg/1
	43 磷含有量	日間平均 8mg/1

注 アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

9 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分の公表に関する要綱

平成29年4月1日
告示第44号

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく行政処分を公表するに当たって必要な事項を定め、もって廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 許可業者 次に掲げる者をいう。

- ア 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
- イ 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けた者
- ウ 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた者
- エ 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
- オ 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者
- カ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
- キ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者
- ク 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者

(2) 行政処分 法の規定による不利益処分のうち、次条各号のいずれかに該当するものをいう。

(公表の対象とする行政処分)

第3条 次の各号のいずれかの行政処分を許可業者に行った場合は、当該行政処分について公表の対象とする。

- (1) 法第7条の4第1項若しくは第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の取消し、法第9条の2の2第1項若しくは第2項の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し、法第14条の3の2第1項若しくは第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可の取消し、法第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項若しくは第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可の取消し又は法第15条の3第1項若しくは第2項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し（以下「許可の取消し」という。）
- (2) 法第7条の3の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の全部若しくは一部の停止の命令、法第14条の3の規定による産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の事業の全部若しくは一部の停止の命令又は法第14条の6において準用する法第14条の3の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の事業の全部若しくは一部の停止の命令（以下「事業の停止」という。）
- (3) 法第9条の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の使用の停止の命令又は法第15条の2の7の規定による産業廃棄物処理施設の使用の停止の命令（以下「施設の停止」という。）

(公表の内容)

第4条 公表の内容については、次に掲げるものとする。

- (1) 許可業者の氏名、名称及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 許可の種類及び許可番号
- (3) 行政処分内容及び理由
- (4) 行政処分年月日
- (5) 許可の取消しの日又は事業の停止若しくは施設の停止の期間
- (6) その他必要な事項

(公表の方法)

第5条 市長は、第3条に規定する公表の対象とする行政処分を許可業者に行った場合は、速やかに次に掲げ

る方法により公表をする。

- (1) 高知市ホームページへの掲載
 - (2) 報道機関への資料提供
- (公表の期間)

第6条 高知市ホームページで前条の公表をする期間は、原則として次の各号に掲げる行政処分の程度に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 許可の取消し 許可の取消しの日から5年間
 - (2) 事業の停止又は施設の停止 事業の停止又は施設の停止の期間
- (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

10 高知市産業廃棄物処理施設設置審議会条例

〔平成27年4月1日〕
〔条例第68号〕

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2第3項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置の許可に際して専門的知識を有する者の意見を聴くため、高知市産業廃棄物処理施設設置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかについて審議を行い、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市産業廃棄物処理施設設置審議会(高知市産業廃棄物処理施設設置審議会規則(平成10年規則第98号)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧審議会」という。)は、審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員として市長から委嘱又は任命されている者及び旧審議会の会長に選任されている者は、施行日において審議会の委員に委嘱若しくは任命され、又は会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧審議会の委員及び会長としての残任期間に相当する期間とする。

11 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員の就業等に関する要綱

(令和3年1月13日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境部廃棄物対策課に勤務する会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）のうち、廃棄物の不法投棄防止のパトロール業務等に従事するもの（以下「パトロール員」という。）の就業等に関し、高知市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第10号。以下「条例」という。）、高知市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第101号）及び高知市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年規則第102号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 パトロール員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が採用する。

- (1) 環境行政又は廃棄物対策に5年以上従事した経験を有する者
- (2) 警察官として5年以上の在職経験を有する者

(勤務時間)

第3条 パトロール員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後4時45分までの間において7時間15分とし、4週を通じ、1週当たり29時間を超えない範囲内で割り振るものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、これを変更することができる。

(パトロール員の報酬)

第4条 パトロール員の報酬は、月額によるものとする。

2 パトロール員の条例第11条第1項に規定する基準月額（以下「基準月額」という。）は、別表のとおりとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、パトロール員の就業等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

経験年数	基準月額
1年未満	行政職給料表の1級21号給の給料月額
1年以上2年未満	行政職給料表の1級25号給の給料月額
2年以上3年未満	行政職給料表の1級29号給の給料月額
3年以上4年未満	行政職給料表の1級33号給の給料月額
4年以上5年未満	行政職給料表の2級5号給の給料月額
5年以上	行政職給料表の2級9号給の給料月額

備考

- 1 この表において「経験年数」とは、採用される日現在で、パトロール員の職務と同種であると市長が認める職務に在職していた期間をいう。
- 2 この表において「行政職給料表」とは、高知市職員給与条例（昭和26年条例第11号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表をいう。

12 高知市資源物等持ち去り防止パトロール員の就業等に関する要綱

(令和3年1月4日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境部環境業務課に勤務する会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）のうち、ごみ集積所に置かれた資源物等の持ち去り防止のパトロール業務等に従事するもの（以下「パトロール員」という。）の就業等に関し、高知市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第10号。以下「条例」という。）、高知市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第101号）及び高知市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年規則第102号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 パトロール員は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者のうちから市長が採用する。

- (1) 環境行政又は廃棄物行政に5年以上従事した経験を有すること。
- (2) 警察官として5年以上の在職経験を有すること。

(勤務時間)

第3条 パトロール員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前5時から午後1時45分までの間において5時間45分とする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、これを変更することができる。

(パトロール員の報酬)

第4条 パトロール員の報酬は、月額によるものとする。

- 2 パトロール員の条例第11条第1項に規定する基準月額（以下「基準月額」という。）は、別表のとおりとする。

(身分証明書)

第5条 パトロール員は、職務に従事するときは、常に身分証明書（別記様式）を携帯し、必要があるときは、その関係人に提示しなければならない。

- 2 パトロール員は、退職したときは、速やかに身分証明書を返還しなければならない。
- 3 パトロール員は、身分証明書を紛失し、又は毀損したときは、直ちに所属長に届け出なければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、パトロール員の就業等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

経験年数	基準月額
1年未満	行政職給料表の1級21号給の給料月額
1年以上2年未満	行政職給料表の1級25号給の給料月額
2年以上3年未満	行政職給料表の1級29号給の給料月額
3年以上4年未満	行政職給料表の1級33号給の給料月額
4年以上5年未満	行政職給料表の2級5号給の給料月額
5年以上	行政職給料表の2級9号給の給料月額

備考

- 1 この表において「経験年数」とは、採用される日現在で、パトロール員の職務と同種であると市長が認める職務に在職していた期間をいう。
- 2 この表において「行政職給料表」とは、高知市職員給与条例（昭和26年条例第11号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表をいう。

13 高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱

(平成11年10月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）第17条の規定による廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 町内会・自治会の代表者
- (2) 公民館長
- (3) 衛生組合の代表者
- (4) 資源・不燃物登録団体の代表者
- (5) ごみ集積所の代表者
- (6) 前各号の団体等（以下「団体等」という。）から推薦を受けた者

2 推進員は、任意の協力に基づくボランティアとし、その職務に対する報酬は支給されない。

(任期)

第3条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠、追加等の事由による推進員の任期は、現任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(職務)

第4条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の減量及び適正処理の普及・啓発に関する次に掲げる事項
 - ア 地域住民に対する清掃行政の推進に係る市の計画方針の連絡に関すること。
 - イ 地域住民の廃棄物の減量及び適正処理等に対する意見、要望等の市への連絡及び調整に関すること。
 - ウ その他廃棄物の減量及び適正処理の普及・啓発に関し必要な事項
- (2) 分別収集の指導啓発に関する次に掲げる事項
 - ア ごみ集積所の清潔保持の指導啓発に関すること。
 - イ 分別収集日時の遵守の指導啓発に関すること。
 - ウ 分別排出方法の徹底の指導啓発に関すること。
- (3) 地域における美化活動の参加の促進に関すること。
- (4) 不法投棄に関する市への通報等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動の推進に関すること。

(担当区域)

第5条 推進員が前条の職務を担当する区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

- (1) 町内会・自治会、公民館及び衛生組合の代表者又は当該団体等から推薦を受けた者の当該団体等の区域
- (2) 資源・不燃物登録団体及びごみ集積所の代表者又は当該団体等から推薦を受けた者の当該団体等の所管するごみ集積所の利用者の居住する区域

(推進員証)

第6条 推進員は、職務に従事するときは、その身分を証するため、高知市廃棄物減量等推進員証（様式第1号。以下この条において「推進員証」という。）を携帯し、必要に応じてこれを提示するものとする。

2 推進員は、解嘱されたときは、速やかに推進員証を返還しなければならない。

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

- (1) 推進員としての適格を欠くと認められる場合
- (2) 団体等から廃棄物減量等推進員変更届（様式第2号）が提出された場合
- (3) 自己の都合により解嘱を申し出たとき
- (4) その他その職を解くことが必要と認めるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年11月20日制定)

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

14 高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量・再資源化に積極的に取り組んでいる商店等事業所をごみ減量・リサイクル推進事業所（以下「推進事業所」という。）として認定し、これを広く市民に周知することにより、消費者、事業者及び行政が一体となったごみの減量及びリサイクルの推進を図ることを目的とする。

(推進事業所の認定要件)

第2条 推進事業所の認定を受けることができる事業所は、高知市内の商店及び商店街（商店街振興組合その他商店街の振興のために組織された団体をいう。）のうち、当該事業活動（商店街にあってはその構成員の事業活動をいう。以下同じ。）に伴い排出する廃棄物を自ら適正に処理している事業所で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 販売等に関し次の事項に取り組んでいること。

- ア 商品の簡易包装
- イ 商品の量り売り
- ウ 買い物袋持参の奨励
- エ 詰め替え用商品の販売
- オ 不透明ごみ袋（半透明のものを除く）の販売自粛
- カ 商品の修理サービス
- キ エコマーク、グリーンマーク商品の販売

(2) リサイクルの推進に関し次の事項に取り組んでいること。

- ア ペットボトルの回収（回収容器の貸与を受けて実施しようとするものを含む。）
- イ その他資源化可能な商品等の回収

(3) 事業活動に関し次の事項に取り組んでいること。

- ア 紙ごみ等の排出抑制・リサイクル
- イ 再生紙、再生品等環境に配慮した資材、備品の使用
- ウ その他環境保全に配慮した事業活動

(4) ごみの減量及びリサイクルの推進に関する啓発・情報発信に取り組んでいること。

(推進事業所の認定申請)

第3条 推進事業所の認定を受けようとする事業所は、ごみ減量・リサイクル推進事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(推進事業所の認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにこれを審査し、推進事業所の認定の可否を決定し、その旨を当該申請に係る事業所に通知するものとする。

2 市長は、推進事業所の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(認定証等の交付)

第5条 市長は、推進事業所の認定を決定した事業所（以下「認定推進事業所」という。）に対し、ごみ減量・リサイクル推進事業所認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）及び認定推進事業所である旨を表示する物品（以下「表示物」という。）を交付するものとする。

(認定推進事業所の公表・支援等)

第6条 市長は、認定推進事業所の所在地、名称その他必要と認められる事項を高知市広報誌その他の手段により市民に公表し、その活動を顕彰するものとする。

2 市長は、認定推進事業所に対し、ごみの減量及びリサイクルの推進に関する助言、情報提供、資機材の貸与その他必要な支援を行うものとする。

(認定推進事業所の義務)

第7条 認定推進事業所は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条により交付を受けた表示物を事業所内の見やすい場所に表示すること。
- (2) 第2条各号に掲げる事項に積極的に取り組むこと。

(3) 市が実施するごみの減量及びリサイクルの推進に関する事業に協力すること。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定推進事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、推進事業所の認定を取り消すことができる。

(1) 第2条の要件を満たさなくなったと認めるとき。

(2) この要綱及び推進事業所の認定に際し付した条件に違反したとき。

(3) 事業所を廃止したとき、又は推進事業所の認定について辞退を申し出たとき。

(4) その他認定が不相当と認められるとき。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月16日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

15 ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱

〔平成28年11月1日〕
〔告示第193号〕

改正 平成31年4月1日 告示第49号
令和3年10月19日 告示第189号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの収集作業の安全性の確保及びその効率化を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与するため、ごみ集積所の設置及び管理について、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第1号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物処理実施計画 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に規定する実施計画で、条例第7条の規定により本市が毎年度告示を行っているもの
- (2) ごみ集積所 家庭系ごみ(一般廃棄物処理実施計画に基づき家庭から排出される一般廃棄物をいう。)を一時的に集積し、ごみの収集を行う場所
- (3) 可燃ごみ集積所 ごみ集積所のうち、家庭から排出される可燃ごみ及びプラスチック製容器包装を一時的に集積し、ごみの収集を行う場所
- (4) 資源物・不燃ごみ集積所 ごみ集積所のうち、家庭から排出される資源物、可燃粗大ごみ、家電品、水銀含有廃棄物、発火器具・ライター類及び不燃ごみを一時的に集積し、ごみの収集を行う場所
- (5) 管理団体等 可燃ごみ集積所の用に供する土地の所有者又は可燃ごみ集積所を利用する団体その他可燃ごみ集積所の管理を行う者
- (6) 登録団体等 資源物・不燃ごみ集積所の所在する区域の町内会、自治会その他これに類する組織
(ごみ集積所の設置の届出)

第3条 ごみ集積所を設置しようとする者は、事前に市長との協議を行った上で当該ごみ集積所の区域の住民その他関係者との協議を行い、可燃ごみ集積所設置等届出書(様式第1号)又は資源物・不燃ごみ集積所設置等届出書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。既に設置しているごみ集積所の場所を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 前項の規定による届出は、原則として、可燃ごみ集積所については管理団体等が、資源物・不燃ごみ集積所については登録団体等が行うものとする。

(ごみ集積所の設置基準)

第4条 ごみ集積所は、可燃ごみ集積所にあつてはおおむね20世帯以上、資源物・不燃ごみ集積所にあつてはおおむね100世帯以上の利用世帯につき1か所設置できるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 ごみ集積所は、交差点付近を避ける等、周辺の交通並びにごみの排出時及び収集時の安全の確保に十分に配慮した場所に設置するものとする。

(ごみ集積所の場所の変更)

第5条 市長は、安全性等の観点から特に必要と認める場合は、ごみ集積所の管理を行う管理団体等又は登録団体等に対して、当該ごみ集積所の場所の変更を求めることができる。

(ごみの収集)

第6条 市長は、ごみ集積所のごみを別に定める期日に収集するものとする。

(ごみ集積所の管理)

第7条 ごみ集積所の管理は、管理団体等又は登録団体等及び当該ごみ集積所の利用者（以下「利用者等」という。）が共同で、自らの責任の下に行うものとする。

(ごみ集積所の利用)

第8条 利用者等は、その利用に当たっては一般廃棄物処理実施計画に従ってごみを分別し、かつ、所定のごみ集積所にあらかじめ指定された日の夜明けから午前8時までの間に指定された方法で排出しなければならない。

2 市長は、前項に違反してごみを排出していると認められる場合は、当該ごみを収集しないことができる。

(清潔の保持)

第9条 利用者等は、ごみ集積所及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。

(市長による指導等)

第10条 市長は、必要に応じ、利用者等に対し、ごみ集積所の管理や利用について指導等を行うことができる。

2 市長は、前項の指導等について必要な事項を記録し、保管するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ごみ集積所の設置及び管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にごみ集積所の設置及び管理に関する要綱を廃止する要綱（平成28年11月1日制定）による廃止前のごみ集積所の設置及び管理に関する要綱の規定により設置されているごみ集積所は、この要綱の規定により設置されたごみ集積所とみなす。

附 則（平成31年4月1日告示第49号）

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則（令和3年10月19日告示第189号）

この要綱は、令和3年10月19日より施行する。

16 高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱

(平成8年5月30日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量の推進に資するため、生ごみ処理容器の購入者に対して、予算の範囲内で容器の購入費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象容器)

第2条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理容器（以下「容器」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 好気性処理容器 生ごみを土中の微生物を利用して好気性発酵により分解し堆肥化する容器をいう。
- (2) 嫌気性処理容器 生ごみを発酵促進剤を使用して嫌気性発酵により分解し堆肥化する容器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、指定販売業者（容器を販売する業者として市長が指定したものをいう。以下同じ。）で容器を購入し、及び使用する者であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市の住民票に記録されている者であって、現に当該地に居住しているものであること。
- (2) 前号の居住地において容器を設置し、適正に維持管理ができる者であること。
- (3) 当該容器による堆肥化物を適正に自家処理できる者であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、容器1基につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を限度として、容器の購入価格（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

- (1) 好気性処理容器 2,000円
- (2) 嫌気性処理容器 1,500円

2 補助基数の合計は、1世帯につき2基を限度とする。

3 前項に規定する容器の基数の計算の方法は、次条の補助金の交付の申請に係る容器の基数に当該申請の日前5年間に当該補助金の交付の決定を受けた容器の基数を加えたものとする。

(交付申請)

第5条 指定販売業者で容器を購入し、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、容器の購入後3か月以内に、生ごみ処理容器購入補助金交付申請書（第1号様式）に当該容器の購入に係る領収書その他必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、生ごみ処理容器購入補助金交付決定書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正させることができる。

2 市長は、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、生ごみ処理容器購入補助金交付申請却下決定書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 補助金は第6条第1項の規定により交付すべき補助金の額を決定した後交付するものとする。

(協力義務)

第9条 補助決定者は、容器を有効に活用し、生ごみの有効利用とごみの減量化に努めるものとする。

(調査又は指導)

第10条 市長は、補助決定者に対し、容器の設置及び管理の状況について、調査し、又は指導することができる。

(決定の取消し及び補助金等の返還)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金の交付が不相当と認められるとき。

(指定販売業者の指定)

第12条 指定販売業者の指定を受けようとする業者（以下「業者」という。）は、生ごみ処理容器指定販売業者指定申請書（第4号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の指定について次に掲げる要件を満たしていると認められる場合は、指定販売業者として指定するとともに、その旨を生ごみ処理容器指定販売業者指定通知書（第5号様式）により、業者に通知するものとする。

- (1) 容器を販売できること。
- (2) 本市に店舗を有すること。
- (3) 容器の設置及び使用方法についての説明・指導ができること。
- (4) 補助金交付についての事務に協力できること。
- (5) 申請者が希望した場合、容器を宅配できること。
- (6) その他市長が必要と認める要件を備えていること。

3 市長は、第1項の申請について、前項の要件を満たさないと認められる場合は、生ごみ処理容器指定販売業者指定却下通知書（第6号様式）により業者に通知するものとする。

4 第1項の指定の有効期間は、別に定める。

5 前項の有効期間満了後引き続き指定販売業者の指定を受けようとする業者は、指定の更新を受けなければならない。

(指定販売業者の指定の取消し)

第13条 市長は、次のいずれかに該当するときは、指定販売業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、指定販売業者の指定を受けたとき。
- (2) 前条第2項の要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他指定販売業者としてふさわしくないと認められるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による補助金の交付は、平成8年8月1日以後に容器を購入したものから適用する。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

3 鏡村及び土佐山村の編入の日（次項において「編入日」という。）前に鏡村生ごみ処理器具購入事業費補助金交付要綱（平成13年4月1日鏡村制定。以下「鏡村要綱」という。）又は土佐山村生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（平成11年10月15日土佐山村制定）の規定に基づき容器（電動式を除く。以下同じ。）に係る補助金の交付を受けた者については、この要綱の相当規定に基づき受けたものとみなす。

4 編入日前に、鏡村要綱の規定に基づき容器を購入した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

(春野町の編入に伴う経過措置)

5 春野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に春野町生ごみ処理容器設置補助金交付要綱（平成7年

6月1日春野町制定。以下「春野町要綱」という。)の規定に基づき容器に係る補助金の交付を受けた者については、この要綱の相当規定に基づき補助金の交付を受けたものとみなす。

- 6 編入日前に、春野町要綱の規定に基づき容器を購入した者に係る補助金の額については、なお従前例による。

附 則

この要綱は、平成9年4月18日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後の容器の購入に係る補助金について適用し、同日前の容器の購入に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱の規定は、平成16年11月1日以後に補助金の交付決定を受けた申請者から適用し、同日前に交付決定を受けた申請者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年7月6日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)附則第1項から第6項までの規定は、平成20年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第5条の規定は、この要綱の施行の日以後の容器の購入に係る補助金について適用し、同日前の容器の購入に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定に基づき補助金の交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第3条第1号の規定は、平成24年7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

17 高知市食べきり協力店登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の実施する外食時の食べ残しを削減するための活動（以下「食べきり運動」という。）の趣旨に賛同する飲食店、宿泊施設等（以下「事業所」という。）を高知市食べきり協力店（以下「協力店」という。）として登録し、これを広く周知することにより、食べ残しの削減に対する市民の意識の高揚を図るとともに、市民、事業所及び行政が一体となった食べきり運動の推進を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たす事業所（以下「対象事業所」という。）を経営等する者の申請により、当該対象事業所の店舗ごとに協力店として登録を行うものとする。

- (1) 市内で営業し、かつ、飲食物を提供する事業所であること。
- (2) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない事業所であること。

(登録申請)

第3条 対象事業所を経営等する者は、前条の登録を受けようとするときは、高知市食べきり協力店登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。この場合において、同一の者が経営等する複数の店舗において当該登録を受けようとするときは、店舗ごとに申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、協力店として取り組む内容を次に掲げる事項のうちから選択するものとする。

- (1) 食べきり運動の啓発
- (2) 小盛り・小分けメニューの設定
- (3) 顧客の苦手な食材への対応
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食べ残しを削減するための工夫

(登録の決定)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、適当と認めたときは高知市食べきり協力店登録決定通知書（様式第2号）により、適当でないとは認めたときは高知市食べきり協力店登録申請却下決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、登録決定に際し、必要な条件を付することができる。

(ステッカーの交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により登録決定を受けた対象事業所（以下「登録事業所」という。）に対し、登録事業所である旨を表示する物品（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

(登録事業所の公表等)

第6条 市長は、登録事業所の所在地、名称、取組内容その他必要と認められる事項を本市のホームページ、広報紙等により市民に公表し、その取組を周知するものとする。

2 市長は、登録事業所に対し、食べきり運動に関する情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(登録事業所の役割)

第7条 登録事業所は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ステッカーを事業所内の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 第3条第2項各号に掲げる事項のうち、登録の決定を受けた内容について積極的に取り組むこと。
- (3) 食べきり運動及びそれに関連する事業に協力すること。

(登録内容の変更等)

第8条 登録事業所を経営等する者は、登録内容に変更があったときは、高知市食べきり協力店登録内容変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 登録事業所を経営等する者は、第2条の登録を中止するときは、高知市食べきり協力店登録中止届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) この要綱及び登録決定の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 前条第2項の規定による登録中止の届出があったとき。
- (4) その他登録が不適当と認められるとき。

- 2 登録事業所を経営等する者は、前項の規定により登録が取り消されたときは、速やかに交付されたステッカーを撤去する等登録事業所である旨の表示を取りやめなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協力店の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市食べきり協力店登録制度実施要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市食べきり協力店登録制度実施要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

18 高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成13年7月1日
条 例 第 3 0 号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 公共の場所における措置（第8条—第10条）
- 第3章 放置自動車の処分等（第11条—第14条）
- 第4章 高知市放置自動車廃物判定委員会（第15条）
- 第5章 雑則（第16条—第19条）
- 第6章 罰則（第20条・第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、公共の場所の機能の保全並びに市民の快適な生活環境の維持及び向上を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 放置 自動車が正当な権原に基づくことなく、公共の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (4) 公共の場所 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路、公園、河川敷その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備、解体、検査、登録その他これらに類するものを業として行っている者及びこれらの者の団体をいう。
- (6) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用权を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
- (7) 廃物 放置自動車で、自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物と認められるものをいう。
- (8) 処分等 廃物の撤去、処分若しくは処理又はこれらのために必要な措置をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、啓発に関する施策その他の必要な施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民（本市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者を含む。）は、本市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるように努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

（放置の禁止）

第6条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

（通報等）

第7条 放置自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

第2章 公共の場所における措置

(公共の場所における調査等)

第8条 市長は、公共の場所に関し、前条第1項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、当該自動車が放置自動車であると判断したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

(撤去勧告)

第9条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果又は第12条に規定する処分等をするまでの間に、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(撤去命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、放置自動車を撤去しない所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

第3章 放置自動車の処分等

(廃物認定)

第11条 市長は、放置自動車が、第8条第2項の規定により警告書をはり付けた日から起算して規則で定める期間を経過した後において、同条第1項の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合又は所有者等は判明したが住所、居所その他の連絡先が不明で連絡が取れない場合は、第15条に規定する高知市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、放置自動車を廃物として認定することができる。

2 市長は、高知市放置自動車廃物判定委員会があらかじめ定める判断基準により当該放置自動車を明らかに廃物として判断できるものについては、前項の規定にかかわらず、高知市放置自動車廃物判定委員会の判定を経ずに、廃物として認定することができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

(処分等)

第12条 市長は、放置自動車を廃物として認定したときは、その処分等を行うことができる。

(廃物認定外放置自動車の措置)

第13条 市長は、廃物として認定しなかった放置自動車（以下「廃物認定外放置自動車」という。）については、所有者等に当該廃物認定外放置自動車の引取りを促すため規則で定める事項を告示しなければならない。

2 前項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお当該廃物認定外放置自動車の引取りのないときは、当該廃物認定外放置自動車の所有権は本市に帰属するものとする。

(費用の請求)

第14条 市長は、第12条の規定による処分等をした後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の処分等に要した費用を請求することができる。

第4章 高知市放置自動車廃物判定委員会

(委員会の設置)

第15条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、高知市放置自動車廃物判定委員会（次項において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(国等に対する要請)

第16条 市長は、国又は他の公共団体若しくは公共的団体に対し、当該団体が設置し、又は管理している公共の場所における放置自動車の適正な処理について、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(事業者等への協力要請)

第17条 市長は、事業者等に対し、廃物と認定した放置自動車の処理について、必要な協力を要請することができる。

(他の法令等との調整)

第18条 この条例は、法令等の規定により、放置自動車の処理に関する手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第20条 第10条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）及び放置自動車の発生の防止等に関する他の法令の改廃等により必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

19 高知市廃棄物処理施設整備基金条例

〔 平成20年3月26日 〕
〔 条 例 第 7 9 号 〕

(設置)

第1条 本市における一般廃棄物処理施設の整備に要する経費に充てるため、高知市廃棄物処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民又は法人その他の団体の寄附金は、前項の積立額に充てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益（以下「運用益金」という。）は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的を達成するために行う事業の経費に充てるものとする。

2 前項に定める事業の経費に充当したものを除き、運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てる。

(処分)

第5条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるとは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

20 高知市次期清掃工場整備基金条例

〔 平成28年4月1日 〕
〔 条 例 第 3 1 号 〕

(設置)

第1条 本市における次期清掃工場の整備に要する経費に充てるため、高知市次期清掃工場整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民又は法人その他の団体の寄附金は、前項の積立額に充てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益（以下「運用益金」という。）は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的を達成するために行う事業の経費に充てるものとする。

2 前項に定める事業の経費に充当したものを除き、運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てる。

(処分)

第5条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

21 高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程

〔 昭和51年9月11日 〕
〔 告示第52号の2 〕

改正 昭和60年12月25日 告示第100号
平成3年7月10日 告示第75号
平成4年4月1日 告示第32号
平成6年1月1日 告示第1号
平成7年10月1日 告示第103号
平成7年11月20日 告示第113号

平成11年3月23日 告示第38号
平成12年4月1日 告示第61号
平成13年9月1日 告示第188号
平成16年12月1日 告示第215号
平成17年2月1日 告示第37号
平成25年4月1日 告示第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、高知市が行うし尿収集手数料の減免（以下「減免」という。）並びに公益財団法人高知市環境事業公社（以下「公社」という。）が行う収集料に対する市の助成（以下「助成」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。

(減免並びに助成の対象)

第2条 減免並びに助成の対象は、次の各号に掲げる世帯のうち、市長が認めたものとする。

- (1) 広範な地域に降雨があつた場合等で床下以上の浸水があり、便槽が満水した世帯
- (2) 次に掲げる世帯のうち、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）別表2の(1)備考8に規定する特別収集手数料（以下「備考8の特別収集手数料」という。）の加算をされる借家居住世帯又は高知市税条例（昭和56年条例第6号）第71条第1項第2号の規定に該当し当該年度分の固定資産税の全額を免除されている世帯で、かつ、当該年度分（4月1日から6月30日までにあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯で、別に定める減免申請書を市長に提出しているもの
 - ア 次のいずれかに該当する者のみで構成されている世帯
 - (イ) 65歳以上の者
 - (ロ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者
 - (ハ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者
 - (ニ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者
 - イ 次のいずれかに該当する者を世帯員に含む世帯
 - (イ) 身体障害者手帳に記載された級別が1級又は2級である者
 - (ロ) 療育手帳に記載された障害の程度がAである者
 - (ハ) 精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級又は2級である者
 - (ニ) 高知市福祉医療費助成条例（昭和49年条例第66号）第2条第3号の規定に該当し、同条例に基づき福祉医療費の助成を受けている者
- (3) 備考8の特別収集手数料の加算をされる世帯で、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている世帯

(減免並びに助成の額)

第3条 減免並びに助成の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の場合は、一世帯につき360リットル以内の額及び高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2の(1)備考7及び8に規定する特別収集手数料（以下「備考7及び8の特別収集手数料」という。）とする。
- (2) 前条第2号及び第3号の場合は、備考8の特別収集手数料の額とする。

(減免並びに助成の方法)

第4条 第2条第1号の場合は、次の方法による。

- (1) 市が収集する世帯で、収集量が360リットル以内のものについては、収集量相当額及び備考7及び

8の特別収集手数料を免除し、360リットルを越えるものについては、360リットル相当額及び備考7及び8の特別収集手数料を免除する。

(2) 公社が担当する世帯で、公社が前号に準ずる収集料を当該世帯から徴収しないものについては、公社からの申請に基づきその額を公社に交付する。

(3) 公社が担当する世帯を、市が収集する場合、収集量は360リットル以内とし、それに相当する額及び備考7及び8の特別収集手数料を免除する。

2 第2条第2号及び第3号の場合は、次の方法による。

(1) 市が収集する世帯については、前条第2号の額を免除する。

(2) 公社が担当する世帯で、公社が前条第2号の額を当該世帯から徴収しない場合は、公社からの申請に基づきその額を公社に交付する。

(集会施設の特例)

第4条の2 広範な地域に降雨があつた場合等で床下以上の浸水があり、便槽が満水した集会施設（町内会・自治会・公民館等の団体がその維持管理に係る費用を負担するものに限る。）は、第2条第1号の世帯とみなし、前2条の規定により減免又は助成するものとする。

(減免並びに助成金の返還)

第5条 市長は、この規程に違反して減免又は助成を受けた者に対しては、既に減免を受けた額又は交付を受けた助成額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

1 この規程は、昭和51年9月11日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。ただし、第2条第1項の減免並びに助成については、昭和51年4月分から適用する。

2 高知市し尿くみ取り手数料助成規程（昭和47年告示第20号）は、廃止する。

附 則（昭和60年12月25日告示第100号）

この告示は、昭和60年12月25日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

附 則（平成3年7月10日告示第75号）

この規程は、平成3年7月10日から施行し、平成3年5月10日から適用する。

附 則（平成4年4月1日告示第32号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年1月1日告示第1号）

この規程は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成7年10月1日告示第103号）

(施行期日)

1 この規程は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年11月20日告示第113号）

(施行期日)

1 この規程は、平成7年11月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月23日告示第38号）

この規程は、平成11年3月23日から施行し、平成10年9月25日から適用する。

附 則（平成12年4月1日告示第61号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年 9 月 1 日告示第188号）

この規程は、平成13年 9 月 1 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成16年12月 1 日告示第215号）

- 1 この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、この規程の施行の日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 2 月 1 日告示第37号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、この規程の施行の日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 4 月 1 日告示第43号）

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

22 高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市鏡、土佐山及び春野町の区域内（以下「春野地区等」という。）において台風等豪雨により床下以上の浸水があり、便槽が満水し、又はそれに類する状況（以下「流入被害」という。）となった家屋の早期の復旧に資するため、高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、春野地区等に存する家屋のうち市が実施する罹災調査において流入被害が確認された家屋（以下「被害家屋」という。）を所有し、又は使用する世帯とする。ただし、高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程（昭和51年告示第52号の2）の規定による減免及び助成の対象となる世帯を除く。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、一世帯につき360リットルを上限とするし尿収集料金相当額とし、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付申請書（第1号様式）にし尿収集に係る領収書及び罹災証明書を添えて、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めたときは所定の助成金交付却下通知書により当該申請をした助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第6条 前条に規定する助成金の決定通知を受けた助成対象者（以下「助成決定者」という）は、高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付請求書（第3号様式）により市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を交付するものとする。

(集会施設の特例)

第7条 春野地区等に存する集会施設（町内会・自治会・公民館等の団体がその維持管理に係る費用を負担するものに限る。）のうち、市が実施する罹災調査において流入被害が確認された集会施設は、第2条に規定する被害家屋とみなし、第3条の規定により助成するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の助成金交付決定取消通知書により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、助成金の適正な執行を確保するために必要な限度において、助成決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第11条 助成決定者は、助成金に係る関係書類について、助成金の交付の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成22年11月1日から施行し、平成22年10月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月8日から施行する。

23 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

(平成9年12月26日条例第53号)

改正 平成12年4月1日条例第32号 平成17年1月1日条例第37号
平成18年4月1日条例第23号 平成20年1月1日条例第51号
平成21年1月1日条例第11号 平成24年4月1日条例第46号
令和2年4月1日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、3年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の職・氏名
 - (2) 本市の区域を営業区域(浄化槽保守点検業を営もうとする区域をいう。)とする営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地
 - (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
 - (4) 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専任する営業区域に係る市町村名
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類
 - (2) 第9条第4項に規定する器具の明細を記載した書類
 - (3) 連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名若しくは名称及び営業所の所在地を記載した書類その他の浄化槽の適正な管理に資することを証する書類
 - (4) その他規則で定める書類又は図面

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するものであるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日以前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(7) 第9条第1項、第2項及び第4項に規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

(5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があった場合(同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿からこれらの場合に係る浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該登録を抹消した浄化槽保守点検業者であった者に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、当該営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

- 2 前項の浄化槽管理士（以下「浄化槽管理士」という。）は、浄化槽の清掃を行う者との連携等浄化槽の管理が適正に行われるよう、本市の区域の専任でなければならない。
- 3 浄化槽管理士1人につき専ら保守点検を行うことができる浄化槽の基数については、規則で定める。
- 4 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
- 5 浄化槽保守点検業者は、第1項、第2項及び前項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。
- 6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- 7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。
- 8 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士について、第2条第2項の有効期間ごとに1回以上、市長が適当と認める研修を受けさせるものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。
- 9 浄化槽保守点検業者は、第2条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けるときは、浄化槽管理士ごとに規則で定める浄化槽管理士身分証（以下「身分証」という。）の交付を受けなければならない。
- 10 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、浄化槽の管理者がその資格を容易に確認することができるよう身分証を着用しなければならない。
- 11 身分証の交付、再交付、書換え交付、返納等に関し必要な事項は、規則で定める。

(標識の掲示)

第10条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法第12条第1項の助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、高知市行政手続条例(平成9年条例第3号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により処分をした場合には、その理由を示して、直ちにその旨を当該処分をした浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

- 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録申請手数料)

第14条 第2条第1項又は第3項の登録を受けようとする者は、申請手数料として29,000円を市に納付しなければならない。

(身分証交付手数料等)

第15条 身分証の交付、再交付又は書換え交付を受けようとする者は、浄化槽管理士身分証交付手数料、浄化槽管理士身分証再交付手数料又は浄化槽管理士身分証書換え交付手数料として2,400円以内で規則で定める額を市に納付しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第5項の規定に違反して措置をとらなかった者
- (2) 第9条第6項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第11条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第13条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に高知県知事の登録を受け本市の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けることなく引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

- 3 鏡村及び土佐山村の編入(附則第5項において「編入」という。)の際現に高知県知事の登録を受け旧鏡村又は旧土佐山村の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けなくても引き続き当該区域内において浄化槽保守点検業を営むことができる。

(営業所の設置に関する特例)

- 4 前2項の規定により浄化槽保守点検業を営むことができる者で、本市の区域内に営業所を有しないものに係る第9条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「本市の区域内に営業所」とあるのは、「営業所」と読み替えるものとする。

(罰則に関する経過措置)

- 5 編入の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 6 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に高知県知事の登録を受け旧春野町の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けなくても引き続き当該区域内において浄化槽保守点検業を営むことができる。
- 7 前項の規定により浄化槽保守点検業を営むことができる者で、本市の区域内に営業所を有しないものに係る第9条第1項の規定の適用については、同項中「本市の区域内に営業所」とあるのは、「営業所」と読み替えるものとする。
- 8 編入の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年4月1日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第14条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に登録又は更新の登録の申請をしたものに係る手数料から適用し、施行日前に登録又は更新の登録の申請をしたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年1月1日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月1日条例第23号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成18年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例(第1条の規定に限る。以下同じ。)による改正後の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による浄化槽管理士身分証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成20年1月1日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月1日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日条例第 41 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(浄化槽管理士に対する研修に関する特例)
- 2 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第 2 条第 2 項の有効期間の満了の日がこの条例による改正後の第 9 条第 8 項の研修がこの条例の施行の日以後最初に高知県内で実施される日前である者については、当該満了の日までの間は、同項の規定は、適用しない。

24 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(平成 10 年 4 月 1 日規則第 56 号)

改正 平成 12 年 12 月 26 日規則第 101 号 平成 14 年 4 月 1 日規則第 47 号

平成 18 年 4 月 1 日規則第 51 号 平成 21 年 4 月 1 日規則第 63 号

令和 2 年 4 月 1 日規則第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(平成 9 年条例第 53 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録の申請)

第 2 条 条例第 2 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとする者は、同条第 2 項の有効期間の満了の日前 30 日までに、条例第 3 条第 1 項に規定する申請書を提出しなければならない。

(登録申請書の様式)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者(新規・更新)登録申請書(第 1 号様式)によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する書類は、誓約書(第 2 号様式)によるものとする。

2 条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する書類は、器具明細表(第 3 号様式)によるものとする。

3 条例第 3 条第 2 項第 3 号に規定する連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類は、浄化槽清掃業者に関する書類(第 3 号様式の 2)によるものとする。

4 条例第 3 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める書類又は図面は、次のとおりとする。

(1) 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し

(2) 専任の浄化槽管理士の略歴を記載した書面(第 4 号様式)及び住民票の写し又はこれに代わる書面

(3) 申請者(法人である場合にあってはその役員、営業に関し成年と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面(第 5 号様式)

(4) 法人にあっては、登記事項証明書

(5) 個人にあっては、住民票の写し又はこれに代わる書面

(6) 事業計画書(第 6 号様式)

(7) 営業所及び条例第 9 条第 4 項に規定する器具の保管場所の所在地番を記載した見取図並びに当該保管場所における当該器具の保管場所を明示した配置図

(8) 申請者に係る市税について滞納がない旨の納税証明書

(登録簿の様式)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿は、第 7 号様式によるものとする。

(変更の届出)

第 6 条 条例第 6 条第 1 項の規定による届出は、浄化槽保守点検業登録事項変更届(第 8 号様式)に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

(1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更 住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書

- (2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限り。)登記事項証明書
- (3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに新たに役員となる者がある場合においては、第4条第1項及び同条第4項第3号に規定する書類
- (4) 条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更 第4条第4項第1号及び第2号に規定する書類(廃業等の届出)

第7条 条例第7条の規定による廃業等の届出は、浄化槽保守点検業廃業等届(第9号様式)により行わなければならない。

(保守点検を行うことができる浄化槽の基数)

第7条の2 条例第9条第3項に規定する浄化槽の基数は、最大700基とする。

(器具の設置)

第8条 条例第9条第4項に規定する規則で定める器具は、別表のとおりとする。

(浄化槽管理士身分証)

第9条 条例第9条第9項に規定する規則で定める浄化槽管理士身分証(以下「身分証」という。)は、第9号様式の2によるものとする。

- 2 浄化槽管理士は、条例第9条第9項の規定により身分証の交付を受けようとするときは、浄化槽管理士身分証交付(新規・書換え・再交付)申請書(第9号様式の3。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 3 浄化槽管理士は、身分証を譲り渡し、又は貸与してはならない。
- 4 身分証の有効期間は、当該身分証の交付を受けた日から条例第2条第2項の規定による浄化槽保守点検業者(条例第2条第1項の規定により市長の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。以下同じ。)の登録の有効期間の満了の日までとする。ただし、同条第4項の規定によりなお効力を有することとされる従前の登録に係る浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士の身分証の有効期限は、当該従前の登録がなお効力を有する日までとする。
- 5 浄化槽管理士は、身分証の記載事項に変更があったとき(浄化槽保守点検業者が条例第2条第3項の更新の登録を受けるときを含む。)は、交付申請書により、遅滞なく、身分証の書換え交付を市長に申請しなければならない。この場合において、身分証の書換え交付を受けたときは、浄化槽管理士身分証返納届出書(第9号様式の4。以下「返納届出書」という。)により、速やかに従来の身分証を市長に返納しなければならない。
- 6 前項の規定による身分証の書換え交付の申請があった場合において、当該身分証の有効期間の満了の日までに当該申請に対する身分証の書換え交付又は身分証の書換え交付を行わない旨の処分がなされるときは、当該身分証の有効期限は、当該申請に対する身分証の書換え交付又は身分証の書換え交付を行わない旨の処分がなされる日までとする。
- 7 浄化槽管理士は、身分証を破り、汚し、又は失ったときは、交付申請書により、身分証の再交付を市長に申請することができる。この場合において、身分証の再交付を受けた後は、返納届出書により、速やかに破った、又は汚した身分証を市長に返納しなければならない。失った身分証を発見したときも、同様とする。
- 8 浄化槽管理士は、次の各号のいずれかに該当したときは、返納届出書により、遅滞なく、交付を受けている身分証を市長に返納しなければならない。
 - (1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第45条第3項の規定に基づき浄化槽管理士が環境大臣から浄化槽管理士免状の返納を命ぜられたとき。
 - (2) 条例第8条第1項の規定により浄化槽保守点検業者が浄化槽保守点検業者登録簿から登録を抹消されたとき。

(3) 条例第 12 条第 1 項の規定に基づき浄化槽保守点検業者が浄化槽保守点検業の登録を取り消されたとき。

(4) 浄化槽管理士が浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士でなくなったとき。

(標識)

第 10 条 条例第 10 条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識の記載事項は次のとおりとし、その様式は第 10 号様式によるものとする。

(1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 登録番号及び登録有効期間

(3) 浄化槽管理士の氏名、浄化槽管理士免状の交付番号

(帳簿の記載事項等)

第 11 条 条例第 11 条の規定により営業所ごとに備える帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 浄化槽の保守点検を委託した浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

(2) 浄化槽管理者との契約年月日

(3) 浄化槽の所在地、処理能力及び処理方式並びにその浄化槽に係る建物の用途

(4) 保守点検を行った年月日、点検結果及び改善が必要であった場合の改善措置

(5) 条例第 9 条第 7 項の規定により通知した浄化槽清掃業者名及び通知年月日

2 前項の帳簿は、1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後営業所ごとに 3 年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第 12 条 条例第 13 条第 3 項に規定する証明書は、第 11 号様式によるものとする。

(身分証交付手数料等)

第 13 条 条例第 15 条に規定する規則で定める額は、2,400 円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 26 日規則第 101 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 14 年 4 月 1 日規則第 47 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日規則第 51 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条並びに次項及び附則第 3 項の規定は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 23 号。以下「改正条例」という。)附則第 2 項の規定に基づき平成 18 年 6 月 30 日までに第 1 条の規定による改正後の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第 9 条第 2 項の規定による浄化槽管理士身分証の交付の申請を行った場合において、同年 7 月 1 日までに当該申請に対する浄化槽管理士身分証の交付又は浄化槽管理士身分証の交付を行わない旨の処分がなされないときは、第 1 条の規定による改正前の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第 9 条に規定する

浄化槽管理士証は、同日後においては当該申請に対する浄化槽管理士身分証の交付又は浄化槽管理士身分証の交付を行わない旨の処分がなされるまでの間は、改正後の規則第9条第1項に規定する浄化槽管理士身分証とみなす。

- 3 改正条例附則第2項の規定に基づき平成18年7月1日前に交付を受けた改正後の規則第9条第1項に規定する浄化槽管理士身分証のうち、同日から平成19年3月31日までの間に更新の登録を受けた浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士の浄化槽管理士身分証については、改正後の規則第9条第4項本文の規定にかかわらず、当該浄化槽保守点検業者の更新後の登録の有効期間をその有効期間とする浄化槽管理士身分証とみなす。

附 則(平成21年4月1日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

＼	浄化槽管理士1人あたりに備える器具	左欄以外に備える器具
器具 の 名 称	汚泥厚測定器具、スカム厚測定器具、スカム破碎器具、水素イオン濃度測定器具、塩素イオン濃度測定器具、透視度計、亜硝酸反応測定器具、残留塩素計、温度計、殺虫剤噴霧器、11メスシリンダー、油さし、手かぎ、メジャー、工具類、懐中電灯、ロープ、バケツ、ひしゃく、ホース及びノズル、ブラシ、点検に要する試薬、薬剤	水準計、圧力計、ドラム巻取式コード、スコップ、はしご、棒すり、携帯用顕微鏡
備考	営業所に置く浄化槽管理士1人に対し、上に掲げる器具一式を営業所に備えること。	合併処理施設を対象とする場合は、次の器具を追加すること。 DO測定器具、MLSS測定器具、汚泥返送用自吸式ポンプ、換気ファン、酸素濃度計、ガス検知器(硫化水素用等)

25 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例

〔平成11年4月1日〕
〔条 例 第 3 9 号〕

改正 平成14年7月5日 条例第27号
平成20年1月1日 条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「法」という。)と相まって、高知市におけるダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策を実施することにより、人の健康に係る被害を未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
- (2) 小型焼却炉 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第1第5号の規定に該当しない廃棄物焼却炉をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、本市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、必要と認めるときは、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めなければならない。

3 市は、ダイオキシン類の発生及び排出の抑制のための施策について、事業者及び市民に対し、積極的な啓発及び指導に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ダイオキシン類の発生及び排出のおそれのない製品の製造及び使用に努めるとともに、廃棄物の分別及び再資源化による廃棄物の減量化その他廃棄物を適正に処理することにより、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の分別及び再資源化に努め、焼却により処理する廃棄物の減量を図る等により、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

(ダイオキシン類の濃度の調査測定等)

第6条 市長は、大気、土壌その他ダイオキシン類が残留し、人の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの(以下「汚染対象物」という。)について、計画的かつ効果的に、そのダイオキシン類の濃度を調査測定(法第27条第1項の規定による調査測定を除く。)するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査測定に際しては、その対象となる汚染対象物、範囲、時期等について、あらかじめ、高知市ダイオキシン類対策審議会(以下この条及び次条において「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により調査測定をしたときは、その結果を審議会に報告するとともに、審議会において特別の理由があると認めた場合を除き、これを公表しなければならない。

(抑制計画の策定)

第7条 市長は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、ダイオキシン類抑制計画(以下「抑制計画」という。)を定めなければならない。

2 抑制計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ダイオキシンの発生及び排出を抑制するための施策の大綱
 - (2) ダイオキシンの発生及び排出を抑制するための指導基準
 - (3) その他ダイオキシンの発生及び排出を抑制するために必要な事項
- 3 市長は、抑制計画を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、抑制計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、抑制計画の変更について準用する。
- (小型焼却炉の構造基準等)

第8条 小型焼却炉は、規則で定める構造基準に適合しなければならない。

- 2 小型焼却炉を用いた廃棄物の焼却は、規則で定める維持管理基準に適合しなければならない。
- (小型焼却炉の設置の届出)

第9条 小型焼却炉を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 小型焼却炉を設置する施設等の名称及び所在地
 - (3) 小型焼却炉の構造
 - (4) 小型焼却炉の使用の方法
- (経過措置)

第10条 一の焼却炉が小型焼却炉となった際現にその焼却炉を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(小型焼却炉の構造等の変更の届出)

第11条 第9条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更指導及び勧告)

第12条 市長は、第9条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、又は小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、その届出をした者に対し、当該小型焼却炉の構造若しくは使用の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第9条の規定による届出に係る小型焼却炉の設置に関する計画の廃止を指導するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(実施の制限)

第13条 第9条又は第11条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る小型焼却炉の構造若しくは使用の方法の変更をしてはならない。

- 2 市長は第9条又は第11条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第14条 第9条又は第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る小型焼却炉の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第15条 第9条又は第10条の規定による届出をした者からその届出に係る小型焼却炉を譲り受け、又は借り受けた者は、当該小型焼却炉に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第9条又は第10条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る小型焼却炉を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該焼却炉を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第9条又は第10条の届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から

30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善指導及び勧告)

第16条 市長は、小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるとき、又は小型焼却炉による廃棄物の焼却の方法が同条第2項に規定する維持管理基準に適合しないと認めるときは、当該小型焼却炉を設置している者に対し、期限を定めて当該小型焼却炉の構造、使用の方法若しくは焼却の方法の改善又は使用の一時停止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(事故時の措置)

第17条 小型焼却炉を設置している者（以下「設置者」という。）は、小型焼却炉の故障、破損その他の事故が発生したときは、直ちに、当該小型焼却炉の使用の一時停止その他の必要な応急の措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

(小型焼却炉に係る焼却灰等の処理)

第18条 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰その他の燃え殻（以下「焼却灰等」という。）が飛散し、及び流出しないよう措置を講じなければならない。

2 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰等の処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令の諸規定に従い、当該焼却灰等を適正に処理しなければならない。

(立入調査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び市民（以下「事業者等」という。）に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者等の当該事業等の用に供する土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物その他の物件の保管等若しくは焼却炉等廃棄物の処理若しくは処分の用に供する施設の構造若しくは維持管理等に関し調査し、若しくは汚染対象物の検査（以下「立入調査等」という。）をすることができる。

2 市長は、前項の規定による立入調査等をするため必要があるときは、必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で集取することができる。

3 市長は、立入調査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。

4 立入調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び公表)

第20条 市長は、第12条及び第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対して指導を行い、又は違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(1) 第9条から第11条まで、第14条または第15条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条第1項の規定に違反して小型焼却炉を設置し、又は小型焼却炉の構造若しくは使用の方法を変更した者

(3) 前条第1項の規定に違反して報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(4) 前条第1項の規定に違反して立入調査等を拒み、妨げ、又は忌避した者

(5) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がないのに土壌等の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 市長は、第12条第2項、第16条第2項及び前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に弁解の機会を付与した上で、その者の氏名等を公表することができる。

3 第1項に掲げるもののほか、市長はダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(ダイオキシン類対策審議会)

第21条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じてダイオキシン類対策に

関する基本的事項について調査審議するため、高知市ダイオキシン類対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、ダイオキシン類対策に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者及び市民
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
- 8 審議会の会議及び審議会に提出された資料は、公開するものとする。ただし、審議会の会議において非公開と決定したものについては、この限りでない。
- 9 委員及び特別委員は、前項本文の規定により公開されるべきものを除き、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。ただし、第21条及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、この条例（前項ただし書に定める規定に係る部分を除く。以下同じ。）の施行後、ダイオキシン類が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実の程度、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）その他の法令によるダイオキシン類規制の状況その他の事情に著しい変化があり、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（施行のために必要な準備）

- 4 市長は、抑制計画を定めようとするときは、この条例の施行の日前においても審議会の意見を聴くことができる。

（春野町の編入に伴う経過措置）

- 5 春野町の編入（以下「編入」という。）の際現に旧春野町の区域において、小型焼却炉（編入の日以後に使用されるものに限る。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、第10条に規定する焼却炉を設置している者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内」とあるのは、「平成20年3月31日まで」とする。

附 則（平成14年7月5日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例第8条から第16条まで及び第20条第1項（第3号から第5号までの規定を除く。）の規定は、平成14年12月1日において現に設置されている小型焼却炉のうち同日以後に使用されるもの及び同日以後に新たに設置される小型焼却炉について適用する。

附 則（平成20年1月1日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

〔平成22年7月1日〕
〔条例第52号〕

(目的)

第1条 この条例は、本市における歩きたばこ等の防止について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、歩きたばこ等を防止するために必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全性の向上を図り、もって安心して快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場その他一般に開放され、不特定多数の者が自由に出入りし、利用できる場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (4) 歩きたばこ等 公共の場所において、歩きながら又は立ち止まってたばこを吸うことその他一切のたばこを吸う行為（火の付いたたばこを持つ行為を含む。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、歩きたばこ等の防止を推進するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者に対し、歩きたばこ等の防止についての意識啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、歩きたばこ等をしないよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する歩きたばこ等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(歩きたばこ等禁止区域の指定)

第5条 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認める区域を歩きたばこ等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該禁止区域の住民、町内会その他関係団体等の意見を聴くものとする。

3 市長は、禁止区域を指定したときは、当該禁止区域の範囲その他の規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(禁止区域の指定の変更等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。

(禁止区域内における歩きたばこ等の禁止)

第7条 市民等は、禁止区域内において歩きたばこ等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、たばこの火の適正な管理及び周囲の状況への十分な配慮ができるときは、この限りでない。

- (1) 公共の場所を管理する者が指定する場所においてたばこを吸うとき。
- (2) 携帯用吸殻入れを使用し、立ち止まってたばこを吸うとき。

(指導又は勧告)

第8条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

- 2 市は、この条例の施行後３年以内に、この条例の規定の施行状況について検討を加え、その検討の結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

27 高知市歩きたばこ等の防止に関する条例施行規則

〔平成23年2月1日〕
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市歩きたばこ等の防止に関する条例（平成22年条例第52号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(歩きたばこ等禁止区域に係る告示)

第2条 条例第5条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定する歩きたばこ等禁止区域（以下「禁止区域」という。）の範囲
- (2) 指定の効力が生じる日

2 条例第6条第2項において準用する条例第5条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定を変更し、又は解除する禁止区域の範囲
- (2) 指定の変更又は解除の効力が生じる日

(指導及び勧告の方法)

第3条 条例第8条の規定による指導は口頭により、同条の規定による勧告は勧告書(様式第1号)の提示により行うものとする。

2 条例第8条の規定による指導及び勧告を行う職員は、身分証明書(様式第2号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔 平成 30 年 4 月 1 日 〕
〔 条 例 第 52 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項（法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第 9 条の 3 第 1 項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第 2 条 報告書の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場（法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定に基づく場合にあっては、当該焼却施設に限るものとする。以下「施設」という。）とする。

(縦覧等の告示)

第 3 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするとき、又は受託者（法第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する本市から非常災害により廃棄物の処分の委託を受けた者をいう。以下同じ。）が法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び期間、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書の提出先及び提出期限その他規則で定める事項を告示するものとする。

(縦覧の場所、期間等)

第 4 条 法第 9 条の 3 第 2 項の規定による縦覧の場所は、次に掲げる場所とし、その期間は、当該縦覧に係る告示の日から 1 月間（法第 9 条の 3 の 2 第 2 項に規定する場合にあっては、1 月を超えない範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）とする。

- (1) 高知市役所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定による縦覧の場所は、次に掲げる場所とし、その期間は、当該縦覧に係る告示の日から 1 月を超えない範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間とする。

- (1) 受託者の主たる事務所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

3 前 2 項に規定する縦覧に際しては、報告書のほか、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とし、その提出期限は、前条第1項に規定する縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間（法第9条の3の2第2項に規定する場合にあつては、2週間を超えない範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）を経過した日とする。

(1) 高知市役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 法第9条の3の3第2項の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とし、その提出期限は、前条第2項に規定する縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して、2週間を超えない範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間を経過した日とする。

(1) 受託者の主たる事務所

(2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該他の市町村の長に報告書及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類の写しを送付し、当該他の市町村の区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

29 高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

〔 平成30年4月1日 〕
規 則 第 48 号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成30年条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の告示事項)

第3条 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（施設が一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 受託者が施設を設置しようとする場合にあっては、当該受託者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所の所在地）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(縦覧の期間等)

第4条 条例第4条第1項及び第2項に規定する縦覧の期間のうち、高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日は、縦覧を行わないものとする。

- 2 縦覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、縦覧を行わない日又は縦覧の時間を変更することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、受託者が報告書の縦覧を行うときは、市長は、条例第4条第2項に規定する縦覧の期間における縦覧を行わない日及び縦覧の時間を、当該受託者と協議の上、別に定めることができる。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 報告書及び条例第4条第3項に規定する書類（以下「報告書等」という。）を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
 - (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。
- 2 市長及び受託者は、前項の規定に違反した縦覧者による縦覧を停止し、又は拒否することができる。

(意見書の記載事項)

第6条 意見書を提出しようとする者は、当該意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

30 手 数 料

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料

区分	名 称	事 務	金 額
1	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この表において「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては 130,000 円, その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては 110,000 円
2	一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第 9 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては 120,000 円, その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては 100,000 円
3	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	1 件につき 33,000 円
4	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	法第 9 条の 2 の 4 第 2 項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	1 件につき 20,000 円
5	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査	1 件につき 68,000 円
6	一般廃棄物処理施設合併又は分割認可申請手数料	法第 9 条の 6 第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1 件につき 68,000 円
7	一般廃棄物処理業許可申請手数料	法第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	1 件につき 10,000 円
8	一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	法第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 10,000 円
9	一般廃棄物処理業許可証再交付手数料	法第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可証の再交付	1 件につき 4,000 円
10	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	法第 14 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1 件につき 81,000 円
11	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	法第 14 条第 2 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 73,000 円
12	産業廃棄物処分業許可申請手数料	法第 14 条第 6 項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1 件につき 100,000 円
13	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	法第 14 条第 7 項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 94,000 円
14	産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	法第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1 件につき 71,000 円

15	産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	法第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1 件につき 92,000 円
16	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	法第 12 条の 7 第 1 項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	1 件につき 147,000 円
17	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料	法第 12 条の 7 第 7 項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1 件につき 134,000 円
18	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	法第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1 件につき 81,000 円
19	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	法第 14 条の 4 第 2 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 74,000 円
20	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	法第 14 条の 4 第 6 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1 件につき 100,000 円
21	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	法第 14 条の 4 第 7 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 95,000 円
22	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	法第 14 条の 5 第 1 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1 件につき 72,000 円
23	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	法第 14 条の 5 第 1 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1 件につき 95,000 円
24	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第 15 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては 140,000 円, その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては 120,000 円
25	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては 130,000 円, その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては 110,000 円
26	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	1 件につき 33,000 円
27	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	法第 15 条の 3 の 3 第 2 項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	1 件につき 20,000 円
28	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査	1 件につき 68,000 円

29	産業廃棄物処理施設合併又は分割認可申請手数料	法第 15 条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1 件につき 68,000 円
----	------------------------	---	--------------------

② 使用済自動車の再資源化に関する法律関係手数料

区分	名 称	事 務	金 額
1	引取業登録申請手数料	使用済自動車の再資源化に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下この表において「法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査	1 件につき 4,000 円
2	引取業登録更新手数料	法第 42 条第 2 項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査	1 件につき 3,000 円
3	フロン類回収業登録申請手数料	法第 53 条第 1 項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査	1 件につき 5,000 円
4	フロン類回収業登録更新申請手数料	法第 53 条第 2 項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査	1 件につき 4,000 円
5	解体業許可申請手数料	法第 60 条第 1 項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	1 件につき 78,000 円
6	解体業許可更新申請手数料	法第 60 条第 2 項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 70,000 円
7	破砕業許可申請手数料	法第 67 条第 1 項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	1 件につき 84,000 円
8	破砕業許可更新申請手数料	法第 67 条第 2 項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 77,000 円
9	破砕業変更許可申請手数料	法第 70 条第 1 項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1 件につき 67,000 円

③ 浄化槽法関係手数料

区分	名 称	事 務	金 額
1	浄化槽清掃業許可申請手数料	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下この表において「法」という。）第 35 条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	1 件につき 10,000 円
2	浄化槽清掃業許可更新申請手数料	法第 35 条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 10,000 円
3	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	法第 35 条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の許可証の再交付	1 件につき 4,000 円
4	浄化槽保守点検業者登録申請手数料	高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第 3 条の規定に基づく登録の申請に対する審査	1 件につき 29,000 円
5	浄化槽管理士身分証等交付手数料	高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第 9 条第 9 項の規定に基づく身分証交付の申請に対する審査	1 件につき 2,400 円

第11章 清掃年表

第11章 清掃年表

1 清掃年表

年	共通	ごみ	し尿
明治 33 年	4 月 1 日 汚物掃除法施行		～肥料として農地還元
大正 6 年		江ノ口に焼却場を設置	
昭和 5 年		丸池町に焼却場を建設	
26 年	教育民生部衛生課に清掃係を置く		
29 年	7 月 1 日 清掃法施行 10 月 1 日 高知市清掃条例施行 (特別清掃地域を設定)		7 月 市有海洋投棄船による土佐湾沿岸への投入処分開始
31 年	清掃行政が清掃事務所として独立		仁井田にし尿中継槽建設
34 年			8 月 民間 13 業者による清掃事業連合会設立
36 年	8 月 15 日 市民部清掃課に改称		
37 年		3 月 31 日 大谷清掃工場が竣工	
38 年	4 月 1 日 環境衛生課に改称		
40 年			1 月 1 日 民間業者による一般家庭のし尿収集に地区割制を採用
42 年	8 月 15 日 「機構改革」清掃管理課・清掃業務課の 2 課体制とする	3 月 31 日 宇賀清掃工場が竣工し丸池町の焼却場廃止	海洋投棄を沿岸より 20 km に
43 年		4 月 1 日 容器収集を主とする週 2 回のステーション収集方法を実施 (3 カ年計画で完成)	くみとりカードの配布
45 年	8 月 21 日 台風 10 号幡多郡に上陸 12 月 25 日 廃棄物処理法公布	7 月 16 日 菖蒲谷清掃工場着工	
46 年	9 月 24 日 廃棄物処理法施行	4 月 1 日 一般家庭のごみ収集手数料を無料化 モデル地区を対象に不燃物収集を開始	5 月 200 t 積高坂丸進水 9 月 1 日 1 地区複数業者制, 収集困難世帯の直営化など収集体制の改善を図る
47 年	2 月 1 日 旧介良村と合併	2 月 1 日 旧介良村ごみ棄却地を引き継ぐ 3 月 31 日 菖蒲谷清掃工場が竣工	
48 年	4 月 15 日 「機構改革」清掃事務所 (清掃管理課・清掃第一課・清掃第二課) 設置	6 月 介良ごみ棄却地用地買収 (土地開発公社)	4 月 1 日 海洋汚染防止法施行令の一部改正により, し尿投入地点が土佐沖の 105 カイリ (室戸岬沖 75 カイリ) まで延長。投入業務を株式会社中央海運に委託
49 年		12 月 介良ごみ棄却地用地第 1 次買収	5 月 31 日 東孕し尿中継場が竣工

年	共通	ごみ	し尿
昭和 50 年	4 月 1 日 「機構改革」清掃事務所（清掃管理課・清掃業務課）・清掃工場建設事務所を設置 8 月 17 日 台風 5 号宿毛市付近へ上陸	3 月 31 日 宇賀清掃工場廃止 9 月 介良棄却地へ災害ごみ埋立	1 月 30 日 一部事務組合（9 市町村）として高知中央地区衛生事務組合が設立許可される 2 月 24 日 財団法人高知市清掃公社設立登記 4 月 3 日 許可業者として財団法人高知市清掃公社業務開始 これに伴い民間業者の許可制を廃止 9 月 高知市し尿浄化槽設置指導要綱制定、し尿浄化槽清掃業許可
51 年	4 月 7 日 「機構改革」清掃事務所（清掃総務課・清掃業務課・大谷清掃工場・宇賀清掃工場・菖蒲谷清掃工場）に改編 9 月 13 日 台風 17 号長崎市へ上陸	1 月 介良棄却地第 2 次用地買収 7 月 1 日 登録制による資源・不燃ごみの分別収集（2 ヶ月に 1 回）開始 9 月 高知市再生資源土曜会協同組合と覚書を調印 資源物の収集運搬業務を委託	3 月 31 日 し尿海洋投入期限を 3 年間延長
52 年	4 月 1 日 「機構改革」清掃部を新設。（清掃工場建設事務所・清掃総務課・清掃業務課・大谷清掃工場・宇賀清掃工場・菖蒲谷清掃工場）の 1 事務所、5 課制となる	3 月 高知市再生資源土曜会協同組合を高知市再生資源処理協同組合に改称。呼称を「高知市再生資源処理センター」とする。 7 月 1 日 新清掃工場着工	
53 年	8 月 1 日 「機構改革」宇賀清掃工場を第一業務課に、清掃業務課を第二業務課とし、同日から第一業務課は高知市クリーンセンターで業務開始 9 月 1 日 第二業務課不燃物係を高知市クリーンセンターへ、同業務課係を横浜分室へ移転 10 月 7 日 「機構改革」清掃施設建設事務所を新設し、総務課・建設課を置く	7 月 資源・不燃ごみ収集を月 1 回収集とする 7 月 31 日 北本町 4 丁目の高知市クリーンセンター整備完了 通年 介良棄却地第 3 次用地買収	12 月 27 日 高知中央地区衛生事務組合解散
54 年		4 月 1 日から生ごみ排出容器をポリ袋又は丈夫な紙袋とする 9 月 4 日 高知市クリーンセンター二期工事完了 12 月 26 日 大谷清掃工場の収集部門を高知市クリーンセンターへ移転し収集部門統合 12 月 30 日 大谷清掃工場廃止	3 月 31 日 高知県し尿海洋投棄対策委員会との間でし尿海洋投入を昭和 58 年 3 月 31 日までの 4 年間延長とし、し尿投入地点を室戸沖 85 カイリとする覚書を交換 4 月 1 日 廃棄物処理法の改正によりし尿浄化槽汚泥処理業（収集運搬）許可により清掃業から分離 9 月 し尿陸上処理施設建設用地を五台山、介良地区に決定
55 年	4 月 10 日 「機構改革」清掃工場建設事務所を宇賀清掃工場に、第二業務課不燃物係を第一業務課不燃物係とする	3 月 31 日 新清掃工場である宇賀清掃工場が竣工 5 月 12 日 宇賀清掃工場性能試験開始 9 月 30 日 菖蒲谷清掃工場休止 10 月 7 日 宇賀清掃工場本格運転開始 11 月 6 日 市内 26 地区で「ごみを話し合う会」開始	4 月 1 日 東孕し尿中継場の前処理施設供用開始 6 月 1 日 高知市し尿浄化槽指導要綱改正 12 月 し尿処理施設都市計画決定

年	共通	ごみ	し尿
昭和 56 年	5 月 29 日 清掃施設建設事務所を 運転休止中の菖蒲谷工場へ移転	11 月 27 日 「ごみを話し合う会」 26 地区終了	9 月 し尿陸上処理施設用地買 収 10 月 7 日 し尿陸上処理施設建 設着工
57 年	4 月 5 日 第 2 業務課管理係を横 浜分室へ移転。これにより横浜分 室の名称を抹消	4 月 1 日 「機構改革」 第一業 務課の生ごみ収集 2 係制を 3 係 制とする	2 月 15 日 東孕し尿中継場の脱 臭装置の全面改造による運転 開始
58 年	8 月 1 日 「機構改革」 清掃総務 課・清掃業務課・第二業務課・宇 賀清掃工場・清掃施設課の 5 課制 になる	11 月 14 日 清掃車に無線設置を開 始 11 月 22 日～12 月 16 日 不燃物登 録団体代表者懇談会を 16 地区で開 催	3 月 31 日 し尿海洋投入につい て関係機関と協議し 59 年 6 月 まで延長 12 月 し尿陸上処理施設試運転 開始、し尿ポンプ圧送開始
59 年	8 月 1 日 「機構改革」 清掃総務 課・清掃業務課・宇賀清掃工場・ 清掃施設課の 4 課制となる	1 月 ごみ分別に水銀を含むごみ を加え 6 種類分別とする 4 月 1 日 生ごみ収集日を全市的 に見直し	1 月 し尿海洋投入処分廃止 7 月 1 日 し尿直営収集分を清 掃公社へ全面移管 7 月 1 日 し尿陸上処理施設高 知市東部環境センター正式稼 働
60 年	4 月 1 日 「機構改革」 保健環境 部、清掃企画課・清掃業務課とす る	3 月 31 日 三里最終処分場竣工 4 月 10 日 三里最終処分場埋立処 分開始	10 月 1 日 浄化槽法施行
61 年		7 月 1 日 市内介良の埋立地跡地 を高知市東部総合運動場として使 用開始（多目的グラウンド、テニ スコート）	
62 年	4 月 1 日 「機構改革」 市民環境 部清掃対策室となる	5 月 15 日 清掃事業検討委員会設 置	3 月 28 日 勤労者体育センター 落成
63 年		1 月 26 日 資源・不燃ごみ収集に ついて 25 地区で懇談会（～3 月 10 日） 5 月 14 日 五台山処分場埋立処分 終了 6 月 1 日 プラスチック分別収集 3 地区（三里・大津・上街）モデ ル事業開始	
平成元年		6 月 13 日 菖蒲谷工場の財産処分 承認 6 月 30 日 プラスチック減容施設 着工 7 月 5 日 12 地区でプラスチック 収集開始	3 月 29 日 東部総合運動場野球 場着工 4 月 1 日 合併浄化槽設置補助 制度（環境課）
2 年		1 月 24 日 プラスチック収集全市 拡大 3 月 30 日 プラスチック減容工場 竣工 8 月 21 日 高知市再生資源処理協 同組合との覚書変更	8 月 24 日 東部総合運動場野球 場落成
3 年	10 月 5 日 廃棄物処理法改正 10 月 25 日 再生資源の利用の促進 に関する法律施行（リサイクル 法）	4 月 生ごみ収集を月・木と火・金 に変更 10 月 資源・不燃ごみ収集日の見 直し。水銀含有廃棄物の収集を高 知市再生資源処理協同組合に委 託 10 月 1 日 財団法人高知県医療廃 棄物処理センター設立	2 月 野球場、プロ野球福岡ダ イエーホークスキャンプ開始 5 月 （財）高知市清掃公社が （財）高知市環境事業公社へ名 称変更

年	共通	ごみ	し尿
平成4年	7月4日 (改正) 廃棄物処理法施行 9月25日 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行(産廃処理特定施設整備法)	7月1日 同センター焼却施設稼働開始 11月25日 高知クリーン推進会発足	
5年	6月25日 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行(リサイクル支援法) 9月 バーゼル条約加入 12月16日 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行(特定有害廃棄物輸出入規制法)		
6年	1月1日 (改正) 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行 4月1日 「機構改革」市民環境部に清掃対策室(3課体制)とは別に清掃施設建設事務所を設置 4月19日 財団法人エコサイクル高知設立	1月10日～2月28日 ごみを語る地区懇談会開催	
7年	1月 高知市一般廃棄物処理基本計画策定 6月16日 容器包装リサイクル法公布順次施行	7月29日～9月6日 事業所とのごみ問題を語る懇談会開催	
8年	4月1日 「機構改革」清掃対策室が清掃企画課・清掃業務課・宇賀清掃工場・東部環境センターの4課体制となる 清掃施設建設事務所が清掃施設建設室となる (改正) 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行(ポイ捨て行為の禁止に関する条文の新設) 11月1日 環境美化重点地域指定 11月 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画及び容器包装廃棄物分別収集計画策定	4月1日 ごみ処理手数料を改定施行 プラスチック及び水銀含有廃棄物手数料を新設 4月 フロン回収事業開始 5月24日 三里最終処分場の延命化対策工事着工(9月28日同工事竣工) 8月1日 生ごみ処理容器購入補助金交付要綱施行 11月 第1期容器包装廃棄物分別収集計画策定 12月26日 三里最終処分場拡張用地を高知市土地開発公社より取得	1月1日 し尿処理手数料を改定施行 下水道処理(供用開始後3年を経過)区域内及び臨時収集の場合に特別収集手数料を新設 通年 東部総合運動場拡張用地買収
9年	3月26日 財団法人高知県魚さい加工公社設立 4月1日 消費税の改正等による手数料一部改定	2月 介良県住中野団地で半透明袋の使用等モデル事業実施	12月 東部総合運動場南テニスコート着工
10年	4月1日 中核市移行 「機構改革」清掃・環境・下水道部門が統合され環境下水道部となる。清掃部門は、環境下水道総務課・環境対策課・環境業務課、東部環境センター・宇賀清掃工場の5課制と清掃施設建設室・清掃施設建設課となる。 6月5日 家電リサイクル法公布、順次施行 9月24～25日 秋雨前線に伴う集中豪雨	4月1日 高知市一般廃棄物処理実施計画に生ごみ・プラスチック類ごみの透明・半透明袋での排出を規定 中核市移行に伴い、県から産業廃棄物行政に関する事務権限が委譲される 10月 三里最終処分場埋立完了 11月 三里最終処分場拡張部分へ埋立開始 12月19日 新清掃工場着工	4月 一般廃棄物処理業の許可期間が1年から2年となる 10月 東部総運動場屋内練習場供用開始 11月 東部総合運動場南テニスコート、多目的広場供用開始

年	共通	ごみ	し尿
平成 11 年	4 月 1 日 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例制定 7 月 1 日 高知市ダイオキシン類対策審議会、高知市エコタウン事業推進委員会設置 7 月 8 日 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P T R T 法)成立 7 月 16 日 ダイキオキシン類対策特別措置法公布	3 月 14 日 三里最終処分場拡張工事完了 4 月 1 日 ごみの透明・半透明袋での排出を義務づける 6 月 昭和 53 年から平成 10 年まで続いた再生自転車即売会を廃止 7 月 第 2 期容器包装廃棄物分別収集計画策定 10 月 高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度の実施	4 月 16 日 東部総合運動場国体プール起工式 6 月 高知市環境保全事業共同組合より「合特法の趣旨に基づく民間活力の導入について」請願の提出、9 月議会で採択
12 年	1 月 15 日 ダイオキシン類対策特別措置法施行 4 月 1 日 「機構改革」環境部設立。清掃部門は環境政策課、廃棄物対策課、環境業務課、宇賀清掃工場、東部環境センター、清掃施設建設課の 6 課体制。環境政策課内にエコタウン推進室を設置。容器包装リサイクル法完全施行 5 月 循環型社会形成推進基本法等廃棄物・リサイクル関連 6 法成立 12 月 13 日 「エコタウン高知市・事業計画」が国の承認を受ける	1 月 廃棄物減量等推進員制度の実施 2 月 ペットボトルの店頭回収に関する地区説明会の開催 4 月 1 日 市内量販店等におけるペットボトルの拠点回収開始	12 月 乾燥し尿汚泥の農地還元への供給を終了
13 年	4 月 1 日 家電リサイクル法本格施行	2 月 家電リサイクル法に関する説明会の開催 3 月 高知県電機商業組合と義務外家電の収集運搬について協定を締結 4 月 特定家庭用機器の収集運搬助成制度開始 9 月 容器包装リサイクル法（その他プラ）に関する地区説明会の開催 11 月 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装収集開始 11 月 1 日 新清掃工場である高知市清掃工場試運転開始	6 月 東部総合運動場国体プール落成式 11 月 東部環境センターの乾燥・焼却施設廃止に伴い、し尿処理汚泥を清掃工場で焼却開始
14 年	9 月 第 57 回国民体育大会(夏季) 10 月 第 57 回国民体育大会(秋季)	3 月 29 日 高知市清掃工場竣工 3 月 29 日 宇賀清掃工場休止 4 月 1 日 高知市清掃工場本格運転開始 6 月 1 日 ヨネッツこうち開館 6 月 第 3 期容器包装廃棄物分別収集計画策定	
15 年	3 月 第 2 次一般廃棄物処理基本計画策定		4 月 1 日 東孕し尿中継場休止 東部総合運動場の管理・運営を教育委員会へ所管替え
16 年	4 月 1 日 「機構改革」清掃施設建設事務所を廃止	7 月 1 日 ごみ処理手数料を改定施行 10 月 1 日 可燃粗大ごみ、雑ごみを可燃雑ごみ、不燃雑ごみに変更	5 月 し尿処理施設一列運転開始

年	共通	ごみ	し尿
平成 17 年	1 月 1 日 鏡村・土佐山村と合併 4 月 1 日 「機構改革」環境政策課 エコタウン推進室を廃止	6 月 第 4 期容器包装廃棄物分別 収集計画策定 11 月 1 日 不燃雑ごみの収集を高 知市再生資源処理協同組合に委託	7 月 民間事業所でし尿汚泥の 堆肥化実験を実施 12 月 一部のし尿汚泥の堆肥化 を委託開始
18 年	4 月 1 日 「機構改革」清掃施設建 設課を廃止し、ごみ減量推進課を 設置	4 月 清掃工場から排出される飛 灰の再資源化を委託 清掃工場灰溶融炉故障	
19 年		2 月 清掃工場灰溶融炉再稼働 3 月 エコ・パーク宇賀完成 4 月 1 日 ごみ処理手数料を改定 施行 6 月 第 5 期容器包装廃棄物分別 収集計画策定 10 月 1 日 ごみの分別区分の変更 と分別区分の追加（飲料用紙パッ ク、家電品）と名称変更（生ごみ →可燃ごみ、可燃雑ごみ→可燃粗 大ごみ、不燃雑ごみ→不燃ごみ）	3 月 31 日 東孕し尿中継場廃止
20 年	1 月 1 日 春野町と合併 「機構改革」春野環境センター を設置		
21 年	4 月 1 日 「機構改革」ごみ減量 推進課を廃止	7 月～12 月 家庭ごみ有料化に関 する地域説明会を開催	
22 年	4 月 1 日 「機構改革」環境政策 課 環境企画係を廃止し、低炭素 都市推進室を設置。みどり課が 都市建設部から移管。	3 月 市議会定例会にごみ有料化 等条例議案を提案、否決 6 月 第 6 期容器包装廃棄物分別 収集計画策定 11 月 「かさ」の分別区分を不燃 ごみから金属に変更 10～12 月 市内 10 か所のモデルス テーションで「雑がみ」試験回収	
23 年		2 月 1 日 歩きたばこ等の防止に 関する条例施行 3 月 市内全域で「雑がみ」回収開 始	
24 年	4 月 1 日 「機構改革」環境政策 課 低炭素都市推進室を廃止し、 新エネルギー推進課を設置	7 月 1 日 ステーションからの資 源物等の持ち去りを禁止する条 例施行	
25 年	3 月 第 3 次一般廃棄物処理基本 計画策定 4 月 1 日 「機構改革」環境政策 課 ごみ減量推進担当を廃棄物 対策課に移管 4 月 1 日 小型家電リサイクル法 施行	6 月 第 7 期容器包装廃棄物分別 収集計画策定	4 月 1 日 高知市環境事業公社 が財団法人から公益財団法人 へ移行
26 年	4 月 1 日 消費税の改定等による 手数料一部改定 「機構改革」みどり課を都市建 設部に移管し、春野環境センタ ーを廃止。東部環境センターの 所管業務に、団地下水道に関す る業務を追加		

年	共通	ごみ	し尿
平成 27 年	3 月 高知市災害廃棄物処理計画 Ver. 1 策定 3 月 30 日 クリーンセンター 新築移転 4 月 1 日 「機構改革」 廃棄物対策課 ごみ減量推進担当を環境政策課に移管	4 月 「鏡」の分別区分を水銀含廃棄物から不燃ごみに変更。「金属キャップ」の分別区分を不燃ごみからカンに変更 「針・画鋸などの小さい金属」の分別区分を不燃ごみから金属に変更 4 月 特定家庭用機器の収集運搬助成制度廃止	3 月 31 日 春野地区のし尿処理を行っていた仁淀川下流衛生事務組合を脱退 4 月 1 日 春野地区のし尿を東部環境センターで処理するように変更
28 年		6 月 第 8 期容器包装廃棄物分別収集計画策定	
29 年	4 月 1 日 「機構改革」 環境政策課 環境施設対策室を設置。		
30 年		10 月 高知市ふれあい収集事業を長浜・御畳瀬・浦戸の 3 地区において試行開始 10 月 家電品について、小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者へ引渡しを開始	
31 年 (令和元年)	10 月 1 日 食品ロス削減法施行 10 月 1 日 消費税の改定等による手数料一部改訂	3 月 高知市ふれあい収集事業の試行対象地区を拡大し、旭・鏡の 2 地区においても実施 6 月 第 9 期容器包装廃棄物分別収集計画策定 7 月 高知市ふれあい収集等の試行対象地区を拡大し、五台山・高須・大津・介良・土佐山の 5 地区においても実施	4 月 嶺北広域行政事務組合（大豊町、本山町、土佐町、大川村）の区域内で収集したし尿及び浄化槽汚泥について、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、同組合と確認書を交わし、東部環境センターで処理を開始。
令和 2 年		4 月 高知市ふれあい収集事業を市内全域で実施 4 月 ペットボトルについて、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引渡しを開始	
令和 3 年	3 月 高知市災害廃棄物処理計画 Ver. 2 策定 4 月 1 日 「機構改革」 環境政策課 環境施設対策室を廃止し、環境施設対策課を設置。 新エネルギー推進課と環境政策課を統合し、新エネルギー・環境政策課を設置		
令和 4 年	4 月 1 日 プラスチック資源循環法施行	7 月 第 10 期容器包装廃棄物分別収集計画策定 7 月 リネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結	
令和 5 年	3 月 第 4 次一般廃棄物処理基本計画策定	10 月 (株)セブンーイレブン・ジャパンと協定を締結 12 月 (株)マーケットエンタープライズと協定を締結	
令和 6 年	5 月 29 日 再資源化事業等高度化法公布		

令和6年度 高知市の休日のごみ (可燃ごみ・プラスチック製容器包装)収集計画

※ 「―」はもともと収集のない曜日です。

※ ごみは収集日当日の朝8時までに出してください。

休日	可燃ごみ		プラスチック製 容器包装(水曜)
	月・木曜収集地区	火・金曜収集地区	
4月29日(月) 昭和の日	収集	―	―
5月3日(金) 憲法記念日	―	休み	―
5月6日(月) こどもの日(振替休日)	休み	―	―
7月15日(月) 海の日	収集	―	―
8月12日(月) 山の日(振替休日)	収集	―	―
9月16日(月) 敬老の日	収集	―	―
9月23日(月) 秋分の日(振替休日)	収集	―	―
10月14日(月) スポーツの日	収集	―	―
11月4日(月) 文化の日(振替休日)	収集	―	―
12月30日(月)	収集	―	―
12月31日(火)	―	収集	―
1月1日(水)	―	―	休み
1月2日(木)	休み	―	―
1月3日(金)	―	休み	―
1月13日(月) 成人の日	収集	―	―
2月11日(火) 建国記念の日	―	収集	―
2月24日(月) 天皇誕生日(振替休日)	収集	―	―
3月20日(木) 春分の日	収集	―	―

- 年末のごみ収集は、(月・木)地区は12月30日(月)、(火・金)地区は12月31日(火)がそれぞれ最終日となります。
- 1月1日(水)から1月5日(日)までは、ごみの収集はありません。
- 年始のごみ収集は、可燃ごみが(月・木)地区は1月6日(月)から、(火・金)地区は1月7日(火)から、プラスチック製容器包装が1月8日(水)から開始します。

【お問い合わせ先】

高知市環境業務課 高知市長浜宮田2000番地10 TEL. 088-856-5374

資源物・不燃ごみの収集日は裏面をご覧ください。

令和6年度 高知市の休日のごみ (資源物・不燃ごみ)収集計画

※ ごみは収集日当日の朝8時までに出してください。

休日	資源物・不燃ごみ
4月29日(月) 昭和の日	5月3日(金)が資源物・不燃ごみ収集地区(第1金地区)を収集
4月30日(火)	5月6日(月)が資源物・不燃ごみ収集地区(第1月地区)を収集
5月3日(金) 憲法記念日	休み(4月29日(月)に変更し収集)
5月6日(月) こどもの日(振替休日)	休み(4月30日(火)に変更し収集)
7月15日(月) 海の日	当日分(第3月地区)を収集
8月12日(月) 山の日(振替休日)	当日分(第2月地区)を収集
9月16日(月) 敬老の日	当日分(第3月地区)を収集
9月23日(月) 秋分の日(振替休日)	当日分(第4月地区)を収集
10月14日(月) スポーツの日	当日分(第2月地区)を収集
11月4日(月) 文化の日(振替休日)	当日分(第1月地区)を収集
12月28日(土)	1月1日(水)が資源物・不燃ごみ収集地区(第1水地区)を収集
12月30日(月)	1月2日(木)が資源物・不燃ごみ収集地区(第1木地区)を収集
12月31日(火)	1月3日(金)が資源物・不燃ごみ収集地区(第1金地区)を収集
1月1日(水) 元日	休み(12月28日(土)に変更し収集)
1月2日(木)	休み(12月30日(月)に変更し収集)
1月3日(金)	休み(12月31日(火)に変更し収集)
1月13日(月) 成人の日	当日分(第2月地区)を収集
2月11日(火) 建国記念の日	当日分(第2火地区)を収集
2月24日(月) 天皇誕生日(振替休日)	当日分(第4月地区)を収集
3月20日(木) 春分の日	当日分(第3木地区)を収集

【お問い合わせ先】

高知市環境業務課 高知市長浜宮田2000番地10 TEL. 088-856-5374

可燃ごみ・プラスチック製容器包装の収集日は裏面をご覧ください。

清掃事業概要（令和6年度版）

発行年月	令和7年3月
発行編集	高知市環境部 新エネルギー・環境政策課 〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 Tel. 088(823)9209